

平成30年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成30年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成30年3月9日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 平成30年度町政施政方針説明

日程第 5 報告第1号から議案第38号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告

日程第 7 請願委員会付託

平成30年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員（1名）

15番 阿久津 梅 夫 議員

説明のための出席者

大宅 宗吉	町 長	渡部 龍一	副 町 長
星 英雄	教 育 長	渡部 正義	総務課長
渡部 浩治	総合政策課長	居倉 雅彦	税務課長
梅宮 昭広	住民生活課長	小寺 俊和	健康福祉課長
渡部 徹	農林課長	相原 盛隆	商工観光課長
阿久津 弘典	建設課長	野中 英昭	環境水道課長
室井 竜典	会計室長	五十嵐 小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀 美恵子	学校教育課長	酒井 浩哉	生涯学習課長
長沼 豊	舘岩総合支所長	星 正信	伊南総合支所長
馬場 宗一	南郷総合支所長	木下 光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

馬場 秀成	事務局 長	齋藤 二郎	事務局長補佐
-------	-------	-------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

ただいまから平成30年第1回南会津町議会定例会を開会します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、森秀一君、10番、楠正次君を指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月16日までの8日間とし、明10日から13日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの8日間に決定しました。

◇

◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成29年第4回定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び総務委員会、文教厚生委員会所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、1月16日に招集された平成30年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び平成30年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会並びに2月23日に招集された平成30年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び平成30年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会、議会報告会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成30年1月までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書により通知がありましたので、報告しておきます。

次に、行政報告を行います。

平成29年第4回定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。

◇

◎平成30年度町政施政方針説明

○五十嵐 司議長 日程第4、平成30年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

本日、ここに平成30年度一般会計予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

平成22年4月に私が町長に就任して以来、この4月をもって2期8年の任期が満了すること

となります。この間、常に初心を忘れることなく、政治信念であります「公平・公正・誠実・思いやり」を基本として、「安心と信頼のまちづくり」に全力を傾注してまいったところでございます。

議員各位並びに町民の皆様、関係機関等の皆様の温かいご支援・ご協力に支えられ、町政を進展できましたことを改めて感謝申し上げます。

昨年7月には、地元の力を結集し、中心市街地のシンボリックな建築物として、防災拠点はもちろんのこと、障害者の雇用を促進するためのスペースを配置した役場新庁舎が開庁いたしました。この庁舎を核として、住民と行政が力を合わせ、協働のまちづくりに向けた各種施策を進めてまいりました。

また、昨年4月には、浅草駅から会津田島駅を特急一本で結ぶ、特急リバティ会津の運行が開始されたほか、道路網の整備についても、南会津地方にとっての悲願でもあります会津縦貫南道路、下郷田島バイパスの5工区を中心ぐいが設置されるなど、長年待ち望んできました交通体系の充実に関して、着実な進展が見られるようになってまいりました。平成30年度には、下郷田島バイパス本町工区で工事着工となる見込みであり、また、本町が起点となり栃木県とつながる栃木西部・会津南道路も栃木県側で事業が動き出すなど、鉄道や基幹道路を取り巻く環境が大きく変化しており、今後の交流の新たな展開が期待されます。

このような新たな潮流を的確に捉え、山積する行政課題に総力を挙げて取り組みながら、町民の皆様とともに手を携え、未来につながる新たなまちづくりに邁進してまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

町政運営に当たりましては、町民の皆様の声が町政運営に反映させるために、「ようこそ町長室へ」を初めとして、タウンミーティング（町政懇談会）や各種団体との対話など、さまざまな機会を大切にしてきました。また、近年多発する自然災害に対しては、迅速かつ的確に対応することで、安全と安心の確保に努め、常に町民生活の安定と向上を基本とし、町民の皆様から信頼される行政を目指してきました。

平成30年度におきましても、この基本姿勢を忘れることなく、町政運営に努め、なお一層住みよいまちづくりを目指し、町民生活向上のため全力で取り組んでまいります。

昨年、町民の皆様が主役となった地域社会を確立し、町民と行政が協力し合って協働のまちづくりに取り組むための「みんなの力は地域の力、みんなで創る協働のまちづくり宣言」、豊かな自然環境を未来永劫伝承していくための「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり宣言」の2つのまちづくり宣言を行いました。これらのまちづくり宣言を着実に推進して

いくことが、町民が主役となり住みよいまちづくり、さらには町の目指す総合振興計画の将来像「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」の実現につながるものであります。限られた財源の中で、将来像が実現できるよう事業検証を行い、効果的な事業に取り組んでまいります。

また、総合振興計画に基づく3つの重点施策、「働く環境の充実と町民所得の向上」「福祉と子育て環境の充実」「地域力の向上」と、個別事項として「社会資本整備の充実」「安全安心の地域づくりへ向けた防災体制の充実」を町政運営の柱に掲げ、職員と一丸となって総力を注いでまいります。

続きまして、平成30年度予算編成について申し述べます。

我が国の経済は、アベノミクスによる施策の実施により、GDPが名目、実質ともに増加し、企業収益が過去最高を記録するとともに、就業者数の増加や賃上げなど、雇用・所得環境が大きく改善され、経済の好循環が実現しつつあると言われております。

政府は、今後も引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本に掲げ、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会の実現」へ向け、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環をさらに加速させるように、施策を実施していくとしています。

このような状況下において、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意しながら、保育環境整備といった「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた人材への投資、研究開発などの重要な政策課題に必要な措置を講ずるものとして、国の平成30年度当初予算が編成されたところであります。

総務省が本年2月に公表した平成30年度地方財政計画によると、歳出総額は昨年から0.9%の増、一般財源総額についても0.1%の増と、昨年を上回る額を確保したとされています。一方で、本町の財政運営に大きく影響を及ぼす地方交付税については、地方税収等の伸びにより、昨年を2.0%下回る16兆85億円とされており、厳しい状況となることが予想されます。

このような状況の中にあって、現在の本町の財政状況は、町村合併以降、行政改革大綱に基づく定員管理による人件費や内部管理経費の削減、地方債発行の適正な管理などにより、財政健全化判断比率等の財政指標は安定した状況を保っておりますが、普通交付税の合併算定がえ終了に伴う一般財源の減少により、非常に厳しい時期に入ってきております。また、公共施設の老朽化による維持管理経費等の増加が今後の町財政を圧迫することが予想されることから、これまで以上に創意工夫による事務事業のスリム化が喫緊の課題となっております。こうした

状況にあっても、人口減少と少子高齢化社会に向けての取り組みなど、多様化する行政課題に的確に対応することが必要であると考えております。

このようなことから、平成30年度当初予算編成においては、「ともに手を携え、みんなで目指そう、着実な地域活力の向上！」をスローガンに掲げ、前段に申し述べました3つの重点施策と2つの個別事項の実現に向けて、限りある財源の効果的な配分に努めたところであります。

そのような中、一般会計につきましては、広域消防署新庁舎建設事業や伊南学校給食センター建設事業などの大規模事業が本格的に動き出すものの、財政健全化に配慮しつつ、将来を見据えた事務事業の重点選別に努めたことにより、歳出予算の縮減が図られた結果、予算総額は平成29年度当初予算と同額の125億8,100万円を計上いたしました。また、特別会計は5会計で48億10万円、公営企業会計は1会計で10億6,990万7,000円、全会計では184億5,100万7,000円の予算規模としたところであります。

それでは、重点施策及び主要な施策について、南会津町総合振興計画に位置づけられている目標の柱の順序により、ご説明申し上げます。

初めに、自然環境と調和のとれた生活環境の整備について申し述べます。

生活排水対策では、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化による生活環境の向上を図るため、公共下水道田島処理区新町地区及び特定環境保全公共下水道南郷処理区木伏地区の管路整備を中心に事業を継続し、終末処理場の老朽化に対応するため、田島都市環境センター、南郷浄化センターの長寿命化対策を引き続き取り組んでまいります。さらに、集合処理区域外の排水対策として、合併処理浄化槽設置のための支援を継続し、水洗化率の向上を推進してまいります。

水道事業では、漏水事故などへの確かな対応をするため、南郷・中部地区・田部長野・荒海の各施設の更新事業を継続して実施いたします。また、行司地区・高野地区において配水設備拡張事業に取り組んでまいります。さらに、渇水期でも安定した水道水が提供できるよう新たに田島第1水源地の改良工事を実施し、施設の強化を図り、水道水の安全で安定した供給に努めてまいります。

自然環境保全については、自然資源を活用しつつ自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐ責務があります。このため、環境施策の方向性を定めた南会津町環境基本計画の策定から10年が経過したことから、長期的な視点に立ち、第2次計画の策定を行い、自然環境に対する意識の高揚に努めてまいります。

道路網の整備では、社会資本整備総合交付金事業により、新規に庁舎東側に隣接する後原1

号線の整備に着手するとともに、大新田1号線を初め、生活基盤である道路及び橋梁の改築・修繕工事を実施するほか、橋梁長寿命化点検を行い、安全で安心なライフラインの構築に努めてまいります。また、除雪機械では、除雪機械更新計画に基づき、老朽化した除雪機械を更新し、降雪期における生活道路の確保に努めてまいります。

高規格道路については、工事着工が具体化してきた会津縦貫南道路5工区（国道121号下郷田島バイパス）、栃木県側で事業が動き出してきた栃木西部・会津南道路、さらには国道289号田島バイパスの延伸、国道121号鎌倉崎工区の道路拡幅改良の進展等、本町を取り巻く基幹道路の整備が着実に進んできております。これらの社会資本整備に対応した将来ビジョンを描き、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

会津田島駅周辺土地区画整理事業では、引き続き、国道289号田島バイパスの早期開通を目指すとともに、区画道路の築造と街区造成工事により、土地の高度利用と住みよい市街地の形成に努めてまいります。

住宅対策では、引き続き、老朽化が著しい寺前団地に1棟2戸の木造住宅の建てかえを行い、入居者の住環境向上と地域木材使用による地場産業の活性化を図ってまいります。

冬期間の除雪支援事業については、高齢者世帯等除雪支援事業を継続するとともに、集落内における相互扶助体制との連携など、行政と地域が一体となり、高齢者が日々安心して暮らせる生活環境の充実に努めてまいります。

空き家対策に関しましては、平成29年10月に策定した南会津町空き家等対策計画に定める基本方針に従い、適正な管理の推進、利活用の推進、除却支援を空き家対策の3つの柱に、適正に管理されていない空き家等の抑制や空き家の有効活用に努めてまいります。また、空き家バンク制度の運用に関しては、田舎暮らしを希望する都市住民からの問い合わせがあり、賃貸や売買として成約する物件も出てまいりました。今後は、空き家バンクへの登録を所有者に促すなど、空き家の有効利用に努めてまいります。

次に、重点施策として位置づけた1点目の「働く環境の充実と町民所得の向上」に関する取り組みを含め、各産業の振興について申し述べます。

雇用対策では、地元企業と新規高卒者とのマッチングを促進する合同企業説明会を行い、地元企業の魅力を発信するとともに、新規高卒者の地元定着に結びつける取り組みを引き続き行ってまいります。また、製造業の設備投資を支援し、雇用の安定確保を図るための地域活力創生事業やがんばる企業・人材育成支援事業を継続し、雇用の場の確保に努めるほか、新規学卒者及びU・Iターン者が正職員として就職する場合の支援制度である若者定住応援プログラム

交付金事業についても顕著な成果があらわれていますので、引き続き実施し、若者の定住対策をより一層進展させてまいります。

農業分野においては、さらなる新規就農者の確保に向けて、これまで同様、国の支援制度に町独自の支援事業を組み合わせ、就農初期段階の経営安定化を図るための支援を継続してまいります。また、町の重点振興作物であるトマト、アスパラガス、花卉の生産性を向上させる支援制度を継続し、山間高冷地の冷涼な気候を生かした付加価値の高い農作物の生産拡大と農業所得の向上に取り組んでまいります。

稲作においては、50年近く続いた国による米の生産調整が平成30年産米から廃止され、生産数量目標が示されなくなりますが、本町としましては、過剰作付による米価下落を考慮し、平成30年産以降も生産数量の目安を示していくこととし、引き続き、備蓄米等への作付誘導により、需要に応じた米の生産を推進してまいります。また、生産調整達成者に交付されていた米の直接支払交付金も廃止されることから、稲作農家の収入減少を緩和するため、主食用米、備蓄米を20アール以上作付した稲作農家を対象に、町独自の支援策を稲作農家支援事業として、平成30年度限りの時限措置として実施いたします。

さらに、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題解決に向けて、集落や地域の5年後、10年後を見据えた話し合いを重ね、「人・農地プラン」を推進するとともに、本年7月から法律改正に伴う新しい農業委員会制度に移行し、農地利用の最適化の推進を図ってまいります。

農業基盤の整備においては、県営中山間地域総合整備事業により、農業用排水施設や農道整備を行うとともに、田部地区の圃場整備に関しては、経営体育成基盤整備事業により円滑な事業推進に努めてまいります。また、田島地域の荒海地区や桧沢地区、南郷地域の鴛巣地区からも圃場整備の要望があり、今後の町農業の大きな課題である担い手の確保と規模拡大による農業経営の長期安定化を図るため、積極的に圃場整備に取り組んでまいります。

野生鳥獣による農作物への被害防止については、野生鳥獣の生態の把握に努め、被害防除対策への支援、さらには有害鳥獣の個体数調整を強化し、被害の縮減に取り組んでまいります。また、耕作者及び集落で進める防除費用への支援を継続してまいります。

林業に関する施策としては、昨年4月28日に選定された林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業を核とし、素材生産量、森林認証林、林産業関係従事者の増加という3つの目標を掲げ、素材生産者から加工業者までの多くの関係者が連携し、目標の達成と「木の町」復活に向けた取り組みを重点的に行うため、役場の組織改編を行い、農林課の中に「林業成長産業化推

進室」を設置し、森林資源の有効活用を雇用の創出のため、事業の推進に当たってまいります。間伐材の利活用による森のエネルギー創出事業や林産業人材育成支援事業を引き続き継続するとともに、新たな事業として町産材使用新築住宅等補助制度を実施し、より一層の森林・林業の振興と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックにおいては、町産森林認証材が活用されるよう積極的に取り組み、本町の森林資源の魅力発信とブランド化を図ってまいります。

また、森林資源は、人と自然の共生にも重要な役割を果たしていることから、美しい景観づくりの一環として、ヤマザクラ1万本の里づくり事業を継続し、本町の魅力アップを目指してまいります。

商業の振興に関しては、プレミアム商品券発行への支援を継続し、消費喚起による地域経済の活性化に努めてまいります。また、中心市街地の空洞化対策と町内のにぎわいづくり対策として、ビジネスチャレンジ支援事業を継続し、新規創業を目指す方への支援を行います。

観光誘客対策では、本町を訪れていただくための観光誘客活動、訪れた方へのサービスを提供する受け入れ態勢の整備、さらにそこに携わる人材の育成を目指しています。そこで、福島県観光づくり事業を活用し、人と自然が輝く観光地域づくり事業として、地域の課題であるインバウンド対策、情報の発信について議論を進めてまいります。特に、情報発信を重要施策と位置づけ、プロモーション映像を作成し、教育旅行の誘致活動や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた外国人の誘客対策の足がかりをつけてまいります。

特急リバティ会津を活用した誘客対策として、南会津ぶらり旅二次交通対策事業や南会津魅力発信創出事業を実施し、魅力ある旅行商品や二次交通の充実に努めるとともに、南会津の地酒で乾杯！プロジェクトと連携し、会津鉄道株式会社が会津田島駅で実施する地酒を活用した誘客事業を支援してまいります。

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故により大きな打撃を受けた観光・宿泊事業の活性化に関しては、教育旅行の誘致や農家民泊の拡大、さらには合宿誘致事業を積極的に展開するとともに、本町の地域資源の活用とイベント等を効果的に組み合わせ、観光交流人口の拡大を目指してまいります。また、冬期間の教育旅行等の団体の受け入れ拡大を目指して、地方創生拠点整備交付金を活用して整備した、たかつえスキー場第2レストハウスをグリーンシーズンの教育旅行や合宿等でも活用することで、さらなる交流人口の拡大に結びつくよう努めてまいります。

尾瀬国立公園の特別保護地区に指定されている田代山は、頂上部に高層湿原が広がる美しい

自然が特徴であり、貴重な自然資源を求め、多くの登山者が訪れています。この貴重な自然資源を活用して、地域振興、交流人口の増加に結びつくよう環境保全に力を入れるとともに、魅力の発信に努めてまいります。

新たに整備された小豆温泉窓明の湯は、地域住民の憩いの場・交流の場として活用が図られるほか、山岳観光者や伊南クロスカントリーコースに訪れた方の利用が図られるよう地域資源の魅力発信に努めてまいります。

さゆり荘建てかえ計画については、議員各位並びに地域のご意見を聞きながら、基本設計及び実施設計に着手し、地域の振興に結びつく施設を目指し、事業を進めてまいります。

また、町の観光に係る第三セクターについては、効率的・効果的な会社運営を目指し、観光誘客と雇用の確保、地域経済への波及効果が得られるよう、統合に向けた協議を関係機関等と進めてまいります。

次に、重点施策として位置づけた2点目の「福祉と子育て環境の充実」に関する取り組みを含め、個別事項の重点施策として位置づけた「安全安心な地域づくりへ向けた防災体制の充実」への対応、さらに、誰もが健やかで安心して生活できる環境を目指すための保健・医療・福祉サービス、公共交通等の充実について申し述べます。

少子高齢化の進展に伴い、地域医療の果たす役割はますます重要となっており、その核となる県立南会津病院は、救急告示病院・僻地医療拠点病院として、南会津地方にとってなくてはならない医療の中核を担う機関であります。医師や看護師の確保、診療科目の充実が大きな課題となっております。町といたしましても、引き続き、郡内各町村と連携を図りながら、急務となっている産婦人科医や精神科医の確保、さらには、眼科、麻酔科の常勤医師配置と医療機能の充実に取り組んでまいります。

また、恒常的に不足している看護師確保のための帰郷支援事業を継続し、これまでの看護資格取得奨学金貸与事業とあわせて、人材の確保に努めてまいります。

国民健康保険事業は、4月1日より財政運営の責任主体がこれまでの市町村から福島県へ移行することとなります。しかし、保険証の発行や保険税の賦課徴収など、住民に身近な業務については引き続き町が担うこととなりますので、制度改正への適切な周知に努めてまいります。

障害者福祉の充実では、第4期障がい者計画、第5期障がい者福祉計画を基本に、障害者や障害児の方々が自立した生活ができるよう日中活動の支援の場や精神障がい者社会復帰相談指導事業、外出時の支援をするための移動支援事業など、継続的なサービスの提供に努めてまいります。また、障害者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、相談支援事

業所や就労継続支援B型事業所と連携し、就労への移行と継続のための支援体制づくりを目指してまいります。

このほかにも、相談支援体制の充実を図るとともに、地域社会の障害者等に対する理解を深めてもらうことが障害者の社会参加や社会復帰の向上につながることから、関係機関で構成する自立支援協議会を窓口としながら啓発活動の強化に努めてまいります。

また、昨今、地域社会の中で孤立し、社会活動ができない「ひきこもり」が問題化していることから、ひきこもり対象者を把握し、訪問・訓練・社会復帰へのサポート体制づくりのため、ひきこもり者社会復帰支援事業を新たに実施してまいります。

高齢者福祉の充実では、ひとり暮らし高齢者等が在宅で安心して暮らし続けられるよう、緊急通報システムによる安否確認や困り事に対する相談窓口の開設のほか、高齢者見守り支援事業による在宅訪問活動を実施し、見守り体制の強化と高齢者の声に寄り添える在宅福祉サービスを展開していきます。また、人生100年時代を見据え、高齢者が活躍できる地域社会の整備のため、シルバー人材センターや老人クラブと連携を図り、就業の機会や生きがいづくりに努めてまいります。

なお、高齢者の心身の健康増進及び閉じこもりの解消を図るため、町内の温泉施設を利用する際の費用の一部を助成する元気でゆうゆう温泉等利用助成事業を継続し、元気高齢者がいつまでも元気に生活していけるよう支援してまいります。また、まちなか高齢者居場所づくり交流サロン運営事業により、中心市街地在住の高齢者が生き生きと暮らせるよう、生きがいづくりに取り組んでまいります。

平成30年度より「すべての町民が互いを思いやり、安らぎと活気に満ちた高齢期を過ごせるまち」を基本理念に、第7期介護保険事業計画がスタートいたします。

計画では、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域で継続して生活ができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を図ることとしております。特に認知症対策では、認知症の人やその家族にかかわる認知症初期支援チームと認知症サポーターや認知症カフェの活動により、早期発見・早期対応に向けた体制を整備いたします。

さらに、今後、自身の財産管理等ができない状況になる認知症高齢者等の増加が見込まれることから、新たに成年後見制度利用促進基本計画を策定し、権利擁護者の早期発見と支援及び相談・対応体制の整備、並びに意思決定支援・身上保護を重視した成年後見体制の整備により、認知症高齢者の生活支援を図ってまいります。

このほか、専任の保健師による介護予防啓発事業と介護予防ボランティアによる介護予防体操の普及を推進し、地域たすけあい制度や生活支援体制整備事業を通して、地域と一体となった介護予防に取り組むこととしております。

健康づくりの推進では、生活習慣病の早期発見・早期予防に努めるとともに、健診結果に基づき重症化予防のための個別指導に取り組むほか、地域の食材を生かした食育、食生活習慣の改善指導、健康増進につながる運動等を奨励してまいります。また、これまでの成人病検診に加えて、新たながん検診項目として胃内視鏡検査を取り入れ、がんの早期発見に重点を置いた対策により、引き続き「元気で長寿」のまちづくりを進めてまいります。

子育て環境の充実については、子育てに対する不安を抱える方が、気軽に安心して育児相談ができるよう南会津町子育て世代包括支援センターを設置しましたが、引き続き、ワンストップでの相談ができる体制の充実を図ってまいります。

また、育児に対する経済的な負担の軽減を図るために、18歳以下の子供の医療費の全額助成、5歳児の保育料・幼稚園授業料の無料化、子育て支援枠のプレミアム商品券の発行、子育てスマイル支援事業を継続するほか、育児負担の軽減を図るために、児童の居場所づくりのための放課後児童対策事業、学校などを利用した放課後子ども教室など、子育て世代への支援を切れ目なく継続して実施してまいります。

妊娠・出産への支援については、妊産婦の健康診査費、不妊不育治療費の助成や妊産婦の医療保険適用医療費の一部負担金を全額助成する妊産婦医療費助成制度を継続して実施し、安心して妊娠・出産ができる環境を充実してまいります。また、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制のため、新たに産後ケア事業を開始いたします。

児童の保育に関しては、町立及び私立の5施設で多様な保育が行われております。保育の継続性の確保はもとより、サービスの向上が図られるよう児童・保護者の立場に立って対応してまいります。

人口減少対策では、若者が定着し、結婚しやすい環境づくりや結婚を応援する体制を整えることが重要であります。本町で活動する縁結びサポーターと連携し、結婚へと結びつくよう、さらなる縁結びサポーターの体制充実に努めるほか、若者に出会いの場を提供する出逢いフェスタ事業を継続して実施し、若者の出会いの場の提供に努めてまいります。また、結婚による新生活の経済的支援を行うため、結婚新生活支援事業を継続してまいります。

防犯・防災体制の充実については、地域防災計画に基づき南会津町防災訓練を実施するとと

もに、各集落単位での災害時避難計画の策定を推進し、住民の安全・安心に努めてまいります。また、消防車両整備計画に基づき、小型動力ポンプつき積載車2台を更新し、非常備消防力の充実に努めるとともに、広域消防署新庁舎建設事業が平成30年度と平成31年度の2カ年事業として本格的に着工いたしますので、消防本部と連携し、より一層の地域防災体制の充実に努めてまいります。

公共交通対策では、昨年4月に運行が開始されました特急リバティ会津は、首都圏と会津地方を直通で結ぶ重要な交通手段であり、関係市町村や関係団体と連携を図りながら、利用促進に向けた取り組みを展開してまいります。また、平成30年度には、会津鉄道株式会社、野岩鉄道株式会社それぞれが平成31年度以降の新たな経営健全化計画を策定することとなりますので、両鉄道の効率的な運営について関係機関と連携し、利用促進に結びつけた取り組みと健全な経営に向けての取り組みへ支援を行ってまいります。

また、広大な面積を有する本町では、特に高齢者等の交通弱者にとって、移動手段としての生活路線の確保は必要不可欠であります。バス利用者は年々利用実績が低下している現状もあります。利用者減少と経済負担をどうするか、抜本的な見直しが求められておりますので、地域住民の声を聞き、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を策定し、新たな運行形態の検討を進めてまいります。

次に、次世代の地域を担う人材の育成、教育・文化の振興策について申し述べます。

人材の育成では、南会津町教育大綱の理念「次世代の地域を担う人材の育成」を柱とし、「自ら学ぶ人を育む」「町を愛し、思いやりのある人を育む」ことを目指し、若者の郷土意識の醸成、まちづくりへの参画を促進する南会津ワカモノ会議、地域づくりのリーダーを育成する地域づくり人財育成事業を継続して実施してまいります。

学校教育の分野では、引き続き地域の自然や文化、そして人材等の活用の充実に努め、郷土理解や郷土愛の醸成に努めてまいります。また、英語が話せる人材の育成においても、引き続き中学校での学習サポート事業を継続し、それを軸として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各発達段階に応じた英語教育を推進し、広い視野と国際感覚を身につけた将来を担う児童・生徒の育成に取り組んでまいります。

また、他地域での体験から郷土を考えることや町の子供たち同士の交流を深めることを目的として実施している小学生農山漁村交流事業の継続や、高度化する情報社会における情報活用能力を養うため、インターネット環境のさらなる充実等により、ICT活用教育の推進に取り組んでまいります。

さらには、児童・生徒が学校や日常生活で抱える悩みなどのケアを行うため、引き続き、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育支援員を配置し、学校と家庭、地域との連携を強めながら支援してまいります。

特別支援学校の設置については、これまで郡内への設置に向けた要望活動を行ってまいりましたが、福島県では南会津地域への特別支援学校設置の方針を示しました。町は、南会津町内への設置に向けて、地域や保護者と連携し、早期実現に向けた取り組みを行ってまいります。

食育の充実では、伊南学校給食センターが老朽化しているため、新給食センターの建設に着手し、おいしく安全・安心な学校給食の提供ができるよう努めてまいります。

現在、福島県学校教育審議会では、人口減少を見据えた今後の高等学校のあり方について検討が行われており、県立高等学校改革基本計画の策定が進められています。本町にある田島高等学校及び南会津高等学校においても、今後の存続等にもかかわってくる改革であると認識しており、過疎・中山間地域の学習機会の確保と教育環境の向上が図られるよう働きかけを行ってまいります。

田島高等学校及び南会津高等学校では、それぞれの特性を生かした学校運営がなされておりますが、生徒数が減少する中で厳しい運営環境にあります。南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた「南会津人を育む」の実践として県立高校魅力化事業を実施しており、平成29年度より英語教育等による魅力化に取り組んでおります。今後も、地域、関係機関と連携を図り、運営環境と魅力化向上に取り組んでまいります。

さらに、福島大学が2019年春に開設予定の仮称であります食農学類で取り組む「農学実践型教育」の初期集中プログラム活動拠点の一つとして、本町が選定されました。これを機に、田島高等学校にある農林業施設の利活用や学生との交流など、福島大学との連携により新たな魅力づくりが期待されますので、関係する組織や団体に要請してまいります。

生涯学習の充実では、今後も放課後子ども教室の充実、家庭教育講座などの実施により、子育て環境の充実と地域教育力の向上を図ってまいります。また、町民ニーズに合った文化講演会や公民館講座の開催、スポーツ活動の支援等を行い、町民の心の豊かさや充実感向上のための取り組みを推進してまいります。

生涯スポーツの確立に向けては、継続的なスポーツ・運動活動を推進し、町民の健康保持に努めてまいります。5月には、シンボル事業としてチャレンジデーに取り組むとともに、各種大会の実施や地域スポーツ指導者の育成に努めてまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、アルメニア共和国レスリング競技の事

前合宿誘致活動を行ってまいります。事前合宿地に選定されることで、町内のレスリング競技人口の裾野を広げ、全国で活躍できる人材の育成、さらには町民との交流により地域の活性化が図れることが期待できることから、関係団体と連携し、誘致に向けた活動を積極的に行ってまいります。

芸術文化の振興、貴重な自然遺産と文化の保存・伝承については、文化ホールにおける質の高い公演事業や町民参加型の芸術文化活動を支援するとともに、関係団体と連携を図りながら、田島祇園祭屋台歌舞伎を初め、先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統文化の保存・伝承に努めてまいります。

天然記念物駒止湿原では、町道東106号線の災害復旧工事が完了していないため、来訪者が自由に湿原に立ち入ることができない状況が続いており、ニホンジカの生息域が拡大しています。近年は、ニホンジカによる貴重な湿原植物の食害が増大し、生態系全般への影響が危惧されています。ニホンジカを湿原内に侵入させないようにするため、防鹿柵の整備を進め、貴重な湿原の保護に努めてまいります。また、前沢曲家集落に関しては、修理・修景事業を実施するほか、保存計画に掲げられている取り組みを推進してまいります。

次に、重点施策として位置づけた3点目の「地域力の向上」に関する取り組みを含め、町民と行政との協働、未来を開く行政経営について申し述べます。

人口減少と高齢化に伴い、地域コミュニティ機能が低下していることから、町民と行政が協力し合って協働のまちづくりに取り組むことが求められ、「みんなの力は地域力、みんなで創る協働のまちづくり宣言」を行いました。この宣言を着実に推進していくことで、町民が主役となり、住みよいまちづくりにつながるものと確信しております。集落支援員制度、集落担当職員配置制度及び地域おこし協力隊制度と、町の特色ある事業の一つとして実施してきております集落応援交付金事業等との連携を図り、町民と行政の協働による地域の活性化に取り組んでまいります。

人口減少対策の重要事項と位置づけております定住対策プロジェクトに関しては、仕事と住まいがキーポイントとなることから、農業及び林業による職の創出や空き家バンク制度を活用した住居のあっせんに努めるほか、新規事業として南会津町定住促進すまいる補助金制度を新設し、定住者に対する住宅取得への支援を行ってまいります。また、首都圏における相談会での情報発信や移住から定住につなげるような相談等の支援体制の充実を図りながら、U・Iターン者の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、ワカモノ会議や帰郷支援事業を継続し、積極的に町の情報提供を行いながら、郷土

出身の若者を中心としたつながりづくりを推進することにより、Uターンへの誘導を図ってまいります。

市町村合併に伴う財政措置の縮減や限られた職員数の中で町民の負託に応えるまちづくりを推進するためには、町の最上位計画であります第2次南会津町総合振興計画後期基本計画に掲げた施策を効率的に実施していかなければなりません。そのためには、施策の目的に基づき、事務事業の妥当性・有効性について検証し、スクラップ・アンド・ビルドを実行していかなければなりませんので、これまで進めてまいりました行政評価制度を効果的に運用してまいります。また、行政改革大綱に基づくアクションプランを着実に実行し、進行管理を行いながら行財政運営を進めてまいります。

町税及び各種使用料等の滞納対策については、庁内滞納整理対策委員会を中心とする情報の共有化と各課連携により、その成果があらわれてきております。引き続き、休日納税相談の実施など徴収・相談体制の強化を図り、きめ細かな対応と未納者との信頼関係を構築しながら徴収率向上を目指すとともに、債権管理の一層の適正化を図り公正な行政運営を行うため、新たに債権管理条例を制定し、今まで以上に滞納対策に力を注いでまいります。また、新年度は家屋内部調査を実施し、公正な賦課業務を進めてまいります。

公共施設等総合管理計画が策定されたことに伴い、新年度では各施設等の個別計画を策定し、中長期的な維持管理・更新等を定め、適切な公共施設の維持管理に努めてまいります。

役場庁舎については、事業最終年度として来客用駐車場・駐輪場等の整備を行い、来庁者の利便性の向上を図ってまいります。

以上、平成30年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べました。

私は、町民の皆様との対話を重視し、地域の声に耳を傾け、町民と行政が信頼で結ばれたまちづくりを進めることが極めて重要であると認識しております。私の政治信条である「公平・公正・誠実・思いやり」を貫き、町民の皆様が主人公となり、住んでよかったまち、住みたいまちをつくるため、平成30年度は将来を見据えた「まちづくり元年」と位置づけ、皆様とともに総力を注いでまいります。

引き続き、町民の皆様、議員各位におかれましては、町政運営に対するご理解とご協力、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 これで平成30年度町政施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○五十嵐 司議長 定刻前ですが、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第1号から議案第38号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第5、報告第1号から議案第38号までを一括上程します。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、平成30年第1回南会津町議会定例会に提出いたしました各議案等の提案についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

最初に、専決第25号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は、平成29年9月15日付で会津ガス株式会社田島営業所と契約を締結した南会津町新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（融雪2期）工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を20万8,440円増額し、9,956万8,440円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第1号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本件は、平成29年6月15日付で株式会社新井組と契約を締結した小豆温泉整備事業窓明の湯建築主体工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を104万9,760円増額し、7,513万7,760円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

続きまして、専決第3号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本件は、平成29年6月15日付で金子建設工業株式会社と契約を締結した、たかつえスキー場第2レストハウス建設事業建築主体工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を180万360円増額し、9,920万9,880円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、議案第1号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本案は、専決第2号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第5号）でありまして、本町では、この冬の大雪に伴い、去る1月26日に豪雪対策本部を設置したところでありますが、除雪関連経費及び高齢者世帯除雪支援事業経費、さらには災害対応時の職員の超過勤務手当に大幅な予算の不足が生じる事態に至りました。特に、1月下旬のまとまった降雪により、2月上旬の除雪関連経費の支払いが予算措置額を大幅に上回るものと想定され、議会を開催するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、2月1日付で当該事業費に関する補正予算の専決処分を行いました。

本補正予算の規模であります。歳入歳出それぞれ2億540万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ132億8,079万2,000円としたものであります。

次に、議案第2号 南会津町債権管理条例についてであります。本案に関しては、去る3月2日に開催されました議員懇談会において、新規条例案としてご説明させていただきました。

今後の本町の債権管理について一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的として、新たに南会津町債権管理条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移管されるため、新たに南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

南郷総合センター整備事業に関する工事が完了し、この工事の中で町民利用に供する部屋の区画の変更も実施したところであります。このことに伴い、南郷総合センターに係る使用料の見直しが必要となったことから、南会津町町民会館条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、監査委員の年間活動日数や業務の専門性の高さ等を勘案し、代表監査委員と識見監査委員の報酬額を別に設定するとともに、代表監査委員、識見監査委員、議会議員選任監査委員の報酬額を増額する必要があると判断されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成27年4月に、民間給与との格差を踏まえた世代間の給与配分の見直し等を目的として、給与制度の大幅な改定が行われたところであります。この給料表の改正に伴い、支給される給与月額が減額となる職員のための経過措置として、平成27年4月時点での給与月額を保障することとし、その期間は平成30年3月31日までとしておりました。しかしながら、本町の実態として、平成30年4月以降も影響を受ける職員が多数おりますので、本案は、対象となる職員に過度な影響が生じないように、また県内の他市町村の動向も踏まえ、この経過措置を平成32年3月31日まで延長する必要があるものと判断し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第9号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、両条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第11号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

が平成30年4月1日から施行されることに伴い、両条例につきまして所要の改正を行うものがあります。

次に、議案第12号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

介護保険料については、介護保険制度の円滑な運営を行うため、3年ごとに見直しを図ることとされております。本案は、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険給付サービスの見込み額をもとに算定した保険料の額及びその取り扱いについて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されるなど、関係各省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例及び議案第15号 南会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、地価に対する賃料の水準の変動等による道路法施行規則の一部が改正されたことから、両条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成29年度において、町営住宅松下団地の2棟2戸と町営住宅寺前団地の2棟12戸を解体し、新たに寺前団地に1棟2戸の町営住宅を建設いたしました。このように町営住宅の戸数に変更が生じたので、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 南会津町針生青少年旅行村条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

針生青少年旅行村は、青少年の健全な旅行の促進と心身の健全な育成とあわせ、過疎地域の振興に資することを目的として、昭和47年5月に当時の運輸省から指定を受けました。その中心施設として役割を果たしてきた中央管理棟は、針生地区の集会施設としても活用されてまいりましたが、針生区で新たな集会施設を整備したことから、このたび針生区とも協議し、老朽化した中央管理棟を解体撤去することになりました。

以上のような理由から、南会津町針生青少年旅行村条例を廃止するものであります。

次に、議案第18号 町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

田部地区において圃場整備を目的に、経営体育成基盤整備事業を実施しておりますが、事業の中で町道のつけかえも出てまいります。本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった町道4路線を廃止するものであります。

次に、議案第19号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、田部地区の経営体育成基盤整備事業によって圃場整備エリアから外れた区間の下山根7号線と滝原地区で整備を進めております新設・改良路線の新後庵線の2路線について、新たに町道として認定するものであります。

次に、議案第20号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、公の施設である本大屋台格納施設について、南会津町本町区を指定管理者として指定し、指定管理の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号 建設工事委託協定の一部変更についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年6月15日付で、日本下水道事業団との間で締結した南会津町特定環境保全公共下水道南郷浄化センターの建設工事委託に関する協定において、工事内容に変更が生じたことから、協定金額を600万円減額し、変更後の協定金額を6,400万円とするもので、契約金額の5%を超える変更契約となることから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号 教育長の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって任期満了となる星英雄氏を再任として教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

星氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。星氏には、平成27年4月1日から教育長を務めていただき、これまで本町教育行政の進展に多大な貢献をしていただきました。

星氏は、温厚にして人格高潔な人柄であり、豊富な経験と幅広い識見を生かし、引き続き教育長の任を担っていただきたいと考えますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、任期は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となります。

次に、議案第23号から議案第26号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日をもって任期満了を迎えます4名の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第23号で同意を求めます大竹康男氏であります。主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであり、町村合併時の平成18年3月20日から現在に至るまで、ご尽力をいただいております。大竹氏のその豊富な経験と人格識見とも当該委員として適任であり、引き続きその任を担っていただきたいと考えますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第24号で同意を求めます星清信氏であります。主な経歴は、同様に別途配付しております附属資料に記載のとおりであり、星氏におかれましても、町村合併時の平成18年3月20日から現在に至るまで、ご尽力をいただいております。星氏のその豊富な経験と人格識見とも当該委員として適任であり、引き続きその任を担っていただきたいと考えますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第25号で同意を求めます羽染盛弘氏であります。主な経歴は、同様に別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。羽染氏におかれましては、地域性も考慮し、新たな委員として就任いただくものであり、これまでの職歴からも、地域の固定資産の事情にも精通されている方であります。また、その豊富な経験と人格識見とも当該委員として適任でありますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第26号で同意を求めます芳賀勉氏であります。主な経歴は、同様に別途配付しております附属資料に記載のとおりであり、芳賀氏におかれましては、平成21年6月1日から現在に至るまでご尽力をいただいております。芳賀氏のその豊富な経験と人格識見とも当該委員として適任であり、引き続きその任を担っていただきたいと考えますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

なお、ただいま提案申し上げました4名の方々とも、任期は平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3年間となります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

今回、新たな人権擁護委員として推薦いたします近藤甚悦氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。近藤氏は、人物、識見ともにすぐれ、豊富な行政経験を有するとともに、広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとなる予定であります。

以上、条例関係等議案の説明を終わります。

続きまして、平成29年度の各補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第27号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,227万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ132億1,852万1,000円とするものであります。その要因は、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、国・県補助金の決定等による歳入見込み額の補正と、歳出予算においては各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理が主な内容となっております。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税は、今後の収納見込みを踏まえ、町民税、固定資産税、軽自動車税等について、680万円の減額補正となりました。

第2款地方譲与税は、これまでの交付実績で推計した結果、700万円を減額補正するものであります。

第3款利子割交付金は、これまでの交付実績で推計した結果、100万円の追加補正となりました。

第6款地方消費税交付金については、これまでの交付実績を踏まえて、476万1,000円の追加補正であります。

第8款自動車取得税交付金につきましても、これまでの交付実績を踏まえて、800万円を追加するものであります。

第10款地方交付税については、震災復興特別交付税として交付決定された額2,459万2,000円を追加補正するものであります。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者負担金及び老人福祉施設入所費負担金の減額により、92万3,000円の減額補正であります。

第13款使用料及び手数料は、町営墓地使用料及び道路・河川占用料を追加する一方、ヒメサユリ群生地入場料等を減額した結果、総体では31万4,000円の追加補正となりました。

第14款国庫支出金は、障がい福祉サービス等給付事業負担金、私立保育園運営費負担金、子ども・子育て支援事業費補助金を追加補正するほか、事業の確定見込み等による補正でありまして、総体では1,391万1,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、災害弔慰金負担金を計上する一方、国民健康保険基盤安定制度負担金、

市町村生活交通対策事業補助金、産地パワーアップ事業補助金を減額するほか、事業の確定見込みによる補正でありまして、総体では3,407万3,000円の減額補正であります。

第16款財産収入は、町有建物貸付料、間伐材売払収入等の補正でありまして、79万3,000円を減額するものであります。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金等の補正でありまして、626万6,000円の追加補正であります。

第18款繰入金は、37万2,000円の減額補正でありまして、事業費等の確定見込みによるものであります。

第20款諸収入は、雑入において庁舎建設事業に関連する再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業助成金等の確定見込みを踏まえ、3,245万4,000円を減額補正するものであります。

第21款町債は、各種事業費の確定見込みにより、過疎対策事業債、合併特例事業債、現年補助災害復旧事業債等を補正するものでありまして、3,870万円を減額となりました。

次に、歳出の概要を款別に申し上げます。

第2款総務費は、庁舎建設事業関連工事及び南郷総合センター大規模改修事業の完了に伴う減額補正、さらには各種事務事業の確定見込みにより補正を行うものでありまして、8,288万2,000円の減額となりました。

第3款民生費は、田島保育園運営委託料及び災害弔慰金等を追加する一方、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、臨時福祉給付金等を減額した結果、総体では253万9,000円を減額するものであります。

第4款衛生費は、事業費の確定見込みにより、妊産婦医療費給付費、予防接種委託料、合併処理浄化槽設置整備事業補助金等を減額するもので、1,904万3,000円の減額補正となりました。

第5款労働費は、原子力災害対応雇用支援事業補助金過年度精算返還金を計上するもので、1,247万円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は、事業費の確定見込みにより、産地パワーアップ事業補助金を減額するなど、4,184万2,000円の減額補正となりました。

第7款商工費は、地域活力創生事業補助金、クロスカントリーコース整備事業工事請負費等を減額するなど、1,485万1,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、土地区画整理事業工事請負費や空き家等除却事業補助金等を減額

するなど、1,113万6,000円の減額補正となりました。

第9款消防費は、事業費の確定見込みにより南会津地方広域市町村圏組合負担金を減額するなど、61万1,000円の減額補正となりました。

第10款教育費は、事業費の確定見込みにより各種事業費を減額する一方、文化ホール管理運営関係修繕料や学校給食調理室用備品購入費等の追加もあり、総体では239万2,000円を追加補正するものであります。

第11款災害復旧費は、各種事業費の確定見込みにより減額する一方、現年災害復旧として林業用施設災害復旧工事請負費を計上した結果、642万7,000円の追加補正となりました。

第14款予備費は、8,934万4,000円の追加補正であります。

なお、翌年度に繰り越して使用できる経費は、農地耕作条件改善事業、林業成長産業化地域創出モデル事業、社会資本整備総合交付金事業、土地区画整理事業、農林業施設現年災害復旧事業等、第2表繰越明許費のとおりであり、一般会計総額で3億8,634万円を次年度に繰り越しするものであります。

また、事業費の変更に伴い、第3表地方債補正のとおり、起債の限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第28号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,686万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,508万9,000円とするものであります。

歳入では、国・県の療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金、退職者医療療養給付費等交付金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、国民健康保険基盤安定繰入金等を確定見込みにより減額する一方、子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、国保基金繰入金を追加するものであります。

歳出の主な内容は、確定見込みにより、一般被保険者に係る現物給付費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、健診業務委託料を減額する一方、国・県支出金返還金を追加する補正予算となっております。

次に、議案第29号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,349万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,448万8,000円とするものであります。

歳入では、国・県支出金及び支払基金交付金を今年度の収入確定見込み額により減額するほか、歳出補正予算との関係で、一般会計繰入金についても減額補正を行うものであります。

歳出では、今年度の支出見込みにより、介護予防・生活支援サービス事業費を追加する一方、介護認定調査費、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス費について減額補正するものであります。

次に、議案第30号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ87万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,301万8,000円とするものであります。

歳入では、事業費の確定見込みによる国道改良工事関連公共ます移設補償費収入及び過疎対策事業債の減額であります。

歳出は、公共下水道事業費において需用費と委託料の間で組み替えを行うとともに、特定環境保全下水道事業費において事業費の確定に伴い、委託料及び工事請負費を減額補正する内容となっております。

なお、継続費の補正は、第2表継続費補正のとおりであります。

また、事業費の変更に伴い、第3表地方債補正のとおり、起債の限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第31号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入についてであります。240万円を減額し、収入の予定額を5億3,663万7,000円とするものであり、その内容は、高料金対策繰入金の減額補正であります。

次に、資本的収入についてであります。934万4,000円を減額し、収入の予定額を7億6,137万6,000円とし、資本的支出を1,217万1,000円減額し、支出の予定額を9億5,508万円とするものであります。その内容ですが、収入に関し、水道事業債及び田島第3水源地移設事業補償金を減額するものであり、支出においては、第1水源地造成工事請負費を追加する一方、配水管布設工事及び田島第3水源地移設工事請負費、水道施設整備事業費、遠隔監視システム整備事業費に関する減額補正であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びこれを補填する過年度分損益勘定留保資金については、第3条に示したとおり補正いたします。

また、企業債の補正に関しては、第4条に示したとおりであります。

〔「ちょっとそこまで」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 町長に申し上げます。

提案理由の説明中でありますが、午前中はここまでといたします。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩とします。再開は午後1時とします。よろしく申し上げます。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 続いて、平成30年度当初予算関係についてご説明申し上げます。

まず、議案第32号 平成30年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度の予算編成については、国の地方財政計画及び県の予算編成指針並びに普通交付税の合併算定がえ終了に伴う激変緩和期間を見据えた予算づくりに留意しつつ、施政方針の中でも申し上げましたが、第2次南会津町総合振興計画から「働く環境の充実と町民所得の向上」「福祉と子育て環境の充実」「地域力の向上」の3項目を加えて、個別事項として「社会資本整備の充実」及び「安全安心の地域づくりへ向けた防災体制の充実」の2項目を重点施策として位置づけ、予算編成を行いました。

予算の規模は、対前年度と同額の125億8,100万円であります。

なお、町の主要な事務事業については、平成30年度町政施政方針及び当初予算概要で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入より各款ごとにご説明を申し上げます。

第1款町税は、15億4,601万4,000円の計上でありまして、入湯税の増が見込まれるものの、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税とも減少する見込みであることから、町税全体で対前年度比1.8%、2,798万円の減となりました。

第2款地方譲与税は、過去の交付実績等に基づき積算した結果、対前年度比3.2%減の1億7,570万円の計上となりました。

第3款利子割交付金から第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の交付実績等を踏まえ、利子割交付金200万円、配当割交付金380万円、株式等譲渡所得割交付金360万円を計上しております。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額等に基づき、対前年度比2.8%増の2億9,800万円を計上いたしました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の310万円を計上し、第8款自動車取得税交付金については、対前年度比3.3%増の3,100万円の計上となりました。

第9款地方特例交付金は、前年度交付実績見込み等から340万円の計上であります。

第10款地方交付税は、国の平成30年度地方財政計画の中で、対前年度比2.0%、3,213億円の減額が示されたところであり、このような動向を踏まえるとともに、合併算定がえの特例期間が平成27年度で終了し、平成28年度から激変緩和期間に入っていることも考慮しながら積算した結果、対前年度比3.2%減の58億8,600万円の計上となりました。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から200万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、私立保育料、地方交付税清掃費再配分負担金等で、2.8%減の5,495万1,000円を計上するものであります。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料等のほか、諸証明手数料等で、3.5%減の9,098万3,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、今年度補正予算で計上いたしました林業成長産業化地域創出モデル事業交付金を当初予算に計上いたしましたが、過年災害復旧事業費負担金及び社会資本整備総合交付金が大きく減額となることから、34.2%減、7億1,296万1,000円の計上となりました。

第15款 県支出金においても、新たに県知事選挙事務委託金を計上いたしましたが、産地パワーアップ事業補助金、原子力災害対応雇用支援事業補助金、過年災害復旧事業補助金等の減額により、18.6%減の6億6,831万1,000円の計上となりました。

第16款 財産収入は、新たにあいづふるさと基金返還金収入として1億9,135万1,000円を計上したことから大幅な伸びとなり、総体では2億2,892万3,000円を計上するものであります。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金等について前年度の収入見込みから推計した結果、800万2,000円の計上となりました。

第18款繰入金は、特定目的基金からの繰り入れ等であり、各種事務事業に充当するため、地域づくり振興基金、ふれあい福祉基金、公共施設等整備基金等からの繰入金として、対前年度

比46.0%増の8億3,677万7,000円を計上するものであります。

なお、財政調整基金からの繰り入れ額として、昨年度より2億円多い6億円を計上しておりますが、この主な要因は、合併算定がえに伴う普通交付税が減額となる見込みであり、そんな中にあっても歳出予算において住民サービスの低下を招かないよう、必要な予算を計上した結果でありますので、ご理解願います。

第19款繰越金は、1億円を計上し、第20款諸収入は、対前年度比44.0%減の1億4,327万8,000円の計上となりました。

なお、庁舎建設関連の地中熱利用整備事業が完了したことから、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業助成金がなくなった関係で、昨年度より大きく減少しております。

第21款町債は、効果的な財政運営を行うために、交付税措置のある過疎対策事業債及び合併特例事業債を充当するとともに、広域消防署新庁舎建設事業等の関連で、緊急防災・減災事業債を充当することといたしましたので、対前年度比23.9%増の17億8,220万円の計上となりました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、1億1,743万1,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、庁舎建設関連事業として駐車場等整備事業費を計上するとともに、地域おこし協力隊受入事業関連経費、集落応援交付金、南会津町振興公社運営費補助金、生活交通対策費、また、新たに町長選挙及び県知事選挙の執行経費を予算措置するものであります。総体では、庁舎建設事業費が大きく減額となったことから、対前年度比17.0%減の18億618万1,000円の計上となりました。

第3款民生費は、前年度並みの23億8,361万2,000円の計上で、社会福祉費では、社会福祉関係補助金を初め、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、福祉施設管理費等でありまして、児童福祉費では、放課後児童対策費、子ども医療費給付費、児童手当、保育所費等の子育て支援事業費等が主なものであります。

第4款衛生費は、対前年度比5.9%増の10億2,183万9,000円の計上となりました。

保健衛生費は、健診・予防接種事業費を初め、老人保健事業費、放射能対策事業等の環境衛生業務費、水道事業会計繰出金が主なものであります。

清掃費は、衛生組合負担金、生活排水対策費等を計上するものであります。

なお、増額となった要因の一つとしては、衛生組合負担金があり、ごみ処理施設修繕経費の増によるものであります。

第5款労働費は、雇用対策及び企業支援等の事業費を計上しておりますが、原子力災害対応雇用支援事業の関係で、前年度より3,331万1,000円減額となり、319万9,000円の計上となりました。

第6款農林水産業費は、1.0%減の8億6,547万8,000円の計上であります。

農業費は、新たに稲作農家支援事業に取り組むとともに、産地パワーアップ事業、農業次世代人材投資事業、さらには、経営体育成基盤整備事業及び中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金、多面的機能支払事業及び農林業集落排水事業特別会計繰出金等であります。

一方、林業費は、林業成長産業化地域創出モデル事業、ヤマザクラ1万本の里づくり事業、有害鳥獣被害対策事業、グリーンワーカー育成事業等の林業振興費、さらには森林環境保全直接支援事業等の造林費、そして治山林道費、林業振興施設管理費を計上いたしました。

水産業費は、水産業振興のための漁業協同組合補助金であります。

第7款商工費は、対前年度比1.0%減の7億6,219万5,000円となり、商工会運営費補助等の商工振興費に加え、観光物産協会運営費補助、第三セクター支援事業、観光振興関係補助金の予算措置を行うとともに、さゆり荘建替事業等の観光施設整備経費の計上も行いました。

第8款土木費は、対前年度比7.8%減の12億515万2,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、除雪機械購入費、町道維持管理経費、除雪経費、さらには社会資本整備総合交付金事業等による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による区画道路築造等工事などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅寺前団地建設関連経費並びに町営住宅維持管理費等の計上であります。

第9款消防費は、常備消防費において広域消防署新庁舎建設事業に係る負担金がふえたことから、前年度より5億2,600万5,000円の増額となり、11億2,167万9,000円を計上するものであります。

一方、消防施設費では、消防車両格納庫建設事業費及び小型動力ポンプつき積載車購入費等の事業費を計上するものであります。

第10款教育費は、伊南学校給食センター建設事業費として4億4,522万2,000円を計上したことから、対前年度比32.0%増の15億7,281万6,000円の計上となっております。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業負担金、スクールバス運行経費、さらには小学生農山漁村交流事業、中高生海外交流事業を計上いたしました。

小学校費及び中学校費は、特別支援教育支援員等の配置、学校管理費、教育振興費等でありまして、県の補助を受けて、中学校全校で学習サポート事業に継続して取り組んでまいります。

社会教育費は、田島祇園祭屋台歌舞伎運営事業費、文化ホール管理運営事業、前沢曲家集落保存対策事業、駒止湿原保存事業が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関連経費のほか、各種保健体育施設の修繕工事及び運動公園管理費、学校給食の運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、関東・東北豪雨災害及び今年の台風21号に係る過年度災害復旧事業関連経費の計上が主なものでありまして、主要な災害復旧工事が完了したことから、前年度より大幅な減となり、5,446万4,000円の計上となりました。

第12款公債費は、起債の償還金及び一時借入金利子の計上でありまして、対前年度比1.9%増の16億2,053万9,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上し、第14款予備費は、4,641万4,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件については、第2表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第33号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度の国保特別会計は、国保財政運営の責任主体が市町村から県に移行されるという大幅な制度改正がありますので、このことを踏まえた予算編成となり、予算規模は対前年度比19.5%減の18億1,300万円となりました。

それでは、歳入から各款別にご説明申し上げます。

第1款国民健康保険税は、対前年度比4.5%増の3億6,097万5,000円の計上であります。

なお、平成30年度の賦課方式及び税率については、被保険者数及び所得の確定等も踏まえ、6月に本算定を行うこととなります。

第2款県支出金は、保険給付費等に関する交付金及び子どもの医療費助成に係る補助金を計

上するもので、12億6,880万5,000円となりました。

第3款財産収入は、国民健康保険基金の利子収入として5,000円を計上するものであります。

第4款繰入金は、国保基盤安定、人件費・事務費、財政安定化支援事業、子ども医療費給付事業、出産育児一時金に対する一般会計からの繰入金等でありまして、対前年度比10.2%減の1億7,083万4,000円の計上となりました。

第5款繰越金は、前年度繰越金として1,000万円を計上するものであります。

第6款諸収入は、一般被保険者第三者納付金、特定健康診査事業受診者等負担金などで、238万1,000円を計上するものであります。

なお、国庫支出金、前期高齢者交付金、療養給付費交付金、共同事業交付金の各款については、今回の国保制度改正により廃止しております。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、4,745万3,000円でありまして、人件費、国保税賦課徴収費、国保運営協議会費、診療報酬明細書の点検事務等の経常経費を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般被保険者・退職被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、前年度並みの12億5,464万7,000円を計上するものであります。

第3款国民健康保険事業費納付金であります。今回の制度改正により新たに設けた款であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県に納付するもので、4億6,582万4,000円を計上いたしました。

第4款保健事業費は、特定健康診査等事業、保健事業の計上でありまして、対前年度比16.2%増の3,082万7,000円となりました。

第5款基金積立金は、5,000円の計上で、国保基金の利子収入を基金に積み立てるものであります。

第6款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等として、232万円を計上いたしました。

第7款予備費は、1,192万4,000円の計上となりました。

なお、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金、共同事業拠出金の各款については、今回の国保制度改正により廃止しております。

次に、議案第34号 平成30年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比5.2%増の2億2,970万円の予算規模とな

りました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比10.8%増の1億2,967万7,000円を計上するものであります。

第2款国庫支出金であります。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、75万6,000円を新たに計上するものであります。

第3款繰入金は、一般会計から人件費及び事務費を繰り入れするほか、保険基盤安定のために繰り入れするものでありまして、対前年度比2.3%減の9,205万1,000円を計上いたしました。

第4款繰越金は、存目1,000円の計上であります。

第5款諸収入は、健康診査事業受託収入等として、対前年度比2.8%増の721万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は、対前年度比5.6%増の1,205万5,000円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で、対前年度比5.3%増の2億663万1,000円を計上するものであります。

第3款保健事業費は、保険者としての健康診査に関する事業費用を計上するもので、対前年度比2.8%増の929万3,000円となりました。

第4款諸支出金は、保険料過誤納還付金等として、前年度並みの50万1,000円を計上いたしました。

第5款予備費は、122万円を計上するものであります。

次に、議案第35号 平成30年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、年間の保険給付費等の見込みにより、対前年度比4.8%増の22億2,780万円といたしました。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款保険料であります。3年ごとに行われる保険料の改定を踏まえ、対前年度比20.6%増の4億1,914万4,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、対前年度比3.9%増の5億4,950万9,000円となり、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金を計上いたしました。

第4款支払基金交付金は、5億6,185万2,000円の計上で、第5款県支出金は、3億2,833万

7,000円となり、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として6,000円を計上し、第7款繰入金は、3億4,044万8,000円の計上となり、介護給付費に対する町負担分、地域支援事業費、低所得者保険料軽減措置分及び人件費・事務費分を一般会計から繰り入れするものであります。

第8款繰越金は、前年度同額の20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金等で、2,830万3,000円の計上となりました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費・事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で、9,645万円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画・高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比4.9%増の20億2,426万4,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、予防介護・生活支援サービス、地域包括支援センター運営費等の事業費で、前年度並みの1億116万5,000円の計上となりました。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子収入積み立てとして6,000円を計上し、第5款諸支出金は、保険料還付金等として72万9,000円の計上となりました。

第6款予備費は、518万6,000円の計上であります。

次に、議案第36号 平成30年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比3.9%減の1億4,660万円あります。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、下水道使用料等で、対前年度比1.5%増の5,305万2,000円を計上いたしました。

第2款繰入金は、起債償還金等の一般会計からの繰入金で、9,154万7,000円の計上となりました。

第3款繰越金は、200万円を計上し、第4款諸収入は、存目の1,000円の計上であります。

なお、平成29年度において、農山漁村地域整備交付金事業により処理施設の機能診断に基づく最適整備構想の策定を行いましたが、当該事業が完了しましたので、国庫支出金の款については廃止しております。

次に、歳出であります。第1款集落排水事業費は、処理施設の維持管理経費や消費税等で、

対前年度比6.0%減の5,439万5,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の元利償還金で9,135万2,000円を計上し、第3款予備費は、85万3,000円の計上となりました。

次に、議案第37号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、対前年度比1.5%減の3億8,300万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で、238万円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で、1億63万3,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金として、5,220万円を計上いたしました。

第4款県支出金は、公共下水道事業費補助金として、99万6,000円の計上となりました。

第5款繰入金は、起債償還金等に係る一般会計繰入金で、1億7,798万円を計上するものがあります。

第6款繰越金は、1万円を計上し、第7款諸収入は、存目の1,000円の計上であります。

第8款町債は、公共下水道整備事業に対する起債として、4,880万円の計上となりました。

次に、歳出であります。第1款土木費は、一般管理費、施設設備維持管理経費及び処理施設の修繕工事、管渠布設工事等に係る事業費を計上するもので、1億9,825万7,000円となりました。

第2款公債費は、起債償還金として、1億7,798万円の計上であります。

第3款予備費は、676万3,000円を計上いたしました。

なお、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費のとおりで、また、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件については、第3表地方債のとおりであります。

最後に、議案第38号 平成30年度南会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道使用料等の営業収益と長期前受金戻入、企業債償還金利息繰入金等の営業外収益でありまして、5億2,551万9,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は、5億8,442万6,000円の計上となりまして、人件費・事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、3億387万5,000円の計上で、水道事業債、生活基盤施設耐震化等国庫交付金、一般会計からの企業債償還元金繰入金、静川地区水道施設災害復旧事業補償金等であります。

支出の第1款資本的支出は、田島第1水源地改良工事、荒海水源地監視装置更新事業、静川地区水道施設災害復旧事業関連経費のほか、これまでの簡易水道施設に係る給配水管布設がえ工事及び企業債償還元金等で、4億8,548万1,000円を計上いたしました。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億8,160万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。また、企業債の起債の目的、限度額等の条件については、第5条のとおりで、他会計からの補助金につきましては、第8条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案38件、諮問1件に関する説明とさせていただきます。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 以上で町長の提案理由の説明は終わりました。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告

○五十嵐 司議長 日程第6、議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員長、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、議員定数と議員報酬に関する特別委員会のご報告を申し上げます。

この12月の定例会で、平成29年12月4日付、29議委第71号による議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告を申し上げたところでございます。

南会津町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、以下のとおり特別委員会報告をいたします。

1点目、議員定数についてでございます。

議員定数については、一般的なガイドラインとして、人口1,000人に対して議員定数1人とされていることから、人口減少に対応し、2名減の16名にすることを結論となりました。

2点目、常任委員会数について。

議員定数の2名減により、議員数が減少する委員会もあることから、委員会の運営に支障が

出ることも想定されます。引き続き、議会運営委員会で検討すべきとの結論となりました。

3つ目、議員報酬についてでございます。

議員報酬については、特別委員会中間報告で示しましたように、月額3万円の増額の考えを示し、その後、町の特別職の報酬等の額について審議する特別職報酬等審議会が開催をされました。私たち特別委員会が示した月額3万円増額について、審議会では、報酬増額の明確な根拠について疑念を呈する意見が多数ありました。こうした点から、議員各位の今後の一層の活躍と議会の活性化を期待すると、こんな立場で、現行額を1万円、率にして5%程度増額する旨の答申がされました。

私たち特別委員会は、この答申内容について、大変極めて厳しい内容であると受けとめをしております。特に、全議員を対象とした活動調査を行った原価方式による議員報酬の算出方法に対する理解が不十分であると思われること、さらに、近隣町村との比較方式が重視され、これまで、本議会において平成22年から特別委員会を設置し、議会活動や議員活動のあり方を踏まえ、住民の声を真摯に受けとめ、調査・議論した経過や結果を十分に理解されなかった答申であったのではないかと考えております。しかしながら、町民を代表する審議会の答申であり、住民説明会でも厳しいご意見があったことを鑑みると、本答申内容を受けとめざるを得ないとの結論に至りました。

よって、議員報酬月額について、1万円の増とする議長32万4,000円、副議長25万3,000円、常任委員長23万8,000円、常任副委員長23万2,000円、議会運営委員長23万8,000円、議会運営副委員長23万2,000円、議員23万円、このような結論に至りました。

次に、政務活動費及び会議出席費、費用弁償についてでございます。

これについては、これまでどおり支給しないと、このような結論に至りました。

次に、住民説明会について申し上げます。

定数2人減、報酬3万円増の調査結果について、館岩・伊南・南郷地域ではおおむね理解を得ることができましたが、田島地域では、定数減は賛成するが、報酬額の増は了承できない旨の意見が多くありました。

館岩・伊南・南郷地域では、人口減少による地域の衰退や担い手の心配、それに伴う議会力の低下を危惧する声があり、合併から間もなく12年が経過する南会津町の住民自治のあり方について、議会を中心に議論していく必要性を強く感じました。

一方、田島地域では、議員の活動や議会活動の不足を指摘する声が多くありました。今回の調査では、客観的根拠を活動時間と活動日数を見える化することで求めましたが、住民がより

重視するのは結果であり、姿の見える議員であること、議会がより機能し、町が活性化することを望んでいることが再確認されました。

しかし、議員報酬には基準がなく、収益方式のように成果を報酬にあらわすことは非常に困難であると考えます。活動量を数値化し、客観的根拠とする前回の特別委員会からの算出方式を用い、より正確な活動量を示したことは、一定の評価ができると考えます。

最後になりますが、6点目として、まとめということで申し上げます。

これまで南会津町議会は、平成22年12月、平成26年3月、平成28年3月と3回にわたって、議員定数と議員報酬に関する特別委員会を設置し、調査研究を重ねてまいりました。南会津町議会基本条例では、議員定数と議員報酬は、議員みずからが決めるとしています。これは二元代表制の目的、議会の役割、議会の権限の重みを議員みずからが認識し、あるべき姿を示していくことを意味しています。

今回の報告は、これまでの調査研究の集大成であり、一定の結論であると考えます。今後、さらに人口減少が進み、4つの地域、100を超える行政区の形も変化していくと推察されます。また、総務省の地方議会のあり方に関する研究会では、地方の町村議会の担い手不足を懸念し、新たな議会制度を提案する動きも見られます。人口減少社会における地方議会のあり方については、今後さらに議論が深まっていくことが想定をされます。このような状況から、今後の議員定数と議員報酬については、国や他地域の動向を踏まえながら検討していくことが適切との結論に至りました。

町民の皆さんは、議会活動、議員活動の活性化に大きな期待を寄せています。今後さらに、町民の皆さんの負託に応えられる議会づくりを目指していくことを特別委員会の総意として申し上げ、ご報告にかえていきたいと思えます。

なお、本特別委員会は、この報告をもって、地方自治法第110条第2項の規定により解散となります。これまでのご協力に特別委員会を代表し深く感謝を申し上げ、ご報告にかえていきたいと思えます。

どうぞよろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を終わります。



◎請願委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第7、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願1件、要望2件を受理しております。

平成30年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正です。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

まず、請願人の住所でございますが、南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1、氏名は、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部英明氏でございます。

請願の趣旨でございますが、この請願の中身については、これまでも同様の趣旨で請願され、本議会においては議員各位から賛同いただき、意見書提出について採択を受けていますので、現在の最低賃金の福島県と全国の状況について説明させていただきまして、今回も全会一致での採択を願いたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

まず、今申し上げましたように、福島県と全国の状況でございますが、最低賃金は毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会での審議を経た後、それぞれの都道府県別の最低賃金を決定するとされています。

都道府県別の最低賃金を見ますと、東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉の6都府県がAランクとされ、時間額で958円から868円となっています。福島県は、昨年と同じだったんですが、最低ランクのDランクで31位、時間額で748円ですから、実にAランクとは210円から120円の差となっています。さらに、この10年間だけを見ても、全国平均と福島県の格差は、2006年では、全国平均のほうが高いわけですが、55円でした。2017年には100円となり、その差が拡大しています。

請願書でも述べていますが、2013年に政府が決定した経済財政運営と改革の基本方針並びに日本再興戦略において引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された

ニッポン一億総活躍プランにおいても、「毎年、年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1,000円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、働く者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与します。福島県は、先ほど申し上げたように時間額で748円ですから、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円にはほど遠い金額です。

以上を踏まえ、請願書記載の以下4点について、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書提出の採択をお願いするものです。

1点目、福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年、年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。

2点目、福島県の復興促進、労働人口の県外流出に歯どめをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。

3点目、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

4点目、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めることとさせていただきます。

なお、政府関係機関等への提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣と福島県労働局長宛てでございます。

よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 ちょっとお聞きしたいんですが、これ毎年出されて、大変結構なことなんでしょうと思いますが、3番の「中小・地場産業に対する支援策等を強化し」、この部分ですね、これは具体的にはどういうことを意味しているのかお伺いしたいと思うんですが。

○五十嵐 司議長 お答えはできますか。

○4番 渡部訓正議員 はい。実は、ご存じのように、県内の中小・地場企業というのは、本当に1円でも上げるといのが大変だそうとさせていただきます。私もこれは話として聞いた中身なんですけど、やはり最低賃金を上げていただきたいというときに、そういう地場なり、あとは中小の企業というのは、大変な中で、なかなか大企業とか、あとは元請のほうから安い金で仕事を受け取らざるを得ない。やっぱりそういうのを、これ上げるときに、すごくそれがネックにな

るものですから、それらについても対応できるように、環境整備というか、あとは実際の単価の上積み等を図りなさいというような話もあわせて要求をしているということで、この3番目に入っているというふうに聞いております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 ちょっと理解がわからないんですが、例えば、こういう産業に対しては公的な資金を入れて、ちょっと上げるようにしなさいとか、具体的にそういうことを言っているのかどうか、お伺いしているんですが。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も、そこまでの細かい中身については、幾ら支援がなされているとか、そういうものまでは実際のところはつかんではございません。ただ、今ほど説明申し上げましたように、やっぱり大変な中で最低賃金が今決まるわけですが、なかなかそれを引き上げるというのが中小・地場で大変なところもありますから、それらをちゃんと上げられるような土壌づくりを、ちゃんと元請段階で単価をもう少し引き上げなさいとか、そういう働きかけをしているというふうに聞いてございます。

今言ったように、個々の内容までは、申しわけありませんが私の段階では承知していない。そういうふうに、この請願を受けた段階で、内容の説明を聞いているというふうに理解をしていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 ちょっと話が長くなりますが、これは一応当町の議会で、これ話が出ていますが、これは南会津郡の話でこれを出すのか、福島県を全部これで出すのか、そのことが1点と、それから福島、郡山、白河、いわき、この辺では、実質的な単価はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。これは平均で出していますが、実質的には、福島都市部のほうは、若松もそうだし、そういうところは、単価は実際的にはどうなっているのかと、それもお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 まず、最初の質問は、一応これも聞いた内容でございますが、各それぞれ南会津郡については、郡の中での組織というのは広域市町村圏とかありますが、それは各議会は別ですから、この南会津郡では、南会津町、あと只見町、下郷町にこの請願については提出をしたというふうに確認をしてございます。

あと、県内では多分それぞれの、今言いましたように、連合福島そのものが、各地区連合というのが県内にございますから、そちらのほうで取り組まれているのではないかと、全県一斉に、この3月議会にこの請願の取り組みをやるというふうに私は聞いています。ただ、どこまでやっているかということまでは確認はしていませんが、そういうことです。

もう一点の最低賃金については、これは法律で、これ以下では働かせてはだめですよと、今言いましたように、最低でも福島県の場合は748円以上じゃないと雇用はできませんよと、それ以下で使うと法律違反になりますよということですから、今ほど質問あったように、じゃ、いわきでは平均すれば幾らだ、あと会津若松が幾らだということまでは、申しわけありませんが、私の段階では承知していません。

つまり、現在決まっている、福島県としては748円以下で雇用すれば、それは最低賃金法という、その法律違反になりますよというふうな形で、私も、そこの今言った各市段階なり、ほかのところの関係までは承知していません。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 別に私、根性悪く質問しているわけではないんです。これ毎年上がってくるんですが、長い歴史の中において、この南会津郡では第一次産業を優先にやってきたんですが、それが衰退してきて、そして、この町にも企業は必要でしょうということで、企業誘致を盛んにやってきて、今の企業があるわけなんですよ。そうした中において福島県は、道路環境もちょっと悪いけれども、工場を持っていけば、何とか賃金的には安くても働いてくれる人がいるという中で、工場誘致というのはかなり進んできた経過があると思うんですよ。

だから、そういう南会津の中においても、今ちょっと立派な企業が欲しい、雇用体制が欲しい、それから給料体系も欲しいと、企業と雇用対策を16番議員が先頭になって立ち上げてやってきた経過もありますけれども、この南会津町に産業が来た経過も歴史もやっぱりある程度認識しながら、これを精査してもらわないと、俺もきょうはそういう話をするつもりはありませんでしたが、こういう中小企業に対する支援策をどうにかしろというのは、やっぱりそういうことを考えると、これは町とか県とかそういうところが公的資金を入れろと言っているような感じにもとれる。やっぱりそういう面では、ちょっとこれ勉強会を俺らもする必要もあると思うんで、それでこの質問を投げかけたので、4番議員、気分悪くしないで、そこら辺をうまく言っていたきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応3番の関係、私も実は、この町内で弱電関係の仕事をやっている方もございますし、その人とも話をしたことがございます。今ほど言ったように大変だと、1円だって本当に大変なんだぞ、単価なんか一方的に、元請のほうでの切り下げなんかも出てきているというような話も聞いたことはございます。

ただ、今はっきりしているのは、やっぱり日本全体の中で1,000円を目指そうじゃないかというような形で、これは国の方針として出されて、それぞれ残念ながら各県段階、都道府県の最低賃金審議会で決まって、そのところがなかなか今同じような率合になっても、ほぼそれでどんどん格差は、最上位のところとDランクのほうのところは、逆に格差が拡大をしている。

だから、それらについて、私らもやっぱりそういう状況に置かれているというのは十分認識しながらも、じゃ、今考えている最低賃金はそのままいいのかという形にはならないんじゃないのかなというふうに私自身は考えて、紹介議員も引き受けているところでございます。

あとは、こういうような請願を出す際に、3点目のような、やっぱり現実的に、そういう中小・地場企業が大変な中でこうやって企業の運営をしている、そこに対する支援なんかもやっぱりちゃんとやるべきだというのは、まさに心配りをした請願の内容ではないのかなというふうに、私は理解をしているところでございます。

回答になったかどうか。私はそんな形で考えているということでございます。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、黙っていようかなと思っていたんですが、一人の商工業の経営者の立場から、ちょっと質問します。

私は、中小企業でも小のほうの経営者ですが、これは経営者とすれば、1円でも2円でもとにかく上げたいというのは、皆経営者だって思っているんですよ。ただ、今回の原発事故、これからして、売り上げも60%から70%ぐらい落ちているんですよ。

そういう中で、今までは風評補償というか、そういうものももらって何とかやってきた。ところが、風評被害に対する補償は、ことしあたりで大体ストップしちゃう。あとは出せませんという状態。そういうことで、やっぱり経営者としても、これ賃金上げろと言われても、経営内容が本当に落ち込んでいますから、本当に大変なんですよ。

だから、これからの賃上げは、やっぱり東電あたりがこれを補償がわりに出すべきだと、私はそう思うんですが、なかなか今の経営内容、商工業は特に厳しいはずですよ。ですから、その

辺もよく踏まえてやってもらいたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど湯田議員のほうからありました内容については、私も湯田議員とは話をして、大変な、前から見れば、売り上げなんかも減ってきているんだよというのは承知をしています。

ただ、一つ、ぜひ全体で考えていただきたいなとやっぱり思うのは、今、年間のパートなんかで、例えば800円のパート代で、大体労働時間がほぼ2,000時間、そうしますとそれよりは働いている人もいるし、働いていない人もいる。大体平均として2,000時間というふうに年間を見た場合、そうすると160万なんですよ。そして今、ワーキングプアといえは200万以下の方、やっぱりそういうふうに、そして確かに、そういうような状況の中に、今南会津なんかは低賃金構造に置かれている人が本当に多いんですよ。そして、ここでも述べていますように、4割の非正規労働者の方というのは200万にいていないんですよ、年収で。

やっぱりそこをどう見るか。まさにそれが、その後の子供さんの教育問題、あとはいろんな結婚の問題、やっぱり全てに波及していくというのは、これ確かに、じゃ、この最低賃金を引き上げるとおかしくなっちゃうんだというような捉え方をされるのか、やっぱり制度的に、最低でも、例えばワーキングプアというような形がないような形の、やっぱり私らは議員として、どこに視点を置いて考えていくのか。

確かに、今置かれている状況的なものは、私も百も承知な中でしゃべっているつもりです。つまり、私らが要望をするからそういう状況なのかというと、決してそうではないのではないのかなというふうに私は考えています。

ぜひ、そこところは賢明な議員各位でござりますので、ご理解をいただきたいなというふうに考えておるところでござります。

やっぱりこういった今ある制度として、政府が目指している最低でも1時間1,000円、それでも、2,000時間でもやっと200万ですよ。今やっぱりそういうような方が、多分セブン-イレブンとかダイユーエイトとかというのがありますが、そこでの求人広告を見ていただきますと、ほぼ最低賃金の1円か2円ですよ、上積みしてあるのが。やっぱりそういう形で雇用の求人になっています。それで仕事がないわけですから、そういうので働かざるを得ないと思うんですよ。

だから、それを少しでも制度的に上げていくというのが、やっぱり地域での購買力の拡大に

もつながっていくのではないのかなというふうに私は考えて、これの紹介議員もさせてもらっているというような考えでございます。

ぜひ皆さんのご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。ちょっと長くなって申しわけありませんでした。

○五十嵐 司議長 8番議員、よろしいですか。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

会議規則第92条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。

また、平成30年要望第1号及び要望第2号は、お手元に配付しました要望文書表のとおりです。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月14日午前10時から開議し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時15分

平成30年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成30年3月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 16番 星 登志一 議員
- 11番 山内 政 議員
- 4番 渡部 訓正 議員
- 2番 森 秀一 議員
- 9番 湯田 哲 議員
- 3番 丸山 陽子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 貝田美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山陽子 議員 | 4番 渡部訓正 議員 |
| 5番 室井英雄 議員 | 6番 湯田良一 議員 |
| 7番 大桃英樹 議員 | 8番 湯田賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 楠 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家幸弘 議員 |
| 16番 星 登志一 議員 | 17番 室井嘉吉 議員 |
| 18番 五十嵐 司 議員 | |

欠席議員(1名)

- 15番 阿久津 梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭に願います。



◇ 星 登志一 議員

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君の登壇を許します。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 議席番号16番、星登志一。通告に従い、大きく分けて3点について質問をいたします。

まず第1点は、さゆり荘の建てかえ計画の課題について。

2番目に、ヤマザクラ1万本計画の経過と今後の計画について。

3番目に、アクティブラーニング導入の受け入れ準備についてであります。

それでは、初めに、さゆり荘の建てかえ計画の課題についてを質問いたします。

事業計画と財源、収支決算予定の詳細について質問をいたします。

1番目、総工費10億1,000万円、解体事業費1億4,500万円、東京オリンピックを控え、人件費や資材の高騰等、設備費の追加の対応はいかに考えているかお伺いをします。

2番目、過疎債7億3,610万円が使われているが、今後の過疎債の計画についてお伺いをいたします。

3番目、宿泊貸し切り風呂の1億460万円を損益分岐点としてこの計画は成り立っていますが、28年度7,947人の入り込みのうち、3,000人は本年度より他の施設に移動するということ聞いております。計画どおり入り込みが達成できるのかお伺いをいたします。

4番目、宣伝費に1,000万円を予定しております。従来は100万から200万でありました。しかし、この1,000万ということは、新たな宣伝のシステムを構築しようとしているのではないかと思いますので、新たな営業システムの事業計画について、どのようになっているかお伺いをいたします。

2番目、ヤマザクラ1万本計画の経過と今後の計画について。

ヤマザクラ1万本計画は、町の自然環境を利用した地域づくりの再認識にはとてもよい計画だと思います。

そこで、1番目として、経過と今後の計画は。

2番目、経費の内訳は。

3番目、町民にもっとPRをして自然環境全体を利用するようなアイデアを募集してはいかが。

以上、3点を伺います。

3番目、アクティブラーニング導入の受け入れ準備計画についてお伺いをいたします。

ゆとり教育の世代が社会人となり、「指示待ち症候群」という新しい言葉が生まれました。これを解消するために、4年後、高校の授業に考える力を重視するアクティブラーニングが取り入れられることになりました。高校に行っていきなりアクティブラーニングでは、子供たちも戸惑うと思います。小・中学校から取り入れてはと思いますが、町の考えについてお伺いをいたします。

以上、3点について、再質問については質問席より再度質問をいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

16番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、さゆり荘建てかえ計画の課題についての1点目ではありますが、東京オリンピックを控え、人件費や資材の高騰、設備費の追加の対応はどうかとのおただしではありますが、確かに、一部では人件費や資材単価の高騰について懸念する内容も報道されておりますが、またその一方で、今後落ち着いていくと、そのような状況にもあるのかなと感じております。

このような建築業界の情勢から、東京オリンピックによる建築費用の高騰がどの程度なのか、予測するのは困難なことでありますけれども、十分考慮した対応が必要だと、そのようにも思っています。今後さゆり荘の設計業務を進めていく中で、建築費用の動向を見きわめながら進めてまいりたいと、そのように考えております。この新庁舎の建築の際もそうでしたが、そのような懸念もあります。しっかり私たちも調査をして、そしてその準備をしながら進めていきたいと考えております。

次に、2点目ではありますが、今後の過疎債計画についてのおただしではありますが、本年度平成30年度から35年度までの地方債充当事業実施計画を策定いたしました。この本計画においての、平成30年度当初予算額を反映した過疎対策事業債のハード事業分、ソフト事業分の合計額は、39億3,410万円です。平均すると各年度6億5,000万円程度ということになります。

年度別に申し上げますと、平成30年度7億8,560万円、平成31年度8億3,400万円、平成32年度10億8,830万円、平成33年度5億1,500万円、平成34年度3億7,240万円、平成35年度3億3,880万円ということになっています。

なお、本計画は現在想定される事業予想額に基づいたものでありまして、財政状況等により変動することはありますが、これまで同様、後年度負担を考え、適正な地方債の活用を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、さゆり荘建てかえ計画の課題についての3点目ではありますが、宿泊、貸し切り風呂の1億460万円を損益分岐点としているが、28年度7,947人の入り込みのうち3,000人は他の施設に移動する。計画どおり入り込みを確保できるのかとのおただしではありますが、さいたま市の中学生を対象とした自然の教室が、来年度からさいたま市立館岩少年自然の家を集約されることから、3,000人の減少が見込まれております。

議員おただしのとおり、今後集客人数をふやすことが大きな課題であることは認識しております。魅力的な施設を建設することはもちろんのことではありますが、友好都市を含めた新たな誘客の確保、新しいお客さん、この確保、それからインターネットや旅行雑誌などによる効果

的なPR手法、そしてリピーターをふやすための方策などが必要なことは、いろいろなことが考えられます。

また、新しい施設としての強みもあり、今後周辺の道路網の整備も進んでいく予定であります。今、福島県議会をやっておりますけれども、新鳥居峠の調査費がついたということでありまして、いずれあの峠もその事業が進んでくると、そういうことも念頭に置いてあるのも事実であります。そのようなことから、新たな地域からの利用の増加についても期待できるものと考えております。

本事業が完成するまでの3年間の中で、施設を運営する指定管理者とともに、よりよい方法を検討、協議しながら利用客の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、宣伝費に1,000万円を予定している新たな営業システム等の利用計画はとのおただしであります。宣伝費につきましては、基本計画策定の際にアドバイザーの試算により、提案を受けた売り上げの10%程度を見込んだ金額を一つの案としてお示ししたものであります。この程度の費用をかけると、効果的な宣伝ができるというふうな状況も聞いております。

宣伝費の内容につきましては、現在登録しているインターネット予約サイトやホームページの管理等の経費、それから旅行雑誌などの広告費用、新たな集客を行うための費用などを想定しているところであります。実際の運営に当たりましては、指定管理者が効果的な宣伝のために支出する内容のものと、そのように考えております。

議員おただしの中にありました新たな営業システム等の利用計画など、具体的な方策につきましては、より多くの利用者確保に向けまして大きな努力が必要であると、そのようにも思っています。完成後のさゆり荘は、新たなコンセプトによりスタートする観光の拠点施設として、町として積極的にPRしながら、利用者の確保に当たってまいりたいと。そして、施設の健全経営を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ヤマザクラ1万本計画の経過と今後の計画についての1点目ではありますが、ご承知のように、平成29年度から本格的にヤマザクラ1万本の里づくり事業がスタートいたしました。昨年の6月には「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり」ということで宣言をいたしました。9月にはヤマザクラ1万本計画の里づくり基金条例を設置いたしまして、さらに実行委員会が中心となりまして、県のサポート事業の採択を受け、地域づくりの要素も取り入れながら着々と目標に向かって事業を進めてきたところでもあります。

そして、昨年11月には、会津山村道場において町内外より多くの参加者のもと、記念植樹祭

を開催したところでもあります。あわせまして、館岩地域においてもヤマザクラ植樹イベントを開催いたしました。本事業につきましては、町内全域を対象に、規模の大きい大変長い時間がかかる事業であると、そのように考えています。目標を達成するためには、行政のみならず、地域住民はもちろんのこと、各行政区との連携・協力が不可欠であります。

本年度につきましては、主に田島地域の各行政区に協力を呼びかけまして、ヤマザクラ苗木配布の希望を取りまとめながら、各行政区において主体的に植栽を実施していただいたところでもあります。その結果、本年度においては全体で1,008本ヤマザクラの苗を植栽することになります。目標達成に向け、第一歩を踏み出すことができました。

平成30年度においては、主に南郷地域を対象に、地域住民や各行政区に協力を呼びかけながら、1,000本の植栽を目標に取り組んでまいります。また、伊南地域、館岩地域においても、平成31年度以降、計画的に植栽を実施してまいります。長期的な見通しといたしましては、今後10年を目安に、田島地域・館岩地域・伊南地域・南郷地域のブロックごとに、全町を挙げて効果的かつ円滑なヤマザクラ1万本の里づくりに取り組んでまいりたいと思います。

これまでも植栽ばかりでなくて、館岩地区、特にこれまでいろいろな場面でPRしながらお話をさせていただきましたけれども、町有林、その中にある自然のヤマザクラの周囲の間伐といたしますか、そういうことでヤマザクラの育成を図ってきているところでもありますし、各地域、檜沢地区もございまして、荒海地区もございまして。ですから、全町にそういう地域がございまして、町としてはそういうところを協力していただけたところを、可能な限り自然を生かした中で、生態を崩さない中でこの事業を進めていければなと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ヤマザクラ1万本計画の経過と今後の計画についての2点目ではありますが、そしてまたその経費の内訳はとのおただしであります。今年度のヤマザクラ植栽に係る経費につきましては、全体で約1,230万円の予算規模となっております。主な内訳であります。苗木代が約220万円、苗を支える支柱代が約380万円、植栽するための環境整備費等が約540万円となっております。平成30年度においても、ほぼ同程度の経費を見込んでいるところであります。

次に、ヤマザクラ1万本計画の経過と今後の計画についての3点目ではありますが、町民にもっとPRをして、自然環境全体利用のアイデアを募集してはとのおただしであります。PRにつきましては、町のホームページや広報みなみあいづなどによりお知らせしているほか、本年度においてはタウンミーティングの機会を利用し、参加者の意見や要望等を聞いたところでもございまして。

今後におきましては、町宣言の先端を担う事業として、さまざまな機会において地域住民や有識者の意見等を参考にしながら、本町の豊かな森林資源と融合した美しい自然景観づくりを目指し、ヤマザクラ1万本の里づくりの目標達成に向けて取り組んでまいりたいと思います。将来の南会津の創造、そして環境、自然を生かした人と自然に優しい安心と信頼の町を築いていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からはアクティブラーニング導入の受け入れ準備計画についてお答えいたします。

4年後に高等学校で取り入れられるアクティブラーニングを小・中学校から取り入れてはとのおただしであります。議員おたしのおり、高等学校においては4年後の平成34年度から新学習指導要領に基づいた教育活動が完全実施となり、アクティブラーニングの視点に基づいた主体的、対話的で深い学びの実現に向けての授業改善が求められるようになります。

しかし、このような学習指導要領の改訂に伴う授業改善は、平成34年度からの高等学校だけに求められるものではなく、その前に実施される平成32年度からの小学校の学習指導要領、平成33年度からの中学校での学習指導要領でも同様に求められているものであります。

したがって、町内の小学校や中学校においては、今後の新学習指導要領の完全実施に伴い、既にアクティブラーニングの視点に基づいた主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、教職員一人一人が授業改善に努めている状況にあります。大きな戸惑いはないかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、1点目から随時再質問をしたいと思います。

まず最初の、第1番目の商工費の件なんですけども、大体過去の例を見ますと、初めの事業計画に対して1.3倍から1.5倍くらいになるときもある。多分上がっていくのは、過去の例から私は仕方がないと。ただ、今回は東京オリンピックだけではなくて、非常に材料費、人件費

高騰している真っただ中なんです。ですから、そういった中身を配慮した予算計画になっているのかということをお伺いしたいわけです。

例えばそういったことは織り込み済みだと。その後、必ず1.3倍くらいには総工費は上がるわけですから。そうすると、今は確かに過疎債だとか、今回の私計画は、過疎債も相当使っているし、解体の資料から比べても、後から国から返ってくる金が大体計算すると四十六、七%、あるいは半分くらいになるんじゃないかと思うんです。だから財源の使い方は非常にうまいと。

ところが、ここに材料費が上がるということが組み込まれていないということになると、とてもじゃないけども、今度一般財源から持ち出すものは大きくなると。私が心配するのはそのところなんです。建てた後のことも心配ですけども、実際これからこの計画でおさまるか。ただ、町長の発言で過疎債が39億か、びっくりしたんですけどね。39億があるということなので、ほかの事業はこちらのほうの運用でうまくいくかもしれないですけども、このさゆり荘単体を考えた場合に、私は多分これ、総額で11億幾らになっていますから、1.3とすると十四、五億はかかるんじゃないかと。その辺の財政的な見直しをもう一度聞きたいと、こういうことなんです。再度答弁をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答え申し上げます。

今ほど、過疎債等の中身から町の財政としてどうなんだというような視点でのおただしでございますが、まず、平成30年度、今年度の過疎対策事業債としては、町長答弁申し上げましたように7億8,560万でございます。このうち、さゆり荘に関連する事業費として、今年度は設計と地質調査でございまして、5,310万円ほどの計上でございます。

それから、31年度建築本体に入ってまいります、この年に4億2,420万、そして32年度2億6,280万ということで想定をしているところでございます。議員おただしのように、建築費が本設計を組めば当然変わってまいりますので、起債についてもその動きに合わせて調整をしていくということでございます。

全体的に単年度ごとの過疎債の発行の予定額を先ほど町長お答え申し上げましたが、その中での調整は当然あり得るものでございまして、この事業費が少し移動したとしても、町に大きく事業計画に影響するものではないというふうに判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 私が議員になったばかりでは、こういう事業を過疎債でやったら

どうだというような提案をすると、町のほうから、いや、県のほうに過疎債の計画で上げているから、そういう事業はできませんと。ところが、議員をだんだん経験して行って五、六年たつと、独自で調べてみると、町のほうの変更届があれば十分新しい事業でもできますよという話を聞いていますので、もしこれ、金額が相当上昇するということであれば、ぜひ早めの過疎債変更等で対応できるかできないか。過疎債で対応できるかできないか、まずその点についてお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 答えいたします。

これから実施設計等入っていくわけですから、当然事業費の変動は確定するまで動きがありますので、町としてもさゆり荘については重点事業の一つでございますので、今現在計画は持っておりますが、当然事業費の変動に伴う過疎債の発行について、県のほうと用意周到に打ち合わせをしながら、事業執行に支障ないよう取り組んでいきたいと思っております。

〔「事業費の幅は認められるんですか、どうですか」と言う者あり〕

○渡部正義総務課長 追加してお答え申し上げます。

今ほど、当初のかかる金額と起債の金額と、二通りの視点がありますが、両方ともそれは変わり得るもの、コンクリートではございませんので、その中で調整することは可能でございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そうすると、全体的な町の財源としては大丈夫ですよと。

それでは、過疎債についてはお答えいただきましたので、次の3番目、これからは大事なところですから。9月にさゆり荘の建てかえが始まるよということで、我々は青天の霹靂で聞いたわけなんですけども。

その中の計画書を見ると、一番初め私は、A4の用紙三、四枚で10億の金を動かすのかと、ちょっと議会を軽視し過ぎているんじゃないかという話をしました。賛成・反対、これだけの材料でできないだろうというお話をしました。その後出てきたのが、計画としては損益分岐点が約1億460万だという話だったけども、実際中をあけてみると3,000人が移動をすると。3,500人くらいで今やっても赤字なものを、どうやって黒字にするんだと。

というのは、この計画に対する担当者は、この事業だけが頭に入っているかもしれない。我々は、私は文教厚生委員会ですけども、今回も老健の施設、特老等を見てきました。もう年数がたって終了しなきゃいけないという特老がだんだん出始めてくると。ところが、町の考え

から言うと、特老は特老で特別会計でやっているんだ、そちらの独自の会計でやっているんだから、町のお金は出さなくていいよという割り切り方かもしれないけども、我々が視察に行った感じでは、お金なくなったらどうするんだろうと。今後のこの老健施設やっていけるんだろうか、特老やっていけるんだろうかという話が出てくるわけですよ。

常に担当者は自分の計画だけじゃなく、ほかにもお金がかかるんだよと。そこにも一般財源使わなきゃいけないという認識を持って、計画を立ててもらいたいわけです。この計画を無理にやってお金がぼんぼん高くなって、ほかの老健に例えば泣かれて泣かれて、町から金出さなければ潰れるよという状態のとき、町はどうするんですかという話なんです。

そういうことを考えたときには、極力やはり材料費が高くなっているような今の時期は、私はいけないと。オリンピックが終わった後にやりなさい。ですからこの収支計算が、へたなやつが出てくるんですよ。実際に今、南郷スキー場の入り込みのお客さんの意見だとかそういうものを聞いて、このようなホテルにすればお客さんも泊まってくれるんだろうというような調査まではしたんですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

まず、私は基本的なことだけ答えさせていただきます。

議員はいきなりと言われましたけど、これ、振興計画出ているんですよ。建てかえは別にして、改修計画とかね。そういう計画の中で、何で今になったかということ。これまでも皆さん方にお話ししてきたと思います。さいたま自然の家が新潟県の六日町の施設、それから赤城山の施設をみんな南会津町のほうに振りかえたいんだと。その対応できますかと。ちょうどそのときに、さゆり荘の修繕計画あるいは建てかえをしようかと、そういうようなことはあったんですよ。ところが、その受け入れ施設がさゆり荘しかなかったということなんで、それで今までずれてきたんですよ。ですから、振興計画にはもう既に載っているんです。皆さん方もご存じだと思うんですよ。

ただ、いろいろその計画の中で、たまたま今度東京オリンピックの準備期間に入ったからそのような話になるんでしょうけども、終わってから、じゃ、果たして資材費が下がるだろうというのは当たり前の見方かもしれませんけれども、必ずしも下がるとも限らないし、町としては振興計画の中でしっかりやっていくということが一つの基本的な考え方だと、そういうことであります。

ですから、この庁舎のこともそうですけれども、あのときに、今やったら資材が高騰してだ

めじゃないかということなものですから、町も一生懸命調査をしながら、じゃ、庁舎に使う資材はどのくらいで入るんだろうかと、そういうことも調査しながら進めてまいりました。

今度も確かにそのような、今度は本当の東京オリンピックの2年間の中であるわけですから、余計その辺は懸念されるかと、それも私も思いますが、そういうことも含めた中で、町としてはしっかり対応していきたいと、そのように考えております。多少いろいろ事業費も、必ず事業計画組んだとおりにいかないということもありますが、この庁舎の計画はほとんど、若干予算オーバーしました分もありますけれども、大体ほぼ思うところで行ったのかなというような、そういう思いはあります。

それも含めて、今回の件も、さゆり荘の今度の計画でありますけれども、私としてはそもそもそういうところで、今の建物で本当に耐震もできない、そして中の設備もかなり傷んできている、そういう中で修繕を考えながらやっていくということが、果たしてどうなのかということ。結局振興計画にあったが、そのとおり時限的に行けなかった部分もある。そして事情もある。そういう中で、町としては再度そういうことを皆さん方にこれまでも説明させていただいて、この事業を進めていきたい、そのように考えています。

ですから、そのようないきなり降って湧いたような話では私はないと、そのように思っていますので、その点をご理解いただきたいなと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 振興計画は入っていると、確かに入っているので、それはいきなりじゃないですけども、私が言っているのは、計画がぼんといきなり出てきたという意味なんですよ。9月に出てきて、わずか半年で10億円の中身を議員さんに精査しろというのは、ちょっと無理じゃないかという話。

もう一つは、計画がぴしっとなっていればいいですよ。見てなっていればいいですけど、私から見たらこれ、いただいた資料ですけども、さゆり荘建てかえ基本計画収支試算、収入支出の中に減価償却も何も入っていないでしょう。

今町長の答弁を聞いていると、後から指定管理者という言葉が出てきたんです。指定管理者に指定管理料を今度は、従来から言うと、このくらいの施設だと指定管理料を払っている施設があるでしょう。だから、今回は指定管理者に任せるけども、指定管理料は出さないつもりですよとか、そういったきちんとした説明をしていないと、我々は、建てたはいいけども、また指定管理者に年間2,000万、3,000万出ていくのかという話になるわけですよ。

我々議員から聞かれたことじゃなくて、こういうことは議員に説明しなきゃいけないなとい

うことを、もうちょっと積極的に密な計画で説明しなきゃいかんということを、私は言っているんですよ。実際に赤字になれば、過疎化のそういった施設を助けてくれる会社もあります。立て直し専門の会社もありますけども、ただ、初めから、例えばその辺もうちょっと計画性を持ってやったほうが私は、今建てるのは無理じゃないかと。2年間くらい中身をじっくり考えてやるべきだということを言っているんですけども、町長はどうしても建てたいと言うから、それはしょうがないですよ。提案するなどは我々からは言えない。ただ、もうちょっと密な計画を立てるべきだということを、私は言っているわけですよ。

さらにもう一つ、この計画に対して私が懸念しているのは、料金の設定の件です。たまたま私は東京のほうに親戚だとか友達が多いものですから、結構南郷スキー場は有名だと、雪質がいいということで、来ます。ところが、その連中はほとんど日帰りなんですよ。その原因は何かというと、やはりもうこれは支所だっかってわかっていると思います。

ボーダーというのはお金のなるべく使わないような人が多いというのは、これは皆さんご存じだと思うんです。ところが、南郷のスキー場のそばの民宿でも、素泊まりで3,000円くらいで泊まらせてくれるというところがあるんですよ。そういうところは物すごく利用されているんですよ。1日であのスキー場はもったいないから、2日で滑ってきます。それも素泊まりで3,000円くらいの、多分きょうは傍聴の方いらっしゃいますから、どこでそういったことをやっているかおわかりだと思うんですけども。

そういうところはお客さん喜んで行くんですよ。この計画はそんな計画は入っていないでしょう。それは、お客さんの要望が何かということから商売は始まるわけですから。1点だけ伺います。スキー場のお客さんの意見がこの計画には反映されているんですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 答えを申し上げます。

ただいまおたしありましたスキー場のお客様の意見が反映されているかという部分につきましては、そこまでお客様の意見を聞いた上で施設計画をしたものではないと。と申しますのは、直接聞いてはいないということでありまして、スキー場計画を進める中で、さゆり荘を運営している会社、それからスキー場を運営している会社にも入っていただきまして、どういう施設がいいんだろうというようなことで進めてきたわけでございますが、その中で、例えば冬期間ですと、当然泊まる場合はスキーの道具を置く場所がどこのホテルに行ってもなかなか確保されていないとか、そういうような意見はまず聞いておりますので、この計画の中では、設計を進める中でそういう部分がある程度スキー場と隣接している施設ということから、重点

を置いていこうというようなことでは話をしております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 南郷の民宿をやっている方、これは委員会でも聞きましたけども、もう年齢が大分、民宿を始めてから年をとったので、年齢的にもちょっと無理だと。そうしたら、やはりせっかくつくるんですから、ここで浮いたお金を、お年寄りにもできるような民宿のために、その一般財源を浮かせて、そのお金をそういったやる気のある人たちのほうに任せるといった事業は考えなかったんですか。

例えば、それこそ部屋を改造して1泊3,000円のうちでもつくればいいなど。ところが改造しなきゃいかんとなったときに、町のほうから、それじゃ年齢が行っているから、もしやる気があるのであれば、その分改造費を出しましょうというような計画だってできるわけでしょう。今の計画じゃ、そういったもろもろの調査が全然なされていないということを私言いたいんですよ。

であれば、オリンピックが終わった後であれば2年間くらいあるから、そういったきちっとした調査をして、その地域が本当によくあるような融合性のある計画にできないかと、こういうことなんですけど、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員さんは、スキー場、そのシーズンをポイント、焦点を当てたような話ですけども、私が先ほど答弁申し上げましたように、スキー場の期間はもちろんですよ、それは。この1万2,000ぐらいの想定した宿泊料というものが高いか安い、そして利用されるかされないかということもあるんでしょうけども、今大体そのぐらいが、新しい施設の中では、私はこの辺でもほとんどだと思いますよ。

それはそれとして、ただ、今の地域の事情を考えれば、今の民宿をこれまでやってこられた方々、そして今後の動向を見ますと、やはり町としては、お客さんが来たいんだけど、泊まりたいけどどこにも泊まれないというような状況が今だと思うんですよ。そうしたことも含めて、町としては今後の観光客の入り込み、それから誘客の対策、そのようなことを含めた中で、総合的な判断の中でこういう施設が必要だと、そういうことを基本に、根本的には思っています。

ですから、スキーシーズンだけに焦点を当てたものばかりではないと、そのようなことです。ですから、そういう中でPRの話もありましたが、しっかりその対応をしていきたいし、町も

そういう意味では各地域での拠点となる施設はしっかり持つべきだと、そのようには思っています。

ですからアストリアも冬シーズン、確かにスキー場の利用客多いですけども、夏のシーズンも利用されていますし、そのようなことをしっかり、町としては各その施設の活用を図っていくということがこれからの、確かにそこは議員おっしゃられるとおりでと思いますし、そういうことをしっかり対応していきたいと、そのような考え方の中でこの事業は進めていきたいとします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 今町長言ったように、まさしくそのとおりなんです。冬だけ当てにしていたんじゃ、このホテルは成り立たないということはわかるんです。ところが、我々議員には年間これだけの入り込み、普通は何月に何人くらい入り込みだと。月ごとにこういうパーセントですよというのを示すべきなんです。だから、今回の計画はあやふやだというのは、私はそのことを言っているんです。資料を見たって、月別の入り込み数どこにも書いていないですよ。

月別の入り込みを書いてあれば、年間を通したお客さんを呼ぶためにはどういう施策があるんだということを考えられるでしょう。年間どさっときて、七千九百幾らだ、うち3,000人は移動します。これではどこからも手のつけようがないでしょうと私は言いたいですよ。

時間の関係ありますから、これ以上質問しても答え、計画的な今後の問題については出てこないでしょうから、次の問題に行きます。

ヤマザクラのほうに行きます。

ヤマザクラについては、我々議員もそうなんですけども、よく答弁、ここのところ私も2回もしていますけども、答弁するときに返ってくる言葉は、大体ホームページに載っけましたと。それから広報で知らせましたと。行政区の区長を集めてやりましたと。一番肝心なのは、我々議会がなぜ議会報告会を開くようになったかというのもそこなんですけども、実際に一番下で動いてくれる人と話さないと、本当の意見は出てこないですよ。

ホームページ、例えばインターネットできない人もいます。毎月広報来ると、あんまり興味がないからと読まない人もいます。区長会で話したと。区長会で話すと、興味がある区長さんは全区に配布するけども、ほとんどの区長さんはそんなに全区の人には配布していないんじゃないですか。

そういう意味で言うと、私は現在、南会津町のこういうところに何本植えましたとか、ある

いは自然に、こういうところに南会津町は桜の名所がありますよとか、あるいは桜以外にはこういうところがきれいだよというような全町の地図をつくって、全町民にそれを回して、何かアイデアがあればちょうどいいませんかというくらいの計画。せっかく1万本やるんですから、桜だけ1万本じゃ映えないわけですよ。

そこの間に黄色だとかいろいろな色が、要するに1番議員よく言いますけど、彩り、それがあって初めて景観づくりになるわけですから、そういったことをもう一回計画をつくって町民に私はPRをして、あるいは自分たちでつくった計画があれば町に持ってきてくださいと。お金はこのくらい助成金出しますからと。実際に苗木代だって、それから苗木を支える枠台だってお金かかっていますから。こういうことを、例えばきょう傍聴の方いらっしゃいますけど、老人会でできないかとかね。10年計画ですから。今からやれば、3年、4年後には、もし老人会なんかでやれば苗木もできるでしょうし。その相談にだって、自分たちでやれるかもしれない。全部が全部森林組合に任す必要は私はないと思うんです。そういった計画をもう一回練り直して、町民に知らせる気持ちはあるかどうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

私は決して森林組合に丸投げするつもりは全くございません。これまでも各区長さんにもお話ししましたし、各会合の中でも私も話してきました。確かに広報の仕方はいろいろございます。知らなかったと言われます。現実、大宅町長は毎年の事業何やっているんだと、よくこう言われました。何をやっているかわからないと。総合政策に年間の町の事業の概要本、最初は確かに議員おっしゃられたように、区長さんに差し上げました。やはり地域によってかなり温度差ありました。

ですから、今度2年間全戸配布したんです。ところがですよ、全戸配布しても、やっぱり町がやっていることがわからないと言われるんですよ。ですから受けとめ方もあると私は思うんです。ですから、そういう情報の提供の仕方はいろいろあると思いますから、そこはそういうことで、町としても私としてもそこはしっかり研究して対策をしていきたいと思います。

このヤマザクラ1万本の里づくりは、基金も制度も設けまして、10年間の計画でやっていきたいと思いますということで、皆さん方にもご理解いただきました。ですから、少しずつであります。私も先ほど第1答弁の中で、各地域の自然環境を生かしたそのものも、今あるものも生かしながらやっていきたいということもありましたし、その地域によってはそのような話もしながら進めてこれまでもきたつもりですが、まだまだそこら辺のPR不足は確かに、そこは否め

ないと思っています。

ですから、そういうことも含めた中で、これからしっかり、皆さんが本当に意識して南会津のまちづくり、環境を守るんだと。そして将来に受け継いでいくんだと、そのような気持ちが醸成されるように、町として私としてもそこは努力していきたいと。それが一番課題かなとも思っています。

ですから、そういうことも含めまして、その辺のあり方をもう少し皆さん方と一緒にできる方法はないかということを探っていきたいと考えておりますので、議員にもぜひ協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 町長の言っていることは十分わかります。我々議員の立場もそうですから。私も18年になりますけども、初めのうちは登志一何やっているんだと。自分では一生懸命やっているつもりでも、なかなか通じないんですよ、これは。言われてもしようがないです。継続してもう一回もう一回、繰り返して何回も地道にやっていかないと、やはり人には伝わらないと思います。

2回や3回で諦めちゃ、その場で諦めたことになっちゃいますから。延々に、これは町民にいかにか伝えるかという作業はしなきゃいけないと思うんです。その辺は、これは町側じゃなく我々議員もそうですけども、お互いにそういったことをPRしていくということ、これはお互いにやっていかなきゃいかんと思います。

次に、3番目のアクティブラーニングについて、小学校ですぐやるということも、私は確定じゃなくうわさかなと思って聞いていたんですけども、小学校であるいは中学校でも取り入れるということになったそうですけども、実際私は、1年くらいまでにあるテレビの特集番組を見てまして、これはおもしろいやり方始まるなと思っていたんですけども、実際に高校で、特に私も民間の会社にいましたけども、ある年代の社員が入ってくると、一から十まで全部教えないと。後から聞くと教えられなかったということが、結構多くなった年代があるんですね。

その一つは何だと。二、三年たつと指示待ち症候群とか何とかと言っていましたね。それはゆとり学級の世代の生まれた人はそうなっているんだということが初めてわかったものですから、やはりこれは教育から直さなきゃいかんのかなと思って、それで今回こういった質問をしたわけなんですけども。

ゆとり教育でも多分失敗したのは、私は、上から言われたとおりにやった結果、失敗と。それは違うかもしれないけど、私現場にいなかったからね。多分そういう傾向があったんじゃない

いかと思うんです。そこで、これは教育長、町長に考えてほしいんですけども、現在でも日本でアクティブラーニングを取り入れている学校が、八王子だとかそれから練馬区くらいあります。一番大変な思いをするのは多分学校の先生だと思います。これは考える力をつけるために、グループであなたたち考えなさいというような教育の仕方もあります。いろいろありますけども、その方針、やり方を教えるのは先生ですから。

これは今までの授業と同じような気持ちで先生方がやっていたらば、全然これは方針を教えることもアドバイスすることもできないから、一番大変なのは、私先生だと思うんですよ。だから、これは研修となると、教育長は前からいろいろな枠組みがあって、なかなか町単独で研修できないんだという話もあるけども、ぜひやはり余裕を持って先生方の研修、実際にもうやっている学校があるわけですから、県のほうから言われる前に町単独で先生方を集めて、今度こういうことになりますよと。予算は心配するなど。

今度トップに立ったのは町長なんだから、金幾らでもあるからぐらいの大ぼらを吹いて、こういう研修あるんだけどもどうだろうというような計画を早めに立てるべきだと思います。県から言われることを待っていたんじゃ、多分ありきたりの指示系統の計画しかできないと、私はこんなふうに思うんですけども、教育長、いかがですか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、先生方の研修についてですけども、大変先生方の研修はやはり大事なことであり、教育公務員としての義務でもあるというふうになっております。ただ、県費職員の研修につきましては、県費で負担するというのも規定で決まっております、なかなか町予算の中から研修費を出すというのは難しい状況になってはいますが、いろいろと町長のほうと協議しながら、その辺は今後とも進めていきたいなというふうに考えています。

あと、2点目ですが、アクティブラーニングにつきましては、私アクティブラーニングという言葉が出たときに、どうして今さらこんな言葉を使うんだというふうに感じました。それはなぜかという、もう既に今まで十分これについては取り組んでいる内容なんですね。あえて取り組んでいた内容をアクティブラーニングと表現したのかなということで、全く新しいものがそこに発生したわけではないというふうに、私は認識しております。

現に、小学校や中学校においては、問題解決的な学習や班での協議とか、あと体験学習とか、十分これに匹敵するような学習内容はもう既に行っています。確かに、高校さんのほうはどちらかというと受動的な授業が多いと思います。一方的に先生の話聞きながらやるということ

で、小中高と上がる順番に従って受動的な授業がふえていくかなというのは、皆さんも多分経験があるかなというふうに思います。

ですので、どちらかという小・中学校でアクティブ的な力を身につけながら、高校でそれを発揮していくというのが、私は一番いい形になっているのかなということで、高校でやるので小・中学校で育てるんじゃなくて、もうそういう小・中学校で育ったものを高校で利用していただくというふうに、発想を変えたほうがいいのかというふうに考えております。

学校さんのほうでは、小学校ですと45分の授業で、例えば15分は指導、30分は学びの時間として、できるだけ先生方が指導数を少なくして、子供たちに考えてもらおう、思考してもらおうという授業に取り組んでいる学校さんもあります。全体的に今、先生方の指示が多いという反省に基づいて、できるだけ子供たちに考えさせることをしていきましょと。つまり、思考を活性化させる時間をふやしましょう、これはまさしくアクティブラーニングなんですね。

ですので、そういうことに取り組んでいますので、改めてアクティブラーニングというための研修を設けなくても、現在の取り組んでいる内容をさらにアクティブラーニングに近づけるような思考で先生方が取り組んでいただければ、十分対応できるかなと考えていますので、ご理解をよろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 私も小学校の場合は、第二小学校だけしか訪問していないんですけども、高校なんかと比べると子供たちの発表を見ていても、やはりグループ活動でみんなが出した意見をこういうふうにやっていこうというような発表だとか、先生方の年間の計画書づくりを見ていても、何とかPDCA、計画してやった結果どうなんだと、この次問題どうだというようなやり方をやっていますから、大分小学校はそういったことが先生方に伝わっているのかなとは思っています。

ただ、そういったことを承知の上で、これは八王子市の式分方小学校といったかな、そこでやっている教育方法ってまた違うんだよね。この辺と違って。少し一歩先を行っているかなということなので、私はそういった活動が始まる前に、先生方二、三人で行って学校を見て、じゃ、取り入れられるものは南会津にないかとか、そういった研修をするのも一つの手なのかなと思ったので、ちょっとご提案しながら、今後の計画について伺ったわけなんですけども。

先生だけで五、六人で研修に行くというのは、ちょっと町単独では無理なのかな、県の許可が要るのかな。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えしたいと思います。

多分、町の規定の中で、すみません、十分把握していないものですから。ただ、県費職員の研修については県費で負担するというので、従来ですと例えば先生方、研修といっても出張となるわけですから、旅費につきましても県費で負担するというふうになっていまして、その町負担で行けるかどうかにつきましては、今後十分検討していきたいなというふうに思っています。

また、そういう最先端のものをしっかりと見ていくということも大変重要だと思いますので、ぜひ機会があれば視察して、取り入れていきたいと思っています。

以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 以上で私の一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、16番、星登志一君の一般質問を終わります。

ここで議長から申し上げます。

午前11時から全国一斉情報伝達訓練が実施されます。このため、ここで暫時休憩といたします。11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 山 内 政 議 員

○五十嵐 司議長 11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、ただいまから一般質問を行います。

質問は2点であります。

1点目、地域おこし協力隊受け入れ事業であります。

2点目、中学校運動部活動改革指針についてであります。

初めに、1点目、地域課題の解決や活性化支援、定住対策として地域おこし協力隊の受け入れ事業が計画されております。そのことについて、次により伺います。

新年度の受け入れ人数の予定は何人か。

どこの地域に配置する予定か。

3点目、1人当たりの経費はおおよそ幾らくらいになるのか。

4点目、協力隊員には具体的にどのようなテーマを持たせて活動をしていただくのか。

5点目、過去の協力隊の具体的な成果があれば、それについてどのようなものがあるのかについて伺いたいと思います。

続きまして、このほどスポーツ庁の有識者会議で、運動部活動に関するガイドラインの骨子が大筋で了承されたというふうに報道されております。このことについて次に伺います。

1つ目、そのガイドラインというのは、大まかにどのようなものなのか。

2点目、その改革案は山間へき地の当地域の学校にも適用される中身なのか。

3点目、全国的に教職員の方の過重労働が報道されておりますが、この指針はそれに対応すべき方策とした中身と言えるのか。

4点目、南会津町の教職員の方々にもそのような実態があるのか。

5点目、今後、指針を受けて、町教育委員会や中学校でも方針を策定することとなるのか。なるとすればいつごろになるのか。

6点目、その場合、地域事情並びに保護者の意見、現場の先生方の声が反映されるべきであると考えますが、どういうものなのか。

以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 11番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域おこし協力隊受け入れに関する1点目、新年度の受け入れ人数、2点目であります配置予定の地域、3点目、隊員1人当たりの経費、4点目、どのようなテーマを持たせ活動させているか、5点目、過去の隊員の具体的な成果はどのようなものかとのおただしにつきましては、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

現在、本町においては3名の地域おこし協力隊が活動しているところであります。それぞれの隊員の配置先とテーマであります。館岩総合支所振興課に配置している隊員につきましては、前沢・たのせ集落での地域ブランド商品開発の支援を、それから総合政策課に配置してい

る隊員につきましては、永田集落で古民家を活用した地域づくりということで、それから商工観光課に配置している隊員につきましては観光誘客を主な任務と、このようなことで担っていただいております。

新年度からはその3名の隊員に加えまして、林業成長産業化地域創出モデル事業を進めるための農林課に隊員1名を受け入れる予定であります。本町で受け入れる地域おこし協力隊の人数は、以上申し上げましたように4名になる予定であります。

この4名の地域おこし協力隊を受け入れるための経費といたしましては、1人当たり月16万円の賃金と、それぞれの活動に係る経費があります。平成30年度の地域おこし協力隊の予算額は約1,380万円です。単純に4名で割りますと、1人当たり345万円ということになります。これまでの成果といたしましては、地域住民が主体となりまして、地域課題や地域資源について考え、そして課題解決や地域資源を活用する事業等を取り組み始めているところであります。

1つの例といたしまして、星空を新たな観光資源として活用するため、隊員が企画した事業に地域住民が主体的に取り組んでいるところでもあります。また、本町が地域おこし協力隊の受け入れを開始したのは平成27年6月からでありまして、その隊員は、本年5月末で3年の任期満了ということになります。高齢化により閉店していく店舗がふえていくと予想される中で、地域おこし協力隊として移住し、さらに定住、空きや店舗の抑制につながっているというふうな成果があると考えております。この任期終了については、その後では閉店する豆腐店を継承していくと、このような目標も持っているということでもありますので、これは館岩地域ですね。そういうことでそういう希望がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から中学校運動部活動改革指針に関してお答えいたします。

初めに、大まかにどのような改革なのかのおただしであります。運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン骨子（案）は、ことし1月16日、スポーツ庁有識者会議において大筋で了承されたもので、学校の運動部活動が学校教育の一環として行われ、スポーツ振興を支えてきたことや体力や技能の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師などとの人間関係の構築を図ったり自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きいことを確認しつつ、一方で、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等にかかわる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することができない課題もふえ、運動部活動に関して

も従前同様の体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にあり、運動部活動のあり方の抜本的な改革に取り組む必要があるとして取りまとめられたものです。

内容は、義務教育である中学校の運動部活動を主な対象として、大きく次の5点についてまとめられております。

- 1つは、適切な運営のための体制整備。
- 2つ目、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み。
- 3、適切な休養日等の設定。
- 4、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備。
- 5、学校単位で参加する大会等の見直しであります。

特に、3の適正な休養日の設定では、平日1日以上、土日曜日で1日以上、つまり週当たり2日以上休養日を設けること。1日の活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度とすることなどが具体的に示されたものです。

なお、スポーツ庁の有識者会議は、国公立中学校での適切な運動部活動の運用に向けた指針を2月13日に了承したとして、それを3月中に公表されるということが、本日の新聞報道等からわかりました。内容につきましては骨子に沿ったものだとして理解しておりますので、よろしくお願いたします。

次に2点目、その改革案は山間へき地の当地域の学校にも適用される中身なのかというおただしではありますが、都市部と山間部、大規模校と小規模校では、それぞれの運動部活動の環境等に違いはありますが、このガイドライン骨子（案）は、全国全ての地域に適用されるものです。

次に3点目、全国的に教職員の方の過重労働が報道されているが、この指針はそれに対応すべき方策とした中身と言えるかとおただしではありますが、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの策定は、学校における働き方改革の一環であると認識しております。

1点目のおただしでお答えしましたとおり、適切な休養日等の設定として、具体的に休養日の日数と活動時間等を設けていることから、教職員の負担軽減にも対応した内容であると考えております。

次に4点目、南会津の教職員の方々もこのような実態があるのかとおただしではありますが、社会情勢の変化等により、先生方の業務は年々増加していると認識しております。また、さまざまな会議や懇談会等の中でも、部活動における多忙化のみならず、学校生活全般に先生方も児童生徒も多忙であるとの意見が出されていることから、郡内各町村の教育長が協議した上、

昨年平成29年1月の郡の小・中学校協議会で、代表教育長のほうから、児童生徒、教職員の多忙化解消と健康管理に関して、次の3点についてお願いしております。

1点目は、部活動においては土曜日が日曜日のどちらかを休みとして、平日においても部活動等のない日を1日設けるなど、週に2日は部活動がない日を設け、生徒の健康管理やさまざまな体験の充実に努めること。

2点目は、教職員の健康管理等を考慮し、週に1日残業をしない日を設けること。

3点目に、スポーツ少年団等の活動においても部活動同様の対応をしていただくよう、関係者へ働きかけを行うこととあります。

次に5点目、今後、指針を受けて町教育委員会や中学校でも指針を策定することになるのか。なるとすればいつごろになるのかとのおただしであります。運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインに基づき、都道府県、学校設置者、校長それぞれが当該ガイドラインで定めている休養日、活動時間を明記した、学校に係る運動部活動の方針を策定することになります。時期につきましては、当該ガイドラインの今年中の策定を受けた後に策定することになりますので、ご理解をお願いいたします。

次に6点目、その場合、地域事情並びに保護者の意見、現場の声が反映されるべきであると考えているが、どうかのおただしであります。議員おただしのとおり、各中学校の部活動におきましては、地域の方、保護者の方の協力が不可欠であり、また、それぞれの地域で長年育んできた特性もあります。学校に係る運動部活動の方針につきましては、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点で、地域の方、保護者の方、先生方の意見をお聞きしながら策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 所管の委員会でも調査をしましたが、ちょっと確認をまず1点目させていただきます。

まず、予算の確認ですが、これは国からの何らかの措置があるという理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

かかる経費につきましては、国のほうから特別交付税の措置がされているということでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ほとんど一般会計の持ち出しはないということではありますが、答弁の中にもありましたけども、平成27年の6月から採用されたということでありまして、若干の報告は受けているんですが、その定例会の説明の中で当時の課長さんが、具体的に地域おこしサポーターであったり、あるいは伝統的な技術産業、具体的にはカヤぶきの六次化的な産業を見据えながら、地域づくりのサポート、ブランド化、そのような任務をしていただくというようなことを考えているというようなご発言があったかと思えます。

それを受けまして、先ほどの説明ですと館岩地域に前沢とたのせに入っておられたということですが、当初の目的というものは一応達成されたというふうな理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 最初の任務の中で六次化というのもあったかと思えますが、そういったものについては現状、たのせだったりそういったところで六次化産業のサポートをしているということでありまして、カヤぶきにつきましても、前沢のほうでカヤぶきの手助けをしているということですので、当初の任務どおり進められてきているのかなと感じているところでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 27年、28年、29年と3カ年を経て、それぞれ隊員の皆さんは活動されておられると思うんですが、この事業を消化されて、どういうふうに総括されておられますか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

この事業につきましては、人口の減少、高齢化が続く中で、新たな視点で外からの発想で地域を活性化していただきたいということが任務かと思っております。そういった点で、予定どおりといたしますか、対応していつている面もありますが、まだまだ外から来ているということで、なかなか地域となじんでいけないという点もありますので、その辺につきましては、担当課のほうでサポートしながら、地域の中で活動できる体制をつくっていきたいと考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 答弁途中でとまったような気もしますが、実際、3カ年で成果は非常に上がったというふうに評価されているのか、それとも期待とはちょっと違うなというふう

に評価されているのか。実直な話で答弁をいただきたいなと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

今回、3年満了する隊員につきましては、地域に残って閉店する豆腐屋を引き継いでいきたいということですので、そういった点ではいいのかなと思いますが、まだまだ隊員にできることはあるかと思しますので、今後引き続き、より一層の地域活性化に向けた取り組みをしていくべきと考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この地域協力隊の人たちの活動の成果発表なり、あるいは問題提起なりというようなことで、一堂に会さないまでも、そういう機会というものは今まであったんですかね。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

今まではそういった機会はありませんでした。今回初めて3年満了の隊員ができますので、そういった点では、今後検討して、地域の中にこういった活動をしたよということをPRしていきたいなと考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 私はそこだと思うんですよね。やはり私たちずっと住んでいる人間でさえも、なかなか物事を前に進めなくて、成果も出せないという現状があって、そのために来ていただいている人たち、ある面で本当に苦労していると思うんですよね。やってみたが何がダメだったとか、どうしたら地域課題が外の人から見て進むかというようなことを、やはりある程度提言していただくとか、そういったことがないと、私たちもそうですし、受ける側もそうですし、来た隊員も非常に苦慮しているんじゃないかなというふうに思うわけです。その辺どうですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 今ご意見ありましたとおり、やはりよかった点、悪かった点、反省点としましても、そういった発表会等で地域の中にお示しするということは大切なことだと思いますので、今後そういったことでやっていきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 率直に申し上げまして、本当に隊員の皆さんには申しわけないんですけども、見える化という意味では、本当にその隊員で町内で活動が見えてきたかと言われると、正直言って私は見えていないというふうに思っておりますので、あえて今回こういう質問をさせていただきました。

特に、マスコミ等にぎわす頑張っている成功事例は、そういった新聞とかテレビとかで紹介されると、どうしても、私たちの町でもそういうくらい頑張してほしいなというふうに、欲張りではありますが、出てしまうわけです。そこで、本当に地域課題を少しでも成功させるためには、担当課といいますか、町としてはどういうふうにこれから考えていかれるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

ただいまご意見のありましたように、見える化というのは大変重要なことだと思っております。その上で、成功させるためにはどうしていくかということかと思っておりますので、そういった見える化をすることによって、自分たちの活動が地域の中で見られている、こうやっているんだということがわかってくれば、さらにやる気も出てくるかと思っておりますので、そういった点で努力していきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ぜひ、議会に報告あるのは車の事故だけじゃなくて、ぜひ隊員がこういうことで頑張っている、あるいはこういうことで苦労しているみたいな、そういうことも、議会を含めて町民の皆様にもぜひ見える化していただきたいというふうに思います。どうですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

苦労している点もいろいろあるかと思っております。そういう点も含めて見える化して、さらに事業を推進していきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ぜひしっかりとサポートをいただく中で、隊員が本当に南会津町に来てよかったと、地域の人からも喜ばれるような隊員でありますように、本当に親身になってサポートをしていただきたいなというふうに思います。

それでは、部活動についての指針について、何点か質問したいと思います。

ある意味、南会津町の部活動、地域に与える影響というのは本当大きいというふうに、私は思っております。地域を熱狂的にさせるようなところもあって、非常にこの指針を見たときには2つの気持ちがありました。

1つは、これで子供たち部活動強くなるのかなという点と、やはりこういうことをしないと先生方も含めて疲弊してしまうのかなと、その2点を感じたわけです。

実は、きのうの7時、NHKニュースでもこの問題を取り上げておりました。今この問題、教育長も話しされていましたが、部活動問題というのは、多分ずっと厳しくし過ぎてやめた問題も含めて、長い間、議論されてきたのかなというふうに思うんですが、この問題が今具体的に出てきた背景というのは、教育長としては何だというふうに思われますか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

私の考えが多く入ってしまうかもしれませんが、まず、部活動のあり方としては、やはり教育意義というものが一番大事になってくるかなと。先ほどご説明したように、人間関係の構築とか、目的を持ってそれを達成した成就感を身につけるとか、そういうことが部活動かなと。あと、生涯にわたってスポーツを楽しむと、運動部であれば、そういう生涯にわたってスポーツを楽しむという気持ちを育てるとというのが、やはり大事な目的になってくるかなと思うんですが。

多分近年、それらの目的以外に、やはり勝利したいと、強くなって勝ちたいという、子供も教師も親御さんも、自分の得た力をそういう大会等で試して、そしてよりよい力を得たかどうかを勝ち負けで確認していきたいという、多分そういう強い思いが大きくなって行って、その達成のためには、やはり練習時間をふやさなきゃいけない、練習日数をふやさなきゃいけないということで、逆にそれが子供たちの負担になっていたり多忙化になっていたり、もしくは指導者の多忙になっていったということで、少しずつ教育意義から外れてきているということが、少しあるかなというふうにあります。

あと、2点目は、南会津の場合ですと、だんだんと少子化になって、編成される部活動の種類が限られてきている。そうすると、昔ですとある程度自分が望むようなスポーツをやることのできたんですが、最近では限られてきているので、自分が意図しない部活動に入って頑張らなきゃいけない子供も出てきているのかなというふうに思っています。そんな入っている子供たちの中でもちょっと温度差が出てきて、それをしっかりと指導していくということは、今は

求められてきているというのも、一つ原因になっているのかなど。

やはり、ここは原点に立ち返って、教育意義というものをもう一度見直して、子供たちにとって今じゃなくて、将来子供たちにとってどんな経験をさせることが一番大事なのかということとをここで見直す機会として、こういうのが上がってきているんじゃないかと、私自身は思います。ですので、先ほどいろいろ申し上げましたけども、勝つだけの目的ではなくて、そういうことも大事にしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この指針を受けて、3月に公表された後、県それから市町村におりてくると思うんですが、先ほどのあれですと、今年中にはその指針を受けて、町独自の指針をつくれるというようなことでよろしいんですか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 先ほどの答弁で申し上げたのは、今年度中に国のほうから発表されると。それを受けて随時県でつくる。県でつくったものを今度受けて、教育委員会のほうでつくっていくという流れになりますので、間違いなく今年度ということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 いずれ数年のうちにはなるというような理解の上でお話し申し上げますけども、この指針のいわゆる強制力ですね、それはおりてこないとなかなかわからないと思うんですけど、どの程度強制力があるのか。あるいは、それに違反した場合、学校長を含めた顧問の先生とか、そういった処罰等ということも想定されるんですかね、どうですかね。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

ちょっと新聞報道によりますけど、特に強い強制力はないというふうに書いてありました。そういうことで、従わないから処分があるということは、今のところ考えておりません。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 その点は安心をいたしました。それから、先ほど細かい指針の中の一つで、週2日休ませろというようなことが入ってありました。これは保護者から将来的に、もう少し練習しないとうちの部は勝てないというようなことが出てくるんじゃないかなという

ふうに想定されるんですよね。そういったことはどういふふうなことでこれから、つくっていく上でクリアしていこうといふふうに考えておられますか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

なかなか難しい問題かなというふうに考えております。実際に、先ほど説明した教育長からのお願いということで各学校にお願いしたときも、やはり同じようなことがありまして、例えば大会直前なのに練習しないと、なかなか難しいのではないかという意見もあったものですから、主にそこら辺は学校長の判断ということでお願いしたところです。

ただ、しっかりと今度指針に明記されるとなれば、やはり指針の意義という、つくられた意義等を十分保護者の方等にも説明して、ご理解いただいでいく必要があるかなというふうに考えています。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この指針の中で、外部の部活の指導員が正式に認められて、経費の一部は国から来るようなことも書いてあったように記憶していますが、以前から部活動を社会体育という面で指導をされてこられた地域、この地域でもあるかと思うんですけども、今度はそういったしっかりと指針の中にも明記されておりますので、学校の中でも、部外コーチというようにしっかりとした位置づけができるのかなというふうに私は思っているんですが、その辺は教育長、どうですかね。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 お答えしたいと思います。

外部コーチという名称で、実際に現在学校に入られてコーチ等をしていただいている方もおります。これは全てボランティアという形で行っていただいているところであります。指針ができたとしても、多分、指導者が必要な部につきましては、やはりお願いしていくことになるかなというふうに思っております。

そこは、やはり学校と顧問の先生と、いろいろ考え方もあると思います。外部コーチを入れたほうがいいのかというところもあれば、外部コーチが必要ではないということで、やはりそれは部によって学校によって違うかなというふうに思っています。

また、外部コーチの方に今度謝礼というか、そういうものをお出しするということになった場合においても、場合によってはボランティアのほうがいいのかという方もいらっしゃるかなと。お金をもらうとかえってやりづらくなっちゃうというご意見もあるかなと思いますので、その

辺はやはり地域事情に合わせて十分柔軟に対応していく必要があるのかなというふうに考えております。

あと、やはり地域の方のそういう本当にボランティアによって支えられている部が南会津は多くありますので、ぜひその辺は地域の方や学校さんと十分協議しながら、組み立てていきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この南会津町の指針が教育委員会で策定されましたら、ぜひ担当委員、議会のほうにもしっかりとご説明をいただいて、広く町民の皆様とといいますか、部活動に関心が地域ではありますので、そういった意味で、こういうふうになりますよというようなことを、しっかりと我々に示していただきたいなというふうに思えます。

以上で一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、11番、山内政君の一般質問を終わります。

ここで暫時昼食休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 渡 部 訓 正 議 員

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 議席番号4番、渡部訓正です。

大きな質問項目は1点でございますが、そこから小項目で3点、一応質問をさせていただきます。

林業成長産業化地域創出モデル事業の推進に向けてでございます。

私は、これまで本町は広大な面積を有し、森林はその9割以上を占めていることから、森林資源の有効活用により循環型社会を形成し、雇用も図れると主張してきました。今般、国の林業成長産業化地域創出モデル事業、以下モデル事業と申しますが、福島県では唯一本町が採択されました。

モデル事業では、林業の町復活に向けて3つの目標、1つ、素材生産量4万3,000立米、2つ、森林認証林1万ヘクタール、3つ目、林業関係従事者数300人を目指すを掲げ、取り組んでいくことを、さきの一般質問の中で答弁されました。私も林業の町復活に向けた目標については、賛成の立場で以下質問をさせていただきます。

1点目、目標の中で3点目に掲げています林業関係従事者300人を目指すことについては、どのような方策を考えているのでしょうか。

2点目、関連して森林組合の育成強化と、特に冬期間の雇用拡大に向けた取り組みについて伺います。町内3つの森林組合が合併し、南会津森林組合となりました。合併後、雇用の拡大や通年雇用に向け冬期間の継続雇用を図るため、バイオマス燃料チップの生産、そして林業以外の除雪作業やスキー場への雇用などに取り組み、一定の成果が上がっていると聞いています。

林業作業は危険との隣り合わせの作業が多く、つい最近も労災死亡事故が発生しています。また、林業従事者は高齢化しています。このような中で、林業の町復活に向けては通年雇用が図られ、技術の伝承と安定した雇用環境の確立が重要です。それを担うのは、町全体にネットワークを有している森林組合と考えます。確かにまだまだ基盤が弱い状況にあることは理解していますが、通年雇用を進め、育成強化を図ることで、雇用の受け皿拡大を図る必要があると考えます。今後、森林組合に対する育成強化はどのように考えていますか。

次に、3点目でございます。2月10日から18日までの9日間、会津田島駅2階で開催されたおもちゃ鉄道・ピノキオ駅は、大好評であったと聞きました。今後、モデル事業の中で木の町コミュニティ館の具体的な計画がされると思いますが、今回の成果をどのようにつないでいくのか伺います。

以上、壇上からの質問については以上でございます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、林業成長産業化地域創出モデル事業の推進に向けての1点目ではありますが、林業関係従事者300人を目指すための方策はとのおたただしですが、本町の現在の林業関係従事者数は219人です。平成33年度までの5年間で、モデル事業により目標達成を目指すもの、そ

のように計画しております。

林業関係従事者数は、森林所有者の経営意欲の低下に伴う生産活動の停滞等から、造林事業量は減少傾向で推移してきております。あわせて高齢化も進行してまいりました。また、従事者の大半は事業主に雇用されているものの、雇用が不安定であったり労働災害の発生頻度が高いなどから、特に若年層の労働力確保が難しいと、そのような状況にあると思っています。そのため、関係者の声を聞く機会として、昨年6月設立の林業成長産業化推進会議を核に、ワークショップを経て進めてまいりました12の分科会で協議してきたところでありまして、現在も継続しております。

具体的な対策といたしましては、本町面積の90%を超える森林からより多くの木材を生産するためには、従事者数が必要不可欠であります。また、地産地消の枠組みづくりとあわせて、地産外商、これらの支援も重要と、そのようにも考えております。新商品開発やブランド化の意見が会議等で多く寄せられていますが、大変難しい分野であり、時間も要すると、そのようにも考えています。

売れる商品の開発に成功すれば、起爆剤として大きな可能性を秘めておりまして、分科会での検討を継続中でありまして、開発には時間と専門知識を要することから、町を含めた事業者と関係大学との連携協力体制を構築いたしまして、開発に向けたシステム化を進めているところでもあります。

将来を担う若い人材の獲得も重要であり、林業での就業促進を分科会で検討しているところでもあります。企業説明会への参加や高校生のインターンシップ受け入れ、それから労働条件等の見える化をどうすべきかなど、協議を進めてまいります。

林業での可能性は数多く挙げられますが、さまざまな角度からのアプローチと先見性が必要だと、そのようにも認識しております。まずは林業事業者での従事者数の増を柱に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業の推進に向けての2点目、森林組合の育成強化はとのおただしであります。町が森林組合に期待する役割は非常に大きいものがあると、そのように認識しているところであります。また、森林組合は森林組合法によって設立され、組合員である森林所有者の要望に応え、そして森林経営を委ねられる組織であることも認識しています。

町は林業成長産業化地域創出モデル事業の中で、森林組合を植林、それから保育、伐採等の素材生産を担う中核の事業者と捉えまして、モデル事業の中で高性能林業機械の導入に補助金

を交付するなど、業務効率化・拡大、組織強化の支援を行っています。

一方で、町内の山林に目を向けてみますと、森林整備がおくれていると言わざるを得ないような状況がほとんどの地域であります。町内の森林面積は約8万1,000ヘクタールあります。そのうち民有林は約5万6,000ヘクタールとなっています。植栽を実施した人工林は1万4,141ヘクタールあります。これらの人工林のほとんどが植栽から45年以上経過しておりまして、伐採時期を迎えていると、そのような森林であります。

さらに、平成31年度から国の森林環境譲与税が創設されます。市町村は、森林資源の適正な管理を行うため、個人私有林の整備を計画的に実施していくことが求められていますので、森林組合を意欲と能力のある林業経営体として森林整備を委ね、長期間にわたる森林整備計画を策定していく予定であります。

森林組合へは、年間を通して業務が行えるよう十分な森林面積を提供し、業務の集約化・効率化を実現させる機械化、人材育成などの支援と、それとあわせて、組織強化を図っていくことを考えております。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業の推進に向けての3点目であります。木の町発信、おもちゃ鉄道ピノキオ駅の実施成果をどのように木の町コミュニティ館計画につないでいくかのおただしであります。まず、本年2月10日から18日までの9日間に会津田島駅2階で開催されました木の町発信事業の目的及び実績について述べさせていただきます。

本事業は、林業成長産業化推進会議が主催し、会議に参画する企業の協力のもとに開催いたしました。木製品の持つ温かさ、優しさの発信とあわせて、私たちの生活に木製品が身近にあることをお伝えし、製品に触れて体感することで木のよさを認識していただくことで、木製品での売上増と誘客力を図ることを目的に実施いたしました。県サポート事業及び町の支援を受け、実施したところであります。

多種多様な木製品が町内で生産されておりますが、建築材や木材チップ等は住民が気軽に購入できるものではないため、木のおもちゃ、木工品など、手に取れる製品を中心に展開してまいりました。また、誘客力を図るため、ターゲットは町民はもとより町外来訪者、それからスキー場利用者、会場が駅であることから鉄道利用者等設定いたしまして、目標来場者1,000人に対し、1,420人の実績となっております。

この事業の結果により、木製品の持つ誘客力とターゲットへの反応が図れたこと、さらには来場者からアンケート内容を踏まえまして、木の町コミュニティ館建設を検討しております町重要施策プロジェクト会議にて、建設工事の絞り込み、そして施設規模等を決定する基礎情報

として活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私といたしましても、全体的にこの森林を生かすまちづくり、どのようにしたらいいかというのを模索してまいりました。国のほうでこの森林の成長産業化事業が、当初国のほうの予定で10件ということでありましたけれども、全国的には結果的には16件認められたということではありますが、そのうちの1件に私たちの地域が認められたということは、非常に大きな意義を私は持っているし、これからの大きなエネルギーにもなると思っています。

現実には、先ほども90%以上私たちの町森林があるんだよと申し上げましたけれども、その森林を以前は、この田島地区は特にそうでありますけれども、夏も冬も森林の活動といいますか、木材を、需要もそういうことでありましたから、森林の活用があったわけでありましてけれども、やはり木材の価格の低迷、それから木材の使用の用途の変化といいますか、そのようなことで今大変厳しい状況にありますけれども、私としては90%以上を活用することがこれからのまちづくりに大きな活力になると、そのように思っています。

ですから、山の木を切ることもそうでありますけれども、これまでも申し上げてまいりました。やはり見せる林業といいますか、見る林業、体感する林業、そういうものも一つの町の大きな力になるものと思います。そういう意味で、いろいろな事業ができるのがこの成長産業化の事業かなと、そのようにも考えておりますので、いろいろこれから計画をして、そして森林組合が主体になりますが、また多くの事業者もございまして、そういう皆さん方の意見もしっかり聞いて、町としてはこれをしっかり進めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 先ほど質問の前段で、一応林業の町復活に向けた目標については、賛成の立場でというふうに申し上げました。それは、先ほど町長も回答されたように、やはり森林資源を有効活用することにより、それが雇用も図れるというふうに考えているからでございます。

ただ、通年を通した雇用というのがなければ、若者を定着させることというのがなかなか困難じゃないのかと。そのためには、今言ったように林業の関係だけじゃなく、そこにまず主としては林業で森林組合にちゃんと雇用してもらって、そして冬期間の除雪とか、あとはスキー場への関係とか、どうしても素材生産が冬場というのはできない箇所もある。できるところも

ありますし。

今、シイタケ原木等々で結構今の、大体3月いっぱいから4月の中旬ころまではそういうのも可能で、それらも別な方策で一応今ブランド化を、南会津産のシイタケ原木のブランド化というような形でも、今、町のほうでも頑張っているわけですが、そんな形で林業を主軸として、林業以外の仕事も組み入れながら通年雇用を図っていくことが必要ではないかというふうに考えていますが、その点についてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

今ほど議員おただしのとおり、この雇用は本当に、林業だけじゃなくてどんな業種も共通することでございまして。この林業関係のモデル事業の中にも、ワークショップなり分科会を重ねた結果、いろいろなご意見を伺いますと、やはり一番多い意見が雇用でございます。雇用がなければ当然若者は集まらない。さらに、通年雇用でないとなかなか、当然それなりの生活もできないじゃないかということで、やはり議員おただしのように、通年雇用を林業の中でも何とか確立していきたいということで、今モデル事業の中でいろいろ分科会でも検討を重ねているところなんです。

まず一つは冬場の伐採、これは確かに難しいんですが、町内の民間業者ですと、結構冬場でもやっているところがございまして、場所場所にはよると思うんですが。ですから、そういう場所を選定すればそういうことも可能でありますし、あと、議員もおただしのとおり、最近キノコ、特に放射能の関係で、福島県内では唯一南会津町だけが、放射能検査で原木を供給しているわけございまして、かなり他県からも需要があるというようなことで、逆に生産が間に合わないような状況でございます。

ですから、この件も参照としまして、原木生産とかあるいは最近花農家が集まって、冬場菌床キノコ、これにも取り組んでおりますし。ですから、冬場、逆にここでしかできないようなそういう雇用の形態も、今後ワークショップ等、分科会等でさらに議論を深めまして、何とか通年雇用、冬場の雇用確保に前進できればなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 繰り返すような形になるんですが、林業関係従事者を、先ほど町長の回答からありましたように、現在で219、それを300人を目指すというのは、本当に大変な努力というのは必要だなというふうに思います。

先ほどから申し上げますように、雇用は通年雇用じゃないと、どうしても社会保険、あ

とは厚生年金に加入することというのを最優先課題に位置づけていかないと、雇用の安定につながらないのではないかというふうに思います。

若い方に話を聞きました。そうしましたら、事業主が社会保険や厚生年金に加入しているかどうかを、働く場所を決めるときに参考にしているというふうに聞きました。そういう意味で、将来の不安を少しでもなくすためには、そのように考えているんだというふうに言っていました。現在の森林組合の雇用内容についても聞きましたけど、冬期間は仕事を休み、失業手当を受けている方と、通年雇用の方とに分けているというふうに聞きました。前者が一定程度、これは高齢の方というとあれですが、大体65に近い、最低でも60は超えている方を対象に、そして後者は若い方を対象にしているとのことでした。

今回のモデル事業の具体化においては、雇用の安定化が少しでも進むように、各種のそういった施策を検討していくことが大切ではないかというふうに思いますが、そういう議論というか、先ほどのワークショップ等の分科会の中での議論は、そういう議論まではされておられますか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

分科会の中でもかなり詳細な意見というものが出ているわけなんですけど、特に一番ご意見いただいたのは、これだけ森林資源がありますので、川上、川下あるんですが、現在の南会津町の森林林業というのは、川上、山、素材生産が弱いんじゃないかと。ですから、どんどん素材生産力を高めるために森林組合を中心に、それを高めるために更新の大型機械といいますか、こういうのを導入して、どんどん山側の拡大を図ってはどうかと。

それによって材が流れますから、それなりに川下側で受け皿として出口対策をやると。ですから、川上、川下、これを一体的に連動させて、この輪を徐々に大きくしていくことが本町の林業成長産業化につながるわけでごさいます、それが結果的に雇用につながるんじゃないかなという、そういう意見はワークショップの中で。

ですから、川上側だけではだめですので、それと連動して車の両輪のように川上、川下、これを一体的に対策として講じるというようなことで、モデル事業の重点プロジェクトがございますので、これを重点的にすることによって、山側と出口対策、これを一体的に進めれば、結果的には本町の林業そのものが成長して産業化するんじゃないかなと、そういう計画を立てているところでございます。

社会保険関係も、もちろん議員おっしゃられるとおり、今は社会保険とか雇用保険、参考までに現在の森林組合、正社員以外に臨時雇用29名おるわけなんですけど、そのうち通年雇用が

19名おります。残り短期雇用が10名というようなことで、森林組合のほうでも徐々にそういう通年雇用対応と申しますか、社会保険とかの雇用保険、これの対応は徐々に進んできているんじゃないかなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 実は、これもちゃんと調べた内容ではありませんから、ちょっと民間の方が働いている林業関係の事業体なんですけど、今言った社会保険なり厚生年金に入っていたのを、仕事がなくなったというような形でやめたと、なかなか金を払っていくのが事業体が事業主の場合、半分を負担しなければならないというような形で、それをやめてしまったというふうな話も聞きました。

そういうところがちゃんと指導して、頑張っけて通年雇用にしてそういう安定雇用も目指すということが、指導の中でもちゃんとできるのが、私は森林組合というふうにつながって、そこに指導を強化することができて、そういうのが当たり前になって、初めて民間のほうに発注していくのかな。どうしても今の事業体というのが、なかなか全体的な仕事量で、少なくとも森林組合よりもちゃんとしているところもございまして、この南会津管内で見たときには、南会津管内というか南会津町として見た場合は、森林組合のそれらの育成強化というのが、先ほど言ったような安定雇用の拡大というのにもつながっていくんじゃないかというふうに捉えていますが、その点はどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

特に町として支援していますのは、グリーンワーカー、これは平成28年から開始いたしましたが、実は10名の森林組合、これは通年雇用ぜひしてくださいというようなことで、町で1人10万、10人分出しているわけでございます。ここで全て通年雇用を森林組合のほうでは対応していただいておりますので。ですから、こういう面で町で一応支援はしておりますので、こういう事業体が今後森林組合を模範にどんどんふえてくればいいなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 モデル事業との関連から、さきの12月一般質問の答弁で、間伐材購入の見直しについて、民間の商取引への移管を検討するというような回答でございました。森のエネルギー創出事業というのは、平成24年度から南会津町が独自に始めて、その窓口は森林組合が窓口となって取り組まれて、これまで、前回の回答の中でもありましたように、森林組

合の育成強化にすごく貢献するとともに、森林所有者と組合員の収入増につながって、それが組合員と森林組合とのつながりというのも強くなってきたのではないかというふうに思います。

私は、間伐材が山林に放置されていたものを搬出・活用することにつながる森のエネルギー創出事業というのは、経済活動の活性化に直結し、循環型社会につながるもので、継続することが重要と考えています。やめるということを捉えているんじゃなく、その基本は、材の有効活用にあるのではないかなというふうに考えます。

針葉樹の間伐素材の活用は、カスケード利用が基本と聞いています。カスケード利用とは、価値のある有効な使い方を優先し、段階的にいろいろな使い方をすることでございます。森林組合においては、針葉樹素材を最初は建築材に、次は合板、その次にチップ利用としていると聞いています。つまり、森林組合はカスケード利用を基本とした針葉樹素材の有効利用をしているわけでございます。

これまで町としても、循環型社会形成に向け、木質バイオマス燃料のチップ生産のため、森林組合にチップ製造機械を配置導入してきました。並行して木質ボイラー施設も導入してきましたが、この木質ボイラーについては、まだまだ施設配置は不十分な状態にあることから、老健施設等への導入に向けた提案も行ってきました。今後も町施設への木質ボイラー導入について、これからも提案をしていきたいというふうに思います。

繰り返しますけど、このような取り組みを進めていくことが、雇用拡大につながるのではないかなというように考えているわけでございます。そういうことから、今平成30年度からの事業展開ということで、前に事務局にも確認をしたんですが、これまで取り組まれてきたように、広葉樹は民間、針葉樹は森林組合という、そういったやはり取り組まれ方というのが、今までされてきたのではないかと。これの継続というのが、枠組みですか、それが重要ではないかというように考えています。これらの取り組みを発展、拡大していくことが、まさに通年の雇用確保にも結びつくものと考えているわけでございますが、これについてはどうでしょうかね。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

森のエネルギー創出事業につきましては、議員お尋ねのとおり平成24年からスタートいたしまして、29年度で6年目になるわけなんですけど、これは本当に本町の独特の事業で、ほかからも注目されまして、成果もそれなりに、全部で大体3万4,000立方メートルの間伐材を搬出しておりますので、かなりそういう面では素材生産、かなり貢献してきた事業だというふうに考えております。

議員お尋ねのように、平成30年度、これもいろいろモデル事業の分科会なりワークショップの中でいろいろ検討されてきたわけなんです、29年度で6年目になるんですけれども、確かに効果の面と、あるいは課題も見えてきました。といいますのは、今議員おただしのようにカスケード、これは森林組合のほうでも重点的にやってくれるということで、この丸太素材をほかに出さないで、何とか町内で加工して商品にして販売することが、やはり議員いつも言っておられます循環型社会に近づけるんじゃないかなというふうに、ワークショップの中でもいろいろ議論されました。

ただ、現状は素材生産が、購入をして、それを町内で加工、商品化できればいいんですが、ほとんど7割はそのほかに出ていっているような状況にありますので、ですから、平成30年度からはこの部分を何とか町内で、丸太素材を町内で加工して商品化できるような、そういう体制をつくっていきましょうというような、そういう分科会あたりでまとまったわけなんです、せっかく素材が出てきてもほかに流れてしまっちは、循環型といいますか、地産地消にもつながりませんので、平成30年度からは町外には出さないで、町の補助金が入った木材については、町内でそれなりに加工して製品にして販売するよう、そういう方針で行きましょうというようなことで、分科会でもまとまったわけなんです。

その中でチップボイラー、今までは森林組合だけがやってきたわけなんです、実は昨年からは民間の業者のほうもチップ加工に携わっておりまして、結局きらら289のほうのボイラーについては森林組合、それからアストリアのほうは町内の民間で対応しておりますので、これは平成30年度こういう形でのお互い連携しながら、森林組合と民間業者ががっぷり手を組みながらやるのが一番いいんじゃないかなということで、平成30年度からは、森林組合以外の窓口として町内の民間業者も参入して拡大を図っていきましょうというような、そういう方針の中でまとまっていこうと、そういう方針が打ち出されたわけでございますが。

ですから、それによって森のエネルギー事業がさらに拡大されるというように考えております。それが拡大されますと、雇用もふえてくるんじゃないかなというようなことで、ですから、平成30年度はそんな形で進めていきたいなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 拡大をするというような形なんです、私確認、聞いた中で言うと、今民間のチップさんがやれば、3日間でほぼ仕上がる。だからそれがどれだけ雇用につながる。やはり雇用につなげていく、そこのところの視点を忘れたんではだめじゃないかなというふうに、私は捉えています。

ちょっときらはそうじゃなく、これが民間で、そして館岩が森組ではないでしょうか。今回回答ちょっと逆だったような気がしたんですが。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 きららのほうが民間業者で、アストリアが森林組合でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 それについては、先ほども繰り返しますが、雇用が図れるような、確かに私も聞きました。何か新調のチップ製造があんまりよくないみたいな形で、ちゃんとした、大きさがばらばらでなかなかきらら289のボイラーにちょっととまったりするんで、そういう大分不自由があるというような形ですから、そういうのも逆に、これから具体的なモデル事業の中で、そういうチップ生産施設等もやはりちゃんと正常なものにもっていく。

だから、これは息の長い中身だと思うんですよ。ちょっと回答はいいです。私の考え方で申しわけありませんが、さゆり荘なんかもそういった木質ボイラーを組み合わせ、そしてやるということ。そしてあとは特老施設等がやれば、一定の今度需要喚起が図られてくるんじゃないか。つまりチップボイラーですよ。

そうすると、この域内での回転というか間伐材を生産してそれを今度はまた加工して、それをまた使うことによって、同じ一つの間伐材のものが域内で少しの金であっても動くことが、やはりそれが雇用につながるということは紛れもない事実なのかなと。そういう小さな経済圏でも、この南会津の中でつくっていくということが大事なんではないかというふうに考えているものでございます。

次の質問に移らせてもらいます。

先ほど、国の森林環境税、森林環境譲与税の今後の見込みなんですが、本町への配分額はどのようになるのかについて伺いたいと思います。

国は、平成31年度から森林環境譲与税として200億円、そして平成36年度から3倍の600億円を森林環境税として、市町村に8割、都道府県に2割を配分するというふうにしています。配分方法等具体的な数字は省略しますが、現在本県独自に徴収しています森林環境税で配分している事業費よりも、少なくなるんじゃないのかなというような情報もありますが、町ではどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まだ国のほうでは具体的な数字は示されておきませんが、ある程度の太枠では示してござい

すので、それに基づいて、まだ試算までは行きませんが、推察でございますけれども、平成31年度、これは譲与税になるわけでございますが、南会津町で推測いたしますと、1,940万程度ではなかろうかというようなことで、といいますと、現在の県の環境税よりも若干少なくなるような。

徐々に国全体の額は上がっていくわけございまして、例えば平成34年度からは、計算しますと大体2,900万くらいになるんじゃないかと。徐々に、37年度あたりですと4,120万程度を見込まれるんじゃないかなと。平成41年度からが大体5,300万、かなり長い、平成45年ころになりますと、このころになりますとマックスで600億全部使って、大体マックスで6,500万円程度じゃないかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 これについては、今言ったようにまだ概数ですから、なかなか今言った回答以外は出てこないだろうと思います。今後国が進めます森林環境税による県、市町村への配分内容が具体化してくるものと思います。

情報をできるだけ早く的確に得ながら、事業量がこれまでやっている県の森林環境税とは減にならないように、大きな財源だろうというふうに考えますので、ぜひ国・県への働きかけを強めていただきたいと思います。私も議会から一緒に頑張っていきたいというふうを考えているところでございます。

次に、おもちゃ鉄道、ピノキオ館についてでございます。私も見させていただいて、子供たちが目を輝かせて遊んでいました。訪れた方にアンケート、先ほども町長回答でございましたけど、どんな内容でどんな回答があったのか、概略的なものを教えていただければと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

やはりアンケートの中で一番多かったのは、こういう機会をもっと設けていただきたいと。欲を言えば、こういう施設を町でつくってもらえないでしょうかという、そういうお母さん方の声が一番多かったです。それからあと、子供が大変喜んで、午前中来て帰って、また午後も行きたいというような、そういう子供の楽しいといいますか、アンケートの中ではこれが一番多かったです。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 アンケート結果を生かして、木の町コミュニティ館の具体的計画に反

お願いしたいというふうに思います。期待しておりますので、ぜひこれから具体的な計画を立てて、議論しながら立てていくようになるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをします。

以上で私の質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

◇

◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 次に、2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議席番号2番、森秀一。通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は2点になります。

1点目の質問は、集落応援交付金事業の検証であります。

集落応援交付金事業は、地域の自主的な住民活動の推進と集落機能の維持強化を図るとして、各集落内の問題解決と集落活動の維持を目的として交付される事業であります。使い道には縛りがなく、集落の課題解決のため自由に使われることから、かゆいところに手の届くすばらしい事業であると考えます。

それぞれの集落において少子高齢化が進んでいる中で、集落の維持や活性化のために活動され、大変なご苦勞をされております。このような中で、本事業は申請そのものの要件に、地域を活性化されるためのメニューが組み込まれております。また、取り組んだ結果、交付されたお金を集落が一番必要としているところに自由に使うことができます。このことが、多くの集落が取り組んでいる結果であると考えます。

特別メニューとしては高齢者支援や自主防災などではありますが、弱者救済のための意識高揚を図るものであり、その活動は地域の活性化に大いに役立っているものと思います。また、一般メニューでは集落内の交流的事業に対する支援ではありますが、集落民が一堂に集い、行動することが、親睦を深める場でもあり、地域の連携を深める場にもなることから、集落内の現状理解や助け合いの意識が高められるものと考えます。集落の活性化や地域連携を意識したすばらしい事業であり、今後も継続すべき事業であると考えます。

交付されたお金の使い道については、重要な役割があります。集落にとって一番必要などころに無条件で使うことができることは、かゆいところに手の届く使い勝手のよい事業である

思います。本事業は平成24年度に着手した事業であります。現在に至るまで、それぞれの集落で活用されてきた経過があります。

私の集落の一例を挙げますと、交付金を活用して集落内の街灯を全灯LED化しました。結果、年間の街灯料は12万円で推移していたものが、平成29年度は4万3,311円でありました。約3分の1の程度に軽減されたわけではありますが、そのことがこれからも続くわけであります。こういった事例は各集落においてもあるものと考えます。これらの事例等を検証し、さらなる充実を図るべきと考え、次のことについて質問します。

3点について質問します。

1点目、対象集落数に対して実施集落数の数についてであります。事業のすばらしさは各集落においてわかっているものと思います。このことから、全集落が取り組んでいるものと考えていますが、取り組んでいない集落もあるのではという思いから質問します。

次に2点目、特別メニューと一般メニューに対する申請件数についてであります。有効な事業でありますから、それぞれの集落がどのような事業に取り組んでいるかは、気になる場所であります。取り組みの多いメニューについて申請件数を質問します。

次に3点目、交付金の事業効果と使い道についてであります。交付金の活用事例として我が集落の例を話しましたが、それぞれの集落で多種多様の事例があると思います。これらの事例は、ほかの集落においても参考になるものと考えます。本事業の一番の予算は、人についての縛りが無いということですから、事例に対する実績報告はされないというふうに思いますが、どのように使われているかは把握されていると思います。把握されている事例について質問します。

次に、大きな質問事項の2点目、ゆるキャラナンバープレートの導入についてであります。

会津ナンバーがご当地ナンバーとして採用されてから10年以上経過したわけですが、採用されるに至るまでの活動等大変な努力があったわけであります。このように、ご当地ナンバープレートは、走る広告塔として全国に広まってきました。このような中で、図柄入りのナンバープレートは原付バイクのみで認められ、普通車等のナンバープレートは認められていませんでした。

しかしながら、平成27年の道路運送車両法改正で、車の図柄入りプレート制度を導入することが決まったことから、国土交通省は各地からデザインを募る予定で、来年10月から交付を始めるといふことでもあります。原付等のナンバープレートは既に認められていたことから、全国の市町村においてゆるキャラナンバーとして多く導入されています。

ゆるキャラとは、ゆるいマスコットキャラクターの略称ということですが、名作アニメや絵本のキャラクターなど、これらにゆかりのある自治体やマスコットキャラクターを図柄にした自治体、さらには地域の特産品や名所などを図柄をモデルにした自治体など、それぞれの市町村の特徴を表現したプレートが数多くあります。南会津町にも「んだべえ」というマスコットキャラクターがあります。原付バイク等のナンバープレートを導入し、南会津町の走る広告塔として活用すべきと考えます。

このことから、次の点について質問します。3点について質問します。

1点目、本町における原付バイク等の登録台数についてであります。走る広告塔として活用すべきとは申し上げましたが、対象となる原付バイクなどの台数によっては、効果の程度も変わってきます。このことから、登録台数についてお聞きします。

2点目、ゆるキャラナンバーを導入した場合の費用についてであります。ナンバーを変えるということになれば、作りかえるだけの経費がかかります。経費をかけるだけの台数があるのかが気になります。町が対象としているナンバープレートを作りかえるとした場合、どれだけの経費がかかるのかを質問します。

3点目、ゆるキャラナンバーを導入する考えは、であります。ゆるキャラナンバーを走る広告塔として導入することは、南会津町を多方面にPRするための手段として有効であると考えます。町としてどのように考えておられるのかを質問します。

以上で壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、集落応援交付金事業に関する1点目ではありますが、対象集落数に対する実施集落数についてのおただしであります。平成29年度の対象集落数は96集落ありまして、そのうち94集落がこの事業を活用して各種集落の事業を行っていただいているところであります。

次に2点目、特別メニューと一般メニューに対する申請件数についてのおただしであります。平成29年度申請書に基づいた数値でお答えいたします。特別メニューでは、集落内の除雪に関する事業が73件、それから高齢者の支援に関する事業が72件、集落の自主防災に関する事業が52件と、そのようになっております。

一般メニューでは、集落の交流事業が435件、環境整備に関する事業が259件、景観づくりに関する事業が140件、ほか集落との連携に関する事業が30件、伝統文化の復活に関する事業が2件と、このようになっています。

次に3点目であります。交付金の事業効果と主な使い道についてのおたただしであります、主な使い道については、各集落が抱える課題を解決するために交付しております、使い道については特定していないため、全てを把握しておりませんが、先ほども議員が報告されましたが、街灯のLED化や集会施設の維持費などに使用していると、そのような声を聞いています。

議員もご承知のとおり、この交付金は、各集落の自主的な活動の推進と集落機能の維持強化を図ることを目的としております、交付金の効果としましては、高齢者の支援事業を進める中で高齢者の安否確認や、ふれあいサロンの実施による交流の場づくりなどの取り組みが活発化しています。

また、伝統文化の復活や集落の交流事業の実施などによりまして、集落内さらには周辺集落との交流も実施されるなど、コミュニティ活動が活発化していると、そのようにも感じているところでございます。かなり年数もたっています。そして状況の変化、地域の状況もいろいろおありかと思えます。

そうした中で、これからそういう意味ではまたいろいろ検討を加える必要があるのかなと思えますが、ぜひ皆さん方にも自主的に自分たちの地域を見直すきっかけ、これまでもやっていただきましたが、これからもなお一層、少子高齢化ということが強まっていますし、人口も減っています。ですから、地域力の強化をどうしたらいいのか、地域の助け合いをどうしたらいいのかということ、やはり今の喫緊の課題だと思っておりますので、ぜひそういうアイデアを出していただきながら、町のほうも皆さん方としっかり話し合いをして対策を、この集落応援交付金で全てではないんですが、そういう中で活用していただきたいなど、そのようにも期待しているところでございます。

次に、ゆるキャラナンバープレートに関する1点目であります。本町における原付バイク等の登録台数はとのおたただしであります、平成30年3月1日現在であります。原付バイク50cc以下が712台あります。原付バイク90cc以下が54台、原付バイク125cc以下が64台と、このような登録となっております。

次に2点目、ゆるキャラナンバープレートを導入した場合の費用についてのおたただしであります、現行のナンバープレートの単価は1枚当たり80円と、そのような価格になっています。オリジナルナンバープレートの単価は100枚作製した場合、1枚当たり680円、300枚以上作製した場合は1枚当たり420円と、そのようになります。また、独自のプレート形状にする場合は、さらなる加算費用が発生するということでもあります。

次に3点目であります、ゆるキャラナンバープレートを導入する考えはとのおたただしであ

りますが、走る広告塔としてのPR効果やナンバー作製にかかる費用対効果等、これも一定程度注視しなければならないのかなと、そのようにも思っています。そうした中で、既にこのような制度と申しますか、ゆるキャラではないかもしれませんが、ご当地ナンバーと申しますか、そういうのを活用している自治体もございまして、それは聞いておりますが、今の現在、私たちの町としては今お答えしましたように、費用対効果等も含めた中で検討が必要かなと、そのように思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の、集落応援交付金事業でありますけれども、ただいまの答弁で、96集落のうちに94集落が取り組んでいるということでの話でありました。ということは、2集落が取り組んでいないということで、これだけすばらしい事業に取り組んでいない集落があるのかなというように思いを持ったわけなんです、その取り組んでいない2集落の実情、どういう内容なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

実施していない集落、2集落と申し上げましたが、この集落につきましては、一つは町営住宅が主な構成の集落、それからもう一集落は地域の中に集会所がないという集落でありまして、集会所の維持管理経費がかからないというような事情で、申請していないということを知っております。ただ、これらの集落につきましても、今後それぞれの集落には集落担当職員がうちのほうおりますので、集落担当職員を通じまして、集落による取り組みが図られるよう、また働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 使い勝手のよい事業というようなことですから、できるだけ地域職員も使うなり何なりしながら、ぜひ活用していただきたいなというふうに思います。それから、実施集落数が94ということで今答弁あったわけなんです、交付金事業は上限が20万ということで、その中でやったものだけということなんですけれども、20万満杯に使っていないような集落がもしあったらちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

20万に達していない集落につきましては、平成29年度申請で4集落でございました。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 これらについても、先ほどと同じようにぜひ満杯に使われるような形で進めていただきたいなというふうに、ご指導のほどをお願いをしたいなというふうに思います。

あと次に、それぞれの集落で、例えば水道料の基本料金でさえも苦しんでいるような集落があるわけなんですけれども、高齢化した集落においては水道料も、千幾らとかという単価であるものが、1年間になると何万円にもなって、その負担が大変だというようなことで、今課長のほうからも集会所でのという話ありましたが、そういう中で、もっと金額の欲しい集落もあるのかなという思いを持っているわけなんですけど、今後、交付金のアップというようなことは考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

この事業、集落の維持・活性化につながる事業ということで考えておりますが、現時点で次年度におきまして交付金のアップというものについては、ちょっと検討しておりませんでした。ただ、この事業、高齢化率の高い、上昇しますと50%を超える集落につきましては、追加交付金となる限定交付金の対象となりますので、そういった集落はふえてくるのかなと考えているところでございます。

また、先進的な取り組みを行いますと、特別交付金という制度もありますので、それらの推奨もしていきたいなと考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 それでは、それらについては続けてお願いをしたいということで。

先ほど集落での使い道に対する事例については、私が話したような内容で、街灯とかそういうものということで、一部しか把握していないということなんですけど、使い勝手がこれだけいいということになれば、いろいろな集落で気がつかない部分もあるのかなというふうに思うんですけど、それらを実績報告書とかそういうもので完全に縛るということではなくて、例えば申請書を出していただいたときに、どんな事業に使われていますかというような程度の優しい質問の中からちょっと把握をしていただいて、それらをよその集落に周知するような、そんな

ことはできないかなというふうに思うんですが、どうですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

ほとんどの集落が交付金を区の一般会計に入れまして、区の会計として処理されているもの
ですから、実績報告の段階で区の決算書等を見るんですが、それが果たしてどれに使われてい
るかというのは、ちょっとわからない。

当然、サロン事業ですとか除雪支援事業ですとか、対象事業に使っている面もありますが、
それ以外のものにも充てられているかと思えます。先ほどお話ありましたように、集会所の維
持経費ですとか防犯灯の電気料など充てられているものとは思いますが、そういった点でこの
事業そのものの集落の意見を聞きながら、見直しも図っていきたい点もあるものですから、そ
ういった点でちょっと検討させていただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 今ほどの答弁で、見直しもというところでお話あったわけなんです
が、平成24年から始まって、今まで現在までのメニューとかそういうものに対する内容的なものは、
一切変更がなかったように思うんですが、今後、さらに活用していくという意味からすると、
一部改正部分も出てくるのかなという思いがあるわけなんです、いい意味での改正したいな
というような思いがあれば、それらもお聞きしたいと思うんですが。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

対象メニューの中で、現在取り組み件数の少ない事業等があります。それらも以前は多かつ
たんですが、だんだん少なくなってきたというものもありますので、30年度内に、各集落の意
見を聞きながら、集落で今課題となっているものは何なのか等を探りながら、対象メニューの
見直しも検討していきたいと考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 ぜひそのようなことで、いい方向に持っていただければという
ふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

ゆるキャラナンバープレートの導入でありますけれども、先ほどの答弁では、私が思ってい
たよりも台数が残っていたなという、かなり車社会になっているということから、バイク等
については減っているのかなと思いつつも、これだけの台数があるであれば、走る広告塔とし

て利用できるのかなというふうな思いを持ちました。

それで、この後検討しますということでの話ではあったんですが、例えばこれを変更しますということになった場合に、新たに申請するものとか変更があった場合にだけ取りかえていくのか、それとも一気に全部回収してつけるのか。もしやるような場合にはどのようなになるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 答えいたします。

全国の多くの市町村では、取り組み状況でございますが、新規のナンバー交付については現行の標準ナンバーとオリジナルナンバー、ゆるキャラナンバーとの選択制をとっています。新規で登録する場合は。それと、既存のナンバーにつきましては、広報等による周知によりまして、本人の希望によって、オリジナルナンバー、ゆるキャラナンバーとの交換をできるような形となっておりますので、当町で実施する場合につきましても、そのような形で行いたいと考えております。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 わかりました。それでは、例えば交換するということになると、今現在古いナンバーというと何ですけども、在庫があると思うんです。交換するよということになった場合には、税務課で税金をするような、そういうことにもなってくるわけなんですけど、その在庫って今現在あるんですか。在庫が多くあるということになると、先ほど検討しますとは言ったものの、こっちに在庫があるから検討も先送りということになるのかなという思いも持りましたので、在庫の状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 答えいたします。

現在の在庫数ですが、50 c cで130枚、90 c cで131枚、125 c cで117枚であります。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 思ったより在庫があるようで、ちょっと気になる場所なんですけど。例えば今までのバイクのナンバーの交換状況からして、これを検討は棚に上げておいて、全部使い切るとということになると、何年くらいかかることが予想されますか。わかる範囲でいいです。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 答えいたします。

以前よりは新規登録台数というのが年々減少しております、50ccだと大体毎年30台ぐらいなものですから、割りますと4年ぐらいですか、かかると。90ccはそれ以上に少なく、毎年10台前後、六、七台なものですから、13年ぐらいかかりますね。それから125ccも大体10台前後なものですから、11年ほど、割りますとかかるということでもあります。よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 状況は十分よくわかりました。最後に一つだけ聞きたいんですが、農耕用のナンバープレートはたとえ検討したとしても、これは対象外だと思いますが、どうですか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 農耕用のナンバーについては、ゆるキャラナンバーの導入につきましては考えておりません。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 大変よくわかりました。私の求めている答弁はいただきましたので、前向きに検討していただけることを期待して、一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で2番、森秀一君の一般質問を終わります。

9番、湯田哲議員にお諮りします。

3時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○9番 湯田 哲議員 はい、承知です。

○五十嵐 司議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 湯 田 哲 議 員

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 9番、湯田哲。通告に従いまして、一般質問を始めます。

大きく3つありまして、除雪事業と除雪弱者支援についてと、2番として高校生を対象にしたICT人材育成事業について、それから3番目として小・中学校のタブレット授業について

という3つの項目で質問させていただきます。

1、除雪事業と除雪弱者支援について。

大雪が続く1月26日16時30分、豪雪対策本部が設置された。ことしは特に全国でも普段雪の降らない地方でも、雪による多くの事故や被害をもたらした。2月27日の民友新聞トップには、大きな見出しで「高齢者、目立つ除雪事故」、喜多方市と南会津町では各2人が亡くなっており、いずれも高齢者で、過疎化が背景とも記されていた。

屋根の雪や自宅周りの除雪が自分ではできず困っている人々、除雪弱者への対応として、本町では高齢者世帯等除雪支援事業によって、除雪事業委託団体による除雪費の9割補助や除雪業者の紹介など、人にやさしい町、本町の雪対策として高く評価されている事業があります。

しかし、申請はしたものの、家族の誰かの扶養親族になっていたなど、支援事業の対象外となる世帯も多く見られます。対象外となった申請者は、自分と同じような生活をしている人が1割負担で済み、自分が全額実費であることで公平性への疑問を抱いたり、対象外となり、その除雪のお金を出すことが困難で、危険だとはわかっているにもかかわらず自分で屋根の雪下ろしをする方も多くいます。このことも、除雪事故の背景にはあるのではないのでしょうか。

そこで伺います。1、今後高齢者に限らず全町民を対象とした除雪弱者への除雪費補助を実施し、年間を通して安心して生活できる人にやさしい町を目指してはと考えます。それは同時にIターン、Uターンにもつながるものと考えますが、町長の考えは。

2、豪雪のこの冬の除雪車の出動回数は、かなり増加したと予想します。現時点での除雪費と、今後排雪作業などを含めた総額の除雪費の予想は。

3、この冬から除雪車に、除雪作業の事務処理の効率化を目的として、GPSが取り付けられた。まだ除雪作業は続きますが、現時点でのGPSの効果と除雪車運転者の声を含めて、その問題点は。

2、高校生を対象にしたICT人材育成事業について。

商工観光課のICT人材育成事業は、田島高校、南会津高校、只見高校及び町内に住所を有する高校生を対象にした、ICTに関心を深め、地元企業への就職を促すための人材育成事業とある。過去に「小・中学校の授業にプログラマー育成のための授業を」と題し質問してきた者として、この事業に参加した高校生の中から世界で活躍するプログラマーが誕生したり、さらにはその受講生がこの地でソフト開発会社を起業するなど、大いに期待するものです。南会津町教育大綱の理念である、次世代の地域を担う人材の育成につながるとも考えますが、この事業の詳細は。

3、小・中学校のタブレット授業について。

平成28年3月議会で、「小・中学校のICT授業のさらなる充実を」と題し、ICTに関連した質問をしてきました。タブレット授業の効果や早期導入を主張してきた者として、ここに来て全小・中学校へ電子黒板やタブレットが導入され、ICT環境が整備され、授業環境が充実したことは、子供たちの学力向上や創造力アップにもつながるものと考えます。

そこで伺います。1、今回のICT活用教育推進事業の説明では、町内全小・中学校への電子黒板やタブレット端末を導入するとあるが、過去のこの事業で導入は完了していると認識していたが、この事業の詳細は。

2、この新しい授業環境での先生の授業準備時間短縮など、先生の負担は軽減されていますか。

3、現在の小・中学校でのICT授業は、これまでのパソコンを使っている授業と、最近導入された電子黒板やiPadによる授業が、同時に進行しているように感じます。現時点での授業状況と今後のICT授業の計画は。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、除雪事業と除雪弱者支援に関する1点目、全町民を対象とした除雪弱者への除雪費の補助に関するおたただしであります。ことしも12月から1月にかけて大雪が降りました。当町も1月の26日に豪雪対策本部を立ち上げたところであります。町民の方々にも、雪に対する事故等に注意していただくように呼びかけを続けてまいりましたけれども、残念ながら雪に関して2人の犠牲者が出たこと、まことに町としても痛恨の極みであります。亡くなられたお2人の方々に対して、ご冥福をお祈りしたいと思います。

現在、町では高齢者世帯等除雪支援事業を実施し、自力で除雪することが困難な70歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯等を対象に、除雪費用に係る一部の費用について助成を行っているところであります。

対象者の冬期間における生活の安全確保に努めているところでありますが、本年度につきましては、大雪に見舞われ、町民の皆様におかれましては、除雪や排雪作業等に際し大変ご苦勞なさっていると、そのような状況ということはよく存じているところでございますが、全町民対象とした除雪弱者への除雪費補助につきましては、自助や共助を基軸とした地域での支え合い活動により、互いに助け合いながら地域の方が主体となって克雪に取り組んでいただきたい

と、そのように基本的には考えております。したがって、除雪費補助対象要件の拡充は、今のところは考えておりません。

UIターンの促進につきましては、除雪費補助の優遇に着眼いただくのではなく、地域の支え合い、地域とのつながりの強さをPRし、安心して生活できる町であることを認識していただけるよう取り組んでまいりたいと、そのように考えています。

確かに、近くに身内がいる人はその支援の対象にならないということもございますけれども、やはり自分の身内といたしますか、誰が責任を持って見るのかと。家族の助け合いというものは私は必要だと思うんです。ですから、もちろんそれができない人には行政がしっかり対応しなきゃならないと思いますし、また、先ほども集落応援交付金事業のこともありました。それで全て賄えるわけではありませんけれども、そういう中で地域の助け合いということも、思いやりというか、安心と信頼のまちづくりという基本の中で、皆さん方にもぜひその点をご理解いただきたいなど。

町としても、その辺はどうしても特殊な事情の中でできないということになれば、それは行政として相談に乗らざるを得ない部分もあろうかと思いますが、基本的には今申し上げましたように、自分の家族といたしますか、安心・安全はまずは自分の家族、家庭からしっかりやっていくんだと、それを基本にしていきたいなど、そう思います。

次に、2点目であります。今年度除雪費に関するおたただしであります。今年度は例年より早く、12月中旬から本格的な除雪シーズンを迎えることになりました。特に1月下旬までは、平年を上回るペースで除排雪の対応に追われることになりました。議員おただしの除雪費については、2月末時点で約3億5,700万円、3月末時点では、今後の気象条件にも左右されますが、今のところ雪が降らないで落ち着いていますが、前年度は約4億100万円でありましたが、これを上回る約4億3,600万円、このような支出になるのかなど、そのように見込んでおります。

これは、たび重なる寒気も影響しましたが、今年度の冬は降り出しから数日間、集中して降雪があること、また、一度にまとまった量の積雪があることなどが特徴であったために、出動1回当たりの機械の稼働時間が増加したことがこの要因ではないかなど、そのように分析しています。

いずれにしても、本町にとりまして、冬期間の除雪事業は町民の安心・安全を確保する重要な事業でありますので、どのような気象条件においても、町民の生活や地域の経済活動など支障が出ないように、県等との関係も連携しながら、安定した除雪体制の構築に努めてまい

りたいと、そのように考えております。

次に3点目であります。GPSの効果と問題点についてのおただしであります。まず、GPS導入の効果につきましては、今年度導入した除雪費管理システムは、これまで手書きで作成していた除雪日報がGPSと連動して瞬時に作成できるために、日報が見やすく、稼働時間の集計や請求事務も軽減されていること、また、除雪機械の走行距離が地図上に見える化されることで、社員の運行管理などに役立っているなどの声が寄せられています。システムの効果はあったものと、そのように認識しております。

一方で、特に問題点についてのご指摘はありませんでしたが、GPSデータの取り込みに時間がかかること、除雪作業の前後に行う機械の暖気時間やクールダウン時間がGPSで計測されないこと、走行距離や作業区分など、システム上で編集できない項目があることなど、システムの操作性の向上や改修を求める意見をいただいております。これらの意見を次年度のシステム運用に生かしていきたいと、そのように考えております。

問題点といたしますか、常に行財政、特に雪はこの地域にとって切っても切り離せない、克雪、離雪、いろいろございますけれども、そういう意味で雪も確かにやっかいなものではありますけれども、活用もされているところでございまして、全体的におきましても行財政管理、これを念頭に置いて、安全・安心、そして継続性を考慮してこの課題解決に挑戦していきたいと、そのように思っています。

県のほうも、ことしは除雪費が異常にかかっているそうです。私も県を代表して、国交省に除雪費の増額といたしますか、これを要望に参加してほしいということで、首長として国交省のほうに参加してまいりました。ことしの場合は、特に西日本のほうでもかなりの大雪でありまして、国全体が除雪費が膨大な金額になるというような話もされました。

先日、2月ですか、県のほうに行ったときにも、やはりこのような話が出まして、県としてもことしは除雪費がかなりかかっているということなものですから、町もかなり、4億3,000万何がしの今年度の予測ではありますが、そういうようなことで県のほうにもお願いして、何とかそういう支援をお願いしたいなと思っているところでございます。

次に、高校生を対象としたICT人材育成事業に関して、ICT人材育成事業の詳細はどのおただしであります。コンピューターの操作を含めた情報通信技術は、現代社会においては、情報通信産業のみならず全ての産業において必要不可欠なものと、そのようになってきています。当然ながら、ICT技術を身につけることは、若者が社会に出る際には大きな強みとなり、人材価値を高めることにつながります。

そこで、新年度に計画していますICT人材育成事業は、田島高校、南会津高校生のほか、町内に住所を有する高校生を対象とし、町の誘致企業である株式会社EWMファクトリーと連携し、夏休み期間にサマーセミナーを実施するもので、この中では、本町が抱える課題を参加者に提起し、高校生の目線とICTという切り口から解決策を探ってもらおうということを考えています。このセミナーは3日間程度の短期間ですので、専門的な技能の習得までは至らないものと思っておりますが、町内の若者がICTに少しでも興味を抱いてもらえるきっかけづくりということになることを期待しているところであります。

また、今回の事業の結果によっては、今後も定期的なICT講座の開催や、対象者を広げた上位者向けのプログラムの実施なども検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から小・中学校のタブレット授業についてにお答えいたします。

初めに1点目、ICT活用教育推進事業の詳細はとのおただしであります。電子黒板等の導入につきましては、議員おただしのとおり、平成28年度と平成29年度の2カ年において、町内全ての小・中学校の各学級に電子黒板機能つきプロジェクター、書画カメラ、教師用のタブレット端末1台の設置が完了しているところであります。

今後のICT活用教育推進事業の詳細ですが、次年度以降は随時各学校のパソコン教室の生徒用パソコンをリース期間満了時期に合わせて、タブレット端末としても活用できるパソコンへの切りかえを進める計画であります。なお、次年度は小学校2校、中学校1校について切りかえを予定しております。また、今後各教室においてタブレット端末を活用した事業への対応等を見据え、無線LAN環境の整備等を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目、ICTを活用した授業環境での先生方の授業準備時間の短縮など、先生の負担は軽減されているのかとのおただしであります。パソコンの接続がなくても使用できる電子黒板や書画カメラを各教室に設置したことで、機器の準備にかかる時間が短縮されただけでなく、これまでは掲示用に拡大コピーをしていた教科書や教材使用等についても、書画カメラを使って電子黒板に簡単に映し出すことが可能になるなど、教材準備にかかる時間の短縮も図ら

れており、先生方の負担も軽減されていると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に3点目、パソコン教室での授業と各教室に設置したICT機器を活用した授業の状況と、今後のICT授業の計画はとのおただしであります。現在の状況としましては、中学校の技術の時間や小学校の総合的な学習の時間など、1人1台のパソコン端末を使用する授業においてはパソコン教室を活用し、各教室に設置したICT機器については、教材の提示や説明など、授業の補助的な役割として活用を図っております。

今後のICT授業の計画としましては、既に導入している電子黒板や書画カメラと、次年度から随時導入を予定しております生徒用タブレット端末を一体的に活用した授業の展開等を、各学校とともに検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 それでは、再問を始めたいと思います。

この雪に関する部分では、不幸にも事故で亡くなった方のご冥福をお祈りしたいと思います。お見舞い申し上げたいと思います。

それでは、先ほど町長が言われた2月上旬でしたか、国交省のほうに町長が豪雪のために予算の申請の拡充というか、それに行っているんだなんて話を耳にしましたので、そういう意味では全国にわたって除雪の国家要望というか、中央要望が各市町村が行っていたと思います。本当にご苦労さまでした。

まず始まりの部分で、町長は高齢者等世帯、あるいは母子とか限定で今やっている部分では、全町民対象ということも、僕は全町民と言っているつもりはなかったんですけども、そういう意味ではやはり、家族がいるという言葉も町長は使われましたけども、同じ家族がいても、サラリーマンだったりたまたま扶養になっていて、うちの息子が帰ってこないなんてよく言われて、今回は何軒か聞き取りしたんですけども、それで除雪を毎回実費で10万近く、7万、5万とかというのが大体皆さん平均的なんですけども。

そういう意味では、年金生活をしていて、結局親族がいられるということで町長は述べていましたけども、親族でもやはり行けないとか、親族の方も60代前で高いところは苦手だとか、とにかくさまざまな方いますよね。だからそういう意味では、私がここで言いたかったのは、除雪弱者という言葉、どこかで調べたわけじゃなくて、僕は交通弱者という言葉があったので、多分除雪弱者という言葉も世の中にあるのかなと思って使わせていただきましたけど、そうい

相続する。財産だけは相続します、面倒見ませんと、今そういう問題が結構ありますけども、やはり、じゃ、誰が責任を持って親族というか、面倒見るのかということ。

これは最終的にはみんな福祉でやりなさいと。町が行政がやりなさいという話にはなってくるんですけども、そこら辺をどこで線引きするかということは、本当に悩ましいところであります。本当は住んでいる方、そういう人たちがいれば全部対象にした中で、私としては気持ちはやりたいですが、やはり基本的にそれをやれる人はやってほしい。また、私はやる責任があると、一方ではそのようにも思います。

ですから、そういうようなことも含めて、どうしても親族でいろいろな事情があった場合に、その場合はいろいろ事情を聞いて、これはやはり行政でやらなきゃならないかなというのは発生するかもしれません。ですから、そういうことは十分考慮した中で、私としては先ほどもその話はしましたけども、そういうことを含めて検討をする余地はあるのかなとは思いますが、それを今の制度の中で拡大してやるということは、やはりちょっと私としては、本来どこに、しっかり責任を負うべき人がしっかり責任を負うということも、意識づけは必要だなと、私はそのように思いますので、ぜひご理解願いたいなと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 それは、僕とは違いますね。ほかの地域でと言いましたけど、ここの部分で、除雪が最近目立っていますよね。これは高齢化しているからだと思うんです。ひとり暮らしもあります。1,800万という予算をかけて高齢者等除雪支援をしていますので、大体1億8,000万円ぐらい除雪業者、請負の方に多分掛け算的にはなる、1億以上行っています。

ここで生活する部分で、これがもし一つのここに住む、例えばIターンと僕書きました。Iターン、Uターンにもつながると言いますが、先ほど困った人って、この町から出ていきたいと思っているそうです。もう実家があるから私はここに住んでいるけども、本当にこの実家がなかったら、もう本当に雪が心配で心配で潰れるかわからないから、もう出ていきたいと。

実はある人、売れたので出ましたね。若松に移ったそうです。え、そんな移っちゃったのと、僕びっくりしましたが、それは先日からだよと。それってどういうことかということ、やはりここで生活することが、雪という本当に恵まれた、自然という言葉ではすごく響きのいい、スキーもできてですけども、除雪というもの、やはり雪の中で生きなきゃならないというのは、本当に大変なことなんだと思います。

だから、雪のない地方で生活したいのを選んでから、ほかに行って生活するなんていうのは、選択したこの町が、もし除雪という一つの悩みごとの一つとして、例えばその生活を孫が見て

いて、おばあちゃんがいつも帰ってくるたびに、雪はな、大変だななんて言っているところを見たところに、娘さんも息子さんも来るだろうか。

本当にこの町でそんな心配がないよう、そんなことはないよという対策ができて、これからの話を僕はしていますからね、今後そういうのを少し拡大しながら、悩みの一つでも二つでも解決できないかを言っていますので、この事業、まるっきり全町民で申請書を出したらみんなやるということではないですよ。本当にこの人を見たら困っていて、遠くにいる扶養になっているその人は、そもそもいろいろ、今町長言われましたけども、困っている、来たくても来ない、関西かもしれないし、もちろん若松かもしれないんですけども。

だから、そういう意味で、ここのハードルを少し拡大して解釈するようなふうにはできないかという提言をしているんですよ。どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

私としましてはいろいろ言いました。身内がいてできないというような、そういう条件も言いましたけども、そういう中で、個別な事情がある場合は、そういうことは町としてはしっかり聞いて、そして除雪の事業を進めるということは、それは必要かなとは思いますが、今の条件をこれ以上緩めてやる気はありません。

ですから、本当に誰が責任を負うのかと。よそにいてお金を持っていて、その人が来れないんだったらお金を出しなさいと、除雪費を出しなさいと、それは当然だと私は思うんですよ。みんな自分は雪の降らないところにいる、そして親といいますか、そういう必要な人がこの地に雪が降る、この地に預けてあと町がやってください、隣がやってください、近所がやってくださいというのは、ちょっと無責任じゃないですかと。

来れないんだったら、それなりの必要な負担を出すのが親族といいますか、私は扶養責任者の責任だと思うんですよ。ですから、そういう意味において、町は全くやらないわけじゃなくて、いろいろな事情があれば、それはしっかり町も捉えてやるつもりはありますが、そういうことで、やれる人がしっかり、誰が責任持ってやるのかということを経験した中で、町としてはやっていただきたい。そういう基本的な考え方で、これからもやっていければなと思います。ですから、条件がいろいろ変わった場合は、それは町としても検討する必要があると。それは申し添えておきます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 この問題をやると1番で終わってしまうんですけども、もう一つ言わ

せていただければ、それでできない。じゃ、埼玉の実家、家建てたから、うちのお母ちゃん連れていくんだという人います。これも知り合いで結構います。心配で心配でしょうがないから、ここの雪おわらないから。退出もしちゃったかもしれない、空き家になっちゃっているかもしれない。それは人口流出ですよ。悩みがあって、1人でおこすのも大変、自分がお金出すのも大変かもしれない。空き家になる。これは危険空き家が発生する一つの原因かもしれない。それは公金で使うべきじゃないと町長は言われるわけなんでしょうけど。

でも、いろいろな例があると、どうしてもこの雪というものに対してマイナスの部分であるならば、それを町がやっている、今の対策はとていいことです。これの分で言うと、うちの町はこの支援で除雪、高齢者世帯等じゃなくて、除雪弱者等除雪支援という形に変えたときに、お金は多分毎年1,800万予算していますね。

だから、2億ぐらい近くの除雪費が業者、さまざまな除雪請負業者が、大工さんだったりさまざまな業者が受けていますけども、その人たちの収入になったりするわけですから、雪国の中では、よくここでプレミアム商品券というのがありますけど、それは商品券の活性かもしれませんが、除雪というのはやはり素人じゃできないと原則思いますよ。話あちこち飛ぶかも知れませんが、家族がやると言いましたね。家族がやって落ちたらどうする、今それがすごく心配なんじゃないでしょうか。うち親戚で行くから屋根に上ってあげるといいますが、これ落ちたらどうするのって、今すごくそれも話題になっていますよ。

落ちたからって、好きでやってもらったんだというふうになってしまえば、その部分はすごく悩ましい部分だと思うんですよ。だから、プロがいるならプロに、そのお金は遠くの息子が払うだろうと町長は言われるんでしょうけども、これは答弁なくていいですが。

そういう意味では、さまざまな要因の引き金になっているのは雪であり、その分がもしか充実すれば、その心配が薄らいで、この町に長く住む人もふえるだろうということの論法で僕は言わせてもらっていますので、ぜひ拡大の予定がもし今後、町民のほうから要望があったら、じゃ、枠を10分の10じゃなくて半分でも、いや30%でも、5万円だったら1万5,000円ぐらい手伝ってあげましょうかみたいな形でいいんです。

一つ事例で言うと、実際7万かかった人が7,000円で済んでいるということを考えれば、7,000円で済んだその部分では、すばらしくこの町に感謝すると思います。7,000円であの屋根、夕方までに終わったんだよという話聞いたときに、やっぱりさすがだよ、この事業っていいよね、7,000円なら出せるよね、7,000円なら本当にありがたい。でも、業者にも7万円というお金が除雪費として始まって、3人が夕方まで除雪でしっかりやってくれた。それは彼

らも度胸があるというかプロなので、あんな急なところに上がったんだもんなんていって、その人は感心していました。本当にありがたく感謝した人の声がちょうど目の前で聞かれましたので。

それから、2番目の除雪費に関してはわかりました。先ほど4億円を超えた金額が提示されましたので、いつもより本当に多く出ましたけど、ない年もあれば多い年もありますので。

それから、3番目についてですが、これに関しては除雪の効率化であって、暖気とかクールダウンのための時間の分が問題点であって、今後その辺は改善していくということがあったんですが、ちょっとここで1つだけ3番について再問させていただくんですが、GPSになりましたので、こと細かく、個人との分での共有の境目でGPSをとめるという話があったんですけど、そういう部分に関しては割とスムーズに行かれたんでしょうか。

例えばその業者が行く、自分の機械ですよ、建設会社の機械で行くんですけども、そこで行ったついでに有料で頼んでいる個人がいますので、そこでGPSをとめてうまくやるんですけど、そのやりとりに関してはスムーズだったんでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

GPSの導入につきましては、今年度初年度ということもありまして、業者数も結構多いものですから、適切にスイッチのオン・オフができていない業者、オペレーター、それから、どうしても忘れてしまうというようなオペレーターもいらっしゃったということは事実です。こちらの担当のほうでも、今回初めてということで、GPSによる走行軌跡を確認いたしまして、あとタコグラフ等と照合いたしまして、まさに今ありましたように、個人のお宅をやっておられるオペレーターというか重機もいらっしゃいました。

その分につきましては、走行軌跡等を確認いたしまして、2分単位で時間が出てきますので、その部分は忘れたときには減らさせていただいたりというような対応で、対処してきているところがございます。新年度につきましては、除雪シーズンが終わりましたら、除雪のオペレーターの方、業者さんを交えて検討会といいますか、意見交換会を実施いたしまして、課題等につきましては来年度の除雪作業、GPSの運用に向けて改善を図っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そこでもう一つ再問させていただきたいのは、Iターンでほかから来た人がいらっしゃいますよね。要するに私道的な部分ですよ。もちろん、家の中をやってい

るのにGPS、これはとんでもない話なんです。ただ、それが林道というか私道であったり部分で、延長の先にあるんですね。若いときは年金とか退職金があったので、それが多分、年間どれぐらいの金額か僕調べていないんですけども、業者に払って20万とか30万か知りませんが、ワンシーズン頼む形で多分払っているんですよ。

しかし、それがそのまま行けば、70、80になっても頼めばそれで済むんですけども、町道ではないですね。私道でもあるわけだから、そのまま延長すると、その人は年にとって亡くなるまでもちろん個人でやるんだけど、今後この人の分の、何十メートルか僕は言えませんが、その分で言うと、好きで来たんだから自分で除雪費20万は払えよというよりも、その分で林道、町道の部分のずっと回るとかね。回ったって、中でこうしろという話じゃないんです。私道の部分をしてあげるとすると、今多分その人は個人でやって払っているんだけど、結果的にそれがだんだん負担になってくるから、結局先ほどの話に戻るような感じもするんだけど。

そこを、町道の分で30か何かの分を出したことでもし助かるならば、その部分に兼ねて例えばIターンでそのエリアに住みたいんだけど、そこを除雪で何とかしてもらえないかなという部分で、自分の家の前は実費で払うけど、そこに住みたい別荘を建てたいというケースが町道でない場合もあるわけだから、そういう延長拡大という認識は今後どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 今現在、建設課のほうで除雪しておりますのは公道ということで、町道もあります。あと公道ということですので、林道、農道等、一部町道以外で除雪しているところも実際ございます。

議員おただしの点につきましては、私有地の私道ということだと思います。現在、私道につきましては除雪はしないということになっております。ではありますけども、先ほど町長からもありましたように、さまざまな事情ということがあるのかなということは認識できますので、今後検討する余地もあるのかなということは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとその件について、その件というか、それらに類似したような件ね。やはり私、別荘を建てる人というのは、林道でもどこでも自分の土地でもどこでも、自分の私道をつくって行って、そこで今度、自分は税金を払っているからそこに水道を引いてください、電気を引いてください、電気は電力でしょうけども、そういうことはやはりできないと思うんですよ。原則ね。

ですから、現実にはそういう人がいることもわかっていますよ。わかっていますが、先ほど

の除雪と同じで、じゃ、誰が責任を負うのかと。そこなんですよ。だから、家を建てちゃった、別荘があるからそこをやってくれじゃなくて、そういうことが必ずここにはついてくるよということを、業者さんもそれは自覚してもらわなきゃならない、建て主も自覚してもらわなきゃならないと思うんですよ。

ですから、どんどんそういうことになっちゃうと、1キロも2キロも山の中へ入っていったところ、俺別荘建てたからそこを町の除雪費でやってくださいと言われても、これはできませんよ。ですから、そういうことをどんどん拡大するわけには、私は基本的にいかないと思います。

だから、先ほども言いましたように、特殊な事情がある場合は町として相談に乗りましょうと、そういうことも必要じゃないかなという考えは話させていただきましたが、そういうことで、基本的な考えはそういうことということでご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そうですね、要望というか、ちょっと言われた部分でこういうのを伝えたいなと思って言わせていただきました。

この質問も、実はした後で、今回この場でも報告したいんですけど、実際そこが造成地でない場所で、別荘地として候補であって、そこを区画整備しながら、それは個人ですけどもやって、真ん中に中央に道をつくったときに、それをちゃんと整備して、本当にしっかりしたパンでやって、町へ寄附してそこに10世帯とか入るという場合は、町道として認識するケースもないことはないだろうという話を聞いたことあるので、そういう意味では、整備自体でそういうケースはあるんでしょうけど、これって可能なんですかね。一つだけ確認したいんですけど。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 じゃ、私のほうからお答えさせていただきます。

過去の例で言いますと、わかりやすくいきますとりんどう団地でございます。一定の宅地開発業者がそれぞれの基準、都市計画法に基づく許可を得て、町道と同じ道路を整備して、住宅団地を造成する。終わって完了した後にその基準でつくったので、寄附行為があって町道に認定されて、議会の議決を得て、その後で除雪路線に建設課のほうでは認定をして、公道として除雪をする、そういうことになります。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 すばらしい、一つの例としてびっくりするぐらい、うまいケースができたのかと。

〔発言する者あり〕

○9番 湯田 哲議員 あんまりいい話ではないんですね。悩みの種であったのかもしれませんが。当時は結構議論されたテーマではあったのかもしれませんが、りんどう団地の話が出たんですけども。そういう例はないことはないということだけわかればよろしかったです。

じゃ、大きな2番のほうに移りたいと思います。

I C Tの部分に関しては、教育委員会的かなと思ったら、商工観光課でE W Mとか企業誘致とか、企業の就職する人材を育成するための部分で予算をとっているようなので、商工観光課の中の事業としてI C T人材育成事業の部分に関して質問させていただいたんですが、今回先ほどの答弁の中で、只見高校という言葉、多分。

〔「田島高校、南会津高校」と言う者あり〕

○9番 湯田 哲議員 までしか言いませんでしたよね。議案の概要書を皆さん見るとわかるんですけど、概要には只見高校とあったので、その只見高校というのが、ちょっと、なぜ入ったのかなと一瞬、心理的には2つでとめるのかなと思ったんですが、何で概要のほうに只見高校が入った、そのいきさつというか、ちょっと聞きたいんですが。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

只見高校は合同企業説明会にも参加している学校でもあるということから、こういう関係もしたらどうだということから、本来ですと田島と南会津高校、あと田島に住所している若松に通っている高校生を対象とすべきなんですが、合同企業説明会の中で一緒にやっているという観点から、そういった只見高校を入れたという内容でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 夏に3日間ぐらいだということと、予算はそんな大きな金額じゃないですよ。ちょっとした刺激の部分で、何か成果を求めていたのですが、実はここでちょっと、先ほど答弁の中に本町の課題を提供して何かと、こう言いました。それは多分子供たちに何かテーマをやって、I C Tを使ってその問題解決のためのプログラムなり何かさせるんだと思うんですが、この課題は今決まっているんでしょうか。ちょっと参考までに、こんなものを挙げたいという課題が幾つかあれば。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今現在、委託先でありますE W Mファクトリーとも詳細な打ち合わせには入っておりません。

4月に入りましたらどのような形で高校生をお迎えするか、どういう議題で問題提起の解決に導くか、それらについても議論を深めていきたいなということを、現時点ではこういうものを問題提起して、高校生に問題を解決する道しるべを探ってもらおうというような段階にはなっていないということでございますが、何らかの、町には大きな問題たくさんございますので、その中から1つか2つ絞り込んで、高校生の斬新な切り口で南会津の活性化につなげるようなアイデアを提供していただければと思っています。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 あと、これは夏休みなので、間もなく広報的な部分とかチラシとかと入るんですけども、具体的にはいつごろ知らせるために学校関係に配布するのか、それとも高校生対象ですから、折り込みとか何か、その辺の広報に関してはどんな予定でしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えを申し上げます。

田島、南会津高校、只見高校については、担当者が訪問して学校の先生に概要説明もしていきたいなと思います。あと、南会津に通っていない学生もございますから、町の広報等々で6月ごろお知らせできればということを考えております。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 わかりました。ぜひ期待しています。僕はこの質問書に書きましたけど、この中で世界的な有名なプログラマーが生まれたり、ソフト開発会社を起業したりする人があらわれればいいなと思いますけども。

それじゃ、3番目の質問に移ります。

学校関係なんですけども、先ほど教育長が言われた中では、事業はもう既に平成28年度で完了している、今回はリース料の計上ということで考えてよろしいんでしょうか、その辺お願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 今回上がった分につきましては、このICT活用推進事業の大きな狙いの一つであったということで、目的ではなかったものですから、事業部分につきましては完了していますが、あれが大きな目的の一つだったということで、再掲載になりました。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 わかりました。通常でしたらパソコンのリース料のようなもので上がっているとすれば、これまで、今も続くパソコンのリース料も継続しているものがあるわけだ

から、ICTのパソコンのほうのリース料なんかも上がっていいはずで、今回は完了することがわかればそれで結構です。

あと、2番目についての先生方の授業準備の部分に関しては、本当に期待どおりというか、僕もそうは思います。資料の拡大とかカメラとかついていいますので、本当に子供たちは一瞬にしてわかりやすく見れるわけだし、ここだよと指させば、ここだよがわかるわけだから、それを先生がわざわざ模造紙に写して大きな字で書くなんていう時代はもう本当になくなったわけだから、それに関しては僕は10分の1ぐらい、準備に注がなくても自分の教えることに専念できるんだと僕も思って、それはすごく期待してます。さまざまな部分で効率化を図られているということだったので、本当に期待しています。

それから、3番目の部分の今後の部分について、一つ気になったことがあったんです。どうということかという、先ほど教育長の答弁の中では、使い分けするような形、例えばこういう授業はパソコン教室でと言ったんですが、先ほどちょっと矛盾するように感じたのは、パソコンのリース料、多分最近1,100万、1,500万、1,700万円ですよ、それはパソコンだけですからね。そのリース料、これは事務報告に上がっていますが、これぐらいの流れで来ているものがリース料期間と同時に処理しているというか、それと同時にタブレットにかえていくと言った部分もあったので、いずれタブレット方式にかわっていくんだと僕は聞こえていたんですけど、何か併用して授業を進めていくと聞こえたので、いずれあのパソコンは姿を消すという考え方でよろしいんですか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 先ほどの説明の中で、パソコンを1人1台として使わなきゃいけない授業というのを、例えば中学校の授業においては、プログラムの勉強とかします。あと、調べ学習においても、やはり1人1台ずつ使うという環境が必要になってきます。

そのために、今あるパソコン教室も維持していく必要があるかなと。ただ、単純に今までのとおりデスクトップのパソコンですと教室でしか使えないんですが、それをタブレット型にしていくことによって、タブレットを今度教室とか外に持ち出して、それを使っての授業も可能になっていくというふうに考えます。

やがて技術が進んで、例えばタブレットだけで例えばパソコンに関する操作の技術とか、そういうものが全部ある程度間に合うとなれば、多分タブレット端末だけで済むようになりますが、現在のところタブレット単体でのパソコンの操作とかキーボードの操作とか、そういうものはなかなか難しい面がありますので、併用していきたいなというふうに考えます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 わかりました。というのは、いずれ姿を消すことを期待しています。というのは、それだけで1,500万年間リース料、1,000万円以上かけているのは明らかなので、それがなくなってタブレットのほうに今度移行する、タブレットのほうのリース料が上がっていくとは思いますが、本来なら、僕が思ったのは、タブレットとあれをかけると、2,000万円以上毎年リースで、この事務報告を見ると、足し算するとなりました。

2,000万円だったら、生徒たちにあげてもいいような気がしますね。ここの全小・中学校にあげられると思います。使えば五、六年は持てますから。それはすごく、普通に今タブレット4万ぐらいで買えますし、無線LANの環境も整えるということ、充実するというのは教育長の答弁にもありましたので、当たり前のように我々がスマホをやっている分の拡大版で調べ学習なんかできるわけわけだから、ぜひ将来的にわたっては、教育長が言われたみたいな授業環境になるとは、遅かれ早かれなるんでしょうけども。期待しておりますので。

全体を通して一言だけここで、きのう中学校の卒業式で、卒業生を代表してムナカタアユムさんという方が、その中で一つ印象的なことをちょっと皆さんに報告して、これが何をうたっているかということ、ここの質問の中に関連すると思うんですよ。大人になって夢をかなえ、またこの町で会いましょう。大人になって夢をかなえて、またこの町で会いましょう。それは、彼らが5年たって成人式に会う日が初めてに会う子もいれば、ここに就職したり、ここの地元の学校に行かずずっと待っている子もいるだろう。

僕はこのままいけば、人材が、こうやって自分はほかで夢をかなえて、その夢を持ってここで起業するような子が、多分、これは2番の質問の部分に重なる部分があるんですよ。要するに、そうやって自分の夢をかなえてソフト会社をつかって、この町に帰ってくる。そして、ここでプログラマーを雇ってここで起業する、会社を立てるなんていうことといえば、夢をかなえてこの町に帰ってくる、また会いましょうでしたけども、しばらくのお別れですということ。を彼女は言っていましたけども、ぜひそういう若い子で、まだ高校生でもないわけだね、中学生でまたこの先学生生活を送ったりするんでしょうけども、そういう意味では期待できる、彼ら76人卒業していききましたけども。

そんな意味で、夢のかなえる、雪の心配もなく、除雪の心配もなく、この町はちゃんと1年間通して過ごせるということ。をぜひ僕は期待して、この部分では、これを言って終わりたいと思います。教育長、何か考えがあれば。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

私もきのうの卒業式に出させていただいて、答辞でムナカタさんが最後そういう言葉で締めくくって、大変戻ってきてくれるのかなと、いい言葉だなと私も感激したところであります。ぜひ、将来的に地域を担う人材づくりということで、教育委員会も目指しておりますので、やはりそのためには自分の夢をまずかなえていただく。その夢がこの地で頑張るんだという夢であれば、全くありがたいなというふうに思っています。

そのためには、受け入れの準備とかいろいろあるかなと思いますが、その辺は町民の皆さんともどもよく考えていきたいなと思います。ありがとうございます。

○9番 湯田 哲議員 以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、9番、湯田哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。3時20分まで休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時19分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君の登壇を許します。

3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 議席番号3番、丸山陽子です。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、孫育て手帳の作成について伺います。

子育てをするお父さん、お母さんにとって、一番身近にいるおじいちゃんおばあちゃんのサポートは大変心強いものです。しかし、育児環境の変化に伴い、育児の考え方や方法が大きく変わっています。祖父母世代の皆さんが、今の子育てについて理解を深めて、子育ての主役であるお父さん、お母さんをサポートをしていくための孫育て手帳を作成してはとありますが、町の考えを伺います。

次に、就学援助の入学前支給について伺います。

就学援助は、子供を小・中学校へ通わせることが経済的に負担になっている保護者に対し、子供の就学費用を支援する制度です。今まで入学前に支給することが困難とされていました。しかし、昨年3月に国の補助金交付要綱の対象に、就学予定者を加える改正が行われ、それにより、全国で今春でも約4割の自治体が小学校入学前の支給を行う予定になっています。

入学前はランドセルなど買いそろえるためにまとまったお金が必要になります。本町においてもこの取り組みを実施していくべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、孫育て手帳の作成についてのおただしであります。私これ、わかりませんでした。そういうことで、改めて認識させてもらってお答えいたします。

祖父母が孫の子育て支援を行うことは、父母の子育ての負担の軽減など、家族全体の支え合にもつながり、メリットがあると、そのようにも思っています。私も、核家族化して孫とのかかわりが希薄になってきているような状況、それから今議員のお話の中にありましたけれども、子育てに関してじいちゃんばあちゃんがどのようにかかわっていいのかという、遠慮といいますが、環境も変わってきているということでもありますので、祖父母世代が子供を育てた当時の考え方、方法、今の子育ての仕方といいますか育児の仕方、変わっているものが多くあります。

これは例えばの話ですけれども、泣いてもすぐ抱くとか泣きぐせがつくよとか、私らのころは確かにそう言って少々泣かせておいて、そうする腹筋力がつくからとかと、そんな余計なことまで言ったのかもしれないけれども、そんなことも実際ありました。

今では抱っこはスキンシップといいますか、特に赤ちゃんばかりじゃなくて、小さな子供に対してはスキンシップを図るということは、非常に私は安心感を持たせるというか、大事なことだと、そのようには思っています。

そうした中で、心の成長のためにもたくさん抱っこしたほうがいいというようなことで、いろいろやり方が変わってきているというのも現実であります。このような子育ての方法の世代間ギャップを解消するためにも、現在の子育て方法を祖父母に理解してもらう手段として、孫育て手帳はとていいんじゃないかなと、そのようにも思っています。

普段会えなくても、孫が帰ってくると、大人は自分の孫だということがわかるんですけども、子供は感覚的にわかるのかな、DNAがわかるのかなと思うくらい、本当に普段全然会ってい

なくても孫に対しての感覚が、孫さんも違いますから、そのようなことで、今後子育て世代の支援策の一つとして検討させていただきたいと思います。

家族がお互いを理解し合って助かっていくことが大切であり、孫に愛情を注ぐことは、おじいちゃんおばあちゃんにとって非常に大切なことだと、そのようにも考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から就学援助費についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、平成29年3月に要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の改正がなされました。これは、要保護児童生徒の保護者に小学校入学前に新入学児童生徒学用品費等を支給した場合でも、国の補助対象にするといったものです。

要保護児童生徒の保護者は、生活保護費の生活扶助を受けておりますので、新入学児童生徒学用品費等の支給対象にはなっておりません。そのため、現在のところ該当者はありません。

準要保護世帯への入学前の新入学児童生徒学用品費等の支給については、認定時期が準要保護の認定時期が入学後になるなどの課題がありますが、準要保護世帯等の状況や新たな課題等がないかなど、多町村の状況等を踏まえながら検討を行っていきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 それでは、初めに孫育て手帳について再質問をさせていただきたいと思うんですけども、ただいま町長のほうより、検討させていただきたいというふうなお答えをいただきましたが、本当に先ほども町長のほうより、抱きぐせとかで赤ちゃんを抱っこするのはあんまりよくないとか、昔の方々のお話はさまざまあると思います。子育ての中で、昔は常識であったということが、今さまざまな研究とか環境の変化によって、見直されることがたくさんあります。

おむつを外すのも、昔はもう早めに外したほうがいいんだよというようなことも言われてきて、そういう、私たちは早く外してもらったほうがいいのかというふうに大人は考えるんですけども、今は子供の体調とか発達の様子を見ながら外してあげることが大切ですよということ

で、そういう内容のこともあらわされているようです。

また、母子手帳にも今お子様を育てるに当たって、母子手帳を目安にして、それを見ながら子育てをしている方もいらっしゃるんですけども、今までですと1歳までに授乳を完了しようとか、そういうことで言われていましたけれども、今はそうではなくて、お子様が自然に離れていくという、それを待ってあげることも大切だというふうにも言われています。

そういう意味で、先ほどの内容を、昔も今も含めて、ともに家族の中で共有していくことが、本当にコミュニケーションをとったりおじいちゃんおばあちゃんとお孫さんと、本当に若いお父さんお母さんを含めてコミュニケーションがとれるというふうに思っています。ぜひ、孫育て手帳を作成を検討していただけるということですので、早期に調査をした上で、ぜひ各市町村のそういう作成物を見ながらつくっていただけたらなというふうに思っています。その点についていかがでしょうか。時期的にとか、そういうのを早めに希望したいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答えいたします。

実は私も議員の質問で、初めて孫育て手帳という存在を知りまして、こちらに持ってきておりますが、インターネット等で調べますと、まだそれほど普及はしていないということで、さいたま市、横浜市、それから富山市、県では広島県、岐阜県、石川県、熊本県ということで、県単位もしくは政令指定都市等の大きな市等では作成が進んでいるようで、なかなか小さい町村レベルでの作成というのはちょっと見つからなかったというところで、中身についてもどんな違いがあるのかなということで、見させていただいたんですが、この中身は大きな市でも県でも市町村でも同じなのかなということには感じましたので、当然こちらを参考にして、南会津町バージョンというのはつくれるのかなというふうに考えました。

さらに市販のものも売っておりまして、市販のものですともっと詳しく書いてありますので、その辺なんかも参考にしながら、ぜひ早めにつくっていききたいというふうには考えております。なお、予算が絡みますので、すぐ、早期ということはできないんですが、どのような形でやるのか、スタッフの中で検討しまして、なるべく早めに対応のほうを進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 本当にそういう意味では、先ほど町長のほうからもありましたけれども、家族の中でお孫さんを囲んでのそういう交流ができたらいいのではないかなというふうに、

私も思っております。そういう中で、先ほど市とかそういう県単位のほうが多いということでしたけれども、ぜひ町として先駆を切って、つくっていく方向を検討していただきたいというふうに思います。

孫育て手帳は、お孫さんと生活しているおじいちゃんおばあちゃんもそうなんですけれども、私たちが近所のお孫さんとか、それから友達のお孫さんなんかと接することも多くて、私たちが抱っこ、こうやったとしても、なかなかお子さんに対しての交流を図る意味で、どういうふうに抱っこしたらいいのかなとか、どんなふうなのがお母さんたちが希望されるのかなとか、そういうのもなかなか難しいところもありますので、ぜひお孫さんがいないご家庭の中でも使えるような、そういうものであってほしいなというふうに期待しています。

おじいちゃんおばあちゃんにとっては、少しでも子育てのサポートができるということで、喜びも出てくると思いますし、元気になっていくと思いますので、そういう意味で昔の子育てと今の子育てをともに共有しながら、理解しながら楽しんで子育てができるような、そういう子育て手帳をぜひ作成していただけることを期待しまして、これにつきましては終わってきたいと思います。

続きまして、就学援助の入学前支給の件についてですけれども、今回、このように就学援助の条例が改正されて、各自治体、市町村、実施状況調査があったというふうに聞いていますけれども、それについては南会津町のほうにもこういう実施調査というのはあったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

調査はまいっております。それに対して回答もしております。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 回答は、先ほど教育長から答弁いただいた内容のとおりということなんでしょうか。どういうふうに、調査に対して答えられたんでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

これは県下に全部調査が参っておりますが、郡内の状況も調べまして回答いたしました。入学前の新入学学用品費等については、ことしも前向きに検討はいたしますが、支給は現在のところはしていないというふうな回答をいたしました。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 記憶に新しいと思うんですけれども、昨年3月に11番議員のほうから

もこの質問についてはあったかと思うんですけれども、その後、やはり去年の3月にこの改正が行われているわけですが、そのときにこの質問を受けての検討というか、それはなされたんでしょうか。初めて今回検討されたということでしょうか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからそれについてお答えしたいと思います。

就学援助につきましては、対象が要保護児童生徒と準要保護児童生徒というのがありまして、今回の国の改正は要保護児童生徒についての改正でありました。ですので、要保護児童生徒の場合、本町の場合、全てが生活保護費対象の家庭となっています。ですので、生活保護費家庭の中の生活扶助というものを受けている場合は、この新入生児童生徒学用品費等の支給対象にならないというのが町の実情にありまして、事実上、要保護児童生徒におきましては、この支給対象にはならないというふうになっています。

なお、要保護児童生徒は、生活保護を受けている家庭に対しましては、そちらのほうから入学準備金等の制度がありまして、それらを活用すれば、それらの購入は可能だというふうになっております。先ほどもう一つありました対象になっています準要保護家庭につきましては、今後支給できるかどうかを検討していきたいという答弁を、私先ほど差し上げたところであります。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 確認させていただきました。そういう中で、予算はもう確保されているわけですので、それをどのように使っていけるかというか、前倒しで支給をできるというふうにも考えますので、ぜひそのところはこの制度を生かしながらやっていただけたらというふうに期待します。

入学前に支給されたら助かるという声は本当に聞いていましたので、いろいろな意味でこの制度についての実施については、自治体に任せるというふうにはなっていますので、町としてもいろいろな条例とかそういうものを見直さなければならないところも出てくるかもしれませんが、そういう意味で一番お金が必要なときに支給されれば本当に助かるんだという、そういう声も聞きながら、どこかでやっているからとか、こういう話が出たからとかではなくて、町としてそういう方々の支援を前向きに考えていくことも大切ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただけるということですので、早めの対応をやっていただければというふうに期待して、私の一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 申しわけありません、タイミングがおくれてしまいました。検討するという事で、再度大変申しわけありませんが、先ほど私、課題等と申し上げましたので、課題等をもう一回確認していただいて、もう一回答弁を。

まず、準要保護の場合就学援助費は4月1日より3月31日の間に支給するという、まず一つの決まりがありますので、入学前ですとその年度の前の支給になるので、まずそこが一つの課題だと。

2点目は、実際に就学援助を受けるかどうかという確認は、7月にならないと、要するに前年度の収入所得とか何かで決まるものですから、7月にならないと決定できないと。ですので、入学前は決定以前なんですね。援助を受けられるかどうかわからない時点なんです。その方にもし仮に支給したとして、じゃ、結局7月にならなかったとなった場合、戻していただくような手続とか、もしくはもらった方が途中で町民でなくなってしまうといった場合の返金とか、そういうことについての課題がまだ残っていますので、その辺は十分クリアできれば考えていきたいということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○五十嵐 司議長 以上で3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時から開議し、一般質問及び議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

平成30年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成30年3月15日(木曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

8番 湯田 賢太郎 議員

17番 室井 嘉吉 議員

日程第 2 報告第 1号 専決処分の報告について

専決第25号 工事請負契約の一部変更について(南会津町新庁舎建設事業
地中熱利用システム導入(融雪2期)工事)

専決第 1号 工事請負契約の一部変更について(小豆温泉整備事業窓明の
湯建築主体工事)

専決第 3号 工事請負契約の一部変更について(たかつえスキー場第2レ
ストハウス建設事業建築主体工事)

日程第 3 議案第 1号 専決処分について

専決第 2号 平成29年度南会津町一般会計補正予算(第5号)

日程第 4 議案第 2号 南会津町債権管理条例

日程第 5 議案第 3号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準を定める条例

日程第 6 議案第 4号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 5号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

日程第 9 議案第 7号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 8号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 9号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 南会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 南会津町針生青少年旅行村条例を廃止する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 町道路線の変更について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設）
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 建設工事委託協定の一部変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 教育長の任命について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	貝 田 美 郎	議 員	2 番	森 秀 一	議 員
3 番	丸 山 陽 子	議 員	4 番	渡 部 訓 正	議 員

5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員（1名）

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

馬場秀成 事務局長 齋藤二郎 事務局長補佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭に願います。



◇ 湯 田 賢太郎 議員

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君の登壇を許します。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 皆さん、おはようございます。

8番、湯田賢太郎、通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず1点目は、融雪剤、塩化カルシウム、通常塩カル散布についてでございます。

冬期間、塩化カルシウムの路面散布は、10年以上前から行われ、凍結によるスリップ事故等

に効力を発揮しております。反面、車両等の腐食やさび、タイヤのパンク等は塩化カルシウムの害によることが大きな原因のようです。

さらに、私が一番心配することは、その塩化カルシウムが側溝から河川に流れ込み、大川とか伊南川に注ぎ、そこに水生植物や生物あるいは川魚やアユ等にも、この生育や成長に大きな影響を与えているのではないかと私は危惧するものでございます。そこで、質問をいたします。

1点目は、この塩カルの河川への流入は、生物や川魚等に害になっていないのか、調査する必要があると思います。

2点目は、南会津建設事務所管内において、その塩化カルシウムの使用量は、期間中どのくらい使っているのか、お尋ねします。

3つ目は、トンネルの出入り口や橋、あるいは急カーブ等、本当に危険な箇所だけの散布なら、今の散布量の10分の1ぐらいに使用量を減らすことができるのではないかと私は考えますが、町の考えはどうでしょうか。

次に、2点目の町の観光地づくりについて質問します。

我が町には、駒止湿原や前沢の曲家あるいはヤマザクラの町になろうとしていますが、いま一つ観光地としては通過地点の感がいたします。そこで、私は3点を提案して質問します。

まず1つは、愛宕山、ここにある愛宕山のことですが、800段ぐらいの石段で俳句と川柳の登山道をつくってはどうかと。これは私の考えとしては、資金でございませう。私はそのために全国の俳句会や川柳会などに呼びかけて、寄附を募って頂上までプレートに刻まれた歌を、あるいは川柳を読みながら頂上までたどり着き、我が城下町を眺めるというような、このような登山道をつくったらいかがでしょうかということです。

2番目に、田島駅にリバティ駅長犬を配属させてはどうか。

芦ノ牧温泉駅には、猫のバス駅長が人気を呼んでいます。我がこの会津田島駅には、レトリバー種のような優しい駅長犬、駅長がいますから助役犬でもいいんですが、そのようなものを配属すれば、観光の一翼を担えるのではないかと私は考えました。

次に3つ目、我が町には4つのスキー場と伊南地域のクロスカントリースキーコース、これを持っております。つまり、5つものスキー場がある町です。そこで、私はウインタースポーツの町、5つものスキー場のある南会津町というような看板を道路沿いに立てれば、大変これはPRになると。我が町民でさえ、この5つのスキー場があるということを知らない人がいるわけですが、このような看板を立てることによって、大きな一つの町のPRになると思います。

次に3つ目、ふるさと納税についてでございます。

全国の市町村には、数億円のふるさと納税を受けているところがたくさんあると思います。目的を持って皆さんに協力を願えば、我が町にもこのようなことは可能だと思います。その返礼品には、我が町のアスパラガスや南郷トマト、米やリンゴ等、あるいはそのような心のこもった返礼品をお返しすれば、喜ばれるのかなと思います。そこで、質問します。

本年度のふるさと納税の金額は幾らだったのか。

次に、私はこの目的を持った資金をとということでございます。温水プールとスケート場を併設した会館というか会場、これは前々回の議会するとき、9番の湯田哲議員も提案していました温水プール。私はさらにその半分にはスケートリンク、こういうものを建設して、とにかく南会津町は5つものスキー場があるんだから、ウインタースポーツのまち・南会津に呼び寄せて、多分観光客としても来ると思います。また、温水プール、そういうものは健康増進にも役立つはずでございます。このようなものをつくったらいかがなものかということで、私の壇上からの質問は以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

8番、湯田賢太郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、融雪剤散布の1点目、塩化カルシウム散布に伴う生態系や川魚等への影響調査の実施に関するおたただしであります。冬期間の安全な交通を確保する上で、除雪や消雪と並び凍結路面对策が必要、重要な施策に位置づけられております。南会津管内においても、幹線的な機能を果たす国県道で融雪剤等の散布が行われているところであります。これらの融雪剤などは、散布後に雪解け水や雨等にまじりまして、そして最終的には河川に流れ出すというような状況になっておりますが、河川は流量が多く、速やかに希釈拡散されることから、河川の生態系などに与える影響は少ないのかなと、そういうのが今一般的な見解となっております。

南会津建設事務所によれば、融雪剤等の散布に伴う影響調査は実施していないということでありますが、これらに起因すると思われる具体的な問題が生じた場合は、必要な調査を実施するというようなことが、今の南会津建設事務所のほうの考え方でありまして。確かにかなり以前よりは私もこの融雪剤、散布されているなど、そのように感じますし、安全対策の上ではやむを得ないような状況であるのかなと思います。また、議員が今懸念されている生態系への影響ということも、以前にもそういう話題にもなりましたが、私も懸念はございますので、その辺はしっかり建設事務所のほうにも申し上げて、そして調査をしてもらうような、そのようなことも必要なのかなと、そのようにも感じておりますので、ご理解をお願いしたいと思

ます。

次に、2点目であります塩化カルシウムの使用量についてのおただしであります。南会津建設事務所管内では、気象条件や路面の状況に応じて、融雪剤等を使い分けながら凍結路面对策が行われております。今年度平成30年2月27日時点で、南会津建設事務所及び山口土木所の塩化カルシウム等の購入量約808トンであると、そのように聞いています。

次に3点目、融雪剤等の使用量を減らす運動について町の考えはとのおただしであります。国県道における融雪剤等の散布は、県の散布計画に基づき、凍結の危険のある箇所を対象に行われておりまして、その策定に当たっては、県や郡内町村、警察、消防、道路を利用する業界団体等で組織する南会津地域冬期道路交通円滑化連絡協議会でも意見交換が行われております。議員おただしの内容については、当該協議会において検討を進めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げました生態系への影響、それから安全対策をどうするのかということ、それからまた一方で、運転者の皆さん方には安全運転を心がけてもらうような、そういう注意喚起も必要だと思いますし、除雪に対してもしっかりときれいに、南会津の除雪は定評がありますが、けれども、なお、その辺も含めた中で、いろんな対策を絡めた中で、この安全対策、あるいは融雪剤を私もできるだけ少なくする方向性を探ってみる必要があると、そのようにも感じておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町の観光地づくりに関する1点目であります。愛宕山に石段を設置し、俳句と川柳の登山道をつくってはどうかとのおただしであります。中心市街地の北西に位置している愛宕山は、中世に築かれた嶋山城跡として、福島県指定史跡に指定されている町のシンボルであります。歴史的な財産としてだけでなく、景観形成や観光資源としても非常に重要であると、そういうようにも考えております。愛宕山に何らかの施設をつくる場合は、史跡の保存に影響を及ぼす行為として、福島県文化財保護条例に基づく現状変更申請が必要になりますが、施設をつくることによって、本史跡の復元につながるものが現状変更の許可条件になります。

このご提案の石段につきましては、嶋山城にもとからあった施設の復元ではないことから、現状変更の許可を得ることは非常に困難であると、そのような状況なのかなと思っています。以前もこの嶋山城に関しましては、質問というか、いろいろ提案をいただきましたけれども、このような答弁をさせていただきました。

この嶋山城もそうありますけれども、伊南地区にある久川城も同じようなことです。ですからなかなか現状を変えるということは、前の文献が出てきたり、そういうことがあれば可能

ということであるでしょうが、やっぱり何もない中で現状を変更するという事は、大変厳しいというような状況でございますので、そういう点ではご理解願いたいと思います。

このようなことから、愛宕山につきましては、形状を変えずに観光資源として活用する方法をさまざまな視点から検討してまいりたいと思います。

なお、ここの地権者は大部分が489名の共有地であります。

次に、町の観光地づくりに関する2点目、会津田島駅にリバティ駅長犬を配置してはどうかとのおただしであります。現在芦ノ牧温泉駅では、2匹の猫がそれぞれ駅長、施設長として活躍しております。また、全国で同様の取り組みを見ますと、ウサギ駅長やヤギ駅長など、ユニークな駅長が活躍しております。交流人口の拡大ばかりでなく、SNSの地域の情報発信、グッズ商品の販売、周辺観光地への波及など、その経済効果は少なからず出ていると、そのように思っています。

会津鉄道では、芦ノ牧温泉駅での猫の管理やグッズ販売などを地域に委託しておりますが、特に猫の夜間の管理や体調管理について、地域住民の協力が欠かせないものであると、そのようにも聞いています。

そこで、田島駅への駅長犬の配属については、観光誘客や中心市街地の活性化、会津鉄道のファンをふやすという視点からも、大変有効な提案であると、そのようにも思います。思いますが、これらを実現するためには、先ほども申し上げました地域住民のかかわりが重要でありますし、またその施設管理、田島駅では施設管理者であります田島駅を管理している会津鉄道や会津田島駅周辺の住民の皆さん、それから観光関係者との周辺の魅力化対策について議論を深めてまいりたいと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

次に、町の観光地づくりに関する3点目、5つのスキー場のある南会津町をアピールする看板を設置してはどうかとのおただしであります。現在国道沿線に設置しておりますスキー場関連の案内看板については、経年劣化による色あせや汚れがひどいものから順次修景整備を進めております。

その整備につきましては、景観に配慮した4つのスキー場の統一デザイン看板として設置を推進するとともに、従来の1つの看板に1つのスキー場をPRする内容から、1つの看板に行き先が同じであれば、複数のスキー場をPRすることで、観光客やスキーヤーの視点で見やすく、わかりやすい案内看板づくりに努めているところであります。今日のスキー場の入り込み数が低迷している中で、道路利用者への情報発信やスムーズな誘客案内は、観光誘客につきましては重要な手法であると、そのようにも捉えています。

新たに整備されました伊南クロスカントリーコースを含めた冬季スポーツ施設を総合的にPRする上で、同一看板での情報発信は欠かせないものと、そのようにも認識しております。今後、会津高原スキー場の施設管理者やスキー関係の皆さんを交えて、道路利用者目線での情報発信、それから観光誘客の有効な手段について議論を深めてまいりたいと思います。PRの方法を皆さん方にもいろいろご指摘いただきますけれども、情報発信については今後ともしっかりそれらに対して検討をして、なお皆さん方の目にとまるように、そして皆さん方に情報が伝わるような方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税に関する1点目ではありますが、本年度のふるさと納税の金額についてのおただしであります。平成29年度の決算になっていないことから、決算予定額をお答えいたします。予想です。本年度の寄附額は約950万円を見込んでいます。予定しています。

次に、2点目であります。ふるさと納税をもとに温水プールとスケートリンク併設館の建設をしてはとのおただしでありますか、ふるさと納税は、本町の重点事業に対して寄附者の思いに沿った活用をしておりますが、現在温水プールとスケートリンク施設の建設につきましては、重点事業としていないことから、ふるさと納税を活用することは予定しておりません。また、温泉プールの建設につきましては、平成29年第3回議会定例会でお答えしましたとおりでありまして、現時点で建設の計画はしておりません。

なお、観光交流や健康増進のための施設のあり方につきましては、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、今後既存施設の有効活用を検討していく中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ふるさと納税はいろいろ議論される場所でもありますけれども、国のほうの指導もいろいろされております。私としては、やはりふるさと納税をしてくださる方の思い、それをしっかりと受けとめて、そしてまた町としてはそのような思いの方々がふえるような、やっぱり町になっていかなければならないという、それは基本的なものがありますので、私としては皆さん方に親しんでもらえるような、そして南会津に関心を持ってもらえるようなまちづくりを進める。そしてまた目的としても、やはりふるさと納税の中で呼びかける部分は呼びかけながら、しっかりこれらに対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○ 8 番 湯田賢太郎議員 それでは、何点か再質問します。

まず、この融雪剤の使用量が808トンと、もう腰を抜かすような返答だったんですが、これは間違いないですか。808トン。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

この数字につきましては、もちろん南会津建設事務所に確認した数字でございます。ちなみに、昨年度は847トン、今年度は808トンということで、購入量ではありますが、購入したものを大体使い切っているというようなお話でしたので、数量については間違いありませんので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○ 8 番 湯田賢太郎議員 先ほどここへ入る前に、役場のところに塩カルが1俵置いてありました。あれは25キロなそうです。ということは、800トンということは、80万キロですよ。80万キロ、これは25キロの1袋に直すと……

〔「3万2,000ぐらい」と言う者あり〕

○ 8 番 湯田賢太郎議員 3万2,000袋。あのやつが3万2,000袋、考えられない量です。ということは、あれは1袋どのぐらいするんですか。25キロ。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 ただいま808トンと申し上げましたが、これは南会津建設事務所管内ということで、下郷町、南会津町、只見町、檜枝岐村、全てを合わせての数量であります。

単価につきましては、ここに実は808トンと申しますのは、塩化カルシウム、塩化ナトリウム、塩化カルシウムというものが現在そのの玄関に置いてあるものですが、塩化カルシウムというものは、性状からいいますと即効性のあるもの、解かす力が非常に強いものということになっておりまして、塩化ナトリウムというのは、逆に凍らせない作用が大きい散布剤でございます。建設事務所といたしましては、808トンのうち約3割ほどは塩化カルシウムを使用しまして、7割ほどは塩化ナトリウム、その両方を混合しましたものを散布車に搭載いたしまして、散布しているということでございます。

単価につきましては、平均、塩化ナトリウム、塩化マグネシウム、それぞれ平均しますと、キロ当たり60円ぐらいなのかなというふうに思っております。塩化ナトリウムが40円、塩化カルシウムが60円ほどかなと思っております。割合については、7・3の割合ということになっております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 大体わかりました。

そうすると、この塩カル、この使用量、金額というのは800トンを掛ければ60円だから、6,000万ぐらいになるんですか。だと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 答えいたします。

ただいまの大体の概算の単価でございますが、それで計算してみますと3,800万ほどかなというふうに私の段階では計算しております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。

そうすると、この塩害というか、例えば牛舎、乳牛とか肥育牛とか、牛にはどうしても岩塩という、あれをなめさせて飼育しているわけですね。そうすると、そこから出る牛ふんとか牛堆肥、これを長く使って堆肥をその畑に入れておくと、作物が育たなくなるということは昔から言われているんですよ。

ですから、牛堆肥は堆肥の中では一番悪いというか、堆肥としてはよくない堆肥といわれています。岩塩として牛がなめる量なんていうのは、1年に岩塩、あれは二、三キロでしょうが、半分ぐらいしかなめないですから、1キロ、2キロの世界ですよ。何ぼ県内の牛になめさせたって大した量じゃないですよ。

それでも害があるから余りよくない。ずっとはその堆肥は使うなよということですよ。これは塩化カルもこれは800トンもの物が今ある程度流されてしまうからいいんだということなんです。流されていっても、そこには川魚なり植物があるわけですから、その間は流れながら魚も、それは水を飲んでいるわけですから、全部流れるということもないし、幾らかは残留するでしょう。

この前、田島の友達に釣り好きな人がいたものですから、私は聞いてみました。最近釣りに行っても魚がないから釣れないと、そういうことです。それから、アユも昔は稚魚をいっぱい放して7月ごろまで育ったアユをアユ釣りしていたわけですが、現在の川は小さなアユを放しても育たないらしいですよ。育たないうちにどこかへいなくなってしまう。いなくなってしまうんじゃないです。全部死んでしまっているんですよ。したがって、しょうがないから、もうアユは大きくなった成魚を今放している状態ですよ。これは私、昔九州に水俣湾で起こっ

たあの水俣病、イタイタイ病、あれだって最初は原因がわからないでいたわけですよ。

ですから、水銀と塩ではちょっと比べものにならないとは思いますが、とにかく何らかのこれは影響がこの先出てくるんじゃないかと。魚だってもう、すめなくなっていますよ。その釣り人の人に聞いたら、昔のカジカ、あれは頭がこんな大きくて、大きなカジカがいっぱいいうようよいたんだって。今、カジカというのは見当たるんだけど、小さいらしいですよ。よくよく小さい、それは育っていないんですよ。

それから、アカバチとかああいう、あるいは我々トゲツォとっているイトヨ、ああいうものもほとんど、もういなくなっている状態ですよ。それから、セリ、タカナ、ああいうものもどんどん減っている。もう絶滅危惧種に指定されるぐらい。これは私はこの塩カルが除草剤等もあるでしょうけれども、除草剤のトン数なんていったら、せいぜい使用量は1トン、2トンの話ですよ。塩化カルはこの800トンという数字から推すと、私はこういうものの魚等の害というものは、もうやっぱり塩カルが一番原因しているのかなと、私はそう思いますが、町長、いかがでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

私の考えも入るかもしれませんが、私の今まで得ている情報ということで話させていただきたいと思います。

先ほど私も、基本的には私も懸念しています。今後どうなるのかなと、そういう思いはあります。それを前提にお聞きください。

今、湯田議員もいろんな川への影響、自然、生態系への影響をお話しされましたけれども、私も農業をやっていました。牛の牛ふん堆肥は毒だよというような話もされました。これは誤解を受けないように、私もちょっと言いわけではないですが、言っておきますけれども、やはりいずれにしましても、どんな堆肥でも堆肥にしても肥料にしても、やはり一定量以上を一度にやれば、やはり土のバランスが崩れますからね、有機質といえどもだめですよ。作物は育ちません。これはもう自分の体験からもわかります。

ですから、適切な管理をした中で、適切な量を適切なもとでやるということが、やはり一番いいのかなと思います。ですから、この808トン、私も実際にこの数字を聞いたときに、びっくりしました。答弁するときにね。

ですから、これは南会津郡全体ですけれども、やはりこれはちょっと建設事務所のほうとうか、県のほうにも今、川のこと話されましたから、そういうことも含めた中で、やっぱり

県のほうといろいろ話を進めていく必要があるなど感じております。

川の生態系、いろいろ言われました。実際に伊南川も阿賀川もかなり水量が減っていますし、気候の変動も大きいと思います。昔いた魚がいなくなっていることも現実です。それが何でなくなっているのかということは、正直言って、漁業組合のほうの人たちもいろいろ研究はしているんでしょうけれども、これだという特定したものはないように私としては聞いていますし、私もそうかなとも思います。しかし、私どもの自然がいっぱい、自然を大切にしなければならぬということ、そしてこれらの、これまでの自然を将来私どもの子孫にも、子々孫々にも受け継いでいく、これは大切な今を生きる私たちにとって重要なことでもありますので、そういうことも含めた中で、この塩カルのことによって自然への警鐘というか、そういうことをされたというふうに理解しまして、もう一度改めてその辺も含めた中で、各関係者と相談しながら、その対策を将来にわたってどうしたらいいのかということを検討していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

いろいろなものが酸性雨とかも言われましたし、ですからあとはPCBですか、いろんなことを本当に水俣病のこともありますし、それから水銀ももちろんありますよね。ですからいろいろな我々が自然界をより以上に人間が便利にしようとする、やはりそのようなことも起こり得るということを、その辺も自覚しながらやっぱり採用していく必要があるのかなと、そのようにも感じております。町としてもそのようなことをしっかり基本的な話し合いを進めて、そして将来の自然を大切にしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 この塩害というものの調査はまだやっていないということですが、私はとりあえずというか、早急にですね、これはやっぱり疑いのあるものは、もう即使うべきじゃないんですよ。今はそういう世の中ですよ、何でも。疑いがある、あるよりもあのさっきの塩カルの後ろに書いてあったんですが、これは直接手を触れないで手袋かなんかでやってください。もしこの塩カルを飲んだ場合には、直ちに医者に行って吐かせてください。あるいは植物に直接かけると枯れる危険がありますよとちゃんと書いてあるんですよ。だから、疑いどころじゃないんですよ。はっきりわかっているの。

だから、こういうものはもう即、私はやめるべき。これは町でまいているわけでもないですからどうにもならないですが、とにかく県に町長は内堀知事ももうツーカーの中らしいですから、その辺に実情を訴える。これは早くやらないと、これは大変ですよ。大変なことに私はなると

思います。

それでもまきたいというなら、5,000万ぐらいの1円玉と交換して、カルシウムを買ったと思って、1円玉を道路にばっとまいてみなさいよ。もうみんな喜びますよ、それこそ。観光客がどんどん来ますよ。5,000万も1円玉でまいてみなさい。物すごく有名になってしまうから。これは少々言い過ぎだと思いますが、私は、だから県にすぐこれは訴えてもらいたいなと私は思います。

それから、この害というものを調査というけれども、これは簡単ですよ。水槽の中に金魚でも飼って塩カルでも上からぶち込めば、金魚が死ぬか死なないか、一発でわかりますよ。これはその姫川さんにでも頼んで、調査なんて時間かからないですよ。絶対に金魚は死ぬと思います。

そのぐらい危険なものと、私は言って差し支えない。スリップ事故、これもまた問題だけでも、そういうのが県で保険にでも入ってもらって、そしてもしも塩カルをまかなかつから、この事故が起きたんだというようなときには、保険から出してもらおうような保険でも掛けておいたほうが一番いいと思います。そして1円玉、道路にまいてやれば、これは最高ですよ。私はそうと思いますが、町長さん、県のほうの交渉、どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員の自然、生態系、それから人的な影響を懸念されていることは重々伝わってまいります。先ほど申し上げましたように、私もその懸念は感じておりますし、県のほうにもそれは伝えていきたいと。いろいろご検討してもらえるようにやっていきたいと思っております。

世の中にはいろいろ危険なものが私もあると思うんですよ。確かに塩カルはそういう意味で、人間が飲むものでないから、あれはぬれ手でさわればやけどしたりいろいろしますから、それは危険ですよ。ですから、余り感じないのが、ふだん日常何げなく使っている洗剤でもそうですよ。やはり飲めば毒ですよ。ですから、やっぱりそういうものって、直接経口するものじゃなくても、やっぱりそういういろんなものがあるから、それはそれなりに適切な管理、それから使用法が大切だと思っておりますし、そういうことも含めた中で、先ほども私は答弁の中では大量にまいているけれども、流量がある中での使用ということで、そこら辺のバランスといたしますか、そういう中で今のところは影響が見えないというような話もさせていただきました。

しかし、どのような方向に、検査していないということなので、どうあらわれるかわかりませんので、実際には川魚が減っていることも確かです。その塩カルの影響なのか、あるいは気

象なのか、災害も続いています、洪水も続いています。水量も減っています。

ですから、そういういろんなもろもろの条件下の中で変化が起きているものと私は思っていますが、そういうことも一つの影響として考えられることは当然の考え方でありますので、私も県のほうにその辺はいろいろ検討してもらおうような対応をして、要望をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 時間もないので、これはこのぐらいにしたいと思うんですが、一つだけ、興味深いことを言うのを忘れましたので、伝えておきますが、今のアユ、友釣りをやって、なかなかかからなくなった。それはどういうことかということ、アユの性質はもう追い払ってけんかやっても、自分の縄張りを守ると。それが今アユは生きて泳いでいるのが精いっぱい、けんかするほどの余力がないそうですよ、元気がないんだって。それが一番の原因で友釣りで、アユがかからなくなったと。そうでしょう。アユはやっともう塩分の濃い川を泳がされているわけですから、生きていくのがやっとなんですよ。だから、追うような余裕がないんだ。お互いに助け合って、おい、死ぬなよぐらいの話、これが現在のアユらしいですから、その辺を一つ皆さんに知っておいてもらいたいと思います。

それでは次に、観光地づくりなんですけど、同じリバティ犬のことですが、駅でそれを飼うのはなかなか大変だなと思います。ですから、私の考えるのには、この近くに誰かそういう優しい犬を持った人がいれば、その人に頼んで、その人たちがリバティが来たときには迎えるような、そういうような、その人に協力願うというようなやり方なら、これできるのかなと私は思います。

それからあと、愛宕山の件は、これは確かに私ずっと前にも1回やったような気がするんですが、確かにあそこは県の史跡なんで、いじれないということですが、それは名目であって、別に登山する道路を広げるとか、そういうことではないんですから、別に石段のこのぐらいのを並べていこうという発想ですから、現状を大きく変えるようなことではないんですよ。

それで、資金がない、何とかと一発で断られるということを予想して、私はこれは全国の皆さんに1段2万、2万なんてかからないんですが、石そのものだったら5,000円ぐらいなんですよ。このぐらいの石ならね。だから、それを1口2万ぐらいの寄附を願って。というのはそこに自分の歌を書いて、プレートに石段のどこかに置いておく。この歌は湯田賢太郎だと、南会津町だと、こういうようなことをやれば、1,600万しかかからないわけですから、やる気なら。問題はやる気の問題だと思います。

489人の地権者の皆さんもいると思いますが、そこは何とか、こういうことでこの山を何とかしたいんだということも、町長さんが頭を下げて行けば、これはできる問題かなど。要はやる気があるかないかの問題だと私は思います。どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

やる気があるかないかという言われましたけれども、私もそのやる気があっても、そういうふうに、以前もやっぱりそういうことを、石垣をかえてはだめだとか、いろいろ言われましたので、ですから、全体の景観をどうするのかということも、その範疇にあるのかなど、そういうようなことが自分の基本的な考え方の中にもありましたものですから、そういう答えをさせていただきます。いずれ、その議員の思いも重々伝わってきます。

ですから、いずれにしても、やっぱりあるものをしっかり有効に活用して、そしてやはりそれを守っていくということ、これが重要でございますので、その辺も含めた中で、ちょっと打診しながら、どういう方法がいいのかとか、どういうことができるのかということは、我々はこちらは本当に、嶋山城はこの田島地区で大事な城跡なんだと。ですから、この町の史跡を守っていきたい、そして後世にもしっかり伝えていききたいと、そういう気持ちが伝わるような文化庁のほうも当然関係してくるわけですから、そういうふうなことで、いろいろ話はしてみたいと思います。

これまでの経過を申し上げましたけれども、そのような中で、なかなか新しいものをそこに設置するということは厳しいものがあるということで答弁させていただきましたが、そういうことで、どのような話になるか、ちょっと私も想像できませんけれども、現実には原形を變形するようなことはだめですよというようなことが基本ということなものですから、そのようなことをご理解いただいた中で、この嶋山城に対しては、久川城も同じになりますけれども、そういうことの中で、町としての対応を考えていききたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。

それでは、もう2点ほどお聞きしたいんですが、例えばではないんですが、5つものスキー場のある町ということに、私は書いたんですが、これは課長、5つものスキー場がある市町村は全国にあるんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

私、これからお話ししますのは、クロスカントリーを抜いたスキー場ということで数を申し上げたいと思いますので、ご理解いただきます。全国にしますと物すごいスキー場があるものですから、東北6県に絞って施設状況を説明させていただきます。

まず、青森については、最高で3つのスキー場を抱えている団体が自治体が1カ所でございます。岩手県は3つのスキー場を持っている自治体が1カ所、4つのスキー場を持っている自治体が1カ所、秋田は最高で3つのスキー場を持っている自治体が2カ所。宮城県はございません。福島県でございますが、3つのスキー場を持っている自治体は北塩原村でございます。うちのほうは4つ持っていますので、あと猪苗代町が6つのスキー場を所有しているというのが、今のスキー場の状況でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。

それではもう一点伺います。

この温水プールとスケートリンクを兼ねたという、きれいに断られましたけれども、以前私、十二、三年前に屋内ゲートボール場、今あります、びわのかげ、あれは私が質問して、あの当時は室井テルヒコ町長さんでした。あのころはもうゲートボールしかなかったんです。グラウンドゴルフとか、ああいうものはなかった。ゲートボール場、それで、冬はしようがなく、皆さん体育館あたりでふわふわというボールを使って、ゲートボールの練習をしていた、そういう時代だったんです。

ですから、私はこれは屋内に土の上でできるゲートボール場をつくったらどうかということで質問して、そのときに、何とか予算もないことだし、ふわふわボールで我慢してくださいというような返答でした。その後、すぐに隣にいたホシヨシヤ議員なんですが、あの人も次の議会に同じゲートボール場、屋内ゲートボール場をつくったらどうかと。2回続けてやった。そうしたら10日もたたないうちに、いや、笹川財団のスポーツ振興資金というのがあって、どうもできそうだと。2億円ぐらいだけれども、できそうだと。あれ一銭もかからないでできたわけですよ。ですから、私はこの前の9番議員のあれの温水プールに賛同して、私は続けて俺もやると。

そういうことで、やった経過があるんで、やっぱり一概に断るんじゃなくて、何かそういうものもないかどうか、これはやっぱり努力していただきたいと思うんですが、町長さん、どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 温水プールの件は、以前も私が答弁したとおりでございまして、考え方は基本的にそのようなことをご理解願いたいと思います。スケートリンクは今回初めてということでありまして、ゲートボール場は今現在皆さん方に利用していただいています。交流をスケートリンクとして競技するわけじゃないと思うんで、ただスケートを滑るだけならば、どの程度の費用がかかるのか、どのような施設にしなければならないのかということは、私もよくそれはわかりませんが、いずれにしても、これまでも皆さん方、いろいろ懸念されているように、公共施設のあり方、これからの公共施設の維持管理をどうするんだということ、それから町の人の健康づくり、どのようにするんだということを、総合的な判断の中で、判断していく必要があると、私はそのように思います。

この特に田島町、マイナス19度にもなりましたから、スケートリンクがこの地域に合っていないとは私は申しませんが、その辺のことも含めて、ちょっとその辺は将来の公共施設のあり方も含めた中で、健康づくりも含めた中で、町として少し研究はさせてください。そのことは全然研究していないから答弁する材料も持ち合わせていませんので、今回はこの程度ということで、申しわけありませんが、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 とにかくこれをつくりたいというならば、私はこう考えているんですよ。やっぱり資金の問題もあるし、この温水プールとスケート場を兼ねた施設というと、やっぱり10億ぐらいかかるのかなと。10億の金、どうしたらいいのかなと。これはやっぱりふるさと納税で年に2億円ずつも何とか皆さんに協力願えれば、5年ぐらいでできるんじゃないかなと、そういう単なる発想で私は質問したんです。

そういうことで、さっきの塩カルの問題、特にこれは早急に県のほうと相談して、もう来年は使わないんだというぐらいまでもっていただいと私は思います。そういうことで、私の質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、8番、湯田賢太郎君の一般質問を終わります。



◇ 室井嘉吉議員

○五十嵐 司議長 次に、17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、一般質問を行います。

今回は2点について質問をいたします。

1点目、高齢者施設の充実についてお伺いをいたします。

2月19日、文教厚生委員会は、町内の特別養護老人ホームの優雅と田島ホーム、介護老人保健施設の湯花里苑に出向き、担当者との話し合いを行いました。その中で、共通して出されたことは、介護士、看護師など、働く人の確保が課題であること、特にハローワークに求人をして、一人の就業希望者がいないという実態にあるようでございます。このことは、一面、全国的な傾向でもあるんだらうというふうには思いますが、その対策は大変厳しいことであると認識をしてきたところであります。

働き手の確保の取り組みは、ないからといってやめるわけにはいかないというふうに思います。湯花里苑は、温知会・会津中央病院と連携をして、3年サイクルの執行方式によって働き手の確保をしていると、こういう状況のようであります。

これはちょっと若干角度が変わるわけですが、本町の特別養護老人ホーム入居待機者数は、待機者の実人員数は、平成30年1月末現在で138名になっています。そして、その待機者の入所希望施設、これは平成28年度の事務報告を見てみると、南会津会の施設にこの希望が集中していると、こういうような実態にございます。このような点を踏まえて、以下、質問をいたしたいと、こう思います。

1つとして、これまでの働き手確保施策と、その成果について伺います。

2つに、働き手確保をめぐる状況についての認識について伺います。

3つに、入居待機者希望の偏り、このことをどう認識しているのか、伺いたいと思います。

4つ目として、行政と社協、事業者が一堂に会し、意見交換、さらには意思疎通を図る機会、この間、持っているのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

5つに、介護施設建設など、補助支援が有利となる豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯に田島地域が指定されるよう、関係機関に働きかけをすべきではと。これはこの話し合いの中で、この特別地域に田島地域が入っていないと、こういうことで、いろいろ補助金の関係なんかを含めて不利益をこうむっているというような、そういったような話もございまして、この辺について、私は全然知りませんでしたので、この辺についてもお伺いをしたいと、こう思います。

6つ目として、働き手確保に向けた関係者による集まりを設け、もろもろ抱える課題等の対

策を検討すべきと、こういうことについてどう思うか、伺いをします。既に、皆さんにお手元に配付されているように、文教厚生委員会の事務調査の中でも、こういった点についてはご指摘をしておりますので、ぜひ考えを伺いたいなど、こう思います。

あと2つに、結婚支援策についてでございます。これも1月28日、南郷の和泉田地域において議会報告会を開催をいたしました。その報告会の中で、結婚支援について、地域住民の方より、結婚問題は家族を含めてなかなかやっぱり相談しづらい案件だと。あるいは縁結びサポーターのこういう取り組み、町としてはやっているんだけど、人員がやっぱり少ないんじゃないかと。あるいはサポーター間の意見交換の場なんかも十分やらっちゃんのかなと、こんなようなこと。さらにはサポーターの方々が、それぞれ単独での活動になっているんじゃないかと。あるいは当事者にかかわる分ではありますが、人にわからないような出会いの場所を確保することも必要でないかなどなど、こういう点も含めて、議員の人たちも関心を持ってぜひこの実態について、やっぱり十分認識してもらいたいと、こういうような意見がございました。

この間、本町においても、縁結びサポーターの配置や、結婚新生活事業あるいはヤングスクールなど、もろもろの取り組みがされてまいりました。以下について質問をいたします。これまでの取り組みの成果と課題について伺います。

2つ目に、25歳から45歳までの未婚者の男女別人員についてお聞きをいたします。

3つに、サポーターの人員増など、前段で申し上げました住民意見に対する考え方についても伺いをしたいと。

以上でございます。よろしく、あとはそっちのほうでやりますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者施設の充実についての1点目、これまでの働き手確保施策と、その成果はとのおただしであります。介護人材確保対策として、平成27年度に本町も加盟していた会津地域雇用創造推進協議会主催の介護職員初任者研修講座が、本町内の会場において開催されました。この講座には、町民7人の参加者を含め10人の方が参加されまして、うち4人の方が町内の介護事業所に就職しておられます。

さらに、町内の高校生を対象とした合同企業説明会を町主催で平成24年度より開催しておりまして、高校生の地元就職を積極的に後押ししているところであります。この説明会には郡内の介護事業所からも例年参加がありまして、平成28年度は5事業所が参加されました。町内の

高校からは3人の内定者があったところであります。しかしながら、今年度4事業所が参加しましたが、町内の高校生からの内定者はありませんでした。

次に、2点目であります。働き手確保をめぐる状況についての認識はとのおただしであります。介護ニーズが増大する中で、サービス提供を担う介護職員の確保や育成が重要な課題であることは議員おただしのとおりと、そのように認識しております。

町としましても、今後とも高校生を対象とした南会津町合同企業説明会を開催いたしまして、町内の介護事業者の参加と、それから就職希望者とのマッチングに努めてまいりたいと思っております。

また、町の企業支援事業の一つとして、介護職が身近に感じられるよう、高校生以上を対象にしたインターンシップへの助成制度を拡充いたしまして、地域における介護人材の育成に努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目であります。入所待機者希望の偏りをどのように認識しているかとおただしですが、平成30年1月末現在で、入所待機者は138人中、南会津会が運営する特別養護老人ホーム5施設、田島ホーム、伊南ホーム、南郷ホーム、下郷ホーム、只見ホーム、合計の待機者数は98人ということであります。

それから、桜寿会が運営する優雅は26人、それから下郷町のレジデンスふじの郷は14人となっています。南会津会が運営する特別養護老人ホームの入所待機者数が、他の2施設に比較して多い状況であります。5施設、合わせて入所待機者数ですので、一概に南会津会が運営する施設への入所希望者が偏っていると、そのような状況ではないのかなど、そのようにも認識しております。

次に、4点目であります。行政と社協、事業者が一堂に会し、意見交換、意思疎通を図る機会を持っているかとおただしですが、介護事業者や医師、社協、有識者等を構成とした南会津町高齢者保健福祉事業等運営協議会を定期的を開催いたしまして、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険事業について協議を行っております。

その会議の中で、介護人材の育成確保について、意見交換を行っているところですが、これといった今のところ打開策がないというのが、今の現状であります。

次に5点目、豪雪地帯対策措置法の特別豪雪地帯に田島地域が指定されるよう、関係機関に働きかけをすべきではないかとおただしですが、平成25年に田島地域を特別豪雪地帯に指定できないか、県に相談したことがございます。しかしながら、特別豪雪地帯の指定には積雪量が一定の基準を超え、かつ生活の支障度が著しいと判断される必要があり、田島地域は

指定されていないとのことであります。

指定されるためには、昭和52年に定められた現在の指定基準の見直しが必要となりますが、仮に指定基準の見直しが行われた場合でも、田島地域が指定される可能性は低く、逆に多くの地域が指定を外されるおそれがあるため、関係機関への働きかけは慎重に行っていかなければならないというのが今の現状であります。これも私は隣の下郷町が特別豪雪地帯になっていると。私たちの地域より浅いと。田島地区は何でなっていないんだと、そのようなこともあって、そのような県のほうにも申し入れをしました。

針生地区、あそこは本当に豪雪地帯だと思いますし、ですから、全体が田島地区、そういう地域でないということなのかなと思います。ただ、下郷がなると何で田島がならないのかと、私も腑に落ちないところがあります。ですから、その辺も含めた中で、やはり町内を半分以上占める私たちの町、豪雪地帯でありますので、あわせてその辺もご理解いただけるようなことは、今後必要なかなとは思っています。ただ、現状としてなかなか見直しは厳しいよという話もあるものですから、そこは慎重にやっていきたいと思っています。逆に、やって余計なことになると、これもまた大変ですので、その辺は慎重に行っていきたいと思っています。

次に6点目、働き手確保に向けた関係者による集まりを設け、対策を検討すべきと思うがどうかのおただしであります。県内の老人福祉施設を構成員とした福島県老人福祉施設協議会において、介護人材の確保について外国人労働者の受け入れ等の検討をされているようです。介護事業者の確保に関しましては、今後事業者の意見を聞きながら、必要であれば対策会議等の開催を検討してまいりたいと思います。私も現在、南会津会の理事長を引き続きということで、今させてもらっています。私も昨年の暮れといいますか、南会津会の全施設、そして全施設の職員と話し合いを持たせていただきました。

今、議員がおただしのような懸念があったからです。やはりこの職員の配置そのものが、私らなかなか手がないということが1つあるのかなと思うのは、やはり各町村によって、採用というか、応募する職員がこれは偏っているのかなと思います。

特に看護、只見地区はないんですよ。今度南会津とか下郷とか、そういうところから、只見地区に行ってくれといふとなかなか大変なんです。そういうことがあって、私としては施設のサービスとか、平準化を思って何とか職員の配置がえといひますか、それぞれの施設で働いてもらって、そして意思の統一、サービスの徹底を図りたいと思ったんですが、なかなか厳しいです。やっぱり夜勤もあつたりしますもんですから、やはり勤務体制等の偏りの中で、正直言って厳しいです。そして現在臨時職員もかなりの人がいます。そして、定年退職もございま

す。そうした中で、定年退職、それを補充する正職員の募集をしますと、やはり臨時職員が応募すると。そうすると、その方が正職員になると、そうするとその次に、今度は臨時職員が足りなくなると。そうしたら臨時職員が今度募集すると臨時職員の確保がなかなかできないというのが、その繰り返しなんですよ。

ですから、1つには介護職員の給料とか、そういうことが課題なのかなと思うと、やはり南会津町とか、そういう組織とのバランスを考えると、そうでもない。ですから、やはり確かに介護というのは厳しい仕事では内容ではありますけれども、夜勤があったり、そういうものが影響があるのかなというふうには私は判断しています。

そして、特養、その仕事とデイサービス、ショートサービスの施設の職員の対応が違くと。職員の仕事の内容が違うということで、この異動もなかなか厳しいんです。ですから、本当に私もその思いはしっかり受けとめて、わかっているんですが、正直現実はなかなかその対応をしようとするとは非常に厳しい状況であります。しかし、いつまでも厳しいと言っているわけにはいかないと、それは思っていますので、何とかこれを解決する、していかなければならないと思っています。

そういうことで、これは郡内共通なんで、郡内というか、全国かなとは思いますが、そういうことも含めた中で、各町村と連携した解決策を図っていく必要があると思いますので、そういうことも私も各施設訪問をした。そして管理者にそういう話をして、現状の理解をいただいているところであります。

これだけの待機者があり、そして高齢化していく中での安全安心のまちづくり、地域づくりを進める中で、必要不可欠な必須の条件でありますので、そういうことをしっかり対応していきたいと思います。しかし、そういう状況があるということをご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、結婚支援策に関する1点目であります。これまでの取り組みの成果と課題についてのおただしであります。これまで町の結婚支援策としましては、平成24年度からみなみ愛's出逢いフェスタの開催、平成28年度から縁結びサポーターの設置、今年度から結婚新生活支援事業及び縁結びサポーター報奨金制度を実施しております。

主な成果といたしましては、みなみ愛's出逢いフェスタを今年度まで7回開催いたしまして、カップルにつながった方が20組、結婚された方が3組ということになっています。

また、縁結びサポーター制度につきましても、成婚までは至っておりませんが、独身者のマッチングや結婚に対する意識の向上などに努めていただいております。本当に皆さん方に頑張

っていただいていると感謝申し上げます。

課題といたしましては、結婚適齢期にある若者の結婚に対する意識の変化や独身者の絶対数が減少しておりまして、みなみ愛's出逢いフェスタの参加者が減少傾向にあることや、縁結びサポーター制度の結婚相談ファイルへの登録者がふえないこと、さらには縁結びサポーターとして活動していただける方がふえないなど、多くの課題を抱えているのが現状であります。

次に、2点目であります。25歳から45歳までの未婚者の男女別人数についてのおただしであります。未婚者の数値は5年ごとに行われる国勢調査結果で公表されておりますので、その数値でお答えいたします。

なお、公表されている年齢区分が5歳刻みとなっておりますので、25歳から44歳までの人数でお答えいたしますので、ご了解願います。

直近に行われました平成27年10月1日現在の国勢調査による公表数値によりますと、男性664人、女性313人、合計977人が未婚の方がいらっしゃるということになっています。

次に、3点目であります。縁結びサポーターの人員増など、住民意見に対するおただしであります。今年度は縁結びサポーターを5名委嘱しておりますが、縁結びサポーターとの意見交換の中から、成婚者をふやすためには、サポーターの人数をふやすべきとの意見もあり、広報みなみあいつでの再募集や縁結びサポーターからの声かけ等も行っていただいておりますが、残念ながらサポーターとして活躍いただける方がふえないというのが現状であります。

また、縁結びサポーターの意見交換につきましては、委嘱状の交付の際や、福島県が実施している研修への参加の際などを利用して実施しておりますが、サポーターの人数も5名と少ないことから、それぞれが連絡をとり合っているというのが現状であります。

結婚に関しては、身近な方に相談しにくいことや、人目につかない出会いの場が必要であることも認識しておりますので、福島県が実施しておりますスマートフォンによるマッチングシステムを広報するなど、福島県が設置しておりますふくしま結婚・子育て応援センターとの連携を強化しながら、結婚の希望がかなえられるよう支援してまいりたいと思います。

出逢いフェスタも、これも町内で行ってりましたが、白河でやったり東京でやったりと、場所を変えながら、いろいろ試行錯誤しながらやっているところでございますけれども、これもなかなか縁組がやはりお互いの気持ちというものもあるものですから、昔は仲人さんとか世話焼きおばさんみたいな人がいて、いろいろ間を取り持っていたようなこともいっぱいあったわけですが、今はなかなか個人情報があつたり実際に厳しいです。

私も縁結び相談員という制度が、私は町長になる前、制度がありましてやったんですが、や

やはりこれに応募する人が、あのときは男性は大体四十数人いたんですよ。ところがそこに応募する女性は3人ぐらいしかいないんですよ。個人情報で、本当にこの人とこの人といったときに、なかなかマッチングは難しいです。

ですから、本当に機械的にやるわけにはいかないんで、ですから、縁結びサポーターの皆さんもそこだと思っんです。組織はしてみたものの、そして実際もう自分もやろうとしても、やはり、なかなかお互いを、いろいろ紹介はされているんですよ。ですけれども、やはり意識の変化といいますか、私の若いころなんかは、成人して仕事を持って、結婚もして子供を生んで、家庭を持って社会人としてやっていくんだというのが大体の考え方ですけれども、今はそういう生き方というか、そういうことからちょっと違うのかなという感じはします。しかし、これが現状ですので、やはり町としても今の状況は放置するわけにはいかないんで、何とかいい人とめぐり会って、そして幸せな人生を送っていただきたいというのは、そういう思いは強く思っていますので、いろんな形の中で今後とも努力していきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

この働き手の問題、なかなかいいあんばいにかないと。そして私らもそういうような話し合いの場を通じて感じたことは、やっぱり貴重な働き手を、何ていうのかな、お互い井の中で取り合いみたいになっているみたいな、こんなようなことも一方ではあるやのこともお聞きしてきましたし、そういう世の中で本当にこれ、方策を立てたら、このところできるのかなと。これは湯花里苑は、これは中央病院と、そういうことで提携していますから、そっちのほうの話だと、介護福祉士の学校をやっていて、定数50人のところに去年の実績で、私ら聞いたのは16名とか来たんだったら、この広報、文教委員会の報告の中では13名という、13名しか応募者がないと。

だから、根本的にもうなり手がないと。こういうことではないのかなと。だから、そういうことになれば、これはなり手に片や需要はある、人を結果してこの老老介護みたいなね、家庭でも老老介護なんていうのが話題になっていますが、施設もこれは追いかけ、老老介護的なことになんではないかなと、こんな危惧をせざるを得ません。

いずれにしたがって、こうしたらよかんべなんていうことを私も持ち合わせた施策はござい

ませんけれども、ここは本当に関係者が一堂に集まってやっぱり知恵出しする以外にないんだと思うんです。知恵出しをすると、かかわる人たちが知恵出しをします。そしてやっぱり本気になって確保するんだら確保するような、このなんていうかな、思い切った政策を打つと、こういうことだというのに思います。それはそんだったら具体的に何だなんて言われても、私もわかりません。

田島ホームさ行ったら、いやいや県のほうでは、そだ心配すつことねと。これからは外人どんどん来んだみてな、ある面ね、県のほうからそう言われてんですなんていうようなことも言っていましたけれども、私はそんな甘いもんじゃねえんでねえかなと、こう思います。

だから、いずれにしても、この介護の担い手対策は、十分これから本気になってお互い知恵出しをしていくと、こういうことが必要だというふうに思いますので、ぜひそんな点を踏まえて、今後十分検討を求めたいなと、こう思います。

特にないですか、コメントは。なければ、いや、いいですよ、なければ。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

私も本当にこれまでも施設の皆さん、あるいは職員の皆さんとも話をさせていただいた中で、本当にそれは痛感しています。ですけれども、今現在またあのころと状況が変わっているのが、この間もお話ししましたけれども、雇用対策協議会、町の。ここでやってもやはり普通の一般の企業も人がもう不足してきているというようなことを訴えられます。ですから、我々は外国にこの町からでさえもですよ、外国に行かざるを得ないんだと、そんなようなことを訴えられました。

だからといって、もう今人がじゃ求人しても、ハローワークにも人が来ないというような状況が今の南会津、いいか悪いかいろいろあるにしても、やっぱりそんな状況です。

ですから、町としても応援プログラムを若者定住応援プログラム事業をやっているんですけども、これもことしは若干例年よりは少ないんですが、30人台かな、40人ぐらいになろうとしているんですかね。ですけれども、やはりそういうような企業支援、あるいは南会津町にI・Uターンして来てくれる人たちの応援もしているんですけども、なかなか日本全体が今度人手不足に入ってきているというような状況下の中で、厳しい状況であると、そのようにも思っています。

しかし、あすは我が身ですので、特にこの介護職員の不足に関しましては、もう施設はもちろんでありますけれども、やはりこの地域として、町としてしっかりそれは対応していきたい

と思います。ただ単に給料を上げればいいのかということばかりでもないんですよ。ですから、そこがなかなか難しいところで、実際にこの職種ということもかかわりがあるものですから、その辺も含めた中で皆さん方と、先ほど申し上げました。しっかり話し合いをして、その解決に努力していきたいと思います。

南会津町ばかりでなくて、やはり下郷町さん、只見町さん、檜枝岐村さんとも協議は必要だと思いますし、また、地域の周辺の自治体とも県とも連携しながらやっていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 あとは、この関係者との意思疎通の場、これは運営協議会というのがやられているということですが、私が言うのは、こういうような組織ではなく、もっと働く人というかな、働く場にいる責任者の人、いわゆるサービスの提供を実際に行っているような人たち、そういったところのやっぱり悩み事だとか、あるいはサービス、うちの施設はこうやっているんだよ、ああやっているんだよということで、お互い、何ていうのかな、サービスについてほかの施設のやり方なんかお互い勉強しながら、全体としてサービス向上を図っていくようなことだとか、あるいは今言うように、人的な確保の問題なんかもある面調整してみたり、あるいは入居のところだって、お互いのところでこの優先順位を決めてやっているというんだけど、満杯でいたときに、ここの3つの中で、やっぱりそうしたら、この人が一番大変だから、こうやっぺみたいなの、そういう調整なんかもしたり、いろいろなんていうかな、今の施設運営をより有効に、あるいは情報をお互い共有するというか、そういうような位置づけの協議会というものをやっぱりつくってやって、より今悩んでいるこの確保の問題だとか、そういうこともやっぱりこの人たちにもいろいろ知恵を出してもらって考えていくというような、こういうようなやっぱり集まりというか集いというか、そういったものを定期的に持ったらいいでねえのかなと、こんなことを私は強く感じてきました。

ある施設では、本当ならば風呂へ入るときのリフトを欲しいんだけど、なかなか金の関係で、そういったものもすぐ備えつけることができないというようなこともありましたので、だから、そういうことだって、そこに行政サイド、社協の人たちなんか入っていけば、いろいろそれはこういうようなことで支援制度もある、いや、こういうことで何とか支援してやっぺとかとって、そういう施設の悩みなんか、解決することが可能だというふうに思うんですね。

だから、ぜひそんなようなかた苦しい協議会でなく、困り事をお互い相談し合うような、そ

ういう緩っこい集まりの場をぜひ持ったらいいではねえのかなと、こんなふうに思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

今現状で内輪だけの話だけでは、やっぱり解決できない状況に陥っているという、そのような認識ありますので、今議員が提案されたようなことも必要だと思います。

一方で、特老の施設、そういうこと、それから今の状況ですとショートステイ、それからデイサービスの利用が減っていると。これは民間の事業所がふえてきたということが1つありますから、そういうことも総体的な中で、南会津会としてはそういう状況です。

ですから、総体のあり方というか、今後の方向性、それも検討する必要があるのかなと思っています。そうした中で、その組織を考えることによって、また一方でこの人的な配置もどういうふうにしたらいいのかということも考えていく必要があるのかなと思っています。

それから、1つ陰に隠れているのは、私は配食だと思います。これもなかなか人手不足なんです。人が集まらなと。それぞれのその特老の特養の施設で配食、給食をやってもらっているんですけども、ここも人材不足でなかなか、あそこの給食、配食はなかなか細かくて大変らしいんですけども、そういう人手不足もあるということも聞いていますので、介護・看護ばかりじゃなくて、やはりそういう施設を運営するに当たっての全体的なやはり人手不足ということに陥っているということの状況なんで、総体的ないろいろな検討が必要になってきているのかなと、そのようにも考えています。そういうことである意味、広い範囲での人材確保に対する、それから今後の運営方向に対する相談というか、協議が必要になってきているのかなと、そのように認識しておりますので、そのようなことを各関係者に呼びかけながら、やっていけたらと、そのようにも思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 次に、豪雪特別地域の話なんです、これは本当なら、別に介護施設にかかわる話ではないんですけども、これは農林建設、介護施設なんか、あと教育なんかも出てくるのかな。こういうのを一般的な支援策に連動する制度だというふうに思いますが、これはあれですか、いつこの指定されたと言いましたか、さっき、俺はちょっと聞き落としてしまったんですけども、田島地域が豪雪地帯に指定されたというのは、何年度だったですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 それでは、地域指定関係でございますので、総務課のほうからお答えし

たいと思います。

旧館岩村、伊南村、南郷村とも昭和46年10月2日の指定でございます。旧田島町については、先ほど来お話のように、特別豪雪地帯の指定にはなっていないということです。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 違う違う、田島が豪雪地帯の指定になったのはいつですか。

〔「指定になっていない」と言う者あり〕

○17番 室井嘉吉議員 違う違う、特別にはなっていないけれども、豪雪にはなっている。昭和46年という理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 大変失礼いたしました。

豪雪地帯、加えて特別豪雪地帯という指定なので、旧田島町の豪雪地帯の指定は昭和46年10月2日でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 指定の何ていうのかな、指定の区域はどうなっていますか。例えば町一本だとか、町の中を細分化して、この地域別だとかというのは、それはどう理解したらいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 まず、合併前でございますと、旧町村全体が指定になるかならないかでございます。

それから、我が町は合併しておりますので、合併後の地域指定には南会津町としては一部指定ということで、旧館岩村、伊南村、南郷村の地域は特豪の指定になっているということでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、合併時点でも見直しの手続をしたけれども、田島地域は抜かれたと、こういう理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 これについては、手続云々ではなくて、それぞれの町村の指定が、合併と同時に引き継がれたということでございますので、その時点で見直しの協議なり、そういうものが行われていなかったのかなというふうに思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 これは恐らく手続は県がやるんだと思うんですね、県が国に対して法律上はそういう仕組みになっているんでねえかと思います。そうすると、やっぱりこれは俺が思うのはだぞ、合併時点で南会津一本になったときに、本来何ていうのかな、見直しをかけてもらうということのアクションがあつてよかつたんでねえのかなと。ただ、これも、町長が言うように、それは本当に下手にやればやぶ蛇つくような感じになっぺな。この際だから南郷地区も伊南地区も館岩地区も豪雪地帯にしちまうべみてえなね。だから、そういう心配も確かなにきにしもあらずだけれども、だけんじょも本来であれば、南会津町1つになった時点で、豪雪地帯特別地域に指定になりませんかみてえな、こうアクションがあつていいでねえのかなというふうに私は思うんですが、その辺はどのような見解でしょうかね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私も先ほどの答弁の中で話をさせていただきましたけれども、田島地区が豪雪地帯でないというのは私もちょっと違和感を感じました。下郷がなっていて田島がなっていないということは、一体何だろうと思ったんですよ。これも国交省のほうに豪雪の要望に行ったときも、そういう話をしましたが、国のほうとしては豪雪の見直しはしませんというのが、特豪の見直しはしませんというような方向ですというようなことを言われました。正式に私もそれを南会津町を特豪に指定してくださいとは、そういう言い方はしませんでしたけれども、ただ、そこら辺はまだ不明確なところがあるものですから、正直言って、そうは言われても、それで納得しているわけではありませんが、その辺も含めた中で、ちょっと調査しながら、私としてはやっていってもいいのかなと思います。

ただ、2年ぐらい前だっけ、豪雪がありましたよね。対策本部を立ち上げましたけれども、あのときも。あのときはやはり県のほうから本当に私たちが思っている以上に特別交付税が来ました、来たりするものですから、確かに田島地区はそうかもしれませんけれども、全体的にはそういうことが配慮なされているのかなと、そういう思いはあります。確かに言われてみれば、言われてみればというか、よくよく考えてみれば、この田島地区が特豪でないのは私はまだ今でも、その辺はちょっと違和感を感じていますので、そういうことも含めた中で、どのようにしたらいいのかなということを、私としては特豪に指定してほしいと、そういうふうな思いはありますので、その辺の調査はしてみたいと思います。ただ、正式にやってしまつて、よくよく調査したら、逆にみんなが特豪じゃないぞ豪雪だぞとなると、それもやぶ蛇なんで、その辺も十分留意しながらやっていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それじゃ、そこは今町長おっしゃったような立場で、やぶ蛇をつつかないようにながら、田島地域も特別豪雪地帯に指定ができるような、そういった取り組みをぜひ要請をしておきたいなど、こう思います。1点目は以上で終わります。

この2つ目の結婚の問題ですね。これは俺もいろいろネットで調べたけれども、余り成果が上がっている事例なんては余り出てないですね、正直言って。私もこの質問に立って、この問題はいろいろ個人情報との関連があっから、ごらんのような言葉遣いですから、下手なことをしゃべっても、これは大変だなと。やっぱり一番先、そのことを思いました。

だから、それくらいやっぱりシビアな対応をしていかねえとせ、この事案というのは難しい問題だなと。だから、確かに縁結びサポーター制度をやった、新生活の事業をやった、あと、婚活も何だっけ、やったとか、何だつたって、なかなかやっぱり成果が出ないのは、ある面当たり前だなと、ある面ね。そして、これは縁結びの人だって、それなりにやっぱり責任を感じるんだと思うんですね。本当にいいあんべに調子よくいって成立した。んだけんじょも、その後、あだではねがったのに何だべみてなこどなんて、こだ時代ですからね、出ねえとも限んね。逆に行政のほうに何だというようなごときの問題提起に逆にされるようなことだって考えらんにはない時代だと私は思います。そういう意味では、本当にこの問題の取り組みというのは非常に難しい案件だなと、こう思います。

ほんで今そだ中で、この調べてみっとせ、やっぱり一番は地元を巻き込んで全体でやれみたいなことなんだな。そんなこのかかわる人たちを多くしてやっていけという。だからそれは何のことはねえ、ほら、昔ならばどこどこにいい息子がいる、どこどこにいい娘さんがいる、ほうすると隣だら、あの人げは今晚夕飯何食っているまで、言えばそれくらいつながりがあったから、仲人様だって安心して持っていぐわけだよな、話をな。けども、今の人のつながりというのはやっぱり、そこんところが希薄になってしまっから、そこがねえから、やっぱり本当に難しいんだと思うんだな。だから、そのことが今度はまたいいことだ、悪いことだという議論だつてあるわけだ。だから、本当に難しいと思うんです。

ただ、難しいといつても、現にさっきもありましたように、該当者977人ということですね。そして、私からすると、何かこれ、あの議員は人口ふやすためにこだようなことを言っただべみてなことにとられかもしねわけだよな。だから、余りにもその辺も言い方は気をつけなんねえと俺も思って今壇上に立っている。だけれども、実際この977人の方々の中で、本当に結婚したいという意味を持っている人だつていんだと思うんですね、相談できなくても。態度であらわさなくてもしたいという人はいんだと思うんですよ。だから、その辺のところはどの

ようにして把握をしているのかなど。それはしてねだらしてねで結構ですけども、その辺のこの把握というものはやっているんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

先ほどから出ていますように、結婚したいということで、サポーターさんをお願いしたいということで、登録されている方がいらっしゃるんですが、なかなか自分からそういったことで積極的に登録まで至らない方が多いというのは現実かと思っています。ただ、そうは言っても先に進みませんので、広報等あるいはサポーターさんを通じて、そういった方の確保には努めていきたいと考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ちなみに、今いうその登録、登録というのは、それは教えられねえのか、登録の数というのは。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

大変少なくて、男性が現時点で7名、女性がおりません。女性の方がなかなか登録していただけないと、こういう状況でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 なるほどな、わかりました。

これはね、ああでもねえ、こうでもねえと余り言える話ではございませんから、そういう実態下にあるということを含めて、私たちを含めて十分認識しましたので、今後を含めてお互い、これもまた手を出さない話だから、手を出してよりよい施策の施策づくりというのか、そういうところに私自身も頑張っていく決意でございますので、そんな点、申し上げまして、以上で質問を終わっていきたくと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 少し考えといたしますか、述べさせていただきたいんですが、結婚したいという意思は大方の人は私は持っていると思っているんですよ。ただ、それを第三者といたしますか、自分以外の人に意思を表示できるかできないか、自分の気持ちの中で受けとめるだけなのか、申し込んだ人は、そうはいろいろなことがあっても何とかいい相手にめぐり会いたいと、そういうような思いがあると思うんですよ。

特に女性の方、私も先ほど縁組相談員をやらせてもらったと言ったんですけども、結婚し

たい意思はあっても、そこには申し込みませんと、こういうことなんです。ですから、幾ら行政がそういうものを催しても、なかなか気持ち的に乗っていけないというのは、個人的なそういう考え方もあるということ、それをまず私たちは理解しなければならないということ。自分たちの思いだけでは進まないということ。

それから、やはり余人が見えるところで自分がそこに申し込んでいて、そこに参加したなんていうことを知られたくないと、そういう考えもあるということ。それで出逢いフェスタは白河でやったり東京のほうに行ったりして、そこでこっちから出向いて行って、向こうの方も来るでしょう。そういうようなことをやり方をいろいろ工夫しながら頑張ってもらっているところであります。

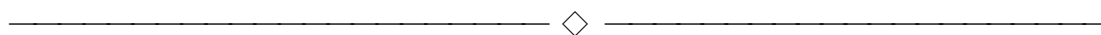
そうした中で、過去これまで3組の方が結婚されました。ですから、そういう方が実際にいらっしゃるといこと、それをしっかり私たちは受けとめて、そしてその人たちのその思いを達成できるように、行政としては何とか対応していければなど、そのように思いますので、やはりこれは陰の力というか、表に立つよりも、陰の力も必要だと私は思うんです。

ですから、ぜひ皆さん方にもそういう情報の中で、それぞれの立場の中でやっぱり努力して、協力してほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



◎議案の訂正

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○渡部正義総務課長 本定例会に配付しております議案書、それから条例改正等の説明書の中に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。お手元にお持ちの方はお開きいただきたいと思います。

まず、議案書のほうでございますが、議案書の1ページになります。

1ページ、報告第1号 専決処分の報告という項目がございますが、ここの専決第25号 工

事請負契約の一部変更について、この工事の名称が違っておりました。お手元に配付されています資料は、「新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（融雪２期）工事」となっていますが、この冒頭に「南会津町」と入れるべきところを落としてしまいました。訂正をさせていただきたいと思います。正しくは「南会津町新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（融雪２期）工事」でございます。

〔「目次はなっているけれども、こっちはなっていないと言わなければ」と言う者あり〕

○渡部浩治総合政策課長 失礼いたしました。

同じページにありまして、２ページのほうは正しくなっているんですね。その一覧表のほうの１ページ目のところが、「南会津町」という表記が抜けておりますので、ここに加筆をさせていただきたいと思います。

それからもう一カ所が、同じく議案書の43ページになります。

議案第10号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例、ここの記述の中の第２条（見出しを含む中）ということで、「国民健康保険運営協議会を町の国民健康保険」、この後ろに「事業」という２文字を入れるところですが、落としてしまいました。正しくは「南会津町国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるということでございますので、ここにつきましても２文字の加筆をお願いしたいと思います。

それに関連しまして、条例改正の説明書、こちらのほうも少し修正が出てしまいました。42ページになります。

42ページ中段に、議案第10号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例、現行と改正後と２つの欄がございますが、この改正後の表記でございます。

まず第１条説明書きのところ、２行目、「この条例の定めることによる」ということで、１字「こ」という余計な文字が入ってしまいましたので、こちらを削除をさせていただきたいと思います。これが１点目です。

それから、その下の「南会津町国民健康保険」、これは先ほどの関連で、この後ろに「事業」が加わります。「南会津町国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数」ということで、ここは２字の加筆になります。

それから、その下、第２条、ここも同じでございます「町の健康保険」となっておりますが、ここに「事業」の２文字を加えさせていただきたいと思います。

以上、議案書とそれから条例改正の説明書、この２つについて、シール張りによる訂正をさ

せていただきたいと思いますので、どうかご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 それでは、議案の訂正を許可します。訂正は休憩中に行ってください。

暫時休憩します。昼食休憩とします。再開は、午後1時といたします。

なお、この後すぐ議会運営委員会を中会議室で行いますので、お集まりください。

休憩 午前11時58分

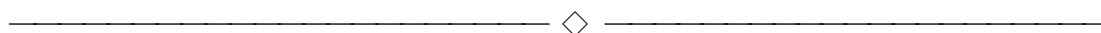
再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を越えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎報告第1号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第1号 専決処分の報告について、専決第25号 工事請負契約の一部変更について（南会津町新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（融雪2期）工事）、専決第1号 工事請負契約の一部変更について（小豆温泉整備事業窓明の湯建築主体工事）、専決第3号 工事請負契約の一部変更について（たかつえスキー場第2レストハウス建設事業建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第1号 専決処分について、専決第2号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第2号 南会津町債権管理条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第3号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第4号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第5号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 今回の条例改正、2年間延長ということで、この救済するというこ

となんですが、これで全て救済されると、この2年間延長することにおいて全て救済されるという理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答えいたします。

今現在3月31日で期限が到達してしまいますと、14名の職員が影響を受けるということでございまして、これを2年延長することで、最終的には1名だけ残るということでございます。退職等、定年退職等の60歳到達等もありますので、最終的には1名で、その金額も数百円単位の金額ということで1名は残ってしまいます。そういうふうな2年後の姿でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、その1名の者はどうなっているのか、在職、2年後も在職はしていると、それで数百円の不利益が出てしまうよと、こういうことなんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今、17番議員おっしゃられたとおり、2年経過しても在職する職員が1名残るということでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 これは3年延長ということで救済するということにはならないですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今回の取り扱いを検討する際に、1つは我が町の影響がどのくらい残るのかというのを判断材料にしました。

もう一つは、県内の取り扱いがどうなっているのかということ进行调查しまして、他市町村でもさらに2年延長しているところがほとんどで、それより延ばしているところはないということでございますので、我が町としても2年の経過措置の延長ということで中身を詰めたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 3年延ばせば不利益は解消できますか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答えいたします。

3年延ばせば、その職員が定年の予定でございまして、3年延ばせばおっしゃるとおりに解消はいたしますが、我々の段階で検討した中では、他市町村との動向も踏まえてということ

でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 不利益解消のために2年間延長するということなから、それはやっぱり何らかの方法で、その1名の者についても不利益が解消することができるような何らかの手だてというのはないんですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

議員ご承知のとおり、条例に基づいて今総務課長、総合政策課長、各支所長がいわゆる6級制度の最大の発令によって給与が格付されております。そういった今1級から6級制度の中で対応しておりますので、そういう給与の基本的な部分と任用の部分と両方相反した人事の発令といひますか、そういった関係もこれに影響してまいります。

そういった意味で、残った1名にそういう判断材料の1個にしていひかどうかといひるのは微妙な問題があると思ひますが、私どもとしては、いわゆる人事院勧告に基づいた適正な給与制度を維持するという観点から、それに基づいて執行してまいりたいと、そのように考えてござひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、人事院勧告制度を守ってやっていくということからして、何としてもそこは救済できない得ないと、こういう理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから再度答弁しますが、結果的に給与の格付はいわゆる階級の1から6の問題と課長職から主事補職までの発令の問題とリンクするものですから、その級制度を基本に、適正な人事発令によって解消される部分も出てきますし、それ以外、発令の内容によっては、1名が残るといひような結果になるということもあり得るといひことで、適正に判断しながら、今回の改正条例をお願いして、今後3年間の中でさまざまな検討をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」といひる者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第7号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

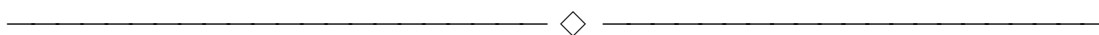
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第8号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

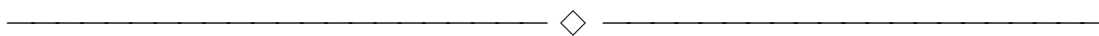
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第9号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第10号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第11号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第12号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第13号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び

運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

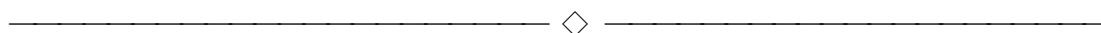
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第14号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第15号 南会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第16号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議案第17号 南会津町針生青少年旅行村条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、議案第18号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、議案第19号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第22、議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第23、議案第21号 建設工事委託協定の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第24、議案第22号 教育長の任命についてを議題とします。

星英雄教育長は、本人にかかわる案件でありますので、退席をお願いいたします。

〔星 英雄教育長 退室〕

○五十嵐 司議長 それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号 教育長の任命について、これに同意すると賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、議案第22号 教育長の任命については、同意することに決しました。

星英雄教育長の入室を願います。

〔星 英雄教育長 入室〕

○五十嵐 司議長 ここで、ただいま教育長の任命に同意されました星英雄氏よりご挨拶をいただくことといたします。

○星 英雄教育長 このたびはご同意いただきましてありがとうございます。今後も皆様方のご理解をいただきながら、町教育大綱の理念であります次世代の地域を担う人材の育成に町民とともに努めてまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 以上で、教育長任命に当たっての挨拶を終わります。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第25、議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

大竹康男氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第26、議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを

議題とします。

ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

星清信氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第27、議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

羽染盛弘氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第28、議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

芳賀 勉氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第29、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明16日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時31分

平成30年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成30年3月16日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第27号 平成29年度南会津町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 2 議案第28号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第29号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 4 議案第30号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第31号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第32号 平成30年度南会津町一般会計予算
- 日程第 7 議案第33号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第34号 平成30年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第35号 平成30年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成30年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成30年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第13 平成30年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の請願について
- 追加日程第1 議案第39号 南会津町第4期障がい者計画について
- 追加日程第2 議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
書の提出について
- 追加日程第5 議員派遣の件について
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員（1名）

15番	阿久津梅夫	議員
-----	-------	----

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

馬 場 秀 成 事 務 局 長 齋 藤 二 郎 事 務 局 長 補 佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第27号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、議案第27号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、3点ほど質疑させていただきたいと思います。

まず、項目を申し上げます。

一般補正13、使用料のひめさゆり群生地入場料、次に一般補正16、産地パワーアップ事業補助金、3つ目が歳出のほうで、一般補正の27で県営事業負担金ということで、田部地区のものについて伺いたいと思います。

まず1点目から、ひめさゆりの群生地入場料が62万7,000円の補正額となっております。当初が201万円、ちなみに過去の実績を見てもみますと、平成24年度から413万2,000円、331万1,000円、218万2,000円、そして232万3,000円と200万円台を確保していたわけですが、この減額幅を見ると決算額は130万円程度になるのかなと推測いたしますが、この減額が大きい理由について伺います。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 答えをいたします。

ただいまお話のありました入場料の減額分ということでございますが、平成29年度はかなり天候不良ということで、雪解けが遅かったということでございまして、群生地の方のあける期間のほうも、平年よりも随分遅くなったというようなことがございます。それで、群生地の平成29年度の入場者全体につきましては6,182人でございます。ちなみに平成28年度が8,663人ということで、かなり入場者が減ったというのがございます。

あともう一つは、さらにそこで有料の入場者数も平年よりも減ったというのは、大体いらっしゃる方たちが、大体同じような、毎年時期にいらっしゃるんですが、なかなか花が咲かないということで、とりあえず群生地の方はあけさせていただいて、ただ、最初はちょっと無料で開放したというのもございまして、かなり有料の部分が減ったということでございます。

先ほど金額的におただしがありました、平成29年度の入場料の有料分につきましては、138万3,300円ということで、1人300円でございますので、4,611人分の入場料というようなことでありまして、当初見ておりました入場料が6,700人分を見込んでおりましたので、その分を減額させていただいたということでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 これから、一般質問でもあったようにさゆり荘は建てかえを行いました、ぜひ観光事業を頑張ってくださいたいところだなと思っておるんですけども、やはりそういう時期の難しさというのはあるものの、やはり適切な情報を与えることによって誘客は可能ではないかと思いますが、その辺の方策はいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 答え申し上げます。

おただしのように、こういう自然のものでございますので、なかなか時期が一定しないというのはございます。それで、今ほどおただしありましたように、適正な情報の提供というのはすごく大切なことであるかと思っております。

1つとしては、町のホームページにひめさゆりの情報ということで、何日か置きに実際に足を運んで、その写真を掲載させていただいております。そちらのほうが一番わかりやすいということでございますが、それ以外につきましても、あるいは新聞、雑誌等も含めまして、ちょっときめ細やかな情報の提供は必要になってくるのかなと思っておりますので、来年度以降につきましても、さらにきめ細やかな宣伝方法について検討しながら進めさせていただきたいと

思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうですね。ぜひ頑張っていたきたいと思っております、これからさゆり荘の建てかえもある中で、やはり地元の機運というのも非常に大事だと思っております。やはり一人一人が主役の観光地づくりという部分で、役場だけで、支所だけでやるのではなくて、いかに住民の皆さんに裾野を広げて誘客活動を行っていくか、もう一度しっかり観光でどれぐらいの人を食べさせていったりとか、どれぐらいの経済効果を生んでいくのか見直すいい時期だと思います。ぜひ町民を挙げた、そういった取り組みに期待したいと思っております。

次に移ります。

産地パワーアップ事業補助金、一般補正の16でございます。減額4,200万ということでございます。当初が1億2,000万ですので3割程度なのかなと思っておりますが、補助申請を行った団体数は何団体あったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

当初の段階では16件でございましたが、事業内容の変更によりまして、最終的には14件でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そして、新年度予算を見てみると、今度6,200万ということで半額ぐらいになっています。ここから想定されることは、やった結果、一定程度それが満たされたという部分と、あとなかなか使いづらい部分もあるのかなと。そういったところで、当初予算に向けて影響した部分と、あとこの事業そのもので例えば使いづらい部分とか、課題とか、そういったことがあれば、農林課としてどう把握されているか伺います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

29年度と比較しまして、平成30年度は約半分なんですけれども、29年度の段階で10ヘクタール以上の農家の皆さんに声をおかけしまして、機械関係についてはほぼ網羅できたのではないかなというふうに考えております。30年度につきましては、実は認定農業者ですか、田島地域の方なんですけど、この方が大々的に稲作の担い手をしたいというようなことで機械関係、さらには乾燥機ですか、これを実施したいと。

あともう一つは、実は29年度に実施する予定の方、実はこの方は29年度にちょっと都合で

実施できなかったものですから、これを30年度に組み替えて実施する。中身は田島地域の認定農業者の方で、堆肥施設をつくりたいというようなことで、これは29年度のものをそっくり30年度に組み替えるというようなことでございます。

それからもう一つが、南郷トマトの施設関係ですね、パイプハウスとかの施設を実施したいというようなことで、それでこの事業、産地パワーアップの補助の中身なんですけど、やはり機械の導入に関してはなかなかハードルが高いといたしますか、その補助要件が、例えばコストを10%以上抑えなさいとか、あるいは逆に生産性を10%向上しないと該当になりませんよというような、そういうちょっと縛りがございますので、なかなかそこは農家の方も、ちょっと対応できない面があるもんですから、ですからその辺で、この事業はなかなか農家のほうでもちょっととまどいといいますか、なかなかすっと入れない状況にあるんじゃないかなというふうに、農林課では考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

そんな中、やはり稲作に関してはやはり田島地域をいかに集約していくかということは、やはり課題であります。地域としてどうしていくかという部分と、現在、目の前にある個人をどうしていくかという部分、二本立てで考えていく必要があるかと思っております。ぜひこの事業を通しながら、事業検証をしながら、その辺もぜひ展望を深めていっていただきたいなと思っております。

そして最後ですが、一般補正の27、6の1の5の19経営体育成基盤整備事業ということで2,500万、こちらの内容について伺います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

これは田部の圃場整備の事業費でございますが、実は平成29年度の当初予算では事業費3,000万円を見込んでおりましたが、これは国の追加配分2億円、前倒しで配分になりましたので、ですから当初3,000万に対しての負担金が、今度2億円ふえた分スライドしてふえた。ですから事業費にしますと、当初3,000万プラス2億ですから2億3,000万、これに対しての町の負担金、12.5%でございますので、当初は375万円が2億円追加になりましたので2,875万ですか、トータルで。その当初の差額を引きますと、今回3月補正では2,500万円の町の追加負担というようなことでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

田部の、今刻々と進んでいるわけですけれども、現在の進捗状況と見込みについてはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 現在の進捗状況でございますが、順調に進んでおります。特に今回、2億円の前倒しがございましたので、当然これは繰り越し事業というようなことで対応いたしますが、そうしますと、平成30年度にはメイン工事はほとんど終了するというような、そういう見込みで進めております。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 4点ほどお聞きします。

まず、補正26ページの労働費の雇用対策費が1つであります。あと27ページの農林水産事業費、林業振興費について、2点目、お聞きをしたいと思います。あと次のページ、28ページの農林水産事業費の造林費のところでお聞きしたい点がございまして。あと次に、同じページで商工費の商工振興費についてお聞きします。

それでは、1点目の労働費の雇用対策費、26ページのですね、1,247万円の増になっております。

○五十嵐 司議長 17番議員さん、マイクを使ってください。

○17番 室井嘉吉議員 すみません。

26ページの労働費の雇用対策費について伺います。

補正で1,247万円の増になっておりますが、これは12月議会のときも、この辺の補正があったように私は記憶しておりますが、これはどのような中身での話なのか、ひとつご説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

原子力災害対応雇用支援事業につきましては、平成28年度、4団体で事業執行したところでございます。その中で、29年3月に国・県のほうに事業実績を提出しまして、当初見込んでおりました補助金額が3,739万円でございます。実績額が2,492万ということで、その差額分を町としましては28年度内に処理したいということで、県のほうにも申し出したんですが、国

のほうから事業費の書類審査に時間を要するので、年度内での補助金の整理はできないという
ような申し入れがございました。それで、平成29年12月に国の事務の確定がしたという旨を
受けましたものですから、今回、本来ですと29年度に収入、支出を処理するべきところが、国
の指導で補助金を一度受理しておりますので、その不用残を今回新たに予算計上しまして、国
のほうに返納するものでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、補正27ページの農林水産費、林業振興費の19負担金、補助金及び交付金、これは林
業人材育成支援事業補助金、グリーンワーカー育成事業補助金、林業成長産業化地域モデル事
業の林業機械導入支援事業補助金、これは3つとも全部減額ということになっているんですが、
この辺についての減額になった理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、第1点目の林産業人材育成支援事業補助金でございますが、これは当初で4名分見込
んでおりました、年間120万ですから4人で480万円。これが確定いたしまして、1人は12カ
月雇用、120万円を達成したわけでございますが、残りの3人につきましては中途雇用でござ
いました。1人の方は6カ月、それからもう一人の方は5カ月、さらに4カ月ということで、
その分、差額が余ったということで、減額というようなことでございます。これは全て12カ月
でやりますと480万ぴったりなんです、中途からの採用でございますから、その分の月割り
といえますか、それで修正したと。

それから、グリーンワーカーにつきましては、これは森林組合の育成事業でございまして、
当初10名計画しておりました、1人120万円というようなことで。最終的には10名じゃなくて
9名になってしまいましたので、1人分、120万円が減額というようなことでございます。

それから、林業機械の導入支援事業補助金でございますが、これにつきましては森林組合に
対する機械の導入の補助金でございますが、2台、29年度導入したわけでございますが、これ
は入札をして、その受け差が125万7,000円発生いたしましたので、この受け差を減額する
というようなことでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、一般補正の28ページ、造林費の13の委託料の423万5,000円の減額の理由について、お聞かせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

これも最終的には事業費が確定いたしましたので、その差額を今回減額するというようなことでございますが、当初で一応、総事業費、約2,600万円を見込んでおりましたが、最終的に確定が2,179万9,000円ということで、1つの要因としましては、県の補助金がちょっと満額つきませんでした。県の歳入補助金も165万7,000円ほど、今回、歳入では減額しているわけでございますが、それに伴います事業の縮小というようなことで、主なものは田島地域の植林事業、これが少なくなったというようなことでございます。長野の摺ヶ沢山ですとか、あるいは七ヶ岳の植林が少なくなったと。あと間伐につきましても、伊南地区の間伐事業も縮小、それから下刈り、あるいは測量事業も県の補助金の減額に伴いまして、事業費そのものがトータルで減額になったというようなことでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 これは植林事業だとか間伐事業が少なくなったということは、当初計画から比較して、実際、実行面積が、結果として少なくなっちゃったのか、計画した分がやんねくなって縮小したのか、その辺はどういう理由なんですか。この縮小になったという理由。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 例えば、植栽事業で七ヶ岳の植栽、当初は4ヘクタール見込んでおりましたが、ここを4ヘクタールを2ヘクタールとか、そういう面積の減少でございます。

[発言する者あり]

○渡部 徹農林課長 当然それは県の割り当てがございまして、県のほうの割り当てに準じまして、それらの事業費が減少したというようなことでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、今の理由からすると、県からの割り当てが主な原因で事業量そのものを縮小せざるを得なかったと、こういうような理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 そのとおりでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、一般補正28ページの商工費の19負担金、補助及び交付金の地域活力創生事業補助金、これは852万8,000円の減額になっておりますが、この理由をお聞かせください。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

地域活力創生事業は、当初予算1,400万を計上して、該当する製造業を7社ということで計画をさせていただきもらいました。今現在、実施しております製造業につきましては、今のところ3社ということでございます。残りの部分を今回減額するものでございます。

主な原因としましては、当初、昨年度の製造業の方とお話した中では、この事業でやりたいという方が数名おりました。ですが、その方については、もうこの制度資金を利用しないで自力で、自分でやりたいという申し出がございましたので、現場的な対応はなされたんですが、補助を利用しないでやったという方が数社ございました。

あと1つは、昨年度、私たちのお話の中で、ぜひ事業を取り入れたいという話もありましたが、なかなか資金全体の2分の1が自己資金なものですから、その手だてが思うようにいかないということで事業を取りやめたということがございまして、残りの4社が事業の執行ができなかったということで、今回、約852万8,000円の減額ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○17番 室井嘉吉議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 ページ数、同じ28ページの商工費7の1の19番、リバティ会津モニターの補助金、これは減額139万9,000円の中身。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 答えいたします。

当該補助金につきましては、リバティ会津号のモニタープランということで、ゴルフ場ですね、たかつえカントリークラブとリバティを利用する方ということで、本年度実施した内容でございます。当初の段階で、利用客数としまして、見込みとしましては約200人程度と見込んでおりましたが、最終的に事業を実施する中で利用者数が96名程度でおさまったということになりますので、それに見合いまして補助金139万9,000円の減額という形で対応させていただいたものでございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そうすると、ただ、今までリバティ特急券、1,000名までやってたやつ、昨日予約券を買いに行ったら、3月5日で終わりました、買った券は無効ですなんて書いてあったもんだ。あら、なんてこう思って、そういう形で、今後の予定を含めて再発行、またこれはサービス、サービスというか補助というか、そういう形でやるのか、やらないのかも含めて。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

リバティの片道の特急券の助成ということで、年間210万円ほど予算を計上させていただきました。それにつきまして、今お話のありましたように、3月頭で全てなくなったということでございます。これは、リバティの初年度の取り組みということでさせていただきましたので、次年度につきましては、そういった形ではなくて、また新たな方策ということで検討はしているところでございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そういう形で、俺も何回か行って、大変やっぱり銭が安いから助かるのな。そういう形で、考えているんじゃないかと、すぐまたこれは4月から実施する方向でできないものか、できるものかを含めて。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

当初予算のほうに計上はさせていただきましたが、鉄道の利用促進という形で次年度検討しておりまして、例えば今までですと、野岩鉄道、会津鉄道の区間に対して、団体、4名以上で利用すると助成というのはありました。新藤原から先は対象外だったんですが、東武鉄道も含めた全体の中での助成と、特急券に絞ったということではなくて乗車券とあわせた利用。ただし、4名以上という形にはなりますが、そういった形での全体的な助成という形の組み立てをしていきたいということで、当初予算には計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そういう形で早急に、大卒で何のあれでもいいから、安くなければいいだから、そういう形で大変、今、年寄りには行きたがって、いや、それでなくなっちゃったなんて騒いでいたものだから早急にやってもらいたいと思います。了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 1点だけお伺いしたいと思います。

ページ数、30ページで、この土木費の中の住宅管理費、この中における弁護士の委託料が50万か減額になっているんですが、総体的には30万か、なっているんですが、この住宅の使用料の中における滞納というのは、かなり進んでいるのか、逆に少なくなっているのか、この弁護士料というのは月、この顧問料として5万円くらい支払っていると思うんですが、この相談件数がかなり多いのかなと、こう感じましたので、もし、その辺で説明をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

議員おただしの滞納の整理状況でございますが、昨年11月末現在では、現年度分については100%ということになっておりまして、今、係のほうで3月分までにつきましても、現年分の完納に向けて頑張っているところでございます。

あと、弁護士への相談につきましては、滞納の整理の事務を進める際に、いろいろ個人情報の関係とか、そういうことの開示を求めるようなこともありましたので、一度、顧問の弁護士さんのほうには相談した経緯がございます。

ということでございまして、あと過年度分の収納につきましても分納誓約書等を徴収いたしまして、その計画どおり、今のところ過年度分の滞納処理についても進んでおりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 ここまで聞いていいのかどうか、ちょっとわからないですが、過年度分の滞納の分については今精査していますということですが、それはずっと、この条例、今度は改正になりましたから、その中で今度はずっと追っていくんですよという話が条例の中で出ていますが、その中で、今度はその対象者となる人は、人数的には何人くらいいるのか、話せる範囲で結構ですから、ちょっとお願いしたいなど。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 過年度分の滞納者の人数につきましては、申しわけありません、ここに資料がございませんので、追って提出させていただきたいと思っております。申しわけありません。

○五十嵐 司議長 12番の高野精一議員にお諮りしますが、ただいま答弁することができませんでしたが、今後の質疑に支障がありますか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 できれば、ある程度のこの、今まで住宅を……

〔「支障があるか、ないかについて……」と言う者あり〕

○12番 高野精一議員 いや、それでなんだけれども、それを知るためには、ある程度の数字を出していただきたいと。

○五十嵐 司議長 今後の質疑に支障がありますので、じゃ、暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時38分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お尋ねの件についてお答えいたします。

昨年の3月31日現在ですと41名おりましたが、今現在は30名となっております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 地区的に見れば、これは4地区、この町営住宅はあるんですが、地区的に見れば、この滞納の多いのはどの地区に当たるのか、ちょっとその辺もわかればお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 田島地域がほぼでございます。南郷地域1名、伊南地域1名ということでございまして、田島地域がほとんどでございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 過去においても、そのまま支払いをしないで出たという経過もありまして、今度はこの条例の改正によって、それは駄目ですよと、今度は追跡していつまでも追いかけるんですよという、そういう条例になると思うんですが、そうすると、その条例を新たに施行した場合に、それに該当というか、当てはまる人間というのほどのくらい件数はあるのかお伺いしたいと思います。ちょっとわからなかったらば……。

〔発言する者あり〕

○12番 高野精一議員 該当というか、そうだな。

○五十嵐 司議長 12番、高野議員に申し上げます。

ただいまの発言内容は議題外にわたり、またはその範囲を超えているものと判断し、会議規則第54条の規定に基づき注意とします。議題に関する発言としてください。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 了解いたしました。

では、この弁護士料というのが、常に住宅回収だけでこれだけのものが出てくるということは、かなり滞納している人間が何年くらいいるのか、この間の説明では、税務課のほうでは、1年たったならば、それは納付書を保証人にも出しますよということを述べておられましたが——どうしても、またそこさいちまうだな。

今後それをなくすための弁護士料だと了解しておりましたので、じゃ、それは今度は一般質問か何かで、その機会を設けてやっていきたいと思います。

ただし、ここで1つお願いというか、この保証人の年齢の見直し、これは年金をもらっている人がまだ保証人であるとか、死亡した人が保証人であるとか、そういう保証人の見直しも、弁護士がついているんだから、ある程度の年齢で保証人の見直しをもう一回かけるようなことを考えているのかどうか。これは駄目か、この質問は。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の弁護士の委託料の減額につきましては、過去に簡易裁判所に申し立てをして、2名の裁判提起をしますよという事例があったかと思います。そういったことを想定した当初予算の予算措置をしたところでございます。しかしながら、先ほど建設課長が答弁しましたとおり、本当に現年分については滞納者がなく、今、100%で推移しています。

それで、今、高野議員が懸念をされております、いわゆる過年度、退去者の回収をどうするのかというテーマで、今ご議論をいただいているところでございます。そういう意味では、今成立させてきました債権の条例に基づいて、適切に過年度分についても収入が得られるように、建設課としては万全な体制で行うということでございます。

それから、最後に保証人の問題がございました。これは歴史あるといえますか、古い町営住宅でございますので、要するに住宅困窮者ですね、昔であれば地区の区長さんであったり、あるいは民生委員の方が、善意的に保証人についた事例が多くありました。それが、その保証イコール、この家賃の債権債務まで負うんだという理解が、過去においてはなかなか理解が、そこまでの熟知がなくて善意的な保証人になった事例がございました。昨今の入退去については、

債務まで負う保証人ですよということを明記しながら、今事務を進めておりますので、過去の退去した分については保証人の、もう一回とるということは、これは不可能な話でございますので、現年からの対応については、今議員ご指摘のとおり対応しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○12番 高野精一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 一般補正の30の9消防費で、2の非常備消防費の需用費で、食糧費となっていて、72万増となっているわけでございますが、この時期に来て、食糧費に対して72万の増というのはどういったことなのかという点をまず伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

食糧費72万ですが、本件については、今般、南会津町消防団が特別表彰まとい、これを受賞しました。その祝賀会、3月24日に予定しておりますが、その経費でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 食糧費という項目はあるのですが、表記としては、そういった、今言った表記のほうが悪解を招かないのではないかという、私、思いがあります。ましてもともと、ちょっと私、ことしの予算書、持ってきていませんが、次年度の予算書をちょっと参考にしてみようと、需用費には消耗品と印刷しか入っていないわけです、項目的にはですよ。その中で、食糧費に72万というたい文句をすると、何なんだろう、今ごろと。まして食糧費というのは、ほかの課もそうなんです、町全体としても、食糧費というのは多分査定で削られているのではないかと思われるわけございまして、そういった理由と、私、まとい会、ちょっといないので参加できませんが、そういった理由があれば、そういったものの表記の仕方がいいと思われるんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 予算の表記のお話でございますが、まず、食糧費の計上については、今回72万の計上は、今、住民生活課長が答弁したとおりございまして、これまでも消防団の表彰の際に食糧費で計上していたこともありますので、ご理解いただきたいと思います。一応、歳出のほうの仕分けをしなくてははいけないんですね。その項目の中に、どうしても食糧費の項目で分けざるを得ないということでございますので、今回のものを別な名称で上げるというの

はちょっと難しいのかなというふうに思います。

それから、あと食糧費全般の話がありましたが、各課で食糧費を上げるとのは本当に少ないです。例えば、総務課の来客接待用のお茶代だとか、議会でもとっていると思いますが、そういうふうな来客接待用の小学の食糧費という計上はございますが、こういった大きな食糧費については余り例がないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 確かに会計上の何とか費という項目は私もわかるんですが、ただ、こういった表記をすると、どうしても消防のイメージ的なものにもかかわってくるので、せめて後ろに括弧書きくらいはできると思うんです、こういう表記は。会計上は消防費で、それは構わないんですが、人に見せる場合はここに対して括弧書きという、「まとい祝賀会用」みたいな表記はできると思うんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 1つの提案として受けとめたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 1つの提案では、またまた質問する可能性がありますので、1つの提案ではない表現の仕方をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第2、議案第28号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第29号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

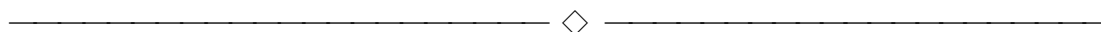
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第30号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第31号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第32号 平成30年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、各款ごとに質疑を進めることとしますので、ご了承願います。

なお、質疑の順序は既に配付した資料のとおりであります。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 じゃ、まず10ページと15ページ、10の地方交付税、一応、本年度は58億8,600万で、前年度が60億8,000万何がしと。そして、今回、減額というのが1億9,400万円ということで約2億の減となっているわけですが、まず、今後何年ごろまで、この影響というのは出てくるのかということと、それが1点。そして、あと減額はどの程度の見込みかと。それで共通した形で、何点というのを最初申し上げるわけですね、失礼いたしました。じゃ、その地方交付税の関係。

あと同じページ、10ページと、27ページの款の16財産収入関係の項目。そして、あと同じく10ページの款の21町債の関係を、一応、この歳入についてはこの3点についてお聞きをします。

地方交付税については先ほど、1点目の関係はそれをお聞きしたいと思います。あとは随時。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 それでは、1点目の地方交付税の推移ということで。

議員ご承知のように、我が町、合併をしまして、合併算定替えの期間から激変緩和期間に今突入をしているところでございます。それで、平成30年度につきましては3年目、一本算定との差はおおよそ半分ということで、非常に普通交付税の交付額が大きく減るということで考えてございます。

この影響については、一本算定ということで、最終的には平成33年に落ちつくことになりませんが、それまでの間、3億円程度、最終年度はちょっと金額の幅は数千万単位になるかと思いますが、今後、31、32と見ても、3億程度の普通交付税の減額は想定をした上で予算編成を

していく必要があるのかなというふうに感じているところでございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今回の3億程度というのは、31、32ともということで、合計6億というような理解でよろしいでしょうか。

あと、次に財産収入、これは多分農林課の所管だと思うんですが、本年度900万、前年度300万、その主な増の理由が570万ほど増になっている、立木売り払い計画というふうに計上されていますが、どのような立木売り払いを考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

町有林につきましては、かなり伐期を迎えた林が多いわけなんですけど、その中でも、今回の予算に計上いたしました立木の売り払いということで、2カ所ほど考えております。1つは、館岩地域の八総地区のカラマツですね、これは約8ヘクタール。それからもう一つは、南郷地域の界地区ですか、この杉林。この2カ所で一応750万円ということで計上させていただきました。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 わかりました。

次に、18の繰入金、基金繰入金というのが、やっぱりこれも地方交付税の減になっている関係なり、そういうもので、この基金の繰り入れというのを見ざるを得ないというふうになっているのかなというふうに考えていますが、大体前年度より2億6,000万ほど増になっています。そしてそれぞれの基金については、一応、毎年度の予算の中でも基金の計上も若干はしているようなんですが、基金の現在の残高と次年度以降の見通しというのが、現在の残高が予算書のどこかに載っているのかなと思って見てみたんですが——失礼、この概要書に載っていました。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今、基金の保有高に関するご質疑をいただきましたが、平成30年度当初予算概要の14ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに我が町の基金一覧がございまして、前年度残高、それから本年度の予算の中で積み立てる部分、それから取り崩す部分、本年度末ということで一覧で整理しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 失礼しました。

次年度以降の見通しはどのようなふうを考えているのか、一応それもお聞かせ願いたいと思

ます。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 先ほど基金の関係で財調の話が少し出てまいりましたが、我が町の予算編成に当たっては、交付税の減額期間に入っていて、その部分を穴埋めするというか、住民に必要なサービスを継続するために財調を使ったり、それからこちらの一覧表にありますような基金を有効に活用して、それぞれの事業費に充てているということでございます。

それで、それぞれの基金のある程度長期的な見通しというものではございませんが、平成30年度の予算ベースで申し上げますと、地域づくり振興基金については、今回6,900万ほどの充当をさせていただきました。それから、ふれあい福祉基金については2,810万ほど、そして公共施設整備基金、結構修繕等々出ているものですから、こちらについては1億640万ほどでございます。今後やっぱりこれらを継続していくということであれば、今年度と同等の金額的な執行については想定しておく必要があるのかなということでございます。今後やっぱり事業の見直しといたしますか、思い切ってやめるもの、そういったものをやっつけていかないと、我が町としても財政運営的には楽観できる状況ではないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 あと、町債は本年度は17億、そして去年が14億ということで3億の増でやっているわけですが、一応、これについての次年度以降の見通し、これらはざっくりばらんに申しまして、全体的な本町の予算規模というのはどの程度を目指しているのかなというのに、大体今私が質問しているものは包括されてくるのかなというふうに思っていますが、それらの全体的な、今の町執行部としてどの程度の予算規模を、この南会津町の場合、考えているのか、ちょっとそれらをトータル的な内容で結構でございますので、お聞かせを願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今後の事業の中身については、それぞれ常に動いておりますので、明確な数字というのは持ち合わせておりません。参考までに申し上げますと、我が町の合併直後の予算額については134億1,400万でございます。一番伸びた年度で言いますと、平成28年、昨年ですね、庁舎建設等もありましたので138億5,600万でございます。そして、昨年とことしの当初予算のベースについては125億8,100万円でございます。こういったところを想定いたしますと、やっぱり120億程度の予算規模というのは、今後も想定する必要があるのかなと

いうふうに感じております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私、主要財政指標が以前は大分悪かったというふうに聞きましたし、それをここに来て、大分数字的にはほかの市町村にも負けないような数字で動いているということで、ぜひやっぱりそのところは財政の健全化というのが一番基本はあって、そうでないと、町としていろいろ対応する、出てくる事業にも臨機には対応できないだろうと。やっぱりこれまで私たち議員から要望ある中でも、必要性があったとしても、なかなかできないことになってきますから、ぜひそれらについて、町のほうとして町長にもぜひ頑張ってください、そういう財政執行に努めていただければというふうに考えますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

合併当初、それぞれの4町村が集まった中でいろいろな事業、それを統一する中で、大変な事業がいろいろあったということ、自分もその議員でありましたから思い出していますけれども、そういう中で、行財政改革をどうするんだと。ですから、あの当時の課題と今の課題は多少変わりつつあると思います。それで合併算定、一本化算定に入ってきたということもありまして、町も合併して10年以上たったと。その間、災害等もあったものですから、不用意な出費等もございましたけれども、いろいろな見直しの中で、見直しも、本当に急激にやりますとやはりショックがありますから、その辺は何とかソフトランディングできるような中での事業の改革といいますか、そのようなことを進めてきたわけでありまして。実際、あのかのときの財政状況から考えれば、実質公債費比率は、今は大体3分の1程度になっているということでありまして、しかし、気を緩めないで、その辺も踏まえた中で、今後のいろいろな事業の進め方は必要だと思います。

少子高齢化に入っているということもありまして、担税能力が若干下がっているというようなこともございます、今後も恐らくそうだろうと思います。ですから、そういうことも含めた中で、町の事業のほうはしっかり、そして継続性も見た中でやっていかないと、あつと言う間にこの財政は、基金は使い切ってしまうというような状況も想定されます。ですから、そのところはしっかり議員の皆さん、そして町民の皆さんにも理解していただくような説明をしっかりと、そして町は大丈夫なんだよということも、安心感を皆さん方に持ってもらえるような事業の組み方、予算の組み方をしていく必要があると思います。

これから、一番、またこれまでより以上に、むしろ私は安定期に入る前の大事な時期だと思

いますので、しっかりその辺は、手綱を引き締めてやっていかなければならないという考え方でおります。ですから、当然、公共施設もそうでありますけれども、いろんな事業の見直し等もしていかなければならない時期に入りますので、その辺は本当にしっかり説明した中で、皆さんのご理解を得ながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○4番 渡部訓正議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 歳入の17寄付金でございます。

きのうも一般質問で私やりましたので、私の言いたいことはわかるかと思いますが、ふるさと納税寄付金、今年度は950万ほどいただいたということ。ただ、次年度の予算は800万だと。これは手がたく上げたのかなという感じはしますが、私はこれは、せっかくこのふるさと納税といういい制度を設けてくれたわけですから、地方活性化のためにこれは設けた、本当にいい税金だなと、そう私は思います。

そこで、950万、前回もらったのに、今回は800万でいいですよと、この姿勢、私は、これは町長さんの姿勢だと感じておりますが、やっぱりせめて、950万もらったんだから、ことしは1,000万ぐらいはと予定してもいいのかなと。目標を立てて、やっぱりこれは大いに利用すべきだなと、私はそう思いますが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

気持ち的には私もそのように思いますが、でも、やっぱりふるさと納税は、私は本当に、これはふるさとでお世話になった人、それから、あるいは南会津に頑張ってもらいたいと、そういう応援の気持ちをあらわしていただけるものだと、そのように私は解釈しているんです。ですから、決してふるさと産品を提供して、それでいっぱいふるさと納税を納めてもらおうという考えじゃなくて、本当に素直な気持ちでのそういう対応がいいんじゃないかなというのは、私はそういうことを常々皆さん方にも説明させていただきました。今もその考えは変わるつもりはありませんが、ただ、やっぱり皆さん方に、本当に多くの皆さんに協力してもらえようような町の体制、それからPR、それはしっかり進めて、1人でも多くの賛同していただける方をふやしたいと思っております。ですから、そういう努力はしていきたいと思っておりますので、その点はぜひご理解いただきたいと思っております。950万というのはあくまで、これからちょっと、あと半月ぐらいありますけれども、その想定の中での話ですけれども、これも、そういう意味では800万程

度、予算を計上させていただきましたけれども、こういうことで、前回も、ヤマザクラ1万本の里づくりということもございますので、そういう趣旨をしっかりと説明した中で、皆さん方にご賛同いただくような町のPRをしていきたいと思えます。

それで、私、ふるさと納税をしていただいた方々の希望を一人一人、大体見えています。そうすると、子供たちの教育を応援しますとか、それから地域づくりを応援しますとか、本当に自然を守ってくださいとか、そういう方が結構多いんです。ですから、もっともっと南会津をPRする必要があるなど、それは常々感じておりますので、そういうことを町としてもっともっと皆さん方にご理解いただけるような努力はしていきたい。そして、賛同いただける方もふやしていきたいと思えますので、そういう趣旨の中で、私はこの事業を進めていきたいと思えますので、よろしくご理解をお願いしたいと思えます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、会津の河東だか磐梯町だか、あっちのほうでは米を送って——湯川か。2億円からの寄附をいただいているという話を聞いています。やはりこれは、湯川は米どころですから、本当にもらった人もまたうんと喜んで、また来年もということになって、そういう金が湯川に落ちてくるんだと、そう思えます。ですから、これはもらうだけじゃなくて、その地域の産業発展にも十分なっているんですよ。ですから、南会津だっていい米がとれるんだから、そういうものをお返しして産業も発展させると。あわせて何か、南会津町だって1億円ぐらいのふるさと納税を受けるようなやっぱり姿勢が、私は必要だなと思えます。そういうことで、これはよろしく願います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

現状ですが、うちのほうで産品として上げているのが、米、それから季節の野菜、それから米と野菜とお酒のセットという形でやっております。これ以外にも南会津町にはいろいろ特産品ありますので、次年度以降、いろんなものを取り入れながら、幅広く提供できるように検討していきたいということで、今作業を進めているところでございます。

○五十嵐 司議長 ほかにございせんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 6点ほどありますので、なるべく簡潔にご返答いただきたいと思えます。

10ページの10番の地方交付税、三角の2億円あたりになってはいますけれども、大体これは

最終的な決算ではプラスになると思うんです。今年度も60億8,000万に対して、今現在は61億8,900万くらい来ているわけですから。

それでポイントとして、事業債のいいやつを使えば、当然交付税はふえると思うんですよ、還付率のいい事業債を使えば。それともう一つは、そちらのほうを使うことと、それから人口減による交付税の減少というのも多いと思うんです。ですから、現在三角にした理由は、人口減が影響している三角なのか、それとも事業債の減による三角なのか、どの辺を見通しとして立てての三角なのか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 交付税のおただしでございますが、今回予算の項目で、10ページにありますように、前年よりも減額の計上をさせていただきました。

○16番 星 登志一議員 課長、簡単にでいいよ。

○渡部正義総務課長 今回、交付税の算定に当たりましては、先ほど訓正議員にお答え申し上げましたが、一本算定の部分で激変緩和期間に入っているというのが一番大きな理由でございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ぜひ今後、いい事業債がふえたからふえたんだとか、そういった分析もしてもらいたいと思いますけれども、私は特に地方交付税を見るときに大事にしているのは、交付税の算定のポイントが毎年変わっていくので、そのポイントがどういうふうに変わってきたのかと、それから、役場の職員が一生懸命いい事業債を見つけたために、交付税がふえてきたのかということを見ているものですから、ぜひそういった一工夫を今後、今現在やっていたら、そんなことをしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 交付税に反映される有利なというお話でございますが、これは起債を、例えば過疎債ですと充当率100%で、元利償還を受けるときに7割交付税に参入されるという、これが一番有利な制度です。ハード事業、ソフト事業ありまして、まず、この有利な事業の活用、それから合併特例債というやつがあるわけですが、こちらについては充当率95%の、元利償還を受けるときに7割と、これも非常に有利でございます。

我が町の予算編成をするに当たっても、活用できるものは活用するという方向づけでおりますが、1点、注意しなくてはいけないのは、あくまでも借り入れでございますので、後年度のやっぱり償還のことも考えなくてはいけないというようなバランスをもって、財政の運営を行

っていく必要があるのかなというふうに感じております。今でも過疎債の有利な充当については検討しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

1款議会費から2款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、53ページの総務管理費、自治振興費、節、負担金、補助及び交付金の中の振興公社運営費補助金1億2,124万2,000円について、その内容及びその組織についてもあわせてお伺いをしたいと思います。

これにつきましては、総務委員会で説明をいただきました。詳細な説明もいただきました。その中で、予算要求の中の資料も説明をいただいたんですが、職員の人件費の増額について、なぜかしら説明をされなかったので、485万二千何がしの増加分はどういう理由だったのか、まずそこからご説明をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

これは振興公社の運営費補助金ということで、振興公社の人件費、あとはそれぞれの物件費ということで支出するものでありまして、今年度1億2,124万2,000円の予算ということになります。

そのうち人件費について増額というお話かと思いますが、臨時職員の分で約630万増額になりました。これにつきましては、委員会でも説明しましたように、昨年まで臨時職員3名を緊急雇用のほうの予算で雇用していたのですが、そちらがなくなったものですから、それを充てたことによる増、それから職員のところ、今ありましたように約485万円増額になっております。

その内容ということでございますが、これにつきましては、振興公社のほうの給与、次年度、給与の見直しを行いたいということで協議してきまして、見直しをすることにさせていただいております。今まで基準となるものがなかなかなくて、あと給与そのものが、若い方はそれほ

ど上がらなくて、年齢に伴って上がり幅が大きくなるという、今、給料法を使っておりますが、我々公務員のほうも、今現在は働く世代に厚く、それで年をとるごとに薄くという形になっておりますので、それと合わせた形での見直しということでございます。そういったこと、あるいは定期昇給による増額ということでございます。退職者はおりませんで、全員職員が年齢が1つ上がるものですから、それは定期昇給に伴う増額ということで、485万円増額ということでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 これによって振興公社の職員は、若干よくなるというような理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

明確な今度基準ができましたし、よくなるというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、補助金を出す組織について、ちょっと質問をしたいと思っております。

これは統合して公益財団法人になったわけでありますが、なるときの説明の中に、いわゆる支援センターの機能もやっていくんだという説明を受けたかと思いますが、今後とも支援センター機能は振興公社に担ってもらうということではございませんか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

そのような考えでおります。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ことしの冬、土曜日を休みにしたいというような話があったんですが、土曜日を休みにしちゃうと、支援センター機能の低下にならないのかなという不安があったんですが、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 休みににつきましては、例えば日曜日、休みにしたいとか、いろいろ要望はありますが、今どうしても支援センター、あるいは観光業務というものを担っておりますので、ことし1年かけて、30年度にどういった姿がいいのか、再度、休みのあり方について

は協議していこうということにはなっております。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それは、土曜日は休みにしないということによろしいんですね。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えします。

今年度につきましては、従来どおりの休みという形で考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 事業報告書をちょっと見させていただいたんですが、振興公社の。南郷地区と伊南地区しか支援の実態の報告がないんですけれども、そのほかは、いわゆる支援センター機能というものはないんですか。それとも、必要とされていないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

支援センター機能といいますか、そういったことで引き継いで振興公社でやっておりますので、業務自体は従来と変わらず継続されているというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 これから指導されるとき、支援センターの機能を引き継いで、支援センター業務をやっていますよというようなことを、この事業計画の中に盛り込むべきではないのかなというふうに私は感じました。今後、補助金を支出していく中で、そういった指導をされるということはあるでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

当然、振興公社のほうには業務委託、指定管理のお願い、いろいろやっていますので、それぞれの協議の中で、こういった形で町のほうとしては考えているので、次年度やっていただきたいというふうには申し上げたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、この補助金先について最後の質問ですけれども、この公益財団法人南会津町振興公社の中には、理事、それから評議委員という方がいらっしゃるわけですが、この議決機関と、実際組織を回す機関ということになるかと思うんですけれども、これらの選出に対して、いわゆるこれは、一回もう独立した団体でありますので、口を挟む余地

はなかなかないんですけれども、例えば理事になりたい、あるいは評議委員になってみたいという方のために、公募制とかそういうことの、いわゆる公平性、そういうことはなかなか担保されていないというふうに思っています。町としては、こういった公社に対して監視機能といますか、そういったことについてはどういうふうに考えておられますか。あくまでも独立した機関でありますので、そこは尊重しなくてはいけないんですけれども、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

やはり公益財団法人という独立した機関でございますので、その理事、評議委員に誰ということではなくて、そこはそこで自主的な運営をされているのかなというふうに思っております。

そんな中で、町としましてはオブザーバーという形では参加しておりますので、そういった中で町の意見も反映できるような形で考えていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 そうすると、例えばこの公社の仕事に、目的に沿った事業にぜひ参加してみたい、理事になってみたい、評議委員になってみたいというような方が町内にいらしたときに、その道というものはなかなか示すことはできないということによろしいんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

やはり公益財団法人という独立な組織なものですから、ここでできます、できませんということは、ちょっとお答えできないのかなと思っております。

○11番 山内 政議員 わかりました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 款の2から、ページ38のストレスチェック委託料、ページ43の庁舎建設費、ページ44、ワカモノ会議、ページ52、地域おこし協力隊受入事業について伺います。

1点目、ストレスチェック委託料、ページ38でございますが、こちらのまず内容を伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 答え申し上げます。

ストレスチェックにつきましては、全職員、それから臨時職員を含めまして、委託業者にそ

の分析方法がありまして、普段から自分が体調がどうなのか、仕事のウエートがどうなのか、上司のサポートがどうなのか、そういった質問項目があって、それに対するアンケート調査というか、帳票を出して、その結果を受託業者のほうに渡しまして、まず、組織的にはどういう傾向ですよと、それから個人としてはどうですよというような回答が返ってきて、それについて課長会議で全体を共有したり、それから個々に問題のあると思われる職員については、町の保健師のほうにサポートをお願いするというようなことで、ストレスチェックの運用と、それからそれらに対する指導といいますか、サポートをやっているというのが実態でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 この事業は今年度からでしたっけ、今年度、平成29年度から事業あったように記憶しているんですが、あったとすれば、今年度から開始したとすれば、その効果、あと例えばチェックはできて、そこから改善に向けてどうしていくかということ、今度、機構的な、組織的な問題になってくるわけですけれども、どのように生かされているか伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 開始年度は、ちょっとスタートの年は覚えていませんが、複数年になります。三、四年前だったかと思います。

それで、まず組織的に傾向が出ますので、ある意味、人員配置を検討する必要があるかどうかというのは、当然そこも来ますし、それから上司のサポート体制というところに問題があれば、みんなで注意を促すと。それから管理職についても、そういった研修を受けてサポートに入るというような取り組みもしておりますし、個々にストレスが高いという結果が出れば、その職員に対して、保健師からの指導へつなげるということでございますので、一定程度、効果は出ているというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今ほど、管理職の研修も行っているということですが、こちらについては、例えば予算をかけてとか、そういった予算項目はどこにあるのか、どのような内容で行っているのか伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 ストレス関係の部分の特出しで計上しているわけではございません。研修旅費、それから町の旅費の中の部分に、総務費の旅費の中の部分で、そういった部分をそういった研修も入れているということでご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 具体的にですよ、そういったケースがあったと、組織的な傾向が見られた場合、管理職にひょっとしたら問題があるんじゃないかということで研修を受けるというのは非常にいいことだと思うんです。しかしながら、その研修費が、総体の中でやっているということですけども、例えば平成29年度、何回行ったかとか、どのような研修を行ったかというのは、しっかりこの事業と関連させてチェックしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 おただしのおりだと思えます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ですので、例えば平成29年度であれば、そういった事象がどれぐらいあって、どのように行ったかというのは示すことができるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 すいません、示すというのは議会に対してという意味ですか。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今ほどは研修費の中で、総枠の中でとっているというようなお話でしたが、例えばそういった事象があって、どのような研修を、どれぐらいの事業費をかけて行ったかということは、私が例えばここで質問した場合には、伺った場合にはお答えになれるんじゃないかということです。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今ここには持ち合わせておりませんが、そういったものについては年度末決算で出します事務報告ですね、そういったところで見える化をしていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 やはり自治体職員、給与的には、金銭面的には非常に恵まれていることは地域内でも明らかであります。そんな中で、生活の中で仕事という部分が非常に多くなっているかと思えます。

例えば、今、中学校の先生におかれましても、いかに長時間労働を防ぐかとか、そういったことをやっている中で、ライフワークバランスですか、そういったものをしっかり検証していく

必要があると思っています。そんな中で、給与が高いということで非常にプレッシャーのかかる、重荷のある仕事ですので、そんな中でも生き生き、個人の力を十分に発揮できるような組織を目指してほしいなと思っておりまして、ぜひこの機会に、この年度末を迎えたときに、どのようなPDCA、繰り返せるように発展させていただきながら、職員の充実した仕事につながっていただきたいなと思っております。

以上で1点目を終わります。

2点目、43ページ、庁舎建設費。

今年度、駐車場整備工事が行われるわけですけれども、完成時期について、現在のところどれぐらい、以前聞いたときには7月ぐらいというようなお話はあったかと思うんですが、完成時期について伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今ほど、庁舎建設事業の工事関係についての工期の考え方、お話をいただきましたが、今年度、庁舎の駐車場、これがメインになります。それから、あわせて建築工事として倉庫等の建築を予定しております。いずれも4月の中ごろの発注をして、祇園祭前の完了を目指すということで動いてございます。

なお、4月に町長選挙がございまして、期日前投票ですか、そちらの駐車場の配慮につきましては施工業者のほうと十分注意しながら、お客様にご迷惑がかからないような形で工程の中で調整していきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 現在、申告は終わりましたね。納税相談が終わったわけですけれども、納税相談の時期を見ていると、非常に駐車場を苦慮したような印象を受けました。我々も日ごろ来ると、納税相談期間中ずっといっぱい、なかなか難しいなということを感じたわけですけれども、雪が消えて、ある程度工事をしていないスペースを確保していくのか、そういった検討をされているか伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今、申告期間中、本来は庁舎の前のロータリー部分は駐車場として使わないわけですが、お客様の利便性向上のために、あそこをスペースとして今解放しております。

それから、今後、雪が解けて駐車場の工事に入って行くわけですが、その道路に面したところについては工程の調整が可能かと思われまして、そういったところに臨時駐車場を置くなど、事業者のほうと相談をしながら対応していくというようなことで考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それで、以前の庁舎から比べると、我々利用者からすると、今の段階ですと非常に遠くなった印象なんです。車をおりてから窓口に行くまでというのが非常に長いなど。お年寄りですとかからも、声としては、遠くなったなという印象を持っていらっしゃるようです。果たしてこれが行政サービスの低下につながるのか、その認識について伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 玄関先にとめて入れれば、それは理想だと思いますが、ある程度やっぱり庁舎機能を考えますと、駐車スペース、そこからの誘導ということで、多少距離ができるのはやむを得ないのかなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 当然、送り迎えが必要な方、足のない交通弱者といわれる方は、例えばタクシーで来たりとか、どなたか近所の方に送られてくる場合があると思うんですけども、例えば足の不自由な方であるとか、そういった方に関しては、今のロータリー部分ですとか、そういったところまで車の乗り入れがオーケーで、そういったことも可能かどうか伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答え申し上げます。

ロータリー部分の奥ですね、玄関の奥側になりますからその下になりますか、そちらのほうに障害を持った方の車両がとめられる駐車スペースを数台設けるということで考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ということで、今年度で庁舎建設事業は一旦終了するわけですけども、やはりこれの最終的な目的はどこかといえば、やはり協働のまちづくりというのが大きなテーマにあったわけです。

そんな中で、7月に完成をしてお披露目をして皆さんにご利用いただいている。それで、3月で年度が閉じるわけですけども、庁舎利用に関して、協働のまちづくりということで実践されていること、例えば、案内されているのは拝見しました。非常にいい取り組みだと思いましたが、現在はどうかちょっと見えないんですけども、そういった継続的にやはりやっていかないと、住民の方もなれるまで時間がかかると思うんです。例えば会議利用であったり、団体で使っていただくとか、そういったケース、取り組みを、どんな取り組みをされているか伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 住民の方の利用に関してでございますが、多目的ホールですね、カフェの前の。あそのスペースを中心にして、そこで会議をやりたい、催しをしたいというようなときには、営業でなければ許可をしているということで、お使いいただいている実態はございます。

それから、庁舎の案内でございますが、フロアのスタイルが大きく変わりましたので、落成当時からお盆期間の前まで、管理職が交代でプレートをつけて案内を行いましたが、これについては人的余裕等もありますので、通年で行うというのは厳しいのかなというようなことから、一定期間、庁舎に来ていただく方の初期的なサービスという形で対応しております。

それから、以前、協働のまちの庁舎ということで提案をいただきました、貝田議員からの活動成果を掲示するようなスペース的な活動だとか、それから丸山議員からいただきました、お昼休みでのコンサートの実施とか、そういった提案がありました。実は3月20日に、コンサートということで試験的に1階の光の間でやってみようということでございます。駐車場が限られていますので、今のところ大々的なPRはしておりませんが、そういったところも、より多くの町民の方に、この庁舎に来ていただいて親しみを持っていただけるというような取り組みは、議員おただしのように今後進めていく必要がある課題だと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 建物がかわったわけで、やはりその使い方というのは、今、日常仕事をされている方はもちろん、来訪される方にとっても同じであって、やはりそれには時間がかかるし、また手法も必要だと思うんです。やっぱり特段、別に考えていかないと、なかなか日常業務をしている中では、じゃ、こうしようというのは生まれにくいと思いますので、ぜひ総務課を中心に、そういったことを提案していただきながら事業展開をしていただきたいと思っております。

次、ワカモノ会議について、ページ44です。

予算が、今年度36万、新年度86万2,000円ということで非常にふえています。今年度の実績というか、内容を含めて成果という部分、それと期待するもの、その事業内容はどうなっていくんでしょう。どのような展開をされるのか伺います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

南会津ワカモノ会議ということで、昨年からはスタートいたしました。昨年はメンバー10人で、まず若者の思いや意見、政策に、町に反映できるものはないかと、若者の魅力あるまちづくり

はないかということで検討いただきまして、基本理念を「若者が元気もりもり楽しんでいる町」ということで、昨年、どういうことがあるかということで、いろんなアイデアを出してもらいました。

それを受けて、今年度、具体的に取り組んだ事例としましては、まずノー残業デーということで、各企業、若者の方たちが文書をつくってお願いに歩いたり、あるいは送付したりということで、ノー残業デー。これはノー残業デーをつくって、若者が集まってわいわいできる日を設けたいなという思いからです。あと、実はノー残業デーに合わせて、一度、山村道場の山王茶屋、古民家のところで、映画上映ということで映画会も実施いたしました、夜になりますが。あと、2月3日には館岩のスキー場のほうで節分のイベントを実施しまして、県内外の方に参加いただいたということでございます。あと今月に入りまして、こちらのワカモノのメンバーが東京に行きまして、東京でこちらの出身の、南会津出身の向こうにいる若者と意見交換、仕事について、働き方についてということで意見交換をしたところであります。

ことはこういったことでやったんですが、次年度はそれをさらに進めて、この元気もりもりの実践までいきたいなということで、活動費をとらせていただいたということで予算計上しております。イベント経費ということで見ているほかに、高校生との意見交換をやっていきたいな、あるいは街コン、ゲレコンということで、ゲレンデでの交流の機会を設けたいなというような、そういったいろいろアイデアは出ているものですから、そういったことをやりたいということで、今年度、昨年36万からことは86万2,000円ということで、事業費をふやさせていただいたという経緯でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 非常に実態を伴った活動になってきていて、来年度に関しても同じようなメンバーで恐らく継続性を持ってやられるのかと思います。若い人の考え方というのは、やはり未来つくっていきますので、ぜひそういったことを、実態を伴って活動されるのであれば、やはりPRというか、周知させる方法については工夫いただいて、例えば、広報みなみあいつで特集で、どのような視点からこのようなことをやって、こうだったということをしっかり検証していただきたいなど。住民の方にも、ぜひそういった考え方を見つめていただきたいなどと思いますので、ご精励されることを期待したいと思います。

2款で最後です。

52ページ、地域おこし協力隊受入事業の中で、デザインソフト使用料というのがございます。こちらについて説明いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 これにつきましては、アドビクリエイティブクラウドということで、ソフトをいろいろポスターであったり、いろいろなつくるソフトを入れたいということで考えております。

地域おこし協力隊の方がこれを使って、例えばことしの実例でいいますと、町の観光パンフレットをこれで作っていただきました。あと、星なじよのパンフレットですとか、あとひめさゆりのポスター、そういったものを作成した実績はございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 すばらしい取り組みだなと思っています。以前、南郷の支援センターにそういったソフトを使える方がいらして、現在の例えばひめさゆりのポスターであるとか、福寿草祭等のポスターをつくっていただいた経緯があって、それをすることによってイメージが、地域のイメージが入りやすくなる。統一的なデザインでやられるので、地域イメージを持ちやすくなるということを感じていました。そういったこともあって、非常にこういったことを実践されるのはいいかなと思っているんです。

しかしながら、なかなかそういったことはわかりにくい、伝わりにくいわけですが、ぜひ広めていただきたい中で、今年度以降もそういったソフトの使用料をとるのであれば、町の例えば事業で、各種ポスターであるとかパンフレットは数多くつくっておりますが、そういったものをどの程度戦略的に担っていただこうとしているのか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

具体的に来年のどの事業にということはまだ協議しておりませんが、できるだけ協力隊の力を活用して、取り入れられるものは取り入れていきたいと考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうですね。ぜひほかの関係機関、各課のほうでもそういったことを考慮に入れながらやっていただきたいなど。普通に、これは例えば印刷会社にデザインを発注すれば数十万かかると思います、それだけで。例えば、観光パンフということであったり数十ページのものをつくる、つまりそういった広報のツールをつくるということは、そのイメージをつくるということですので、非常に大変な仕事だと思っています。

したがって、ぜひ活用していただきたい一方、ぜひその協力隊の方が独立できるような

体制をとっていただきたいなど、私は個人的に思っているんですけども、今回、起業支援というような予算も関連の中であるわけですけども、そういったことを視野に入れていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

今ご意見のありましたように、3年の任期を終えて、3年前でも、自分で独立するといえればそれでいいんですが、する場合に、起業するにはいろいろお金もかかりますので、それらの支援をするということで要項を定めまして、上限100万円ということで定めていますので、1人でも多く、この事業を使って地域で活動していただくことを望んでいるところでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうですね。本当に、今の例えば地域おこし協力隊の報酬では足りないぐらいのお仕事の成果だと思います。そういったことを我々しっかり認識しながら、お願いするのも、お願いしなきゃならないんじゃないかなと思っています。単純にデザインするということは非常に難しい作業ですので、そういったことをしっかりこの地で起業できるような支援体制も含めてお願いしながら、終了したいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

現在、1款議会費から2款総務費の質疑中ではありますが、ここで休憩とします。

昼食休憩といたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1款議会費から2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ページ39ページ、文書広報費の1、報酬の分の行政連絡員報酬につ

いてお聞きをいたします。これの積算根拠をお願いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

総務課長。

○渡部正義総務課長 行政連絡員経費の積算につきましては、1人当たり年額5万5,000円プラス1世帯当たり2,000円を乗じた額で、98集落に対しての連絡業務をお願いしているという実態でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 直近のところではいつごろこれ、この基準というのは設けましたか、変更とか、何年度で変更したとかという。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 答弁申し上げます。

町村合併時にこの金額で決定をして、これまで継続されているというふうに理解しております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 この5万5,000円、1戸当たり2,000円というこの基礎額について、何を基準にというか、目安として決めてきた経過というのは何かありますか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 明確な積算根拠は存じておりません。各、町村合併時の4地域の調整項目において調整された結果というふうに認識しております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、この間、もう合併してからかなりな年数たっておりますから、ぜひ次年度に向かって、きちっと何というの、増額にする方向でこのご検討をしていただきたいなど。それは、それぞれの連絡員というのは区長さんが、大半の地域、区長さんと重なっているのではねえのかなというふうに思いますので、ぜひ処遇改善と、こういう立場からの見直しをぜひお願いしたいなど。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、98集落といいますか、その単位も当然、田島地域の戸数の1個の固まりであったり、西部地域の10戸あるいは十数戸というのがありまして、一定の基準で定めをつくっていくというのは大変困難なふうに思っております。そういった、10年たちましたので、合併したときの集落単位の人数といいますか、そこから10年後、12年目ですけれども、そういった変化に

じて適正な報酬額といえますか、そういったものも30年度において検討して、今、ご要望ありましたことも踏まえながら検討を進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○17番 室井嘉吉議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 1点だけ。ページ、52ページ、53ページの地域協力隊についてお伺いします。

1点は、これ予算概要を見ると、一般財源がほとんどになって、私、国から少し出ていたなという雰囲気あったんですけども、まずこの予算の構成額からちょっと質問いたします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

この支給事業の中であります一般財源のところが上がっておりますが、これにつきましては全て特別交付税で措置されているということでございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 初めて特別交付税というのが出てきたんですけども、これは一体どういうシステムになっているんですか。例えば、のつけたらば、半ば、例えば6月だとか、そういった交付税が再交付、何か追加になるときにくれるとか、それはどこの項目を見ればわかるようになっているのか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えしますが、前の地域おこし協力隊の一般質問の中でも、総合政策課長のほうからそのようにお答えをさせていただいております、国の総務省で、地域おこし協力隊については全国的に推進をするという方針を定めております。その財源措置は特別交付税で措置しますというのが今の総務省の考え方でございます。当然、特別交付税については、結果に応じて、年度途中でございますけれども、需要額調査がございまして、町としては県を通じて、今3名について来年度4名を予定しておりますが、その需要額について申請をし交付されると。普通交付税、特別交付税両方とも一般財源として町のほうは処理するものですから、一般財源から出ているというような予算、そのスタイルになっているのでご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 要するに、国のほうから、一般財源として自由に使ってもいいよ

という項目で交付されるので、町としては1回受け取って、それで一般財源の欄で処理しているということなんです。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 特別交付税の項目の具体的な中身として、地域おこし協力隊という項目があります。その項目の中に、隊員1人当たり400万円、内訳として報酬等活動費200万円、その他の経費として200万円を上限とすると。それから、終了後に起業する場合は100万円を上限として交付するという、このメニューでしっかり決まっておりますので、それを報告した際に特別交付税として交付されるものというふうにご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そうすると、そういう中身を、総務委員会は当然聞くからわかると思うんだけど、ほかの委員会はあんまりそういった質問、委員会でできないので、もしほかの議員がこの予算書と予算概要を見て、これは特別交付税だとわかるのは、どこを見ればわかるのかな。説明を受ければわかるんだけど、質問しないとわからないということでは、我々議員で初めに予習するときわからないので、もしわからなければ、来年度からは例えば※で下のほうに書いておいてもらおうとか何かしてもらおうとありがたいんですけども。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今、議員おただしのように、予算書上ははかり知れる中身になってございません。つまり、今のように目的を持ってはっきり交付される部分と相対的に交付される部分、2つあるものですから、お示しできる部分とできない部分があるのかなというふうには感じております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 来年度は何か、※でも何でもいから、ちょっと注意しねという暗号がわかればいいと思う。

それで、地域協力隊も3年目に入ったということで、今までは3人だったので、余り民間が——かかっているところもあるのかな。役場が協力隊とずっとかかっていたらそんなにトラブルは起きないと思うんですけども、なかなか会津地方というのは、知ってのとおり、なかなかなじみない地域だと。そうすると、実際に協力隊で来たけれども、地域になじむのが、民間と協力してやるときに、地域となじみながらやるというのが、我々思っているより大変だと思うんですけども、そういった課題だとか今後の改善項目とか、何か過去やってきて、あるいは今後やる場合にはこういうところ注意しなきゃいかんというようなところはあるんで

す。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

地域協力隊というのが、外のほうから来た目で地域の活性化、産業の振興に結びつけていくということで、都会のほうから来ていただいております。当然、来るときに思いを持ってくるんですが、自分の思いと、この地域に地域住んでみてギャップというのはどうしても出てきてしまいます。そういったことを、地域の中とうまくやっていくには、やはりそこは役場の担当課のほうで間に入って、コミュニケーションを図って、活動しやすい体制づくりというのが必要なのかなと、この3年間を振り返ると思っているところであります。

今回、1件、館岩で5月に終了する隊員が、地域に残って起業してやりたいという事例も出てきていますので、そういったことの際には、役場のほうとしましても支援できるものは支援して、定着できるようにしていきたいと考えております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 制度はいいわけですから、ぜひ受け入れる側の受け入れ体制、それから逆に言うと、受け入れたはいいけれども、地域住民と携わった結果、地域住民とうまくいかないよと。これは、会津の三泣きは有名ですから、ほかの人から見るとなかなかなじめないという地域なもんですから、ぜひそういうところにも留意しながら、今度3人から4人だということですから、ぜひ事業がいい方向に行くように努力してもらいたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これにて1款議会費から2款総務費についての質疑を終わります。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 P73ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、委託料、その中の放課後児童クラブ運営委託料4,811万8,000円についてお尋ねをします。

これは、数カ所実施しているというふうに思いますが、教室ごとといいますか、実施しているごとの予算は幾らかで、想定される人数はどのくらいかということをお尋ねをいたします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

4地域それぞれに放課後児童対策事業を行ってございます。人数でございますが、本町管轄におきましては、4カ所行っております。まず、あたごっ子クラブといいまして田島小管内、こちらについては60人、委託料については概算で申し上げますが1,460万。続いて、げんきっ子クラブといいまして荒海小学校管内、こちらにつきましては25人、予算につきましては730万。それから、GOGOキッズクラブという名称で第二小学管内、こちらにつきましては28名を想定しておりまして、約650万。それから、ひのきやまびこクラブという檜沢小管内でございまして、こちらにつきましては20人の想定で約560万。

本町管内は以上になっております。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

伊南地域におきます学童保育でございまして、30年度の予算に対しましては、利用児童数の予定数が17名でございまして、それに対しまして指導員4人ということでございまして、委託料が873万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 答えいたします。

南郷総合支所管内につきましては、想定する人数が25人、総事業費が529万6,000円でございます。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 館岩地域におきましては、平成30年度見込みとしまして、登録児童数10名、一時保育14名、合計24名の予定ということで予定しております。ただし、館岩地域につきましては、放課後児童クラブにつきましては委託ではなく、直営ということで行っておりますので委託料には反映していないと、そのような形となっております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 すみません。伊南地域の委託料想定額、もう一度ちょっとお願いします。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 873万5,000円でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 かなりの人数の放課後児童クラブ、非常に親御さんは助かっているというふうに理解していますが、教室ごとに若干違うのかもしれませんが、年間に係る1人当たりの経費というのは、大体どのくらい考えておられますか。一つ一つみんなそれぞれ違うのかな、答えられる範囲で。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 正確に1人当たりには幾ら費用を要するかという計算はしてございません。しかしながら、委託料の中身、今ほども少しありましたが、指導員、こちらの方の賃金がほとんどであります。さらに、児童のおやつ代等が含まれております。

例えば、田島地域で一番人数の多いあたごっ子クラブ、田島小学校管内ですと、先ほど申し上げましたように1,460万、これを対象人数の60人で割るという数字になれば、1人当たりの単価というふうに想定されるかと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ちょっと質問の仕方が悪かったんですが、各子供たちが負担する金額がどのくらいあるのか、全部無料で引き受けていただいているのか、その辺もしもわかりましたら、わからなかったらば後でも結構です。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 常時児童クラブに通う子供と一時預かりというふうにございまして、通年で通う子供につきましては1カ月当たり5,000円になっておりまして、一時預かりの場合には1回当たり500円というふうになっております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 よろしいですか、質問は。

○11番 山内 政議員 はい、了解です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑なしと認めます。

これで3款民生費についての質疑を終わります。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ページは85ページです。衛生費、清掃費、清掃総務費の負担金、補助及び交付金の中の南会津地方環境衛生組合の負担金、これは構成町村でのそれぞれの負担金ということだと思えるんですけども、その中で現在、檜枝岐村が29年度は多分ごみの搬入をしているというふうに伺っているんですが、これは今後とも、いわゆる一般のごみの搬入というような形でずっとやっていかれるのか、それともそれ相応の負担をして構成町村が入っていくのかという、この辺のところはどういうふうになっているんですかね、これから。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、それについてはお答えしたいと思います。

3年前からですか、檜枝岐村のほうをやっぱり焼却施設、これの更新というか、そういう事情があって、何とかこの南会津衛生組合のほうでやってくれないかという話がありました。私が管理者のときでありました。それで、皆さん方に、そのときの当時の議会の皆さんはご存じだと思えるんですけども、そういうことで一定の料金をいただいて、檜枝岐の焼却ごみを受け入れているということですので、どのような今後の方向性は、檜枝岐さんの当然考えもあるので、そこは私はわかりませんが、衛生組合としてはそのようなことで受け入れているということですので。

ですから、トン当たり幾らというような、ちょっと数字忘れちゃいましたが、そういうような何といいますか、委託されているというか、そういうので……

〔「使用料です」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 使用料ですか。それでそのごみを受け入れているということでもあります。ですから、今後の方針は、衛生組合がどうのこうのというよりも、檜枝岐さんのほうの考えがどうなのかということもありますし、檜枝岐さんの意向は、今後、私たちの組合に入りたいのか、入りたくないのか、また、私たちもそういうことは全然協議していません。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 衛生組合の統合を図るときに、きょう、総務課長いらっしゃいますから伺おうと思えるんですけども、たしかどこかの時点で構成町村が入るというような記憶していたんですけども、その辺は今、管理者同士では話し合っていないですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 当時、統合を担当していた立場でお答え申し上げます。

処理については、その当時、統合当時、檜枝岐村も焼却炉を持って、単独でやっていました。

そのときに、組合の統合時に構成町村に入るという意思表示はございませんでした。それで、そのとき課題になっていたのは、最終処分場でございます。埋立処分場、これを衛生組合としてつくる必要があるだろうということで計画にはのせたんですが、まだ具体的な計画になっていないと思います。その受け入れに、構成村として入るということであれば、その入る道筋は残しておきましょうということで整理した経過でございまして、今の焼却ごみの受け入れについては処理の委託という形で収入に見ているということで、現時点でそれが衛生組合の構成町村に入ってくるかという動きにはまだなっていないんだらうと思います。

○11番 山内 政議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応85の衛生費の関係、衛生費の生活排水対策費、きのうも湯田賢太郎議員がお話ししたように、河川のいろいろ塩カリ等の垂れ流しみみたいな話で話がされたと思うんですが、やはりまだまだ合併処理が十分に、この本町の場合進んでいないんじゃないかと。だから、それで合併処理浄化槽設置整備事業補助金というのをつけていると思うんですが、これの基準的なものというのは、1個当たりの基準があると思うんですが、どのような形で、何個あたりを想定されていて、この1,200万の予算になっているのか、お願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

30年度当初におきましては、5人槽6基、7人槽14基、10人槽2基、合計で22基の設置数と。補助金額にしましては、5人槽ですと35万2,000円、7人槽ですと44万1,000円、10人槽ですと58万8,000円というような内容でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 そうしますと、この関係で大体自己負担というのはどのくらいになりますか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 ケース・バイ・ケースになりますので、あくまでもこれは浄化槽を設置するところに対する補助金でございまして、地形的な問題だったりとか場所的なものもありますので、一概にちょっとこちらのほうでは把握しておりません。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応、まちうちの場合は、入る家と入らない人たちは、下水が入って

いても入らない人もいるわけですが、やっぱりこれ、実際のところ合併処理というのは、今、生活雑排水というのがすごく何というか、河川の荒れるというか、余り富栄養化、富栄養地区になるというのが、そういうのがすごく課題だというふうになっていますから、やっぱりこういう今、そういう地区ごとに下水施設を入れるというのは本当に事業的には大変だなと私思いますから。

やっぱり、合併処理浄化槽というのは本当に、今、機械もすごくよくなっているというふうには、私の家も入れたもので、そんなハクゼンのほうから話し聞いたりしたんですが、やっぱりこういうのを本当に普及して、そして今、何で自己負担というのはどのくらいなのかなと聞いたというのは、これはあれなんですか、許可制というか、そこに水洗やる場合は、合併浄化槽を入れないとできないんですよという形になっているのでしたっけ。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

まず、処理方式としまして、集合方式、いわゆる公共下水道だったり、農業集落排水設備があります。そのエリアについてはそちらのほうに入ってくださいと、それ以外のところに関しましては合併処理浄化槽というふうな形で推進をしているという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ただ、こういうの、何というか、法的にはやらなくてもいいんですか。つまり、集合方式以外のエリアは、合併浄化槽にしなくても構わないんですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

私の記憶からすれば、単独処理槽というのはもうメーカーのほうで作製していないというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 こういうのは確かに、それ、ないからだめで、何というか、そういう規定的なものというのはつくっていないからできないんですよと、だから合併浄化槽にしなくちゃならないんですよということなんですか。何か認識として、そういうことじゃなく、今言った集合方式のところは、そういうエリア内で皆さん入れてください。ただ、どうしても年配層とかそういう人が入れていないなんていう私も話は聞いたんですが、それ以外のところは、こういう新しく家を建てかえる場合は、ちゃんと合併浄化槽をそれぞれ個人ごとのがなで

対応していただくという、それは何か、建築基準法でそういう規定は一切ないんだけど、そういう品物がないから合併にしないとだめなんだ、だからそれに補助を出すんですよと、そういう理解でよろしいんですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

合併処理浄化槽の補助金の中には、単独処理槽から合併処理浄化槽に切りかえるといったときにも補助の対象になるというような形で今推進をしております。当然、くみ取り便所のほうも、合併処理浄化槽にする場合には、改築という形でもって補助の対象になるという形で我々は捉えておまして、議員おただしのように、例えばくみ取り便所にしたいといったとしても、法的に恐らく縛るものはないのかなというふうには思っておりますが。

○4番 渡部訓正議員 あ、そうなんですか、わかりました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑なしと認めます。

これで4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、5款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

いいですか。

〔「はい、大丈夫です」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 農林水産業費の林業費、98ページの19節負担金、補助及び交付金の中の林業成長産業化地域創出モデル事業の中の町産材使用新築住宅等補助金について、どういった事業なのか、まずお尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この事業は、平成30年度からの新規事業でございます。ご承知のように、林野庁の林業成長

産業化モデル事業の中で、重点的に平成30年度から取り組みましょうということで、町産材を使って家を建てた方に町から補助金を出しましょうというような制度でございまして、一応今回、平成30年度750万円ほど計上いたしましたのですが、目標といたしましては5棟ほど見込んでおります。1棟当たり150万円、限度額でございまして、この中で平成30年度からスタートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 家を建てる者にとっては大変、補助金ありがたいこととございますが、私が家を建てる場合、まず業者、工務店さんに頼むわけとございますが、町内のそういった建築業者全てに対応するという考えでよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

あくまでも町内の工務店さんをお願いしたいというふうに考えております。現在のところ、59工務店さんですか、町内にいらっしゃいますので、この方を対象にやっていきたいなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 大変業者にとりましてはうれしいこととございますし、建てる側にとっても業者を選ばなくて済むというようなことで、大変ありがたいなということとございます。

それで、町産材の使用というようなことで、大概この辺はスギ材を使われるかと思いますが、町産材の木というものはどこで判断されるのか、お尋ねしたいんですが。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

これは、我々考えているのは二通りございまして、1つは、伐採届で当然わかりますので伐採届。さらに、推進協議会のメンバーが工務店なり山元なり、製材所に全員入っておりますので、モデル事業の推進協議会、この中で一応確認をしていただいて証明書をいただくと、こんなシステムにしたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうしますと、先ほどの59社というか、59の組合というか、人と言っていました、59自体は推進協議会には入っていない、全員は入っていないはずなんですよね。入っているところは、確かにこの事業は全てにおいて進んでいるの

で、大変優遇措置あるんですが、入っていないところの工務店さんはどういった判断をされるのか。

今言ったように、木の伐採からという話をしましたが、例えば一人親方とすれば、その方が直接材木を仕入れられるということもあるわけですよ。そうした場合、今、課長が答弁した答えだと、そういった方は該当にならないという言い方になってしまうんです。なので、私はそこが複雑になるので、どういった判断をされるんでしょうかというクエスチョンを与えているわけでございます。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 当然、議員おただしのような、そういう問題が出てくるかと思いますが、一応推進協議会の中でも検討いたしましたところ、町内のそういう対象工務店も推進協議会の中にぜひ入っていただきましょうと、こんなことでこの前の打ち合わせでは方向づけなさいましたので、そういう希望する工務店さんは推進協議会に入っていて、さらにその推進協議会の中で町産材であるかどうかの判断をしていただきましょうというような、そういう一応方向になっております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 推進協議会を進めるのは大変よろしいんですが、中には推進協議会に事情があって入られないという方もいらっしゃいます。そうすると、入らない工務店の方は認証を得られないので、この補助金は該当ないというふうな形になってくるんじゃないですか。そうした場合、私が建てる場合、そこの推進協議会に入っている工務店さんを選ばなくてはならないということになってくると、入っていない工務店さんが実際のところは150万入るわけなんだけれども、150万損するという形にもなってくるわけですよ。そうすると、公平さがなくなってくるので、そこの部分の中の判断って難しいわけで、協議会はわかるんです、推進協議会は。大変1から10まですばらしく段取りぶっていますからいいんですが、どうしてもそこに入られないという方がいらっしゃるわけです。言ってみれば、一人大工さんは入らないわけですよ、どっちかという。でも、一人大工さんでも家を建てる能力はあるわけです。そうすると、その人たちは否定はできないわけです。あなたの木、持っているやつは、協議会に入っていないので、幾ら裏山から切ってきて町産材になりませんよということになっちゃうわけです。

だから、この辺のところはもう少し練ってやらないと、ただ単に推進協議会があるから、そこで認証を得ましょうというやり方でやると、絶対これ不公平さが出てくるんです。思いませ

んか、町長。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これ本当に、最終的にはどこから出たって、DNAの検査しなきゃならないかもしれませんがけれども、厳密にやればね。そうじゃなくて、それはやっぱり1つの、我々も協議したときに課題であるとは思いました。ですけれども、どこから買ったのかと、それは追えると思います。その木材をまた購入した大工さんが、購入元というか、その販売したところがどこからそれを仕入れたのかと、そういう追いは私は可能だと思うんですよ。

ですから、そういうことも含めた中で、1つは、やはりせつかく制度をつくって、結果、それでみんなだめになって、誰も利用できなかつたというようなことはないように、それはちゃんとやらなきゃだめだねということはいろいろ検討しました。ですから、そのようなところまで追えば、ある程度私は判断できるのかなと、そういう思いというか、そういうことでやればなと思っています。

確かに、製材所まで、どこから伐採したか。山から伐採して、疑えばですよ。今、山、伐採届あったから、その木使ったんだらうと、良心的に判断すればそうかもしれませんがけれども、いや、実はその木売っちゃったと、また別の木使ったんだとなれば、それはそれですから、やっぱりそのところはしっかり精査しなきゃならないですけれども。

ですから、やる前に、それを途中から導入するとかどうかはいろいろあるにしても、そのこの原点の部分のところだけはしっかり守れるような、やっぱりお互いの約束を守るというか、条件というか、そこだけは町内の業者であろうが、業者の皆さんといえども、やっぱりそのところだけは業者さんに理解してもらえないのかなと、あるいは建主さんにね。ですから、そのこの部分は、お互いのそのこの部分でしっかり話し合いをして、この事業に適用できますよ、利用できますよと、そのようなことは最初から約束する必要があるだろうと。途中からやられても確認ができないというようなこともあるので、その辺はしっかり町としても対応する必要があるのかなとは思っています。

ただ、この話は、以前50万円の地域振興券でやった経緯があったんですよ。ところが、建てちゃって、地域振興券もらっても、あと何も買うものないとか、そういうことがあったので、やっぱり利用が悪いと。せつかくいただいても、何というか、せつかく建てた人が利用するにはしづらいということがあったもんですから、しばらくどういうふうにしたらいいんだらうって、確かに今言われたようなことも現実には、実際やろうとしたときにはあったので、できる

だけ。

新庁舎も地元産材で建てることができました。ですから、そういう中で森林の活用、そして森林成長産業化のモデル事業も今度町がやるわけですから、そういう中でひとつ町の森林の振興を図りたいということで、目玉としてやったわけでありますから、その懸念は十分考えられますけれども、それはしっかり対応していきたいと思います。

今、私が言ったようなことが具体的な話になると思うんですが、そういうようなことで、皆さんとその辺はしっかり約束の中でやっていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 大変、町長の思いごもってもわかるんですが、本当に協議会自体はしっかりしたもので進んでいらっしゃるのでもいいんですけども、本当にそこに入れない工務店さん、大工さんが、せっかく家を建てるという中での判断で、また、建主もせっかく一生に一度だと思えます、この時代。私なんか多分建てられないで一生終わっちゃうと思えますが、建てる段に当たって、やっぱり気持ちよく建ててもらうところに当たってやはり考えないと、行政側から補助金出すからいいじゃなくて、建主がどういった気持ちで建てられたのこののをやっぱり見て、これはその大工さんが協議会に入っていないなくても、例えばその木を切った、木を買ってきた領収書あるはずですから、これは幾ら個人であっても。でも、そういう提示をさせてもらえば、それで信じるしかないじゃないですかという、せっかくこの事業やるに当たって、町活性化、工務店活性化ということをうたっているわけですからね。だから、ぜひそういった方向で、ちょっとやわらかく進んでほしいなと思っています。

当初、去年の総会等にやったときに、こういった森林認証材による住宅補助制度（案）なんてあってね、こういうのをつくった中で、本当に何というんだろう、さっき言った協議会の中の森林認証材の関係を将来的に持っていて、この材を使ったときは最大限200万出しますよと。でも、それ以外の町のものに関しては150万ですよとか100万ですよという進み方もあるわけですよ、これ。

これをただ単に町産材の中で、今言った協議会というものを頭に置いちゃうと、そこに批判する方もいらっしゃるわけですよ。でも、批判するのは建主かもしれないけれども、建てる側はそんなことわからないわけです、もう大工さんを信じて建ててるわけですから。だから、そういったもので、頭を課長やわらかくしていただいて、全てにおいてこれが気持ちよく使えるようにと思えますが、課長、お願いいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

先ほどの推進協議会の関係は、一応1つのそういう方法、手段もあるというようなことで、今ほど町長も答弁されたとおり、当然これ一人親方もいるわけですから、そういう方々にも平等にぜひ行き渡るような、そういう体制を組んでまいりたいというふうに考えております。

それで、今現在、農林課の内部で詳細なルールづくりをしておりますから、その点も踏まえて、しっかりとした対応していきたいというふうに考えております。

あともう1点、森林認証のお話出ましたけれども、まさにこれ、議員おっしゃるとおりで、行く行くは、目標はやっぱり森林認証材で住宅を建てていただきたいというのが我々の希望でございます。まだまだ今の段階ではそこまでいきませんが、将来的にはそういう森林認証を使ってぜひ家を建てていただいた方にはさらにというような、そういうことも一応考えておりますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 大変いい答弁いただきましたが、本当にですね、くどいようですが、協議会はしっかりしたものがあるというのはわかりますので、そこを余りにも一番に置いちゃうと、そのことは言うておらんが、ほっぽいておいてもしっかりとしたところの協議会なのでいいわけで、その人は二番三番でもいいわけですが、そのところは。なので、そこまで考えながらこの事業が進んでいってほしいなという思いもあります。

中にせつかく分科会をつくって、町の中の工務店を活性化しようという、ちょっと私古い資料をいただいているんですが、分科会で話されているわけですよ。そうすると、その分科会の内容は、参加した人がやっているんで、工務店自身が自分のところをやっているんでしょうかという会議になってしまう。ではなくて、この会というのは町の全体を考えた会議の中で分科会を開いていると私は認識しているので、その部分をやっぱりとにかく念頭に置いての物事の進め方をしないと、私の言っているような勘違いが出てくるので、ぜひ気をつけて進んでいただきたいという思いでございます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 同じ条件で建てた人、町産材で建てた人がしっかり公平に町の事業が何といますか、恩恵にあずかれるように町としては対応しなければならないと思っています。ですから、逆に言うと、やっぱり町の規則をしっかり守ってやっていただきたいということもあるので、両方それが合致したところで、お互いの信頼関係の中でこの事業を進めるということなので。

ですから、推進協議会に入っているとか、入っていないとかじゃなくて、一人親方の大工さんであっても、正確にそれを使っていたときには全てその恩恵が得られると、そのような事業の推進の仕方をしていきたいと。これは、本当にこれから建売メーカーの住宅がどんどんどんどん建っていくのを、一人親方の人たちもしのびなく見ているので、それはそれとしていいんですけども、やはり町としては、森林の振興とか林業の振興とかそういうことを考えれば、相対的な全体の経済の活性化につながるということの判断の中でこのような事業を進めたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ぜひ、そのように進んでいただきたいなと思っております。

もう1点の、今のこれに関しまして、聞いたところによりますと、まきストーブに関しても補助金が出るということですが、課長、もう一度この辺のところ。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 この150万円以外、まきストーブ、やはりまきストーブも町産材の振興につながりますので、一応最大50万の補助を考えております。ですから、150万プラス50万で最大200万。ただ、このストーブも単なる普通のストーブではなくて、一応二次燃焼もできるストーブというようなことで、結局、普通ストーブ、まき燃やすと煙ぱつと出ていっちゃいますよね。ところが、その煙を再度燃焼させて熱を上げると、ちょっと高度なストーブなんですけど、それで100万以上するかと思いますので、このまきストーブについても今後補助をしていきたいというふうに考えています。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 これはセットの補助金ですか、それとも家は家、ストーブはストーブですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 一応セットで考えております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 あくまでセットですよ。そうすると、私がこれからこのストーブを、課長が言ったストーブを買いたいと言っても、補助金はないということでもいいですよ。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 そのとおりでございます。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、96ページの6款2項2目林業振興費の中の1節、8節、13節について伺いたいと思います。

まず、1点目であります。実施隊報酬がのっておりますが、実施隊というのは町で委嘱した捕獲隊ということだと思わすけれども、実施隊になるための資格等の要件はあるのかどうか、まず1点目、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

特に、実施隊になるための資格とかそういうものはございません。あくまでも本人の了解をいただいて、町で委嘱するというようなことでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。そうすると、猟友会の中に分会がありまして、その中で実施隊として協力したいというようなことがあれば町で委嘱ができるという、もちろん人柄とか、そういうところは狩猟免許を持つ時点で審査済みだから、そういうことでできるんだらうというふうに理解しました。

ただ、捕獲隊の報酬というのは、その下の部分に、8節ともかかわるので、ちょっと一緒に話させていただきますけれども、報償費にあります。この報償費は、捕獲した例えばイノシシとか鹿とか猿とか、そういうもの1頭に対して幾らという報償費なんだらうと思いますけれども、この報酬というのは捕獲隊員になった時点で、1人幾らというふうに決まっている報酬というふうに考えていいのかどうか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この報酬、町の非常勤特別職になるものですから、その額を一応支給しているというようにございまして。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それは、捕獲とか何かではなくて、例えば捕獲隊が見回りとかで定期的にやっている、その実働日数に対する費用という考え方でいいのかどうかです。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 そうですね。この報酬は、出役した場合の報酬でございまして。捕獲とは

また別でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そうした場合、捕獲した場合の報償というのは、鹿とか猿とかイノシシ、それが町の場合だと1万7,000円とか1万2,000円とかあるんですけども、県の分が2万3,000円と今回、委員会の中でちょっと報告があったんですけども、その申請、報償費を申請するには、例えば県のほうが2万3,000というとかかなりの差があるわけですけども、町の予算と県の予算ということは、それは全く別の考え方で、申請は県にするも町にするも、申請の段階では特に何というんですか、クリアしなければいけないというようなことはないんでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

町でやっている捕獲のお金と県でやっているものは、まるっきり別個のものでございます。県は県、まちはまちでやっておりますので。ですから、県のほうの指定管理を受けるためには、県のほうに登録をしないといけない。その一つの条件として、年に定期的な研修を受けなければならないというような要件がございますので。ですから、捕獲報償金に関して、町と県の関連性は1つもございせん。県は県、町は町でやっております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そうすると、研修とかそういうのに出て、県の登録を得る、その人が県に対して申請できるということで今お話しされたと思うんですけども、そのほうが捕獲者にとっても、それがそう難しいものでなければ、捕獲隊と県に登録、町に登録と県に登録とそう差がないのであれば、町のほうとしてもこういう予算がもしかしたら不要というか、縮減になるのかなと。

県のほうに申請して、県のほうからいただいて、それが例えば1万7,000円とか1万4,000円が2万3,000円というふうにお聞きしましたけれども、県のほうは。そうすると、それだけ大きな収入にも、報償金の差がありますので、その方向に進めたほうが、猟友会の人たちにもお願いして、そのほうが町としても助かるのではないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか、何か県に登録するのに難しいとか、進められない理由というのはありますか。

あと、先ほど74人という人数は、猟友会の中で何%ぐらいになるのか、猟友会全員が捕獲隊になっているわけではないと思うんですけども、あと県に登録している人は、この74人の捕獲隊はほぼ県にも登録されているという考え方でいいかどうか、聞きたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

これ、確かに今、議員おただしのとおり、最近ではやはり県のほうの単価が高いものですから、ニホンジカの場合は、ほとんど捕獲は県のほうにだんだん移行されております。そうしますと、当然、町のほうの予算的にも大変助かるものですから、我々としても本音を言いますと、やはり県のほうにどんどん捕獲をしていただければなというふうに本音は考えております。

それで、やはり登録するために、もろもろの定期的な研修、例えば狩猟に関する研修はもちろんでありますが、赤十字社あたりの研修も、救急救命に絡みますので、万が一事故の場合。ですから、そういうものもやらなくてはならないというようなことで、すぐに誰でも登録というようなわけにはいきませんが、ただ、現在の町内で登録されている人数はちょっと、詳しい人数はあれなんです、館岩地域はほとんど入っているというふうに聞いております。田島地域はまだそこまではいっていない、数名の方だというふうに聞いております。

それで、実施隊も、実施隊イコール猟友会ではございません。猟友会、大体80名ほどおるんですが、実施隊は現在74名というようなことで、パーセントにしますと大体90……

[発言する者あり]

○渡部 徹農林課長 なります。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

そしたら、13節のほうの委託料の上から3、有害鳥獣捕獲委託料というのが93万ございます。これはどこに委託するのか。防止対策業務委託料というのがその下にございます。この委託先2つ、お聞きします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

有害鳥獣捕獲委託料93万でございますが、これ、自治体以外に捕獲隊という組織がもう一つございまして、ここに委託を。自治体のほかに捕獲隊という、そういう組織がございまして、ここでは主に、もちろん鉄砲も持っておりますので、銃所有者が大体70名、あとわなが15名、合計85名の捕獲隊のほうにお願いしていると。だから、自治体とバッティングしないように、その辺は調整してやっているということでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

乙の免許を持っている人が70人で甲の免許を持っている人が15人、捕獲隊として登録になっているという。

あと、最後の、その一番下段にあります鳥獣被害対策遺伝解析委託、この内容と委託先というか、具体的なちよっと説明をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、委託先でございますが、これは福島大学のほうに委託いたします。それで、事業の中身といたしましては、南会津町内で捕獲したニホンジカのDNA、それと南会津町以外で捕獲した鹿のDNA、これを比較しますと鹿の行動ルートとといいますか、どこから来て、どこへ行くという、そういう何かDNA鑑定でわかるというようなことでございますので、やはりぜひそういう、今のところ全然ニホンジカのルートとか行動範囲がわかりませんから、やはりこういうDNA分析でそういうのが明確になれば、いろいろ捕獲の面とか個体数調整で参考になるんじゃないかなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

やはり、これでルート解析ができるとなると、本当に制限を完全に全てなくするということは必要がないと思うので、確かに制限したりすることには効果的だと思いますので、ぜひそのような結果、我々のほうにもわかり次第報告していただきたいなというふうに思います。

終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 99ページの治山林道費の部分、19節の部分の経営事業負担金の部分について、2つの事業についてそれぞれ聞きたいと思います。

これもかつて聞いたことあるんですけども、山のみちの負担金が100万ぐらいなんですけれども、これは何か以前の記憶だと120万ぐらいで四、五千万の事業なんですけれども、それでしたので、今回、具体的な、これ古町に伸びる林道、駒止トンネルの上の林道の話なんですけれども、その工事なんですけれども、どのぐらい伸びるとか予算規模です。わずかな負担金なので、100万と上がっていますから、総額的には四、五千万のようなイメージしたんですけども、これはどんな部分で、何メートルぐらい伸びるか、その辺ちよっと、わかれば教えて

ほしいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

山のみち地域づくり事業につきましては、県が事業主体でございます、県営。それで、30年度につきましては、町の負担額が108万ということで、事業費に対しまして1.8%の負担というようなことでございます。

それで、事業の進捗ですが、なかなか予算的に厳しい状況でございます、30年度におきましては、特に延長が伸びるといことはございません、県のほうに確認しておりますが。一応、工事といたしましては、土工工事とかのり面工事というようなことをやりたいということなものですから、今よりさらに延長が伸びて進捗があるというような、そういうことではないというふうに県のほうからは聞いております。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 1.8ですから1億ぐらいだと思うんですけども、かなりの分で、具体的にはまだ聞いていないということで、それで結構です。

林道専用整備事業です。これは多分、路網的なイメージで聞こえるんですが、多分、伐採、間伐みたいな部分のための事業だと思うんです。正確なこの昼滝向山線の場所と、これ1,400万負担なので、先ほどのイメージで1.8%というとなん十億の工事費になっちゃうんですけども、その分の予定としてはどんな規模の部分、場所と長さ的なものがわかればと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

林業専用道路整備事業、これも事業主体は県でございます、県営になります。町は県に負担金を納入するというようなことで、町の負担金の割合は30%でございます。30%で1,470万を今回計上させていただいたんですが、大体、場所的には七ヶ岳の基幹林道の近くでございます、町有林、新庁舎で切り出したところご存じかと思いますが、その付近でございます。それで、延長は整備が500メートルを予定しております。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 路網だから町有林の部分のそれを伐採・間伐、伐採ですね、この場合は、皆伐というか、そのためのように聞こえましたけれども、これって、路網的には半永久的には林道みたいな形で、お金いっぱいかけますから、簡易的に出すためだけの林道ではなく、

将来的にはそこをハイキングとか何かできるみたいな、路網の性質上、永久的な林道のようなイメージで最終的には残っていくのか、単なる町有林の伐採のための路網ですか、簡易な部分なのか、その辺の捉え方はどうなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

これ林業専用道路となっておりますから、あくまでも林業の、路網とはちょっと格段上の林道というようなことで考えていただいて結構かと思えます。大体幅が約4メートルございますので、ただ、若干、七ヶ岳林道のようなああいう広さはございませんが、あくまでも林道専用の道路でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 路網よりは格上ということは、残るようなイメージで考えてよろしいということでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 これは、残るようなイメージで考えております。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今後、こういう路網はほかの地区でも起きることなので、30%で立派なんでしょうね、立派な林道ができるわけで、多分、今後こういう県の事業に頼るといふか、使って進むと思えますけれども、こういう事業が具体的にあるということ、すごく今後期待していますので、有効に使ってほしいなと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、97ページ、12の役務費の関係と98ページ、19番です、負担金、補助及び交付金について質問をします。

まず最初に、97ページの12の役務費の森林認定定期審査手数料120万計上されていますが、これはどういった内容の金額なんですか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この手数料でございますが、これにつきましては森林認証、これも林業成長産業化のモデル事業に絡むわけなんです、目標といたしまして、1万ヘクタールを森林認証にしたいという

ことでございますので、平成30年度につきましても1万ヘクタールに近づけたいというようなことで、その森林認証を得るための審査手数料でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 申請面積は何ぼくらい見ているんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。これは現在、町有林の中で森林認証を取得しているのが477ヘクタールでございますので、残りの分約8,500ヘクタールですか、これを全て森林認証というようなことで申請したいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、平成30年度をもって町有林については全て認証林になると、こういう理解でいいわけですね。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。一応、目標といたしましては、町有林を平成30年度で認証に持っていきたいというような考えはございますが、ただ、なかなかかなりの面積でございますので、場合によっては次年度に移るような可能性も出てくるというふうに考えております。目標としましては、あくまでも30年度にやっていきたいと。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、今回、順調にいけば8,000やるわけですし、今まで4,000何ぼやっているから。そうすると、認証林の目標1万ヘクタールというのは、単純に言えば、これだけでクリアしますよと、こういう理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

目標1万に対しまして現在477、あと残り8,500、大体1万。ただ、これはあくまでも町有林でございますので、我々考えておりますのは、私有林のほうもできれば拡大していきたいというような考えは持っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 これ、後の質問にもかかわるんだけど、ここで話したほうがいいと思うんですが、いわゆるモデル事業には3つの目標が示されていますよね。それで、既にモデル事業入って、新年度を迎えれば3年目に入るわけですよね。しかしながら、目標に向かって、目標——これは何回も一般質問の中でも言われていますからわかるんですが、年度ご

との目標というのが、計画がまだ明らかになってねえんだというふうに思うんです。

それは、いろいろ分科会の中のワークショップだの何だのの論議を踏まえて、そういったものをつくる、計画していくんだというふうには私は理解しますが、しかし、この計画期間は5年ですから、50年もあるんだらそれはいいと思いますが、5年ですから。そうすると、仮にこれ本気になってつくって、平成30年度にそういう分科会のワークショップの結論が出て、計画をつくっても、既に2年間は過ぎて、あとの3年分の計画になっちゃうんだと思うんです。

そうすると、この認証林の目標の1万ヘクタール達成の絵柄もわかんねえ、はっきり言って。こういう絵柄でいったから、ことし、町有林の残面積8,000何ぼを認証林でとるんだよということと、目標を1番においていて、町有林の残が8,000何ぼあるからこの認証林をとるんだとでは全然意味が私は違うんでねえのかなというふうに、実は心配をしているわけなんです。

だから、その辺のところについて、1つは、しっかり早急に検討をしていただきたいなと、こう思いますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、事業の実施年度でございますが、平成29年度からスタートいたしましたから、平成30年度は2年目というようなことで、ですから、残りあと31、32、33は、30年まであと4年間は一応ありますので。

あと、議員おただしのように、今のところ年度ごとの具体的な計画がないものですから、これは早急に策定をしたいというふうに考えております。当然ワーキンググループなり分科会である程度意見まとまりましたので、本当に実現に向けて具体的な計画を樹立していきたいなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 98ページの負担金、補助及び交付金の中で、森林整備地域活動支援交付金事業、林産業人材育成支援事業補助金480万、さらにはグリーンワーカー育成事業補助金1,200万ということなんですが、これは恐らく林業労働者の育成のための補助金だというふうに思うんですけれども、これも言えばモデル事業に入るという捉まえ方なのか、そうでねえのかという点はどうなんですか、これ。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

予算上はモデルとは別個の予算ではございますが、内容的にはこれはもう人材育成でござい

ますので、モデル事業と同等というふうに我々は考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、これ、先ほど私言ったこととも関連するわけですが、現在、219人の労働者に対して将来目標300人という目標を持っていますよね。そうすると、ここと言えば、また来年度新たに10人ということの新規の労働者育成というものを目指すという想定はできるんですね。そこさ、さっきの何だっけ、補正予算でいうずれた分2人分、何か月走った分ありますよね。そうすると、今度はそのことを加味すると、8人を養成するのか、何か中途半端にまたそこから追加して、2人追加して、延べ人数でいくと14人育成していくみたいな話なのか、ちょっとその辺見えないんですけれども。

だから、これもまた、この10人ということが適当なのかどうなのかということだってあるんでしょう。平成33年に300人に目標を置いたときに、この10人という計画でいき切れるのかどうなのかということも、我々としてはちょっと見んなんね部分あるんですよね。それ、後半にいったい一気に何十人もなんていうことは、ちょっと俺無理だと思いますので、その辺も、だから年次計画を持ってやっていかねえと、何というのかな、目指す方向がやっぱり見えてこねえではねえのかなというふうに思うんですけれども、その辺どうなんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、グリーンワーカーでございますが、これは平成28年度からスタートいたしまして、28、29、30、一応3年間の補助というようなことで考えております。これは、森林組合に対する人員の補助でございますので、ですから、この10名というのは、毎年新しく10人、10人、10とふえるんじゃなくて、現在の森林組合に勤めております10名の方を3年間支援しましょうと。ですから、実質そんなに新しくふえるというようなわけではないというようなことでございます。3年間の中で、その10名の方を何とか人材育成の、町で支援しましょうと、そういう制度でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いや、そしたら、あれですか。そういうことだとすると、219に対して300人の目標を置いた新規林業労働者確保の予算というのはどこに、どう位置づけられているんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

特に、300人の林業従事者の予算的なものは特に出てきておりません、今のところ。ただ、現在、相対的にそのモデル事業を取り組むことによりまして、例えば山側の目標、素材生産が4万3,000円でございますから、これ達成すれば当然、山のほうの仕事量がどんどんふえますので、仕事がふえれば当然、従事者もふえるだろう。さらに、山側のそういう材がどんどん川下に流れれば、下の受け入れるほうの商品製材ですか、そちらのほうも回ってくるんじゃないかなということ考えております。ですから、その300人に対する予算的なものは、今のところは計上はされていないというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 だから、俺もやっぱり勘違いしていたんだな。だから、そんなことで新規林業労働者の確保ってできますか、本当に。確かに、伐採量がふえて、木材利用が活発化になれば当然そこに働く人が必要になってくるというのは、これは理屈上わかります。けれども、今までやって、いろいろな補助制度とってやっているにもかかわらず、なかなか思うように進まないから、モデル事業でさらに予算的な裏づけもしながら、さらには組織的にも対策室をつくって、本気になってやっぺえと、そこまで本腰入れねえと、やっぱりこの3つの目標の確保はできねえでねえかと、こういう立場で今日まで私は来ていたというふうに思いますし、そういう理解をしていました。

そういう面では、やっぱり新規の林業にかかわる働く人の確保にだって、一定のやっぱり裏づけある予算配置をして、きっちり対応すべきだというふうに私は考えます。

今回、これ議案の中ではないようでありますから、これは補正の機会等もあるわけですから、十分その辺は再度全庁挙げてこれは検討して、何らかのやっぱり方向づけを早急に出すべきではねえのかなというふうに思います。とりわけ、このモデル事業というのが、町としてだってこれ、政策目標的には大きな位置づけをしているわけですから、そういうような意味合いから、何か予算の裏づけなくて労働者がふえるんだなんていうのであれば、これは私らだってそんなにそんなに苦労しねえだって、ふえてきているはずだと思います。

それは、やっぱり取り巻く現状を考えたときに、そんな甘いもんで私はないでねえかなというふうに思いますので、ぜひそこは再検討、補正等を含めて組んでいただくよう強く要望をしておきたいなど、こう思います。

○五十嵐 司議長 答弁よろしいですか。

○17番 室井嘉吉議員 今現在、219なんだ、それはそういう答弁しているんだから。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 ちょっと説明不足がありまして、その300人の捉え方でございますが、一応現在の林業従事者が219名でございます。これをベースにして、210をベースにして300にするというような、そういう捉え方でおりますので、ご理解をしていただきたい。

あと、予算の裏づけにつきましても、モデル事業、重点プロジェクトがございまして、例えば高性能の機械に関しましては、森林組合が一応この5年間の中で6台の高性能機械を導入をして、山側をどんどん素材生産を行うと、確保するというような、そういう予算的な裏づけも全くないわけではございませんので、その辺はご理解いただければというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えいたします。

それ300人までふやしたいと、何とか林業従事者をふやしたいということでもあります。219人のベースがあるということではありますが、仕事をつくりながら、やっぱり人材育成もしなきゃならない。一気にやはり90人、30人というのは当初からは、ある程度段階を踏まないといけないですよ。

ですから、それを十分念頭に置いた中で、これから、そういうことも、当然あと4年の中の計画の中でそういうことを計画していく必要があると、そういう認識でおります。ですから、その計画が実際に、総枠の中でこの5年間の中で15億円、大体想定されるわけでもありますけれども、そうしたことも含めた中でこれからも事業の計画、それから森林組合としてももっと活性化といいますか、あと民間にまでそれが波及すると、そのようなことの計画の中でやっていきたいと思っておりますので、当初の計画としてはそのようなことをご理解いただきたいなと思っております。

ですから、段階を追った中でふやしていく、そういう計画を持っているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いや、だから、町長の言うこと、私別に……、そういうことなんですよ。だから、そういうことでいくとは言えけれども、そのことの計画が、年次を追った計画がもう何もねえ中で、果たしてうまくいくのかということですよ、言えね。

それは81人ですよ、純増。純増81人を4年間の中ですよ、あとの残余年だから4年間ですよ。そしたら、単純したら年20人ずつの計画を立てればいいけれども、それはそうだって言えばそうだけれども、書いたものも何もねえだって、ちゃんと計画を持ってやってくれという

んです。

そうすると、20人と言うけれども、木を切る分ふやすから20人確保できるんだみたいな、そんなことの計画で本当にいき切れるのかということなんです。だから、そのところをきっちりやった計画を出してくださいと、そしてやっぱり予算的な裏づけもしてくださいよと、こういう意味ですから私言っているのね。ぜひそこはご理解ください。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

やっぱり、それだけ雇用したり事業を進める中では、総額は大体決まっているわけですが、5年間のね。その準備段階、この1年間、いろいろ提案もしてきました。その段階である程度の構想はあるにしても、やはり今度、町が実際にそれを事業を進めるに当たっては、町の皆さんと協議をしていかないと、具体的な計画は立てられない状況にあるんですよ。

ですから、そういう中で1年間は、1年間で全てかかったわけではないんですけれども、認定を受けてからですから。ですから、そういう中で、多少来年度に入ると思います。今、その段階ということで当然、今、議員おっしゃられたようなことはしっかり計画して、それを5年間の、あと残り4年ですけれども実施すると。それで終わりじゃなくって、むしろそこからが今度、林業成長産業化のモデル事業の本番になるので、ですから、そういう捉え方として、みんなが一緒にできるような、協力してできるようなその体制づくりをその4年間の中でするんだということ。その数値目標の一つとして、300人は雇用したいんだということを掲げさせていただきました。

ですから、そういう捉え方でお願いしたいと思えますし、最初からでき上がったものを全部想定したものではないということ。それは、1つの準備段階のフレームにすぎないということで、この4年間になりましたけれども、1年終わりましたけれども、そういうことでしっかり対応、計画をしていきたいと思えますので、ご理解お願いしたいと思えます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 1つ、再度確認しますが、この3つの目標というのは、平成33年までの目標という捉え方でいいのか、それ以降もこの目標を持ってやっていくという目標なのか、その辺ちょっとはつきりしてください。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 この3つの目標は、あくまでも平成33年度の目標でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、その目標に向かった年度別計画というのか何というのか、そういったものが今後出てくるという理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

予算的な関係、それから年度ごとの割り振りにつきましては、ある程度モデル事業の中で割り振りはしているところでございます。例えば、森林組合を中心に4万3,000円の素材生産でオーナーを確保して、雇用を拡大しようというようなことでございますので、それにはこのプロジェクトの中で、この5年間の中で、高性能林業機械を森林組合に6台何とか導入していただいて、山を活性化しようというような、そういう予算上の構成は持っております。

ただ、議員おただしのように、どれだけの山を具体的に何ヘクタールやって、幾らの雇用するんだと、恐らくそこが足りないという議員のおただしだと思いますから、そこはきっちりこれから具体的に、この機械でこれだけの山をやれば何ヘクタール素材生産、間伐材が出て、雇用はあと何人いれば雇用できると、そういう具体的な計画を今後立てていきたいなというふうに考えております。

○17番 室井嘉吉議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も一般質問で一応やっていますから、その関係でちょっと1点だけお伺いというのか、意見になるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

98ページ、森のエネルギー創出事業補助金1,500万ということで上がっています。そして今回、一応民間も交えた補助対象で考えていきたい。そして、それを今回、私も実はその動きが出てきているということで、実際に間伐材を運んでいる個人の方に今回も話し聞きました。そうしましたら、一応3,500円、今回は現金で出したいという話になったと。ただ、どういうやり方で立米という扱いをするようになるのか、そういうものはまだ具体的には決まっていないというような話を聞きました。

そして、私は、この森のエネルギー創出事業補助金というのは、この前も一般質問の中で申し上げましたように、実際これによって、やっぱりまず材料の調達がこの事業で図れる、やはりそういうようなシステムづくりというものを考えて、そして今、民間等の場合、広葉樹のチップ生産なり、そういう購入等がなっていますし、そして森林組合等が今バイオエネルギーの問題というような形であるわけですから、そういうふうに少しの金でも動いている、ただ、1,500万という大きな金ですから。

だから、実際のところ、本当にこの具体的な運用に当たっては当然、例えば立米が今、広葉樹の場合、5,200円で受けているというような話も聞いております。そうすると、3,500円でどれだけの人がそこに持っていくのかといえ、そうはなっていないのではないかというふうに私は危惧しているわけです。

だから、そういうのを十分に考えた上で、この予算について私は反対するものではないんですが、ぜひ有効な手だてを考えていただきたいなということで、何か今回、私も帰ってから、ちょっと今ほど言った間伐材を生産している方とお話をしたらそんな話になって、ことしは俺はもう間伐材なんて持っていきよねえよと、3,500円くらいもらったって、どこにももう合わないんだというような話が出ていました。

だから、そういうのを、具体的な運用に当たっては十分にそういった動ける、やっぱり調達できる、材が入ってくる、そういったシステムづくりを、大変でも考えていっていただきたいなということ、ぜひそんな立場で考えていますので、何かあればご意見を伺いたいと思いますが、所有者というか、実際にこの間伐材を運んでやっている人が、これまでは商品券で幾ら幾らもらったけれども、今回は現金で3,500円、とてもじゃないがそれでは困っちゃうんだというような話がありましたから、ぜひその検討を十分にやっていただきたいなというふうに思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

議員おただしのその3,500円という数字どこから出てきたのか、ちょっと私もわかりませんが、一応我々考えておりますのは、30年度以降考えておりますのは、買い取り価格は個人であれ事業者であれ、4,000円以上で買い取っていただきたいというふうに考えております。ですから、材の質によっては当然5,000円なり、そういうケースも考えられますが、ですから、最低4,000円以上で買い取ってほしいというような、そういう組み立てを今考えております。

平成30年度は、一応5,000立方ですか、全部で。これを考えておりますので、何とかこれを有効に活用していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応そういうふうに話をしているということだそうですが、私は実際所有者の、間伐をやって、そして運んで、若干自分の小遣いにしているという方、同じ地区の方なんです、話を聞いたら、ことしは、今までは商品券で買っていたと、そして3,500円だと。そして、私が言ったのは、針葉樹関係、今、大体5,200円ではないんですかと、買い上げ

単価としては。

そして、1つのところ、ざっくばらんに言いますと、グリーン発電の関係のノーリンさんでいうと5,500円ですよ。しかし、それでも、やっぱりこちらで森のエネルギー創出事業補助金というのを出しているから、その上乘せして買えるわけです。つまり、3,000円が単純に私は上乘せになっていけば、十分に材はこの地区のほうに集まるから、3,000円という単価を出されたのではないかというふうに思っていたわけですが、ただ、実際に今度は買い上げ価格は3,500円ですよというふうにして、それは現金で買いますよというふうに言われたと。

だから、どこから仕入れたものだかというのは、同じ地区の実際に今まで間伐をやって、そして材を運んでお金、今までは商品券だったけれども、30年からは現金で3,500円というふうに言われたけれども、とてもじゃないけれどもそれでは買うよねえよね、もう手間賃にもならないから俺はやらないんだというような言い方をしていたということでございます。

だから、それ、どこが言ったんだなんていう話し言ってもしょうがないでしょうから、そういうふうに聞いている。ただ、4,000円で買ってくれということなんですが、実際に、だから、私は実際の単価の買い上げというのは、針葉樹でいえば多分5,200円というふうに聞いています。だから、それがどういうやり方をしているとか、重さではかって掛ける0.7掛けというのが今、大体チップ業者さんなり、あとはノーリンさんが買い上げている単価だそうです。

ですから、大分掛ける7って掛けると、0.7掛けですから、針葉樹なんかも大分、実際の立米数よりは重さのほうで掛ける0.7で、大体それがトン立米というような立米扱いの形にしていますから、どういう取り扱いになるか。だから、できればそういうところを考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、ページ98ページ、農林課長大もて。農林水産業、19番、有害鳥獣とそれからその下の林産業と、それからグリーンワーカーについてお尋ねをいたします。

まず、有害鳥獣のほうですけれども、たしか今回の議会で、鹿とイノシシ300頭くらいとったというような記憶だったと思うんですけれども、今から10年くらい前、ジビエ料理というのがぼちぼちと話題になったときに、田島で何とかできねえかという話があったんですけれども、いや、そんなにコンスタントにはとれねえべと、それから解体する人がいねべと。頭数が

少ないし、それから冷凍をどうやってやるんだということがあってご破算になったんですけれども、今、全国的にそういったジビエを生かした料理をつくって、観光客も呼ぼうということになっていますけれども、そういった意味からいうと、この有害鳥獣で300頭以上もとれるんだったら、ぜひこの機会に、町としても、とるだけじゃなく、そちらのほうに使うようなこともできるんじゃないかと。

そこで、昔の課題が今、日本ジビエ協会というところで、なるべく殺したところの——殺したと言っちゃまずいのか。いや、殺傷したところの近くで解体できるようにというので、軽トラックだ何だといろいろ改良したものが、相当山奥まで入ってくるようになっていいます。

それから、もう皆さんご存じのように、島根県の海士町では、とったマグロを長期間保存して、一番値段の高いところで売ろうということで、海士町がCASという冷蔵庫を使って、これはもちろん国の事業債を使ってやっているんですけれども、それで今、マグロを高く売ってもうかっていると。それがきっかけで、子育ての住宅をつくって、多くの人に移り住んでいるという実態があります。

ですから、そういったものを組み合わせると、今の時期なら、十分ジビエに対して産業としてやっていけるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の検討はなされているかどうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

確かに今、全国的にジビエが、かなり取り組んでいるところ多いんですが、ただ、残念ながら福島県内は放射能の関係で、ジビエはできないことになっておりますので。ですから、ジビエ以外の、例えば鹿の、ニホンジカの皮とか、そういうものの利用ができないかというようなことは、いろいろ内部では検討はしているところでございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それで、実際に我々が住んでいるところは放射能0.04ぐらいと、新宿も大体同じくらいだよ。それで、実際に今現在、とったやつの放射能というのはどのくらいあるのか、そういった確認とか、どの辺のスピードで山のけものたちのあれ、せつかくとっているわけですから、そういった数値の確認なんかはしているのかどうか。例えば、今はだめだよと、放射能で。ところが、流れからいうと、あと5年くらいたてば、もしかしたらオーケーになるかもしれない。ならば、今からやっぱり計画をして、いろいろ猟師さんの話を聞いたり、そうすればとったものも2万3,000円プラス幾らになれば、またふえるかもしれないので、その辺の調査はどうなんですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

それですね、やっぱり有害鳥獣のことで先日、東京農工大の梶先生のグループといいますか、協定を結ばせていただきました。それで、我々のところに鹿とかそういう有害鳥獣が来ているわけですが、どういふふうなエリアで活動しているのかとか調査、ある程度想像はされていても、今、私たちのほうは、湯西川とかあの辺からも行ったり来たりしているんじゃないかというような想定はされているんですが、大体わかるんですが、そうした中で、やはりほとんどが放射線量100ベクレル以下といっても、たまにぽこんと出ると。そうすると、やっぱりそれはちょっとまずくなるということなんで、キノコと同じです。

ですから、そこら辺のところはある程度安定してこないとだめかなと、私もそのようなこと、ジビエを思っているんですが、やはりどうしてもそういうことが安定してこないと、皆さん方にPRしにくいというようなことが実際あるものですから、ある市でも今まで、イノシシとかそういうことをやっていたと。だけれども、やはり放射線、この原発の事故が起こって、それがだめになっちゃったというところも近隣にありますから、ですから、まだ依然として尾を引いていると思うんですが、私どものほうもそういうことが今の現状だということ。

ですけれども、何百頭もとれる鹿をただそのまま埋設、何というの、埋めてしまうのもそれはあれなんですけれども、そういうことも含めた中で、今後、そういうことが調査した中で明らかになっていくと思いますので、その辺は十分念頭に置いた活用の仕方というものも考えていきたいなと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 多分、今までは放射能でだめだろうという諦めもあったと思うんですけれども、その下がりぐあいから見ると、もうそろそろ研究して、もし下がってきたらすぐゴーできるよというような体制にしておくことも必要だと思うので、せっかくこれだけの予算が上がっていますから。

それで、次に移ります。

今、昨今というより、ここ二、三年の予算配分を見ていると、相当やっぱり林業関係、力を入れているというのはわかりますよ、これ予算。この好機を逃すと、予算がだんだん林業関係少なくなってくるんじゃないか。

一方、やっぱり南会津町は、農業・林業にお金をかけなきゃまちづくりできないんだという、もう20年も前から職つくれ、職つくれってできないわけですから、今、こういう時点に来

ているので、そろそろ本腰入れて、今度の9月の議会でも私、相当突っ込んだ意見言うつもりですけれども、平成30年度の予算概要の81番、82番、これやっぱり関連づけて、先ほど17番議員言ったように、やっぱり結果を出せるような事業にしていけないといけないと思うんです。

具体的に、抽象的でよくわからないんですよ、こればらばらに説明されるから。だから、当然、山で働く人を育成するためには、こういった技術、それプラス1つ、先ほどからの質問を聞いていると、抜けているのは、やっぱり働いている人の給料なんですよ。それと両方合わせてやっていかないと、多分、技術を持っても途中でやめちゃうよと、前の事業そうですね、途中でやめた人もいます。それは、やはり技術プラス生活が保障される給料がないと、やっぱりふえていかないと思います、ばらばらにやっていたんでは。

だから、そういった意味でいうと、この81、82番で、トータル的に雇用できるような人が果たしてできるかという、ちょっと私疑問を持っているんですけれども、その辺は町のこの計画を立てた段階で考え方、いや、これで十分やっていけるのか、いや、もうちょっと来年度からは給料関係も枠に入れて、一括して計画つくろうかなと思っているのか、その辺をちょっとご答弁いただきたい。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、この概要の中の81、82、事業のシステムでございますが、まず81番の林産業人材育成事業につきましては、これは町内の事業所、いろいろ製材所とか木工とかありますけれども、そこで新規に雇用した場合は町で支援しましょうということで、これはその年その年によって事業所もかわっていきますから、ここはふえております。例えば、28年度は新しい方が3名、29年度は新しい方が4名で、7名現に雇用がふえております。

ただ、下のグリーンワーカーにつきましては、これは森林組合に対する人材の育成でございます、ここは森林組合ですと、どうしても冬期間の雇用がなくて、通年雇用でないとなかなか確保できないということで、町でそこをてこ入れすることによって、この10名の方は今まで短期だったのが通年雇用にできたというようなことで、これはそれなりの成果は上がっているんじゃないかなというふうに、いずれもこれは平成28、29、30年、一応30年でこの支援を終えて、あとはその事業主体で今努力して頑張ってもらいましょうというような、そういう制度でございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 実は、そこが心配なんです。本当に基盤となる給料が、この3年間で基盤となる給料を払えるような作業の効率性を出せるかどうかという、作業の効率が上がれば当然給料は、その3年間は補助していたやつは上げられますけれども、そういった技術力を高めて生産性を上げるようなことが、この3年間でできるかということが私はポイントだと思うんです。当然これは、多分この予算書のほうを見ると、林業成長活性化の関係のお金も入ってくるんだろうから、それは永久には続かないわけですよ。

だから、私が一番心配しているのは、3年間はいいけれども、この事業が終わったら給料少なくなって、長続きしないよ、途中でやめちゃうよと。だから、その辺の給料の手当て、まだこれから3年間あるわけですから、時間があるわけですから、これから考えていくのか、いや、もうそういった考えは織り込み済みで、今後の予算はこう立てているよということがあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

一応3年間の事業ではございますが、実は平成31年度から国の森林環境譲与税が出てまいりますから、何とかこちらとドッキングさせて、雇用の確保と給料のアップにつないでいきたいなというふうには考えております。この環境税も年々ふえていきますから、十分これらも、山側だけじゃなくて、こういう川下のほうにもつないでいきたいというふうには考えております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 国のほうから、初年度は2,300万だけれども、行く行くは五、六千万になるだろうという、そういった説明は聞いていますんで。であれば、今から一生懸命林業をやろうとする会社には、経営安定策で例えば3年後にはこのくらいずつやりますよと。これ、森林組合だけにやったんじゃ、今度は国から来るわけですから、国から町に来るわけですから、そういう意味では、南会津町の林業関係の会社には経営が安定するように、今度の新環境税でもって手当てしますよということを、構想として今から言っておかないと、私、従業員がやめちゃうんじゃないか。やっぱり、夢があれば、もうちょっと頑張るかということになりますから、単年度だけの計画じゃなくて、林業関係は行く行くはこうしていきたいんだと、何年後には国からこういう環境税が、1年間2,300万来るよと、何年かの最終的にはアップで6,000万来るから、そのうちの半分とか、それは経営安定資金として各林業家にやるよといえ、それは人もね、あの会社は大丈夫だと思えば、林業関係に流れていくと思うんですよ。

今のところ、そういった計画を単発に出しているから、私、人が——それやったからといっ

て、がさっと上がるのかどうか、私も。ただ、そういった細かい手だて等をしていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、現在の林業体制ではどんなふうを考えているのか、町長って聞かなきゃいけないんだね、町長。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 課長に答えてもらった……

〔「いや、町長に聞きたい」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 今後の構想ですけれども、本当に森林を生かしたまちづくり、活性化していきたいと、口ではそう言っています。今度、成長産業化のこのモデル事業をきっかけ、それから森林環境税、これがいずれ年次にわたって、国は先行してやると言っていますから、来年からまたあれですけれども。

そうした中で、1つの意識づけとして、私は森林組合もそうです。年間雇用でないとなかなか職員が集まらないということで、昨年から除雪作業も森林組合で請け負ってもらうようにしました。その数名、ちょっと何名かわかりませんが、ちょっと忘れちゃったけれども、年間雇用できるようになりました。ですから、森林は森林としてもうそれに固執するんじゃなくて、やっぱり組合なら組合の努力も必要だと思うんです。民間の会社はもちろんそうですよ。

ですから、我々もそれに対して、真水の部分はもちろん補助金ありますけれども、そうじゃなくて、自分たちの努力の分、そして商品の開発の分、当然、我々もPRしたり、そういうことは支援すると、そういうようなお互いの連携の中で行く行く、直近は直接の補助になるかと思いますが、そういうことをしっかり計画して、それぞれの会社の中でも将来の経営を計画してもらおうという、それを実施してもらおうということを何とか意識づけをして、年次計画の中やればなと思うんです。

ですから、この4年間——4年間と言ったのはモデル事業の話ですけれども、そういう中で森林の活用、それから事業の進め方というものを考えてもらって、支援があるうちにある程度自立できる方向性を探ってもらおうというようなことでやりたいと思います。

ですから、これもそういう意味では期限があるわけですので、そういうことで皆さんの努力もお願いしたいし、町としてもできる限りの支援はしていきたい、そのように思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 あと3分45秒で、あと1つ残っているから、ちょっと簡単に言います。

あとは、林業活性化委員会でどこか視察に行ったりなんかして、いろいろ議会としても調べて提案したいと思いますので、やっぱり雇用に結びつける、それから料理に結びつける。ぜひ、今から、行政のほうも本腰を入れて検討していただきたいと思うんですけれども、課長、意気込みをひとつ。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

我々農林課としましても、当然この5年間の中で南会津町の農林業変わったなど、こういう姿にぜひしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで6款農林水産業費の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7款商工費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、7款、105ページ、観光誘客プロモーション事業補助金、この内容についてまず伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

観光誘客プロモーション事業でございますが、これは昨年度まではマスメディアを活用した観光PR事業と観光誘客事業というものが、2つの事業で29年は取り組んでおりました。どちらも首都圏とか県外に向けた情報発信でございますので、事業を統合したほうがきめ細かな対

応ができるだろうということで、ことし、観光誘客プロモーションという名前をつけまして、町の抱える課題を解決しまして、1つ、タイトルのには南会津が旅行先に選ばれる日は近いということを目標に定めて、事業を展開していきたいというところでございます。

大きなテーマを3つほど掲げております。まず、今までもいろんなワークショップ等々で出された意見で、課題ということで、認知度が大変低いということがございます。それに対しましては、昨年度もテレビ放映をやってきたわけですが、昨年以上に力を入れまして、福島中央テレビ、あと東武沿線のとちぎテレビ、テレビ埼玉、千葉テレビとの4社と連携しまして、CM放映を計244本ほど放映する予定でございます。それも季節ごとに大きな行事等を捉えながら、誘客につなげられるようなCM放送を実施していきたいという考えでおります。

もう一つの課題でございますが、慢性的な情報発信力が不足しているということで、昨年の上野の恩賜公園で11月、大きなイベントをやったんですが、その中でもアンケートしたところ、南会津町を知っていますかというアンケートをやったところ、10人に1人ぐらいしか知らなかったと、南会津どこにあるんですかと。福島原発ということで、もう福島の原発は知っているんですが、南会津を知らない。リバティの終着駅ですよという話もするんですが、本当ですかという話もございます。

ということで、うちとしては、そういったいろんな声がありますので、特にファミリー層と若い女性を1つのターゲットにしまして、全国紙であります「るるぶ」や「まっぷる」などに広報して、南会津の知名度をアップしていきたいと。

あともう一つが、目的地であって通過点でないということで、通過点になっていきますので、それらを本当に滞在型にしていこうということで、このプロモーションを展開して、今、約94万ほどしか南会津にお客さんが来ていませんので、来年度はぜひ3桁にしたいということで、この事業を柱にして事業展開していきたいという内容でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 熱が入った答弁、ありがとうございます。私も同じように熱い思いは持っているんですけども、答弁はぜひコンパクトにお願いいたします。

それで、僕、CM流すのは大賛成なんですけど、ただ、この効果検証は非常に難しいと思っています。ことし244本流されたということですけども、その効果についてどのように検証されていますか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 CMでございますので、誰が何件を見たという、そういったデータ

をとることはちょっと厳しかったなということです。しかしながら、それを見たということで、観光協会なりうちのほうに電話をよこす方もおります。その中で、観光パンフを送ってくださとかいろいろのございますので、そちらのほうでは、そういった今までなかった動きが見えているということをございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 本当マスメディアを使うというのは非常に難しく、効果的にやるにはどうしたらいいかというのは非常に難しく、逆に言うと、これ1,000万あったら何に充てますかということなんです。そういった人たちが、例えば観光パンフレットを配ったほうが効果あるんじゃないですかという質問に対してどう答えるのか、今ここではお聞きませんが、そういったのも必要です。

マスメディアは必要だと認めながらも、やはりその効果の検証についてはしっかりやりながら、どういうふうにパンフレットと分けて、ホームページとは分けて、こういったところを宣伝していくのか、しっかり決定していくべきだろうと。

あともう1点、先ほどひめさゆりの群生地の入場が減っているというお話しがありました。こういったところも、それは支所だからじゃなくて、町の観光の一つの素材としてどうやって生かしていくか。4月、5月、6月の時点でどういうPRしていくかと非常に大事だと思いますので、そういった町全体の視点も含めたマスメディアを使ったPRを期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

そういったヒメサユリは南郷、そばまつりは館岩というような事業割はしておりますが、そういったものでなかなか点が線になっていないということで、私らも反省しております。

今後、この予算の中にありますように、人と自然が輝く観光地域づくり事業ということで、1つ、業種ごとにもっと掘り下げて、そこには本当に消費行動どうなっているんだとか、具体的に掘り下げていって、1つの南会津の誘客の方策を講じていきたいというのは考えております。それには、いろんな方のご意見をいただいて、それで今現在、国・県で取り組んでいますインバウンド対策も含めて、みんなで7項目に詳細に分けてやっていきたいと。最終的には、31年には、これも副町長にお叱り受けた部門であります、観光振興計画何でつくらねえだということで強く言われておりますので、本当に目指す姿を議員さんにも将来像という形でお示しできるように、31年を目標に1つの形にして、南会津の観光版をつくっていききたいなど。そ

の中で、おのおのに支部ごとにやるべき仕事、本庁でやるべきを明確にしながら、120万人を本当に目指せるような姿にしていきたいということで考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうですね、最終的に120万人、150万人来ていただけるように、まずは今年度の100万人をぜひみんなで達成いたしましょう。そのための効率的なマスメディアの運用、そして広告宣伝に期待します。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、103ページの委託料、さゆり荘の建設費の地質調査委託料、さゆり荘の建設事業基本及び実施設計委託料、これに関して質問します。

この金額は大体7,000万ぐらいですか、およそ2つ合わせて。それはそれとして、私、このさゆり荘が10億からの公費をかけてつくるんだということ、その後の私は、指定管理者ですか、その点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

この実施設計委託料の中には、そういう、将来誰が運営するんだということだと思えます。これについてももう少し詳しく、指定管理者について詳しくお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

詳しくと言われましたけれども、指定管理者は公募でございますし、今のところはみなみやま観光でやっております。ですから、期限が来れば当然また再公募ということになりますから、そういうような方法で基本的にはやっていきたいと、そのようには思っています。ですから、これ建設かかりますから、今のところは継続の中ではみなみやま観光ということでご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 この先の指定管理者は一応白紙だということだと思えます。そこで、私は、できればね、これは最初からもう指定管理者は町の第三セクターをも考えてやるんだよというようなことで進めてもらったほうがいいのかというふうに思います。というのは、私は、二、三年だったけれども、私もやっぱりホテル経営にちょっと携わったことあるんですが、一番大変なのは、その建設資金10億なら10億、返すこの資金がなかなか返済できないんですよ。

それが今回の場合は、町で建ててやって委託するというこのようですから、これを例えば10億の民間がやった場合には、当然銀行借り入れしたもんだと、10億を借り入れしたもんだと思えば、大体もう10億の金借りたらば、1カ月1,000万からの返済ですよ。1年で1億2,000万、10年でやっと12億。だから、1億借りれば100万、2億借りれば200万、大体そのぐらいの返済して始まるわけですから、なかなか本当に民間の人は大変ですよ。

その返済を考えるとすれば、絶対ホテル経営なんていうのは楽なもんですよ。これ、何というか、はやらせるためには、とにかく料理をいっぱい出すこと、それからできればその金額に合った料理を出すことだと思うけれども、1万円以内ぐらいでいっぱい料理を出してやれば、これは絶対もう押すな押すなですよ。

だから、これは最初から、例えば星野リゾートさんだとか、あるいは共立メンテナンスだとか、いろいろそういうところあると思いますが、もう基本は、さきの委託するところはやっぱり第三セクターの我がリゾートでやるべきだと私は思いますが、どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

そういう事業をやるときに、費用対効果どう考えているんです、必ず言われます。もちろん、建設費そのものは町が負担するから、今度は運営費のほうで黒字を出せないのかの話ですけども、実際、今、スキー場にしても町がやっている第三セクターの事業、なかなかそれぞれあります。

そうした中で、町としても将来、負担のかからない、そしてそこで営業をしっかりとやらせようと、経営してもらおうということが、何だかんだいっても波及効果があるんだよといっても、やっぱりその基本の部分は忘れてもらっては困るんですよ。ですから、その辺を含めた中で、町はしっかり指定管理者に理解していただくような、そういう指定管理者に指定する、お願いするというのが私は基本になると思います。

ただ、そういう中で、その指定管理者を応募する枠組みというものはオープンにしたいと。ですから、第三セクターの会社がそれだけの能力でやってくれれば、提案でやってくれらるのであれば、それは審査の中でそのような判断がされるでしょうし、どうにもこうにもそれは無理だというふうになれば、それはまた別な会社になるかと、そのように今のところは私は基本的にそう思っていますので、そしてそういうやり方で今やっていますので、ですから、そういう意味、その部分は議員にぜひご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 はい、わかりました。

それで、これホテル経営というの大変かなと皆さん思いますが、私もちょっと自分のホテルはやらせるにはどうすればいいのかなとって考えたんだけど、やっぱり板長さんが一番問題だと。板長さん安い人雇ったって、やはりだめですよ。もうちょっとした人を頼むには1カ月40万円以上の給料を払わないと、料理長さんいい人来ないですよ。

ですから、その辺はもう頭から50万ぐらい出して、いい板長さんをとにかく入れること、これがもう大前提だと私は思います。そういうことで、ひとつ指定管理者、よろしく選定お願いします。

以上です。

○五十嵐 司議長 答弁はいいですね。

ほかにございませんか。

〔「答弁するんだべ」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 じゃ、南郷総合支所長、どうぞ答弁してください。

○馬場宗一南郷総合支所長 申しわけございません、ちょっとタイミングがずれてまして。

議員今おっしゃったような形で、町長答弁いたしました。今のところの方針ですと、指定管理者の選考方法はそういうことになっているということでございますが、確かに食べ物、そして今のさゆり荘は温泉の泉質というものが結構評判高いということでございますので、そちらのほうもさらにPRをしながら、ぜひ指定管理者のほうも選定できればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 ほかに。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 それでは、103ページの委託料の中で、都市交流キャラバンの金額が出ていますが、この事業において、恐らく台東区に行って、これは町長初めトップセールスして、議長も行って、物産関係をPRしている事業だと、そのように解釈しておりますが、このキャラバンに対して何団体が出席をして、また、何種類くらいの物産品を紹介しているのか、ちょっとお伺いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

この首都圏キャラバン事業でございますが、これについては、首都圏に出向いて南会津の物産、あと観光のPRをするための職員の旅費でございます。今考えていますのは、台東区で昨

年度から実施しましたふるさと交流台東というお店ができました。それで、台東区さんのほうから、1週間から2週間それを活用して、南会津の物産等々をPRしてどうかというような相談も受けておりますので、そちらに長期滞在をしながら、南会津の魅力を十分に発信できないかなということで考えています。

あと、7年前から行っております上野恩賜公園で、昨年度も南会津の関連する職員が四十数名出席しております。それらの旅費でございまして、あと台東区で毎年行われますフェスタに参加する経費ということで285万ほど計上していますが、それらについては4事業、それらを実施するための関係者の旅費ということでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 この事業の中身をずっと見ていきますと、やっぱりこの中ではこの話するしかないのかなと思って今、その話をしたんですが、私は物産品は何種類くらい出しているのかと、一応そのことも聞いているわけですから。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

物産品については何を出しているかというおたかしであるかと思いますが、その事業の実績表を今手持ちにございませぬ。ですが、南会津には100を超えるいろんなお菓子、木工品等々ございませぬから、農産物もトマト、アスパラを含めまして100を超えるものがございませぬ。その季節ごとにお客さんに提供するというございませぬので、何をといたしますとなかなか答えは出ないんですが、その季節にあるものもう全てをお持ちして、首都圏の方にお見せして買っていたらというのが実態でございませぬので、数字的にはここではお答えできませぬので、申しわけございませぬ。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 この事業をやって、実際的にこの南会津に求める商品、そういうものは突出してどういうものがあるか、それをちょっとお伺いしたいと思うんですが、それもちよつと数量、品目だから、数量はバツか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 町長以下、私どもあるいは職員、トップセールスを行っております。一番やっぱり現場で喜ばれるのは、農産品のアスパラであったりトマトが一番人気があるというふうに認識してございませぬ。それとあわせて、私どものいわゆるお酒の業者が4社あります。これが四季、春から冬にかけても全てそろってございませぬので、それを安定的に喜ばれてございませぬ。もう

一個は、やっぱり今、ふるさと納税の話もありました「雪の舞」ということで、米も南会津の米が一番おいしいということでいろんなキャンペーン張っておりますので、そういった品物が一番実績があるということで認識をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 それだけ広がりが出てきているというふうに私は解釈しているんですが、一応これは東京都にあるアンテナショップとの関連は、この南会津も関連はしているんですか。東京都でやっている福島県のアンテナショップというのがあると思うんですが、それに対してはこの南会津も関連しているのかどうか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

福島県のアンテナショップだというおただしかもしれませんが、これについては3年前、南会津もぜひ参加してほしいということで県のほうから要請がございましたので、1週間ほどお邪魔して、南会津の酒とか特産品をお持ちしてPR活動をしてきた経過がございます。その後もいろいろ、ぜひという話もございますが、台東区さん、先ほど言いましたように、台東区さんのほうでもそういったショップができたということで、そちらに最近移行しながら、物産のPRをしていくという内容でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 じゃあ、本来のことに入りたいと思いますが、結果的にこれ、みんな行ってセールスをして、そして皆さんにこの知名度を上げて、知ってもらおうということが事業の一つだと思うんですが、お客さんがその品物を求める場合に、それじゃ窓口は、行った例えば酒屋だら酒屋、そこを窓口にしてお客さんに個別にやるのか、それとも町が挙げて行っているのか、そういう注文を受けた場合の窓口をどこか、町1つで受けているのかどうか、その辺のシステムの流れはどうなっているのか、ちょっと伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

物産展に参加するメンバーは、私どもと観光協会、あと酒屋さんとかいろんな団体で構成したもので参加しております。お客さんが酒を買った場合は、その酒屋さんが個人の名刺を持っています。それを提供しながら、直接の販売ができますという形もとっています。うちのほうも観光協会もそういった受け付けもしていますので、あとうちのほうにそういう問い合わせ来れば、直接酒屋さんに連絡しまして、そちらから郵送してもらっているということで、3段階、

4段階の体制で、お客さんがたらい回しならねえような形で対応はさせてもらっていますので、そういった注文には万全を期しているということで考えております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうであれば一番いいことなんですが、最終的にはそういう金を使いながら地元の産品をPRしている中で、どういうものが一番物が動くのか、そういう実態をつかんだり検証したりするときに、注文を受ける窓口が1つならば、またその実態がつかみやすいのかなと思ってこの質問をしておりますので、町長、どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういういろんなイベント、催し、そしてそういう場所に参加しながらやってきているわけですが、私も何回も参加しますが、やはり実感としては、最近来られるお客さん全く違います。やっぱり、外国人の方も来られます。ですから、そういう意味では、いろんな窓口があって、一本化それはそれでいいんでしょうけれども、やはりいろんなところで対応できるという体制づくりというものが、まず私たちのほうの地域でちょっとそこら辺のところは希薄なのかなと、それは感じておりますので、一本化はいいんですが、いずれにしても、お客さんに着実にサービスできるような、確実にサービスできるその体制づくりはこの地域として大切かなと思っています。

そういう意味で、南会津郡内あるいは奥会津町村もございますので、そういうところも連携した中で、やっぱり今後やっていく必要があるのかなと、そのようには感じております。まだまだ全般的なネットワークはできていないわけでありまして、少なくとも南会津、その郡内だけでもそのような何と申しますか、システムができていくように、構成町村とも進めていければなど。南会津PRフェアは、恩賜公園の全くそれはそのとおりなんで、そのようなことでやっていければなどと思っています。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすることで、トップセールスをしながら、この南会津を広めていくという苦勞をしているわけですから、そういう中で1つでもやっぱりそういう広がりが出てくればいいのかなと思ひまして、この質問にしました。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑を終わります。

これで7款商工費についての質疑を終わります。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ページ121ページ、消防施設費の備品購入費の中で2,009万8,000円という予算額が計上されていますが、この中で小型動力ポンプ付積載車購入費となっておりますが、何台くらい、どこに納入する予定なのか、質問します。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

平成30年度小型動力ポンプ付積載車ですが、羽塩地区、それから白沢地区それぞれ1台ということで、2台購入を予定しております。

○11番 山内 政議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、これで8款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 ページ数だと147の教委10款の6項の旅費、オリンピック合宿誘致事業についての普通旅費30万。それと、148ページの需用費の10万。それから、同じく負担金、補助及び交付金の中でレスリング競技強化事業助成金30万、チャレンジ運営助成金30万、これについて。あと、150の14使用料及びの中で、田島武道館の敷地の借上料についてお尋ねしたいと思います。

それで、147番のオリンピック合宿事業費の普通旅費というのはどういう形なんですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

東京オリンピック合宿地誘致事業の普通旅費でございますが、アルメニア共和国、こちらのレスリングチームの事前合宿地の誘致を行っておりまして、2月3日、4日にアルメニア共和国の大使がこの町を訪れまして、競技施設でありますとか町の視察をしております。

具体的には、まだ競技団体からこちらの視察とか、そういったことの回答はいただいておりませんので、平成30年度におきましては、アルメニア共和国の駐日大使、こちらの連絡調整のための旅費ということで30万を計上しております。もし合宿誘致が決まるということになれば、その後の追加費用等も見込まれますので、その際はまたお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そうすると、今の段階では合宿地も何も、起点としても何も具体化されていないというような感じじゃないですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えを申し上げます。

2月3日、4日にアルメニア大使がお越しの際は、本国の競技団体に対して、ぜひ南会津町を推薦したいということで御回答いただいておりますので、期待しているところでございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 それで、あと148ページのオリンピック消耗品の中で、10万と上がっているんですが、この辺については。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 先ほどお答えしましたとおり、まだ合宿候補地として正式に決まったわけではございませんので、消耗品費10万円を計上しておりますが、使い道の詳細については、何かあったときに対応できるようにということで計上したものでございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 それでは、まだ決まっていないと。19の負担金、これはあれかな、30万とあるけれども、関連したほうがいいの、やれるのか、別々。じゃあ、レスリング強化の助成金として、という形ですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

レスリング競技強化事業助成金につきましては、町のシンボル事業でありますレスリングの強化のために、田島レスリング協会に対して助成をしているものでございまして、この助成金の使途の内容といたしましては、トップアスリートの招聘事業ということで、平成29年度につきましてもロンドンオリンピックの銅メダリストをお呼びして、子供たちとアスリートの指導を受けたというようなこととございます。

そのほかに、指導者の育成事業というようなことで、この助成金の中で田島レスリング協会のほうで事業を行っていただいております。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 それから、ついでに、チャレンジ運営助成金というのはどういう、ちょっと違うの。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 答えいたします。

チャレンジデーにつきましては、昨年从我が町で取り組み始めました事業でありまして、5月の最終水曜日に全国一斉に、チャレンジデーに参加している自治体が町民に呼びかけまして、15分以上の運動をしてくださいということで、その参加者数を競うものでございます。

平成30年度実施いたしまして、南会津町では約28%の参加がありまして、4,800人というような参加がございました。平成30年度におきましてもこの事業に取り組みたいというようなこととございまして、5月30日に実施をすることにしております。平成30年度は121の自治体が参加することが決定しております。福島県では伊達市と南会津町の2つの自治体が、このチャレンジデーに参加をいたします。

この運営補助金でございますが、チャレンジデーの実行委員会を組織しておりますので、こちらの運営費ということで、笹川財団のほうから、この事業主権が笹川財団となっております。73万円の総事業費のうち30万円が町の補助金、43万円が財団のほうからの補助金ということで計画をしております。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 今の予算含めて、大変これ、これからの東京オリンピックに向けた準備だと思うんですが、今これ、東京オリンピックに向けた選手、伊調さんという、今、大変にぎわっているんだけど、その伊調さんを例えば南会津さ呼ばろうとすれば、ある企業さこれ入っていると思うんだけど、そういう中で、実際来るとなれば、南会津の場所で受け入れが可能か、可能でないのか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

新年度ということで、予定はしておりませんでしたけれども、前に我が町では、吉田沙保里さんと栄監督も呼ばって講演していただいたり、子供に教えていただいたりという実績もございます。伊調さんも吉田沙保里さんと同じで、栄監督のもとで強くなられた方ということで、先ほど来申しておりますように、我が町のシンボルスポートでありますので、もし伊調さんが来られるというようなことであれば、前向きにぜひ来ていただきたいというふうに、私個人の意見ですが、考えております。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 ぜひ、個人の意見でも何でもいいんですけども、もし来れるとなればな、物すごい宣伝効果も含めて、わんさわんさ来るんでねえかと思う。伊調さんが来るといえば、例えばの話が田島高校での受け入れ、男性多いから、伊調さんぐらいのクラスの人わらわらいるわけだ。そういう形で、もし来れるとなれば、ぜひ呼んでももらいたいと思っております。宿泊所も含めて、講演ばかりでなくて、実質合宿所として呼んでももらいたいと思います。よろしく願いしたい、期待に応えてください。

あとそれと、じゃあそういうことで、150ページの使用料の田島武道館敷地の借地というの53万上がっていますが、この部分はどこの部分なんですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

田島武道館の土地でございますが、この田島武道館が設置された当時から買収ではなくて、借り上げという形で、毎年こういった敷地料、借上料をお支払いしている。これにつきましては、田島武道館の駐車場を含めた敷地料ということご理解願います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 駐車場も入る、そういうことですが、あの裏の池な、あっぱした池。

〔「祇園公園」と言う者あり〕

○13番 星光久議員 祇園公園。あそこの分の借地料入ってねえけれども、それはどうい
う……

〔発言する者あり〕

○13番 星光久議員 場所が違うのかな。

〔「商工費、商工費」と言う者あり〕

○13番 星 光久議員 あ、商工費か。

○五十嵐 司議長 商工費に計上してありますから、教育費じゃないです。

○13番 星 光久議員 はい、わかりました。そういう形で、そんじやらば、商工費見逃しちゃったけれども、そういう形でわかりました。

ぜひ宣伝も含めて、伊調さんの、町挙げてのよろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 153ページ、学校給食費の工事請負費ですが、伊南学校給食センター建設事業ということになっておりますけれども、これは分離発注という考え方ですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

建築主体工事と、建築主体工事はそのままです。これは、全体的に発注するようになると思いますが、部分部分で業者に入るようになると思います。

〔「分離発注か、そのことだけ」と言う者あり〕

○芳賀美恵子学校教育課長 あ、すみません、分離発注です。申しわけありません。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、分離発注であるならば、この工事請負費の内訳を質問します。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 それでは、お答えいたします。

建築主体工事2億700万円、電気設備工事6,190万円、機械設備工事7,510万円、厨房機器設備工事9,300万円、旧目立工場解体工事180万。

以上であります。

○11番 山内 政議員 はい、了解です。

○五十嵐 司議長 ほかにございせんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 141ページの社会教育費の中の委託料の自主事業企画運營業務委託料と、先ほど光久議員からありましたちょっとチャレンジデーについてでございます。時間があればAEDもちよっと聞きたいんですが。

まず、自主事業企画運營業務委託料ということで1,300万というようなことで、概要には書

いてあるんですが、具体的にどのようなものか、まず教えてください。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

平成30年度南会津町文化ホールで企画している事業の委託料でございます。委託先は文化ホール運営委員会でございます。

それで、具体的な事業でございますが、来年度の事業としておおむね確定しているものにつきましては、陸上自衛隊の第6音楽隊の公演でありますとか、それから桐朋学園芸術短期大学交流事業としてオペラを実施したいと。それから、町民参加型の事業といたしまして、町民参加のミュージカル公演「サウンド・オブ・ミュージック」を町民でつくってやりたいと。それから、桐朋学園の学校訪問コンサート事業、そのほか今年度、コロッケの公演ということで間もなく、3月24日を予定しておりますけれども、そういった公演事業を実施するというところで1,300万円の内容となっております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 町民にとりまして、あの文化ホールができてから、いろんなこういった芸術、文化等では有名人が来られるというのは大変いい機会かなと思っております。私自身も、やはり地域の人たちとか児童生徒に本当に夢ある将来に向けて、こういった方々が来ることによっていろんな目の光というか、広がるのかなという思いでおりますが、その中でこれは1,300万でそういった運営費使うというのはわかるんですが、例えばコロッケさんが来たとき——システムをちょっと聞きたいんですが、コロッケさんが来まして、入場料を取ります。入場料を取って、全体的に足りない分をこの1,300万の中で補填しているという考えなのか。結局、売り上げというのか、入場料の、売り上げじゃないからここには上がってこないのか、雑収入にも上がってこないのか、どういったシステムかだけちょっと聞きたい。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 予算の計上の方法といたしましては、総事業費でございます。1公演やるのに例えば500万かかって、入場料が300万円見込まれるといった場合に、この委託料とここに計上されているものとしましては残りの200万円、そういったものの積み上げをいたしまして、ここに1,300万がのってございます。実際の事業費総額といたしましては1,800万円くらいの事業費を予定しております、それから入場料収入を引いた額がこちらの委託料ということで計上されております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 予想どおりではございますが、来る人によっては本当に入場料が入らなくて、この委託料から大分引かれていくというようなことであるので、この辺のところはやはりよく、委員会の方々は頑張ってやっつけていらっしやって、今のところ好評を得ているのでいいんですが、昔は好評でない方もあったらしくて、そういったこともあったので、本当にそういった町民のために、児童生徒希望のためにも、いいもの呼んでいただくような事業で進めたいと思っています。

先ほどチャレンジデー出ましたが、昨年、チャレンジデーを行いまして、大変悔しいことに庁舎の屋上に、あれはどこの町だかちょっと忘れましたが。

〔「阿久根市」と言う者あり〕

○1番 貝田美郎議員 あ、阿久根市。阿久根市の町旗をここに掲げまして、大変悔しい思いもした経緯もありまして、これ続けられるというようなことではございますが、続けられるに当たって、5月の最終の水曜日というようなこともありますが、ぜひ、これ町民に早目に知らせていただいて、癖をつけるために、4月に入ったら水曜日は運動の日だよというように、やはり町民にお知らせをしながら、それを盛り上げて5月の最終の水曜日に向かっていくと。それでも負けたら、また来年チャレンジして、1年間水曜日続けるように頑張って、ぜひうちの町の町旗も相手に立たせてやりたいという思いもありますが、課長、どうでしょうか。あ、町長ですか、すみません。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 すみません、私が実行委員長なものですから。

それで、これまで、今年度、2回この会議しました。議員の皆さん方、チャレンジデーご存じですか。

〔「普通にわかっている」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 オーケー、わかっている、じゃあいいです。いや、議員の皆さんに知られなかったら、ちょっと私も責任だなと思ったので。

やっぱり、町民の人に知ってもらうということが大事だと思います。いろいろ昨年も一生懸命PRはしたんですけども、町民の皆さんにも放送したり、それからあと会社訪問したりいろんな、学校であったり、そういう団体さんをお願いしたんですが、結果、参加率は28%でした。全国最下位でした。

ことは何とかちょっと、もうちょっと上のほうに行きたいということで、私も銅賞と言われたから、金・銀・銅だから、3番目だからいいんじゃないかと思ったら、その3番目でも最

下位だったんですね。そんなことあったので、ことしは本当に今、議員おっしゃられたように、これからしっかり準備してPRして、大勢の人に参加いただくようにしたいと思いますし、そのとき、今グラウンドゴルフの大会開けば、よその町村からも来てもらえると、よその町村の人もカウントされるということなので、いろんな工夫を凝らして頑張りたいと思いますので、ぜひ皆さんにもまた改めてパンフレットを差し上げますので、皆さん方にもご協力、それからPRをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 町長、これあれですか、負ければ来年も続けるような頭でいらっしゃるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 継続は力なりなので、継続していければなど。これはひとつ、やっぱり町民の健康づくりなんです。ふだん、スポーツというか、体をどう意識するか、そこが原点なので、勝負は、参加することに意義があるとは言いませんが、そういうことなので、できれば皆さん方にそういう意識づけをしていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そのように、本当にできれば毎週水曜日、運動デーでつくっていただきながら、意識改革で臨んでほしいなと思っております。

ちょっとだけ時間あるので、全体的にあれなんです。AEDのリース料ということで7万円支払っているわけですが、確かにAEDに7万円支払うと、AED自体の責任がリース会社にいくのでという頭もあるんですが、昔の話をする、AEDが出始まったころは業者が置いてくださいよというような関係で、ただで置いていって、保守料を自分たちで持つというような形だったんですが、その保守料が、電池代が一番高くて、5年後かなくらいなので、5万とか来るので、毎月1万くらいの積み立てをするというのが1つと。あと、ぺったんこ張るやつは消耗品なんで、これは知れたもんだというような形であったんですが、ここで毎年この7万円を、何台あるんだかわかりませんが払っている中で、その責任を、町として責任を感じているので、委託して7万円を払ってれば、そういった電池切れないよとかという部分の判断でこうしてらっしゃるのか、そういった意味もわからないで、ただリースにしているのかをちょっと、判断材料をちょっと教えてください。3分なので、簡単明瞭でいいです。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 すみません、また登場しました。

AEDについては、教育施設、それから観光施設等々置いておりますが、以前はやっぱり購入したりしておりました。その中で問題になったのが消耗品、特に電池切れになっていて、何かあったとき使えなかったという、全国的にそういうふうなふぐあいの事例が出ていまして、最近の傾向としては、リースにすることによってきっちり見て、交換時期にパットも含めて交換していくというような形で流れができてまいりました。

それで、町で一括見積もり合わせをすることによって、安価な契約ができるというようなことで、リースの期間が4月1日から来るやつについては、総務課で一括契約をして、それぞれ必要な部署に予算割をしているというような今までのやり方と変えた部分もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 確かに、電池切れが多くて、皆さんももらったときはうれしかったんですが、電池のことを考えていなくて、いざとなったらそういった金額がかかるというようなことで、毎月積み立てしなきゃいけないというようなことがあったので、どうなんだろうなという思いがありました。そういった管理を理解のもとというようなことでございますので、ぜひ安全面も、また、こういったものも施設管理等の職員等にも周知しながら、使い方、またさらに勉強してほしいなと思ひまして、質問終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑を終わります。

これで10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項について質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ページ167ページ、事業債についてお伺いをいたします。

最近、町の予算を見ていると、我々もとは過疎債ということで一本化で頭あったんですけれ

ども、最近、何かソフトとハードという言葉が出てきておりますけれども、ソフトについてどういった項目が当てはまるのか、あるいは過去にやったことあるのと今後予定どんなふうになっているのか、お伺いをいたします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 ハードとソフトということですから、多分、過疎債のことでお伺いだと思います。過疎債のことでお答え申し上げます。

過疎債につきましては、ハード部分を整備することによって過疎地域の活性化だったり地域の振興につながるというような事業と、それとあわせて、ソフト事業にも活用できるというものがございまして、ハード部門とソフトと2つあります。

それで、今おただしの今年度の過疎債のソフトに充当した事業を申し上げます。

まず、公共交通対策協議会の補助金に対して2,740万ほど交付しております。これについては、生活バス路線の維持を含めた交通対策でございます。それから2つ目が、プレミアム商品券の発行に関する事業費で2,730万。それから、過疎地域自立促進特別事業の基金、基金を持っておりますので、その基金の積み立てに2,000万。それから、森のエネルギー創出事業、間伐材の促進です、これが1,500万。それから、多面的機能支払交付金ということで、農地管理を行う団体へ交付している資金への充当ということで1,200万。それから合宿誘致事業、これについて1,280万、農村生活体験補助金として760万、それからスクールソーシャルワーカーの活用事業、賃金とが主でございますが690万、それから新規就農者支援事業の部分で630万、若者定住応援プログラム交付金で520万ということで、これまでは3事業ぐらいの充当だったんですが、この前、財務事務所のほうのヒアリングを受けた際にも、南会津町として使える枠があるので、有効に使ってくださいというようなお話をいただきました。

過疎債については、当然過疎計画にのっかっていないと充当できないんですが、それに中身を見まして、さらに全国の事例を調べながら、我が町として充当できるものを平成30年度に充当したということでございますので、冒頭ありましたが、歳入歳出、要するに過疎債の借り入れ、全体の起債の借り入れ、返還という部分がありますので、その規律を守りながら、登志一議員言われるように、有利な財源の活用努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○16番 星 登志一議員 議長、1分ください、質問。

○五十嵐 司議長 じゃ、許可します。

○16番 星 登志一議員 すみません。ちょっと今、長くてわからなかったもので、みんなも

大分興味あると思うので、過疎債についてはこんなに項目広いなんて初めて知ったものですから、ぜひ、町長、総務課長に言って、印刷物、ちょっと今のやつ議会のほうに上げていただきたい、こんなふうに思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 議長の指示があれば、閉会后でよろしいですか。

〔「結構です」と言う者あり〕

○渡部正義総務課長 議会終わってから、ちょっと調整をして、全議員に配付できるように準備させていただきたいと思います。許可をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 はい、配付してください。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑を終わります。

これでその他の事項についての質疑を終わります。

以上で一般会計当初予算の全ての質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第33号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 この2ページに載っております課税人員見込み4,079人と世帯が2,421とありますけれども、今年度の予算を編成するに当たって、均等割分に資産割分を賦課したものを今度廃止するのだという説明をいただきましたので、この予算をつくるためには前年度の資産割額を割り算して均等割に賦課したのかどうか、そういう考え方でいいのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

当初予算の編成に当たりましては、本算定と同様な所得額からの算定はいたしておりません。ほかの必要経費を見まして、不足分を暫定的に国保税として計上したという内容です。ことし6月に本算定がありますので、そこで実際の税率で算定するという内容です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 所管の部分に入ってしまった、すみません。

税務課長としては、その部分試算をしたと、均等割額が課税が幾らになるとかということはしてみたことはありませんか、なければならぬ結構です。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

今回の県への移管に伴いまして、資産割から均等割に移ります。その試算につきましては、県のほうから2月に指示があったんですが、ある程度の概算の試算はしましたけれども、6月の所得が確定した後、本算定の段階で国保運営協議会とかに皆さんお知らせしたいと思っておりますので、あくまでも概算の試算だけはしております。

以上でございます。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第34号 平成30年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第35号 平成30年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 確認だけさせてください。

この保険料の徴収で、きのうかな、改定で条例改正で可決されたわけですが、そうしますと、介護保険の徴収に関して、今年度6月から新金額での徴収かと思われませんが——6月でしたっけかな、ちょっと、4月からではないですよ、4月からでしたっけ。ちょっと確認させてください。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答えいたします。

介護保険料につきましては、年金のほうから徴収という形でいただいておりますので、その月につきましてはちょっと私のほうで把握しておりません。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 今、国民健康保険と言いましたよね。

〔「介護保険」と言う者あり〕

○1番 貝田美郎議員 あ、介護保険。年金からと言いましたよね。年金で、年金を何というか、もらってないというか、年金で払っていない方、分割で多分払っていらっしゃると思うんです。そういう方いらっしゃいますよね。それは何月からですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答えいたします。

普通徴収につきましては、申しわけございません、はっきりした月数は覚えておりませんが、3カ月に一度か、2カ月に一度かという形で切符を発送して、6月だったと思います。正式の月数については、申しわけございません、把握しておりません。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私も記憶があれなので、はっきりは言えませんが。ただ、今回、改正で変わって、等級によって上がったわけですね、介護保険料。上がった中で、普通徴収する方はまだわかっていらっしゃらないという中で、通知をいつ出されるのか、そういった方々に。次年度というのかな、4月になってからでもいいんですが、今年度、介護保険料が何等級から何等級までこれだけ値上がりしましたと、条例改正しましたよね。あの部分のお知らせというのはどこでされるのか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 昨年の、私もちょっと把握しておりませんが、当然4月早々には対象者の方に切符を発送しまして、今年度分の保険料についてはこのような形になるということでお知らせをすることになっております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 4月にできますか。

というのは、多分、29年度の収入によって、収入額ありましたよね、1から——議案見るとわかるんだな。その中で、年間所得に対して介護保険料の1年間の払う分があなたはこれだけですよって決まるのは、4月に決められますか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答えいたします。

保険料の通知を出すのが4月ということで、年間の保険料は幾らになりますというのは、当然前年度の税の申告に応じて確定されますので、6月以降になるかと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 いや、それで、6月から、6月に行くのはその個人に、あなたは今年度これだけ払ってくださいよという切符が6月に来るわけなんです、役場から。ただ、その前に、今年度上がりましたという通知は、65歳かな、以上かな——の方々はどういった通知をされるのかだけを聞いているんです。通知方法を聞いているんです。ただ、広報みなみあいつに介護料これだけになりましたという表記の仕方をするのか、それとも介護保険料を納めている

方に、今年度条例改正になったので、こういう表でこういった支払いになりますよという通知を出されるのはいつですかということ、お知らせする方法を聞いているんです。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答えいたします。

4月1日というわけにはいきませんが、早々に準備ができ次第、条例改正も今回通りましたので、通知でダイレクトメールという形で、対象者のほうに今年度の介護保険料についてはお知らせをしていきたいというふうには考えております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ぜひそうしていただきたいと思います。いきなり切符来て、また上がっているというのは、やはり大変ショックなことだと思います。個人的にいうと、私のところにも3人いるんですが、その方も切符が来て、普通納税でされているはずなので、だから、近くにいる方には、条例通ったので、ことしからあれだよ、介護保険上がるよってという言い方はできるんだけど、実際本当にそちらから来てみないと本人はわからないので、早目に出していただきたいなと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第36号 平成30年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第37号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第38号 平成30年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成30年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、平成30年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 もう少しおつき合い願いたいと思います。

ただいま議題となりました請願につきましては、今回の第1回定例会におきまして総務委員会に付託されたもので、委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、平成30年2月16日、南会津町田島字後原甲3531-1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会、議長渡部英明氏から提出されたもので、紹介議員は渡部訓正議員であります。

この請願の趣旨は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

現在の福島県最低賃金は、時間額で748円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円にはほど遠い金額であり、その水準は2006年10月発効分から長期にわたり全国31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引き上げと早期発効が必要であるため、政府関係機関並びに福島労働局に対し意見書を求めるものであります。

本委員会といたしましては、厚生労働省、福島労働局のデータをもとに、慎重に審査いたしました。

参考までに、最低賃金の水準は、全国で一番高い金額は東京の958円であります。一番低い金額は、福岡県を除く九州6県、沖縄県で737円でした。東北6県では、宮城県の772円に次ぎ2番目に高い福島県ではありますが、やはり全国では低位であります。

そのような結果をもとに、この最低賃金の引き上げは、非正規労働者の所得向上と内需拡大に寄与することから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員会委員長報告といたします。

以上、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◇

◎会議時間の延長

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

会議規則第9条第2項の規定に基づき、会議の時間を午後6時まで変更したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会議の時間を午後6時まで変更することが決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 5時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○五十嵐 司議長 町長提出議案1件、議員提出議案2件、委員会提出議案1件、議員派遣の件、常任委員長から閉会中の継続調査申出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第4号の追加1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第4号の追加1のとおり議題にすることに決定しました。

◇

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議案第39号 南会津町第4期障害者計画についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げます。

議案第39号 南会津町第4期障害者計画についてであります。本計画につきましても、去る3月2日に開催されました議員懇談会においてご説明させていただきましたが、障害者基本法に基づく平成30年度から平成34年度までの5カ年間の計画期間とする第4期計画として策定するものであります。

本計画案の取りまとめに関しましては、南会津町地域自立支援協議会の審議において出されておりました検討課題等に関し、福島県南会津教育事務所及び福島県南会津保健福祉事務所並びに南会津町社会福祉協議会とこの間、最終調整を行ってまいりましたが、このたび成案ができてきました。

つきましては、地方自治法第96条第2項の規定により定める南会津町議会基本条例第13条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第2、議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、議員提出議案第1号について、提案理由の説明を行います。

平成30年3月16日。提出者、南会津町議会議員室井嘉吉、同じく大桃英樹、同じく貝田美郎、同じく湯田賢太郎、同じく丸山陽子、同じく楠正次。

南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記。

提案理由。議員定数と議員報酬に関する特別委員会の最終報告に基づき、町議会議員の定数を、現行の18人から2人を減じて16名とするものです。

改正文については、別紙のとおりでございます。

別紙。南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

南会津町議会議員定数条例（平成23年南会津町条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の南会津町議会議員定数条例の規定は、同

日以降初めてその期日を告示される南会津町議会議員の一般選挙から適用する。

以上、ご提案をするものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「議長、2番、反対の立場で討論します」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 私は、原案に対して反対の立場で討論を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告については、委員皆様の熱心な調査や活動、さらには結果に対する丁寧な住民説明会など、特別委員会の取り組みや行動は認めるところであり、本当に頭が下がる思いであります。

しかしながら、私の意とするところの地理的状況や地域性については調査検討をしていただけなかったことが、報告書の中からわかりました。私の考えとは相反する結果であったことから、委員会報告の際は質問もできなかったということが実情であります。

反対する理由は2点あります。まず、1点目は、本町の地理的状況と地域性についてであります。

南会津町は、886.5平方キロメートルと広大な面積を擁しており、福島県でも1,231平方キロメートルのいわき市に次いで2番目に広い町でもあります。

このことから、町としても、旧村単位に支所を置き、町が行う政策や地域の状況把握など、住民がひとしくサービスが受けられるよう取り計らわれております。議会としても、同じく住民生活の現状把握や住民の声に耳を傾けるなど、きめ細かな対応が必要であると考えます。

本町の地理的状況は、本庁舎から2つの峠を越え、4つの国道を經由し、支所をめぐった

けで約80キロメートルにもなります。さらには、本町や支所を中心に100を超える集落が点在しており、本庁、支所から離れた集落では約10キロメートルにもなるところがあります。これらの広範な地域にそれぞれの住民が生活しております。

このことから、議会として地域の現状を把握するためには、実情に合った議員の数も必要であると思います。

これらの状況を考えたとき、定数の一般的ガイドラインが1,000人に1人だからといって、このことにこだわって考えることが正しいことなのでしょうか、私は疑問を感じます。

また、類似した町村として会津美里町がありますが、地理的状況の違いから、参考にしたいが参考にはならないという、身近な事例として比較のために述べさせていただきます。

会津美里町は、本町と同じく合併した町ですが、議員定数は16人であります。平成30年2月1日現在の人口は2万783人で、本町より人口規模の大きい町ですが、議員定数は2人少ない定数となっております。

しかしながら、地理的な状況を見ると、面積は276.4平方キロメートルで、本町の3分の1以下であり、3庁舎間が近距離であることから総合支所とはせずに、高田庁舎、本郷庁舎、新鶴庁舎とし、高田庁舎には総務課、健康ほけん課など、本郷庁舎には農林課、建設課、新鶴庁舎にはくらし安心課、こども教育課といったように、それぞれの庁舎には異なる課が配置されております。このことは、いずれの庁舎も住民からは近い距離にあるということであり、住民の居住範囲が狭いということは、議員の数が少なくても住民の声はよく聞こえるということになります。

次に、2点目ではありますが、人口減少に対する考え方と近隣町村とのバランスであります。

報告書では、平成29年4月1日の人口が1万6,230人であったから16人で提案しましたとあります。次回予定の本町議会議員の選挙は、来年平成31年4月です。報告書では、その次年度である平成32年の想定人口が1万4,675人、平成42年は1万1,924人と書かれてあります。次回の選挙時点で1万4,000人台になろうかという状況の中で、なぜ16人なのか。1,000人に1人を基準とするなら、14人で提案すべきでなかったのかと考えます。

また、郡内の町村を見た場合、下郷町、只見町の人口は本町の3分の1程度ですが、定数はいずれも12人です。1,000人に1人というガイドラインにこだわった場合、人口が1万2,000になったとき、隣接の2町と同じく12人になるのですか。報告書の方針から解釈すれば、このようにも受け取れます。

このような状況を考えたとき、本町の議会議員の定数は当分の間、現状維持の18人が最もふ

さわしい定数であると考えます。このことから、議員定数については、現状のまま据え置くこととし、16名とする本案については反対であります。皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

以上です。

○五十嵐 司議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 特別委員会副委員長を務めさせていただきました。昨年3月から丁寧な調査、そして皆様方におかれましては、議員活動調査等非常にご協力いただきましたこと、この場をかりまして御礼申し上げます。

さて、南会津町、合併から12年がたとうとしています。この間、人口減少、そして少子高齢化が著しく進んでおります。

そんな中、南会津町議会は、合併してから52名のマンモス議会から始まりました。それから議会基本条例を策定し、定数と報酬はみずからの決断で決めるというような重い十字架といたしますか、責務を負いました。この精神は何かといえば、やはり二元代表制、この重み、そして我々がきょう議決案件、議決してきたわけでございますが、議案について、この重みについて深く考えるべきであると、みずから決めるとしたところでございます。

我々はその精神のもと、どうしたらこの新しい南会津町の自治力を、人口減少が進む南会津町の自治力を減らさないようにどうしたらできるのかということをお話し合ってきたと思っております。

そんな中、人口減少とはどうしてもつき合わなくてはならなかった。この経緯についてお知らせします。

これは私、前回の特別委員会でも副委員長を務めておりました。その当時も、住民アンケート、そして住民説明会、真摯に向き合ったつもりです。そんな中、声が多かったのは、やはり人口が減っている中、議員の数も減らすべきだろうというお考えでした。一概にこの人口が減ったから議員を減らすべきだろう、こういった考え方に賛同するわけではございませんが、1つ考えられるのは、住民が減ることで議員定数が変わらないということは、住民負担が1人当たりの部分ふえるということです。

また、もう一つの視点がございます。それは、我々がどんな議会を目指すかです。たとえ住民が減っても、たとえ広大な面積が変わらないとしても、我々議員は足で稼いで、住民の声をつぶさに聞いて、それを町政に届ける、この場で届ける。これが我々の責務です。その視点か

ら言わせていただければ、やはり崇高な理念を求めながら質を高め、そして住民と寄り添い、住民自治の姿をつくっていくべきだと考えております。

そういった視点から、住民の声に応えるべく今回、2名の減という提案をさせていただいているわけございまして、あくまでこれは1,000人当たり1人という議員のガイドラインに従っているものではございません。人口減少に対応するものでございます。

我々は、やはりもう一度原点に返って、議会基本条例の基本に返って、もう一度目指すべき議会の姿を示すべきだと思います。みずからしっかり身を削る。しかしながら、一人一人の質を高めていこう、みんなで頑張っていく、そういった姿勢を見せることによって、住民自治力を高めたいと思っております。

したがって、今回、2名の減ということで、非常に重い選択ではございましたが、ぜひ皆様にもご賛同いただきまして、採択というか、していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 では、これで討論を終わります。

これから採決します。起立によって採決します。

議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数です。

よって、議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第3、議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、議員提出議案第2号の提案理由を説明をいたします。

議員提出議案第2号。

平成30年3月16日。提出者、南会津町議会議員室井嘉吉、同じく大桃英樹、同じく貝田美郎、同じく湯田賢太朗、同じく丸山陽子、同じく楠正次。

南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提案をいたします。

提案理由。議員定数と議員報酬に関する特別委員会の最終報告及び特別職報酬等審議会の答申に基づき、町議会議員の報酬額を改定するものです。

改正文については別紙のとおりでございます。

別紙。南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成18年南会津町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議会運営委員長」の次に「、議会運営副委員長」を加え、同条の表を次のように改める。

区分、議長、議員報酬額、32万4,000円、副議長、25万3,000円、常任委員長、23万8,000円、常任副委員長、23万2,000円、議会運営委員長、23万8,000円、議会運営副委員長、23万2,000円、議員、23万円。

第3条第1項中「及び議会運営委員長」を「、議会運営委員長及び議会運営副委員長」に改め、同条第2項中「議会運営委員長」の次に「、議会運営副委員長」を加える。

第5条第1項及び第6条中「議会運営委員長」の次に「、議会運営副委員長」を加える。

附則。この条例は、平成31年5月1日から施行する。

以上、ご提案を申し上げます。

よろしくご審議を賜り、ご決定をくださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、11番、反対の立場から」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 議員提出議案第2号に対する反対の立場から申し上げます。

まず初めに、特別委員会委員各位の2年間にわたる取りまとめに、心から敬意を表します。

今回の取り組みは、過去2回にわたる特別委員会の議論の積み重ねの上にあります。特に、特別委員会報告でも述べられているように、活動量を数値化し、客観的根拠とする前回の特別委員会からの算出方式を用い、より正確な活動量を示せた。このことは、他の議会にも比して誇れることであると思います。

しかしながら、この客観的な議員報酬の算出方法に対する理解が、特別職報酬等審議会において全く理解されなかったことは大変残念であります。

南会津町議会基本条例は、合併以来さまざまな議論の上に、南会津町議会の議会に関する基本条例であり、議会における最高法規であると規定しています。この条例の中で議員報酬は、「町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。」ということで、今回提案されたものであると思っております。

特別委員会が議会基本条例に沿って当初提案を受けた内容と今回、議員提出議案第2号で提案されている内容は違うものと考え、議会における最高法規である南会津町基本条例を支持する立場から反対をいたします。

○五十嵐 司議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 議員提出議案第2号について賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対されましたが、内容等は私も十分理解する部分ありますけれども、1年間の活動調査に対して積算方法で積算した結果、これが4地域で説明会を行ったときも、全議員で取り組めなかったことは、私たち特別委員会、議会の残念な結果、そして報告した活動時間に積算の根拠となる活動時間に余りにも差があり過ぎるとの住民の声がございました。

それらを参酌し、また、特別職報酬等審議会の答申を受けて、私たちの1年間活動記録を調査、そういうことが全面的に私たちも強く押し出せるものではなかったということもございまして、議員活動が見えないなどの多くの声、4地域で聞きました。

それらの答申に基づき、特別委員会の議論の結果、報酬は、この第2号に、副議長のほうから提案説明がございましたが、私も今の考えのもと、この提案に賛成いたします。ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

○五十嵐 司議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 私は、原案に対して反対の立場で討論します。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告については、議員定数と同じく調査や活動など熱心に取り組まれた委員皆様の行動は認めるところであります。

しかしながら、議員定数を減ずることを条件に報酬額の増額が提案されたことが、私の反対するところであります。

報酬額の案については二転三転しましたが、最初に報告のあった6万円の増額については、算出されるまでの調査や検討作業、大変なご苦勞があったと理解しております。次に、3万円に減額されたとき、その理由が、単に昨今の町内の経済状況を勘案するということから6万円を決定したときの熱意、それと比較して物足りない感がありました。3万円、6万円いずれの増額案も、議員定数2人の減数が条件になっていることが私の疑問とするところであります。

特別報酬等審議会からの答申のあった今回の増額提案は、特別職に対する報酬を審議する正規の機関からの提案でありますから、大きい声で反対するものではありませんが、さきの議員に対する特別委員長報告の折、質問に対して、1万円の増額についても議員定数の減数が条件になっているとの説明がありました。このことが私の納得できないところであります。

議会基本条例第17条第2項に「議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。」とあります。

私としては、議員活動を評価した結果で報酬額を決定すべきとの考えであり、条件つきで増額を決定することは納得できないことであります。今後、報酬の増額が必要になったときは、議員定数をさらに減らすことになるのでしょうか。私は、議員定数と議員報酬は切り離して提案すべきと考えます。

以上、考えを述べさせていただきましたが、議員報酬については現状のまま据え置くとの考えであり、本案については反対であります。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 賛成の立場から討論させていただきます。

まず初めに、我々定数と報酬特別委員会、ずっと活動してきている中で、口を酸っぱくして言ってきていることがございます。定数と報酬は別々に考えるということです。これをごちゃごちゃにして考えてしまうと、今、森議員からあったように、減らすから上げると、そういったのに派生してしまいます。しかしながら、我々が今回報酬で求めたものは、十分な議員活動に必要な報酬はどれぐらいかということです。

また、もう一つの視点としては、皆さん1年間、昨年6月1日からことしの5月31日まで、1カ月単位で活動記録をつぶさに提出していただきました。これは何かというと、議員の仕事というのはなかなかわかりにくいです。今ほど反対の立場からご意見ありました、成果であらわすべきだというようなことがありましたが、果たしてこれで数値化できるのでしょうか。どのような成果を、どのような金額に換算したらいいのか、これは非常に難しいということ、特別委員会の中でも話し合っていました。

我々は、住民の視点から見たときに、一番わかりやすいであろう活動量を数値化する、見える化する、これに徹してきました。これがぶれることによって、さまざまな違う考え方が出てきてしまいます。そうではなく、南会津町議会としては議会基本条例をつくった、みずから決める、そして前回の特別委員会では、会津若松市議会を手本にして、このような算出方式を求めました。

前回の特別委員会では、特別委員7人だけの参加でしたが、我々はさらに詳しくやりたい、もっと住民の皆様にはわかっていただきたいという思いもあって、全員にご協力を求めたわけです。その結果、かなり多数の方に賛同いただきまして結果を報告いただいたわけです。

したがって、定数と報酬はまず別々に考えたということがまず第1点でございます。

もう1点、私は今43歳でございますが、担い手不足に対する不安に対して、どうやって解消するかということについても話し合いました。先ほどの定数の話の中でもございましたが、いかにして担い手をつくっていくか、そして十分な活動をしていくにはどうしたらいいのか、議員の皆様にはアンケートをとらせていただきました。

全ての方ではございませんが、やはり現状か、もしくはふやしていただきたい、そういった切実な声がありました。確かに、住民の皆様からとか、周りから見れば、議員何もやっていないのにあれだけの報酬をもらって、あるかもしれません。しかしながら、我々ここの席に座って、議決案件に対して接していく、調査をして議決していく、自分のみずからの意見を決め

ていく、その過程においてはかり知れないご苦勞が皆様にもあろうかと思ひます。それが議員に課せられた重い責務だと思ひております。

そのようなことから、我々は報酬につきましては、ぜひ未来志向のものをやっけていきたくていうことで当初から説明させていただきます。

前回の特別委員会でも同じように算出させていただきますが、実際3万円増というやうな数字が出てきたわけですが、しかしながら、特別委員会内で、そうではない、住民の意見はこうだからとか、我々はもっところしていくべきだ、それよりまず議会をどうするべきだ、そういつた議論になり、最終には総意をとることができませんでした。したがひまして、副委員長手当だけの増額とさせていただきます。

しかしながら、今回に關しましては、前回からの算出方法を受けて、正規に全員に協力していただき、積算をさせていただきます。それに従ひまして、6万円増という結果があり、しかしながら社会情勢を考へて、3万円という中間報告させていただきます。

確かに、そこの間にも何があるんですかと言われれば、何もありませんが、我々はしつかり結果として、住民の皆様説明会でも、6万円増というのが全くの新たな結果でございますということを説明させていただきます。

住民説明会においても、非常に厳しいご意見をいただきました。やはり、議員の姿が見えない、結果が出されていない、やはり町の経済が活性化されていないとか、人口減少で不安だとか、さまざまな不安の声を聞きました。私たちは、それでも議会のあるべき姿を示していかなくてはなりません。

その意味で、議会活動をしつかり充実させるためには、皆様が充実した活動するためには、安定して気持ちでしつかりとした活動すべきだと思ひております。そのためには、我々としては3万円増とさせていただきますものの、町の正規の機関である特別職報酬等審議会におかれまして全く理解いただけなかったこと、非常に残念には思ひましたが、これが結果です。我々がやっけている仕事の結果であると受けとめました。

非常に厳しい結果ではございましたが、住民の代表である皆様のご意見に背くこともできない。また、住民説明会等でも非常に厳しい意見が数多くありました。したがひまして、我々といましては、断腸の思ひでこの報酬等審議会の案を受け入れて、1万円とさせていただきます。この1万円が多いか、少ないかではなくて、我々は未来に向かつてしつかりと議会活動をやっけていく、議員活動をやっけていく、このことを示すためにこの1万円増とさせていただきます。

この趣旨ご理解いただきまして、ご議決いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで討論を終わります。

これから採決します。起立によって採決します。

議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数です。

よって、議員提出議案第2号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎会議時間の延長

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

会議規則第9条第2項の規定に基づき、会議の時間を午後7時まで変更したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会議の時間を午後7時まで変更することが決定しました。

◇

◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第4、委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 南会津町議会議長、五十嵐司様。南会津町議会総務委員長、貝田美郎。福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

本議案は、先ほど委員長報告をいたし、ご決定いただきましたことを受け、総務委員会として提出するものであります。

地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記。

提案理由。最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

現在の福島県最低賃金は、時間額で748円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円にはほど遠い金額であり、その水準は2006年10月発効分から現在までの全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引き上げと早期発効などを強く求める意見書を提出するものである。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局。

意見書、別紙のとおりであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 12番ですが、議員派遣の件で、6番目の自治体消防の関係なんですが、この派遣議員が今までは全議員だったと思うんですが、今回だけがなぜ文教だけに縛りがあるのか、お伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

昨年までの検閲、町の主催で春と秋やっておりました。それについては町主催でしたので、全議員にご通知を差し上げております。

今回の70周年記念、これは郡内の3町1村で合同でやる検閲式ということですので、議長、副議長のほか、所管の文教厚生委員会のみさせていただきます。前回もこの合同検閲の際は、同様の扱いをさせていただきます。

○12番 高野精一議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。



◎町長挨拶

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで町長より発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○大宅宗吉町長 平成30年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上議決いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日最終日、皆さん方に時間延長していただきながら慎重審議いただきましたこと、まことにご苦勞さまでございます。心から感謝申し上げます。

さて、平成29年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解をいただきたい案件がありますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目ではありますが、平成30年度の税制改正への対応であります。

現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目が、平成29年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。

歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。その他専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

引き続き平成30年度の町政運営につきましても、重ねて議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

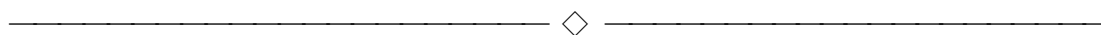
さて、私が平成22年4月に町長に就任してから、間もなく2期8年の月日が経過しようとしております。思い返してみますと、就任直後の平成23年3月に発生いたしました東日本大震災と東京電力福島原子力発電所の想定もしていなかった大事故、同年7月末に発生した新潟・福島豪雨災害、さらには平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害と、これまで経験したことのない大規模な災害に遭遇いたしました。

執行部と議会は車の両輪だと言われますが、まさしく議員の皆さんと手を携え、復旧・復興に当たったあのときのことが、今でも鮮明に思い出されます。

また、長年運動を進めてまいりました東武鉄道の特急乗り入れが実現いたしまして、会津田島駅で新型特急リバティ会津の一番列車歓迎セレモニーを多くの町民の皆様とともに挙行できましたこと、さらにはこの新庁舎建設事業について、町内の事業者が力を結集し、また、町産材をふんだんに活用した特徴ある建物として完成できたことは、生涯忘れ得ない出来事であります。

今、こうして新しい議場の演壇でお話しできますこと、まことに感慨深いものがございます。私は、そのようなことを思いながら、これまでもこの町政の執行に当たってまいりました。そういう思いで今回の議会、皆様方とさまざまな議論、議案の提案、そして審議をしていただきましたことまことにありがたく、皆様方に敬意を表したいと思います。

改めまして、議員の皆様方並びに町民の皆様方に心より感謝を申し上げ、本日、定例会最終日のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で会議を閉じます。

平成30年第1回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署 名 議 員 森 秀 一

署 名 議 員 楠 正 次